

菊池市立地適正化計画 (案)

菊池市

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第1章 立地適正化計画の位置づけ | |
| 1－1 計画改定の背景・目的 | 1 |
| 1－2 計画の位置づけ | 2 |
| 1－3 目標年次と対象区域 | 2 |
| 1－4 計画見直しの視点 | 2 |
| 第2章 菊池市の都市構造 | |
| 2－1 人口特性 | 3 |
| (1) 現況人口 | 3 |
| (2) 将来人口 | 15 |
| 2－2 交通・開発等の特性 | 27 |
| (1) 人・車の動き | 27 |
| (2) 土地利用 | 33 |
| (3) 建物利用 | 37 |
| (4) 建築着工 | 44 |
| (5) 開発動向 | 46 |
| (6) 地価動向 | 49 |
| (7) 災害リスク | 51 |
| (8) 公共公益施設の分布 | 55 |
| 2－3 市民アンケート調査 | 58 |
| (1) 調査概要 | 58 |
| (2) 調査結果 | 59 |
| 2－4 都市構造の特性分析 | 69 |
| (1) 公共公益施設等の立地分析 | 69 |
| (2) 現況人口分布 | 76 |
| (3) 年齢別将来人口分布 | 82 |
| 2－5 上位計画、関連計画 | 96 |
| (1) 上位計画等 | 96 |
| (2) 関連計画 | 102 |
| 2－6 菊池市の都市構造上の課題 | 107 |
| (1) 同規模都市との比較による都市構造の評価 | 107 |
| (2) 都市構造上の課題 | 109 |
| 第3章 目指すべき都市像の設定 | |
| 3－1 将来自目標 | 116 |
| 3－2 将来都市構造 | 118 |
| (1) 都市構造の基本方針 | 118 |
| (2) 拠点等の役割分担 | 119 |
| (3) 公共交通ネットワークの強化 | 119 |
| (4) 将来都市構造のイメージ | 120 |
| 第4章 居住誘導区域の検討 | |
| 4－1 居住誘導区域の基本的な考え方 | 121 |
| 4－2 居住誘導区域の設定条件 | 121 |
| (1) 居住誘導区域に含める条件 | 121 |
| (2) 居住誘導区域に含めない条件 | 126 |
| 4－3 居住誘導区域の設定 | 128 |
| 第5章 都市機能誘導区域・誘導施設の検討 | |
| 5－1 都市機能誘導区域の基本的な考え方 | 130 |
| 5－2 都市機能誘導区域の設定条件 | 130 |
| 5－3 都市機能誘導区域の設定 | 131 |
| 5－4 誘導施設の基本的な考え方 | 133 |
| 5－5 誘導施設の設定 | 134 |
| (1) 誘導施設候補の立地状況 | 134 |
| (2) 誘導施設の設定方針 | 138 |
| (3) 誘導施設 | 139 |
| 5－6 公的不動産の活用方針 | 139 |
| (1) 都市全体における公的不動産の活用方針 | 139 |
| (2) 都市機能誘導区域における公的不動産の活用方針 | 139 |
| 第6章 地域生活拠点の検討 | |
| 6－1 地域生活拠点の基本的な考え方 | 140 |
| 6－2 地域生活拠点の設定条件 | 140 |
| 6－3 地域生活拠点の設定 | 141 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 七城地域の地域生活拠点 | 141 |
| (2) 旭志地域の地域生活拠点 | 142 |
| 第7章 誘導施策の検討 | |
| 7-1 誘導施策の体系 | 143 |
| 7-2 居住・都市機能等を誘導するための施策 | 144 |
| (1) 居住の誘導に関する施策 | 144 |
| (2) 都市機能の誘導に関する施策 | 145 |
| (3) 公共交通ネットワークの確保に関する施策 | 146 |
| 7-3 届出制度の運用 | 147 |
| (1) 居住誘導区域外における建築等の届出等 | 147 |
| (2) 都市機能誘導区域外における建築等の届出等 | 148 |
| (3) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の事前届出 | 149 |
| 第8章 防災指針の検討 | |
| 8-1 災害リスクの検討・防災まちづくりに向けた課題の抽出 | 150 |
| (1) 防災指針とは | 150 |
| (2) 防災指針検討の流れ | 150 |
| (3) 災害ハザード情報の収集・整理 | 151 |
| (4) 災害リスクの評価方法 | 152 |
| (5) 災害リスクからみる防災上の課題への取組方針 | 154 |
| 8-2 防災まちづくりの将来像 | 174 |
| 8-3 防災まちづくりの取組方針・取組スケジュール | 175 |
| (1) ハード対策に関する取組方針 | 175 |
| (2) ソフト対策に関する取組方針 | 176 |
| (3) 取組スケジュール | 177 |
| 第9章 目標値の検討 | |
| 9-1 目標値検討の基本的な考え方 | 178 |
| 9-2 目標値の中間評価 | 178 |
| 9-3 目標値の設定 | 179 |
| (1) 居住に関する目標値 | 179 |
| (2) 都市機能に関する目標値 | 180 |
| (3) 公共交通に関する目標値 | 180 |
| (4) 防災に関する目標値 | 180 |
| 9-4 期待される効果 | 181 |
| 9-5 計画の見直し | 181 |

第1章 立地適正化計画の位置づけ

第1章 立地適正化計画の位置づけ

1-1 計画改定の背景・目的

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが求められています。

また近年では、頻発・激甚化する災害に対して地域の安全の確保や脱炭素社会に向けたCO₂排出量の抑制による地球環境への負荷低減など、様々な分野において都市に関する課題に直面しています。

こうした中、医療・福祉施設・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心や地域の中心に誘導しつつ、その周辺や公共交通でつながった沿線に居住を誘導することで、市民の生活サービスの質の確保や地域のコミュニティの持続性を確保する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりを進めていくことが重要とされています。

菊池市（以下、「本市」）においては、平成28年度（2016年度）に立地適正化計画（以下「当初計画」）を策定し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めてきました。菊池市生涯学習センターKiCROSS（キクロス）や市役所本庁舎の整備（平成29年）、市民広場の再整備（平成30年）、各地の支所の再整備を進めることで、市民の生活サービスの確保に努めてきました。

しかしながら、本市を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。令和4年（2022年）には旭志地域が過疎地域に指定され、今後も人口減少が進むことが予測されています。一方で、周辺自治体への大規模な半導体関連企業の立地により、本市でも工業団地の整備が進んでおり、持続可能なまちづくりを考えていくうえで大きな転換点となっています。

今回の改定に当たっては、上記のような背景に加え、昨今の災害に対して、計画の法的根拠となる都市再生特別措置法の法改正を受け、居住誘導区域を中心とした防災の取り組みを整理し、防災まちづくりの方針を設定する「防災指針」の策定が必要となりました。

これらを踏まえ、本市の生活環境が将来にわたり、持続的に維持されることを目的として当初計画を見直し、「立地適正化計画改定版」（以下、「本計画」）として策定します。

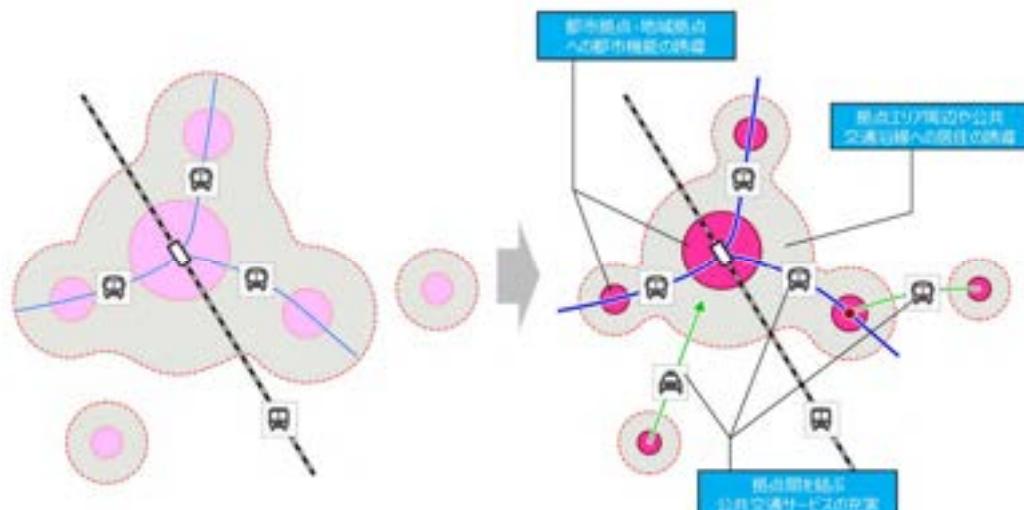


図 1-1 コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ

出典:国土交通省 立地適正化計画策定の手引き基本編(令和7年4月版)

1-2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である菊池市総合計画や菊池都市計画区域マスター プランなどの上位計画に即しつつ、本市のまちづくりの方針を定めた菊池市都市計画マスター プランと調和した計画とします。また、本市の他の関連計画と整合・連携を図りながら定めます。

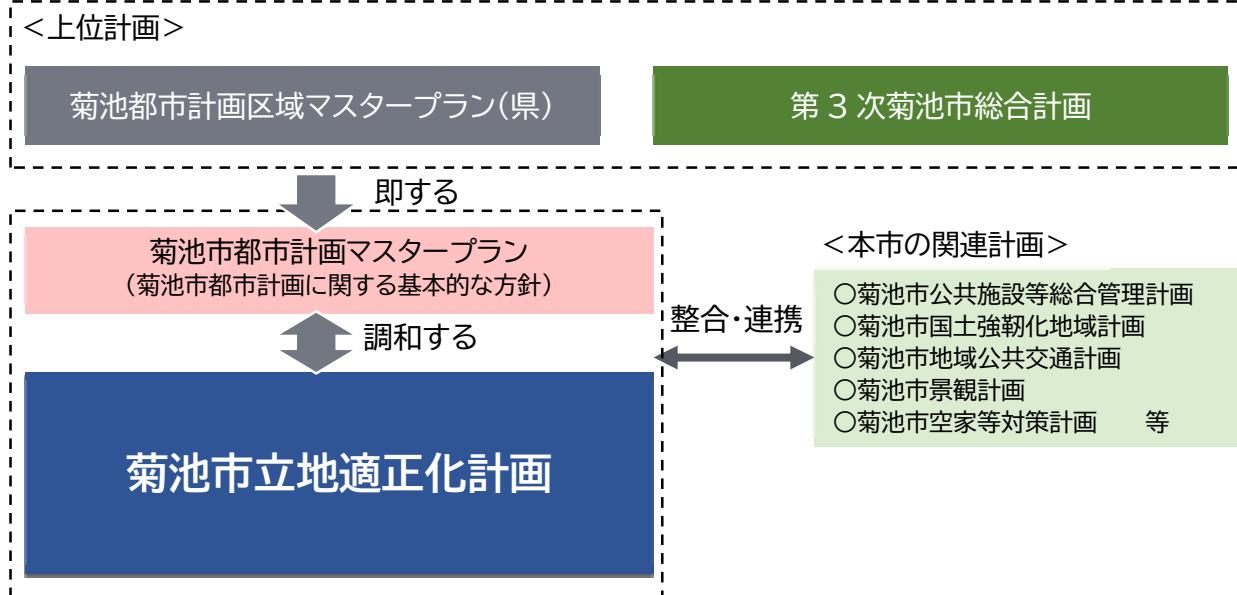


図 1-2 計画の位置づけ

1-3 目標年次と対象区域

計画の期間は、当初計画の1回目の見直しであることから当初計画策定時に設定した平成28年（2016年）から令和17年（2035年）を目標年とした20年間としますが、5年ごとに目標値や施策の見直しを行うとともに、今回の見直しのように社会情勢を踏まえた見直しを行います。

本計画の対象区域は、都市計画区域に定めることとされています。ただし、本市において都市計画区域外となる七城地域や旭志地域も地域の拠点として重要な役割を果たしています。そのため、都市計画区域を原則としつつも、区域外についても本計画にて位置づけを示します。

1-4 計画見直しの視点

本計画の見直しに当たっては、下記の視点により検討を行いました。

見直し方針①実態に即した居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定基準の見直し

- 最新の災害ハザードエリアの指定状況や人口の集積状況等から、実態に即した居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定基準を見直します。

見直し方針②七城・旭志地域の計画への位置づけの明確化

- 現行の立地適正化計画に位置づけのない七城地域及び旭志地域についても近年の国の動向を踏まえた「地域生活拠点」を検討し、関連計画との整合を図ります。

見直し方針③区域内への誘導を促進する誘導施設・誘導施策の見直し

- 近年の国の動向を踏まえ、市民アンケート等を考慮した誘導施設の見直しを行い、あわせて居住や誘導施設の区域内への誘導を促進する誘導施策を検討します。

見直し方針④防災指針の策定

- 災害リスクを把握・分析し、災害リスクに応じた防災への取組やそのスケジュールを防災指針として設定することで災害に強いまちづくりを目指します。

第2章 菊池市の都市構造

第2章 菊池市の都市構造

2-1 人口特性

(1) 現況人口

1) 人口・世帯数・世帯人員

本市の人口は、平成12年（2000年）までは増加傾向にありましたが、平成17年（2005年）以降減少傾向に転じています。世帯数は増加傾向にありますですが、これに反比例する形で世帯人員は減少しています。

また、ベトナムやフィリピンなど技能実習生としてアジアからの外国人居住者が増加しており、特に令和3年（2021年）以降に著しく増加しています。

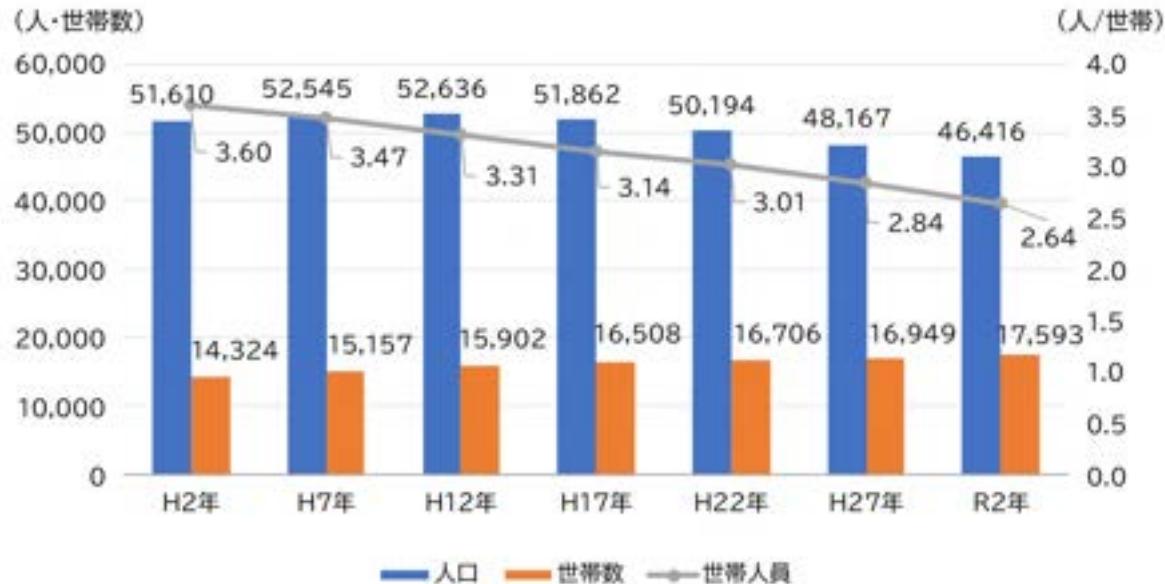


図 2-1 人口、世帯数、世帯人員の推移

資料:H2年～R2年 国勢調査

表 2-1 人口、世帯数、世帯人員の推移

| 年度 | 人口 | 世帯数 | 世帯人員 |
|-----------|--------|--------|-------|
| H2年 | 51,610 | 14,324 | 3.60 |
| H7年 | 52,545 | 15,157 | 3.47 |
| H12年 | 52,636 | 15,902 | 3.31 |
| H17年 | 51,862 | 16,508 | 3.14 |
| H22年 | 50,194 | 16,706 | 3.00 |
| H27年 | 48,167 | 16,949 | 2.84 |
| R2年 | 46,416 | 17,593 | 2.64 |
| H17年/H22年 | -3.2% | 1.2% | -4.4% |
| H22年/H27年 | -4.0% | 1.5% | -5.4% |
| H27年/R2年 | -3.6% | 3.8% | -7.2% |

資料:H2年～R2年 国勢調査



図 2-2 外国人人口の推移

資料:菊池市統計資料 2025

2) 地域区分別人口

地域区分別人口をみると、行政区域は平成 17 年（2005 年）から減少し、都市計画区域も同様に、減少しています。用途地域は、平成 17 年（2005 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて減少していましたが、令和 2 年（2020 年）に増加に転じています。人口集中地区(DID)は減少が続いている。



図 2-3 地域区分別人口の推移

資料:H17 年～R2 年 国勢調査

表 2-2 地域区分別人口の推移

| 年度 | H17 年 | H22 年 | H27 年 | R2 年 | H27 年/H22 年 | R2 年/H27 年 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------------|------------|
| 行政区域 | 51,864 | 50,194 | 48,167 | 46,416 | -4.04% | -3.64% |
| 都市計画区域 | 35,477 | 34,638 | 34,609 | 33,202 | -0.08% | -4.07% |
| 用途地域 | 11,482 | 10,619 | 10,235 | 11,000 | -3.62% | 7.47% |
| 用途地域指定外区域 | 23,995 | 24,019 | 24,374 | 22,202 | 1.48% | -8.91% |
| 人口集中地区(DID) | 7,822 | 7,121 | 6,695 | 6,273 | -5.98% | -6.30% |

資料:H17 年～R2 年 国勢調査

3) 地区別人口

① 地区別人口増減

最も人口の多い菊池地域は減少傾向を示し、旭志地域、七城地域も同様に減少しています。令和2年（2020年）の国勢調査の結果により、旭志地域は、令和4年（2022年）に過疎地域として指定されました。熊本都市圏に近い泗水地域では、平成22年（2010年）まで増加傾向でしたが、平成27年（2015年）以降は減少しています。

地区別に人口増減をみると、菊池地域の市街地外縁部や、泗水地域の幹線道路沿道などで人口が増加していますが、農業地帯や山間部では人口減少傾向にあります。

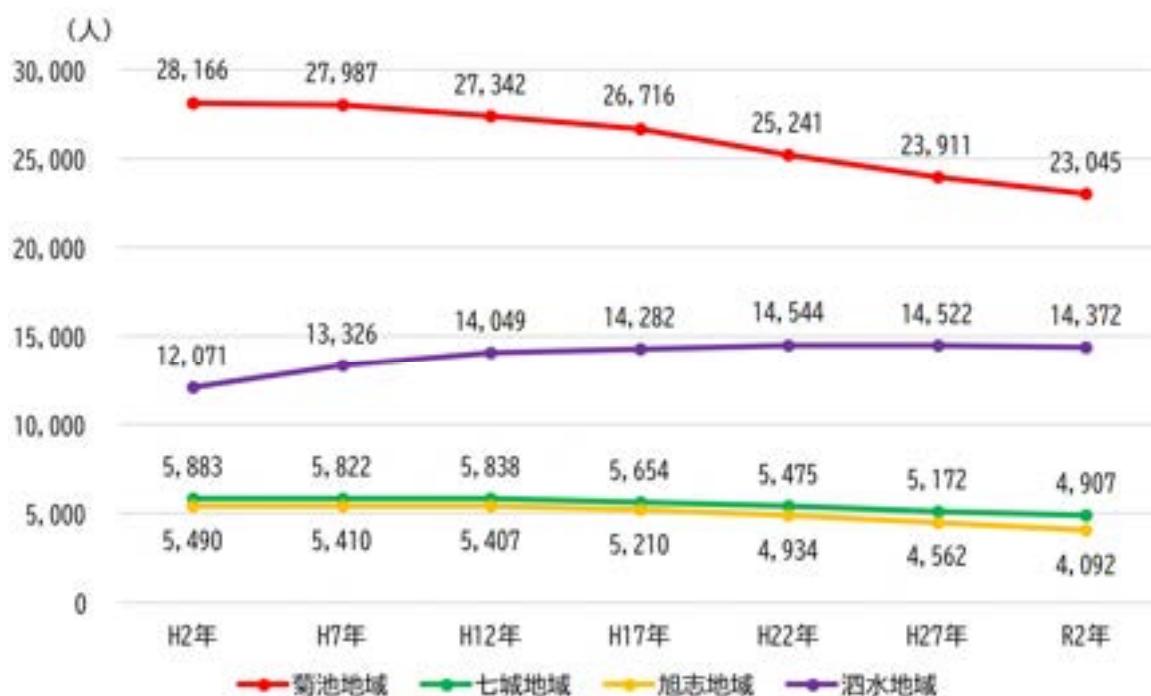


図 2-4 地域別人口の推移

資料:H2年～R2年 国勢調査

表 2-3 地域別人口の推移

| 年度 | 菊池地域 | 七城地域 | 旭志地域 | 泗水地域 |
|-----------|--------|-------|--------|--------|
| H2年 | 28,166 | 5,883 | 5,490 | 12,071 |
| H7年 | 27,987 | 5,822 | 5,410 | 13,326 |
| H12年 | 27,342 | 5,838 | 5,407 | 14,049 |
| H17年 | 26,716 | 5,654 | 5,210 | 14,282 |
| H22年 | 25,241 | 5,475 | 4,934 | 14,544 |
| H27年 | 23,911 | 5,172 | 4,562 | 14,522 |
| R2年 | 23,045 | 4,907 | 4,092 | 14,372 |
| H17/H22 | -5.5% | -3.2% | -5.3% | 1.8% |
| H22年/H27年 | -5.3% | -5.5% | -7.5% | -0.2% |
| H27年/R2年 | -3.6% | -5.1% | -10.3% | -1.0% |

資料:H2年～R2年 国勢調査

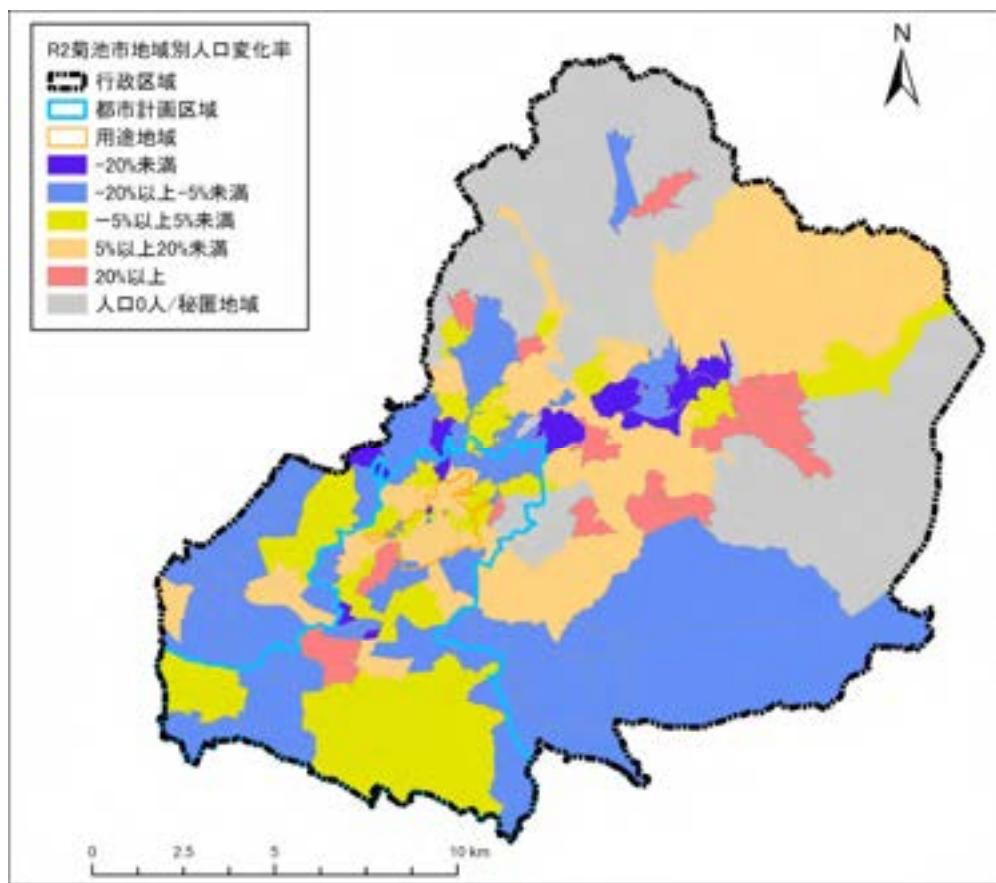


図 2-5 H27-R2 地区別人口増減変化率

資料:H27 年～R2 年 国勢調査

②地区別人口密度

菊池地域の用途地域内は、概ね 10 人/ha～30 人/ha 以上の人口密度を示し、用途地域の外延部では 10 人/ha 以上 20 人/ha 未満がみられます。泗水地域中心部の国道 387 号沿道では 10 人/ha 以上 20 人/ha 未満となっています。都市計画区域外では、10 人/ha 未満の地域がほとんどとなっています。

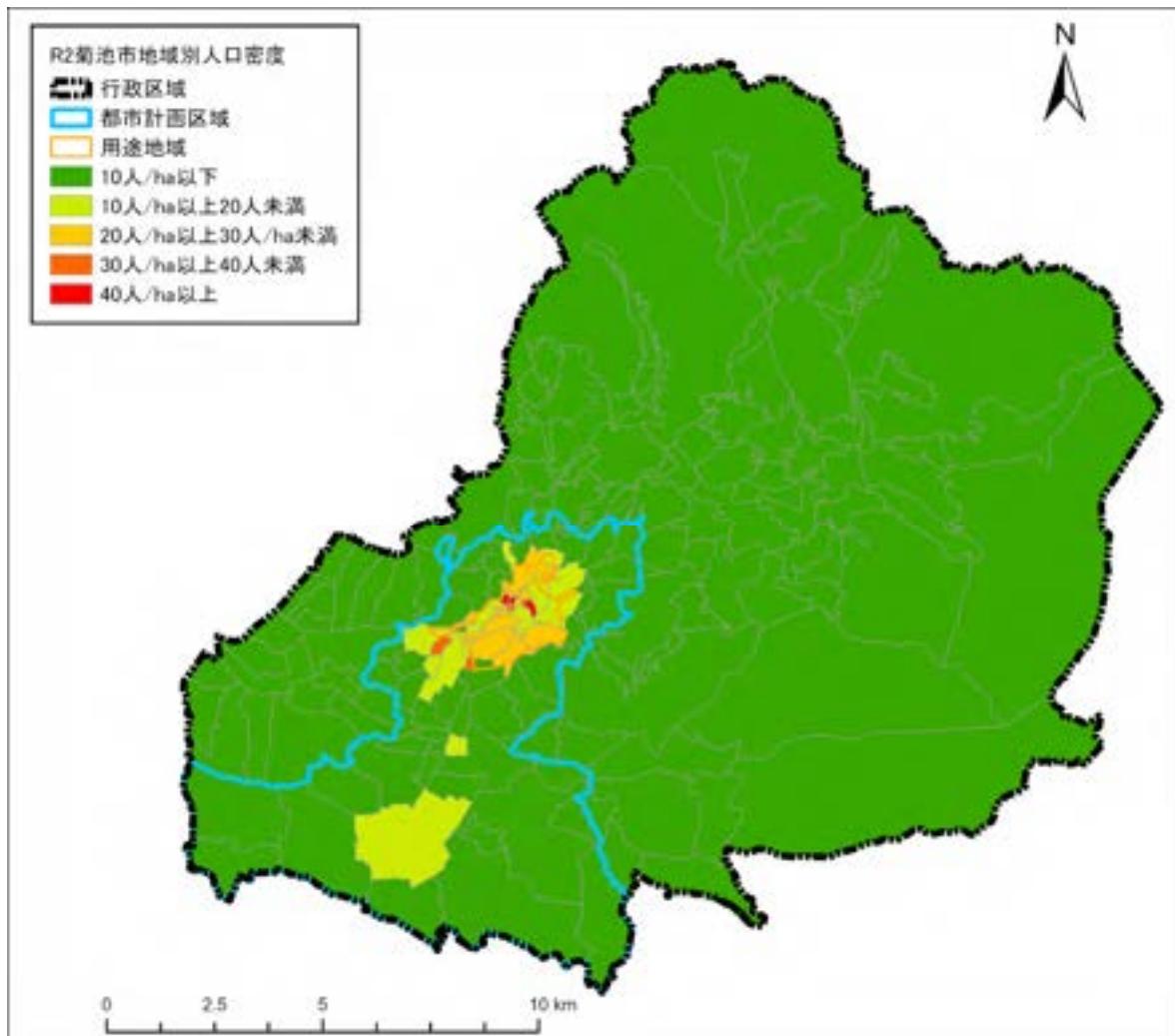


図 2-6 R2 地区別人口密度

資料:R2 年 国勢調査

4) 人口集中地区(DID)面積、人口密度

本市の人口集中地区（DID）は、用途地域が指定された菊池中心市街地にのみ指定されています。DID面積は昭和45年（1970年）頃と平成2年（1990年）頃に大きく増加し、その後はほぼ定常状態で現在に至っており、令和2年（2020年）で191haの面積となっています。

DID人口密度は、DID面積の拡大とDID人口の減少で、減少傾向にあります。平成22年（2000年）にDIDの指定要件の目安である40人/haを下回り、令和2年（2020年）には32.8人/haとなっています。



図 2-7 DID 面積と DID 人口密度の推移

資料:S35年～R2年 国勢調査

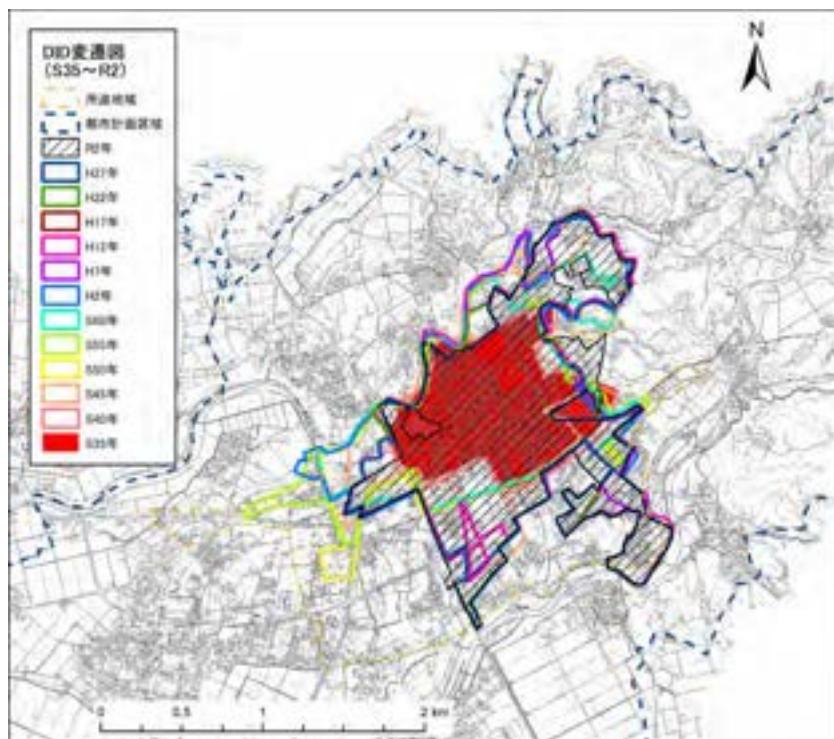


図 2-8 DID 変遷図

資料:S35年～R2年 國土数値情報

5)年齢別人口

①年齢3区別人口

本市の年齢3区別人口をみると、65歳以上人口の増加と15歳未満人口の減少が続いています。

令和2年(2020年)では、市全体の高齢化率は34%と3人に1人は高齢者となり、熊本県全体より3ポイント高くなっています。

七城地域や旭志地域の少子高齢化が進む一方で、泗水地域の高齢化率は30%であり、熊本県平均の高齢化率31%をやや下回っています。

注)年齢不詳は除く。

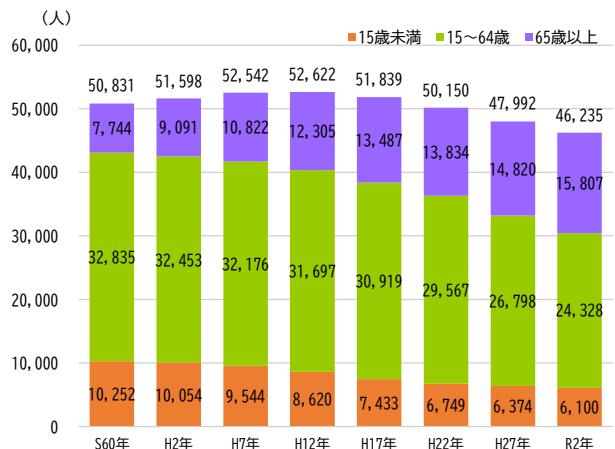


図 2-9 年齢別人口の推移(菊池市)

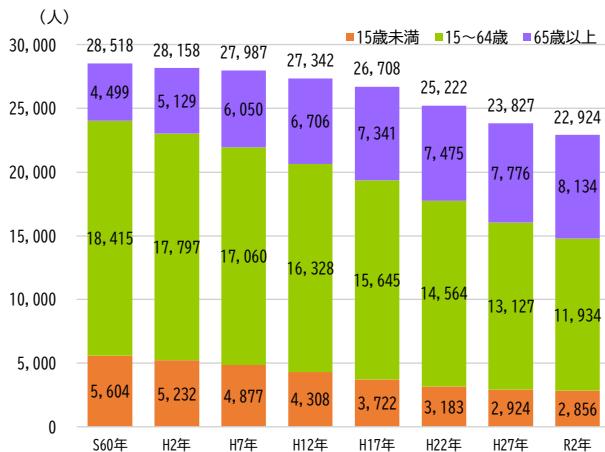


図 2-10 年齢別人口の推移(菊池地区)

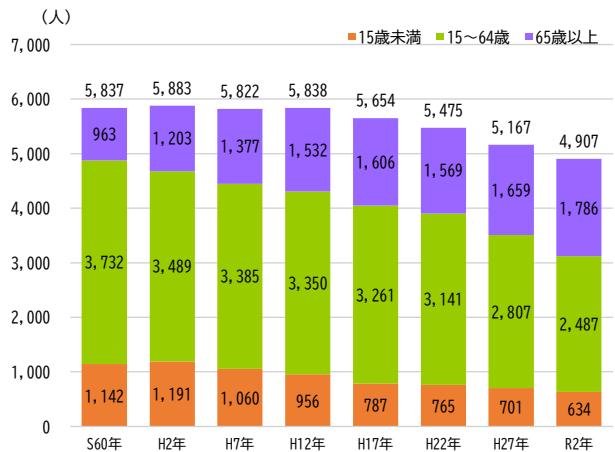


図 2-11 年齢別人口の推移(七城地区)

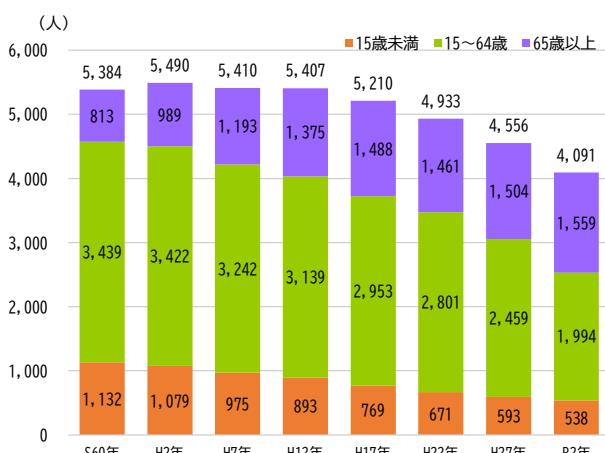


図 2-12 年齢別人口の推移(旭志地区)

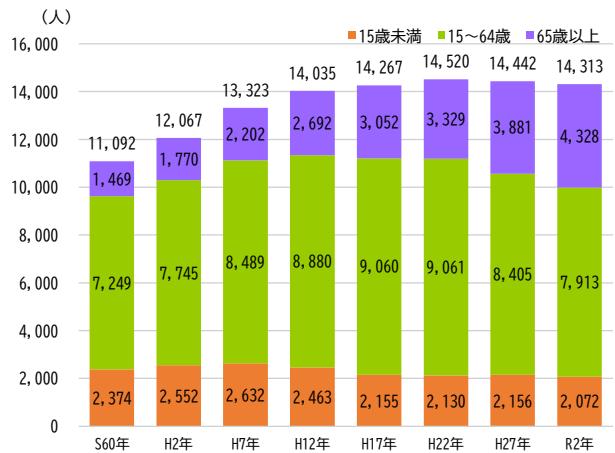


図 2-13 年齢別人口の推移(泗水地区)

資料:S60年～R2年 国勢調査

表 2-4 年齢3区分別人口構成比

| 菊池市 | 15歳未満 | 15~64歳 | 65歳以上 |
|------|-------|--------|-------|
| S60年 | 20.2% | 64.6% | 15.2% |
| H2年 | 19.5% | 62.9% | 17.6% |
| H7年 | 18.2% | 61.2% | 20.6% |
| H12年 | 16.4% | 60.2% | 23.4% |
| H17年 | 14.3% | 59.6% | 26.0% |
| H22年 | 13.5% | 59.0% | 27.6% |
| H27年 | 13.3% | 55.8% | 30.9% |
| R2年 | 13.1% | 52.4% | 34.1% |

| 熊本県 | 15歳未満 | 15~64歳 | 65歳以上 |
|------|-------|--------|-------|
| S60年 | 21.2% | 65.7% | 13.2% |
| H2年 | 19.3% | 65.1% | 15.4% |
| H7年 | 17.3% | 34.3% | 18.3% |
| H12年 | 15.5% | 63.1% | 21.3% |
| H17年 | 14.3% | 61.8% | 23.7% |
| H22年 | 13.8% | 60.5% | 25.6% |
| H27年 | 13.6% | 57.6% | 28.8% |
| R2年 | 13.1% | 54.3% | 31.1% |

| 菊池地域 | 15歳未満 | 15~64歳 | 65歳以上 |
|------|-------|--------|-------|
| S60年 | 19.7% | 64.6% | 15.8% |
| H2年 | 18.6% | 63.2% | 18.2% |
| H7年 | 17.4% | 61.0% | 21.6% |
| H12年 | 15.8% | 59.7% | 24.5% |
| H17年 | 13.9% | 58.6% | 27.5% |
| H22年 | 12.6% | 57.7% | 29.6% |
| H27年 | 12.3% | 55.1% | 32.6% |
| R2年 | 12.4% | 51.8% | 36.3% |

| 旭志地域 | 15歳未満 | 15~64歳 | 65歳以上 |
|------|-------|--------|-------|
| S60年 | 21.0% | 63.9% | 15.1% |
| H2年 | 19.7% | 62.3% | 18.0% |
| H7年 | 18.0% | 59.9% | 22.1% |
| H12年 | 16.5% | 58.1% | 25.4% |
| H17年 | 14.8% | 56.7% | 28.6% |
| H22年 | 13.6% | 56.8% | 29.6% |
| H27年 | 13.0% | 54.0% | 33.0% |
| R2年 | 13.1% | 48.7% | 38.1% |

| 七城地域 | 15歳未満 | 15~64歳 | 65歳以上 |
|------|-------|--------|-------|
| S60年 | 19.6% | 63.9% | 16.5% |
| H2年 | 20.2% | 59.3% | 20.4% |
| H7年 | 18.2% | 58.1% | 23.7% |
| H12年 | 16.4% | 57.4% | 26.2% |
| H17年 | 13.9% | 57.7% | 28.4% |
| H22年 | 14.0% | 57.4% | 28.7% |
| H27年 | 13.6% | 54.3% | 32.1% |
| R2年 | 12.9% | 50.7% | 36.4% |

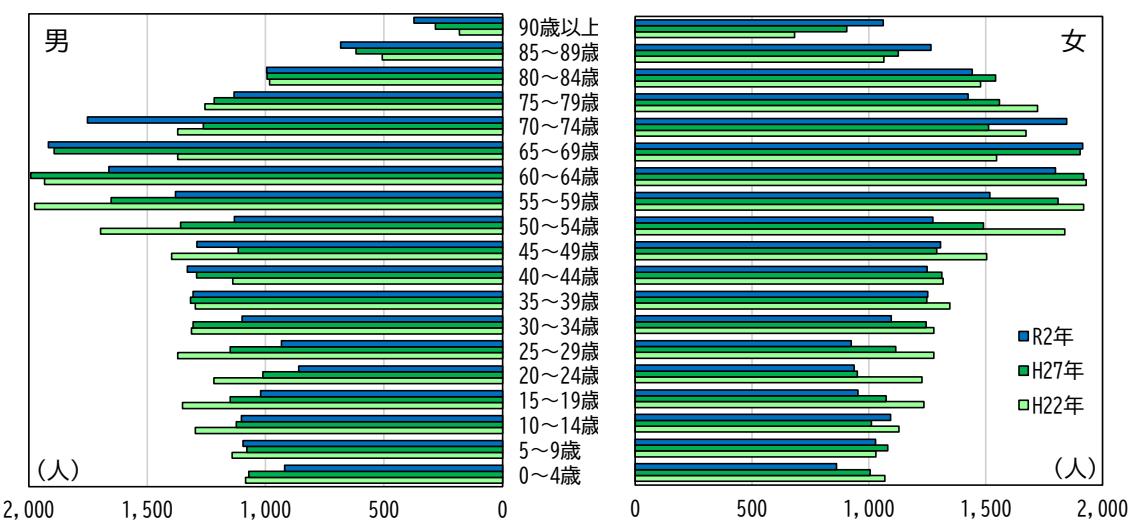
| 泗水地域 | 15歳未満 | 15~64歳 | 65歳以上 |
|------|-------|--------|-------|
| S60年 | 21.4% | 65.4% | 13.2% |
| H2年 | 21.1% | 64.2% | 14.7% |
| H7年 | 19.8% | 63.7% | 16.5% |
| H12年 | 17.5% | 63.2% | 19.2% |
| H17年 | 15.1% | 63.4% | 21.4% |
| H22年 | 14.7% | 62.4% | 22.9% |
| H27年 | 14.9% | 58.2% | 26.9% |
| R2年 | 14.4% | 55.1% | 30.1% |

資料:S60 年～R2 年 国勢調査

②5歳階級別人口

平成 22 年（2010 年）から令和 2 年（2020 年）の 5 歳階級別人口の推移をみると、34 歳以下の若年層及び 45 歳～64 歳人口が大きく減少しています。一方で、70～74 歳の人口増が大きく、また 85 歳以上人口は着実に増加傾向にあります。そのため、人口の少子化、高齢化が着実に進行しています。

注)年齢不詳は除く。



資料:H22 年～R2 年 国勢調査

6) 500m メッシュ人口(令和 2 年)

① 人口密度

本市の人口は、用途地域内と泗水地域中心部、国道 387 号沿道に集積が多くみられます。用途地域内では概ね 20~40 人/ha 以上の人団密度を示しており、用途地域外延部においても 10~20 人/ha の地区がみられます。泗水地域中心部においても、20~40 人/ha 以上の人団密度を示しており、国道 387 号沿道では 5~20 人/ha の地区がみられます。

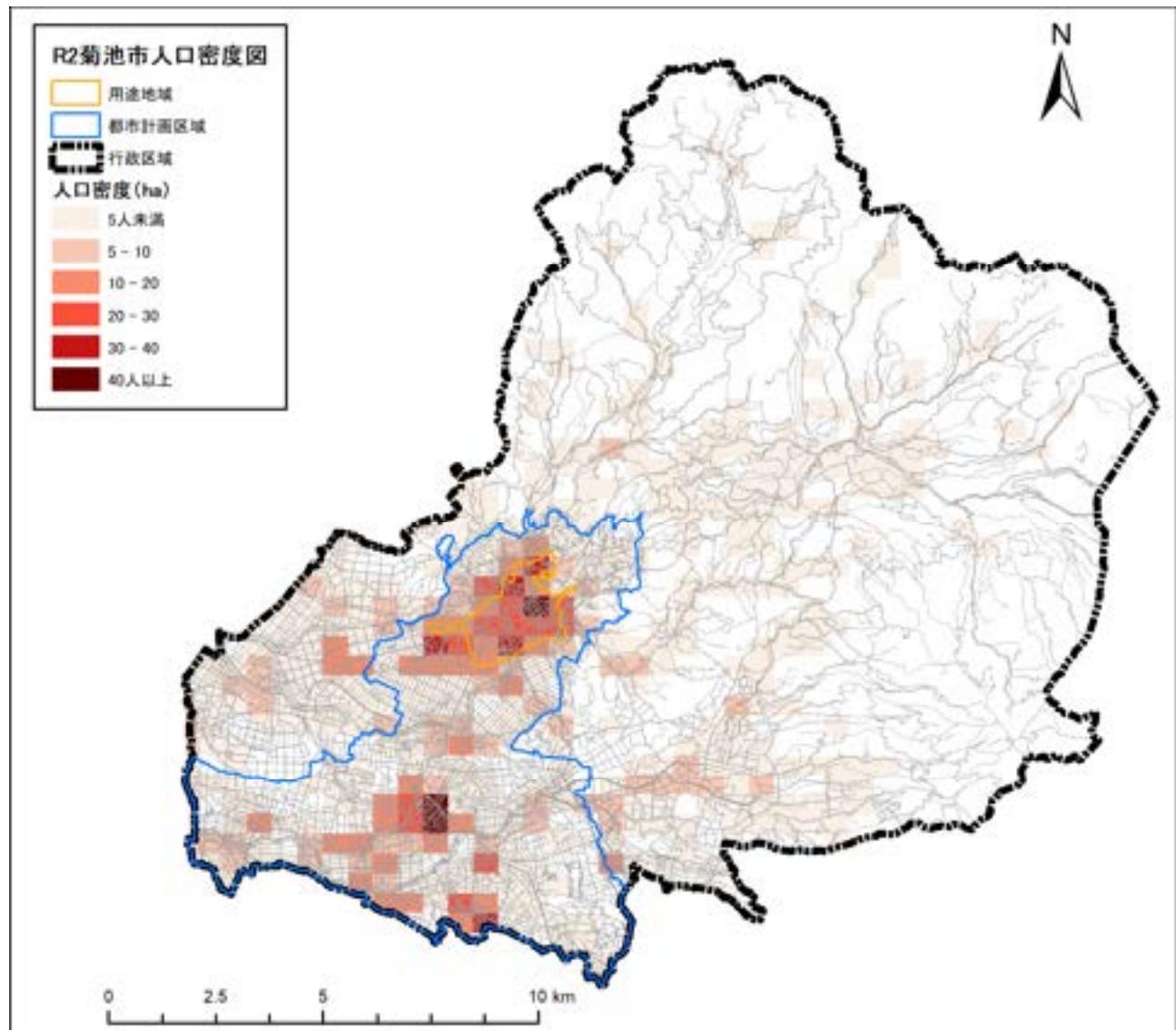


図 2-15 R2 菊池市人口密度図

資料:R2 年 国勢調査

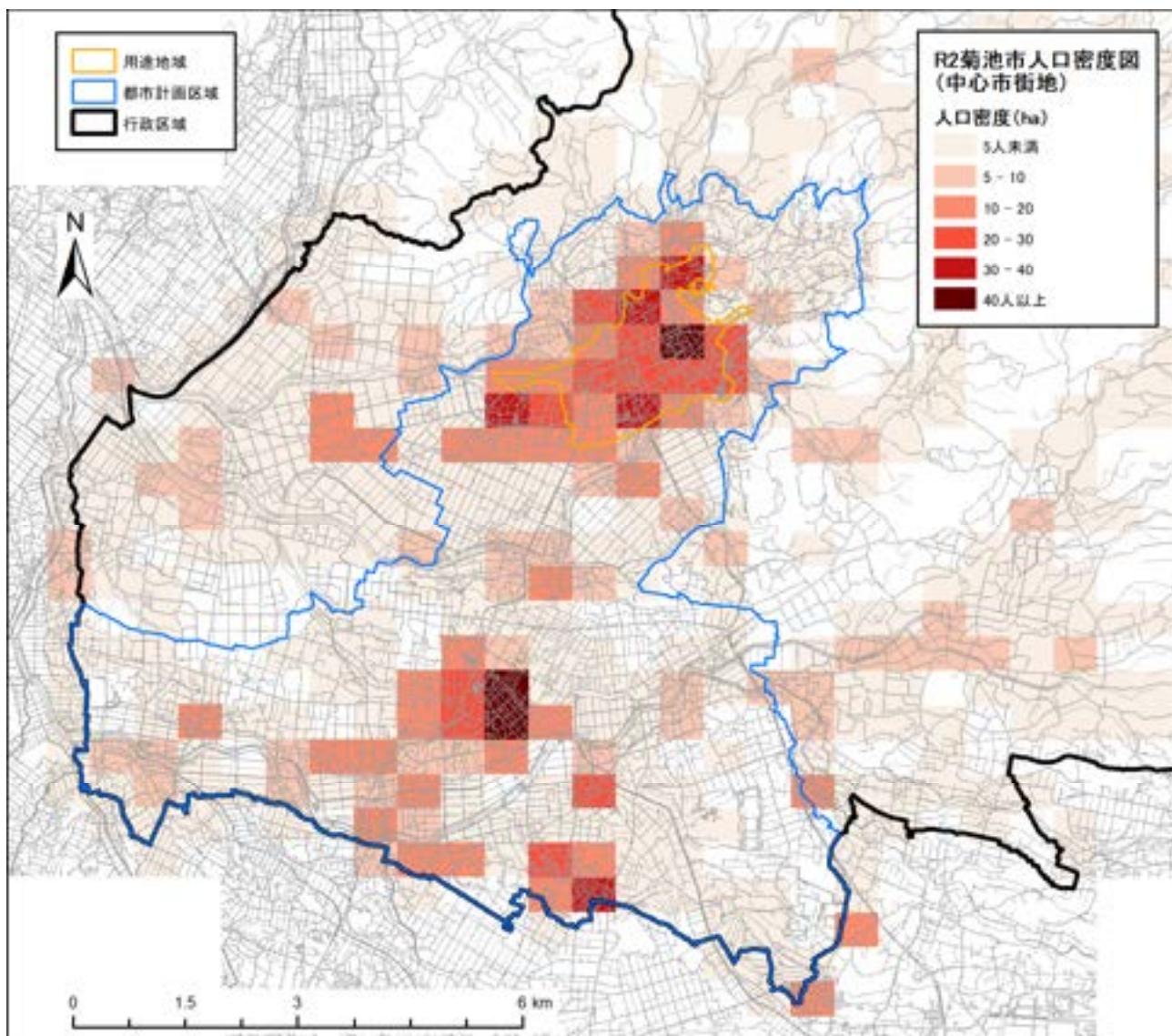


図 2-16 R2 菊池市中心市街地人口密度図

資料:R2 年 国勢調査

②人口増減(平成 22 年～平成 27 年と平成 27 年～令和 2 年の比較)

平成 22 年（2010 年）と平成 27 年（2015 年）の人口増減は、用途地域の西側周辺部や泗水地域中心部で増加している地区がみられ、用途地域内において人口が大きく減少している地区がみられます。

また、平成 27 年（2015 年）と令和 2 年（2020 年）の人口増減は、用途地域とその周辺部や泗水地域中心部で増加している地区がみられ、用途地域の一部の地区や国道 387 号沿道一部の地区、旭志地域のグリーンロード沿いの一部の地区で人口が減少傾向がみられます。

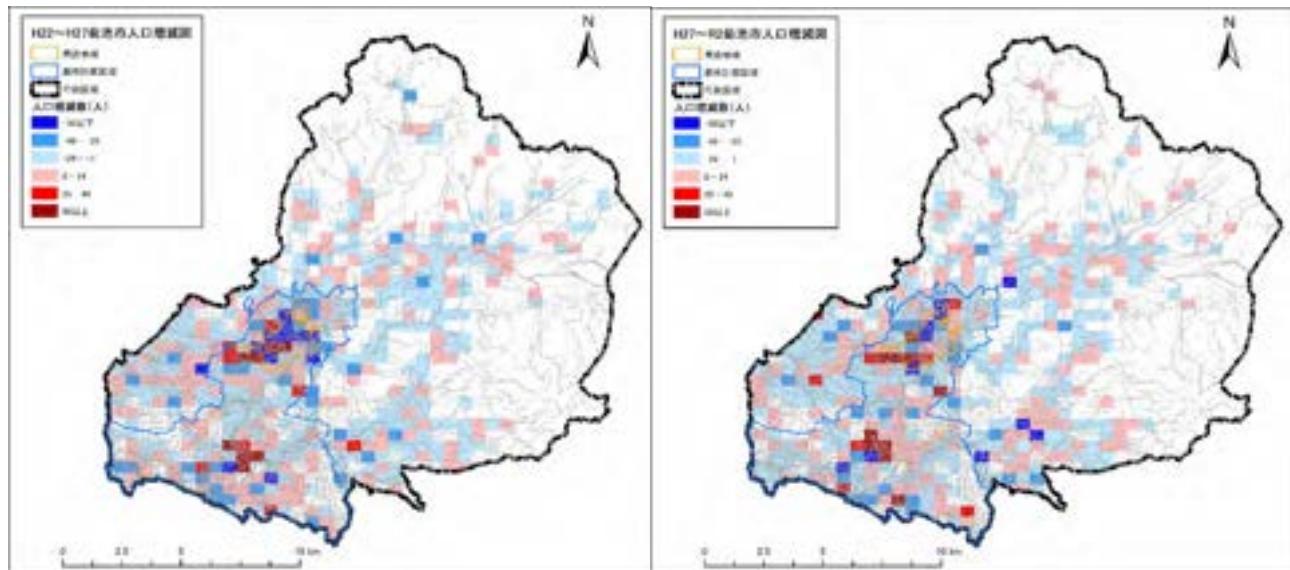


図 2-17 H22～H27 菊池市人口増減図

図 2-18 H27～R2 菊池市人口増減図

資料:H22 年、H27 年、R2 年 国勢調査

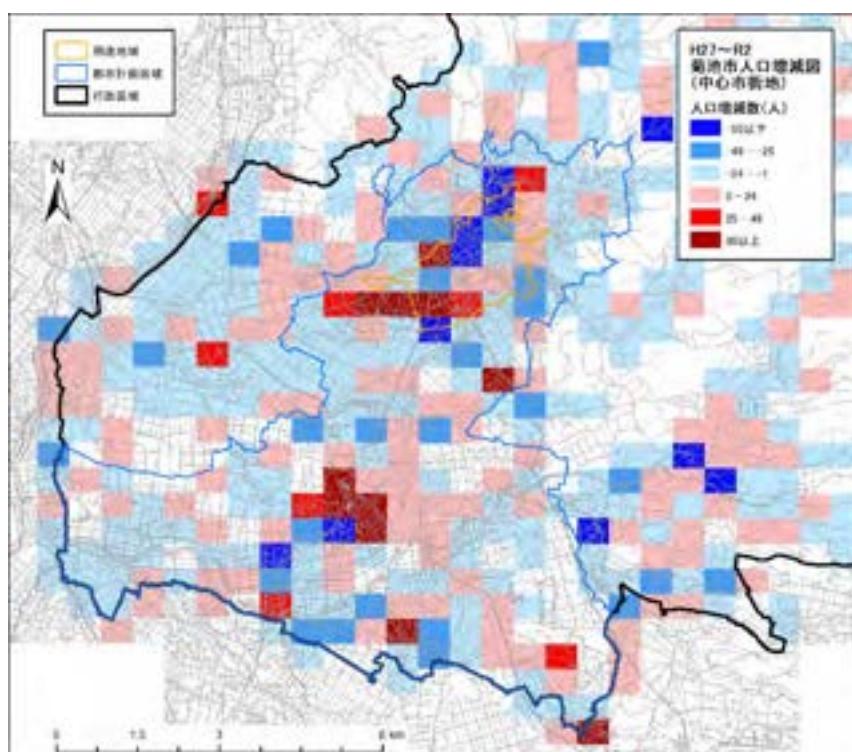


図 2-19 H27～R2 菊池市中心市街地人口増減図

資料:H27 年、R2 年 国勢調査

③年齢3区分別人口(小地域)

[年少人口(15歳未満人口)]

用途地域周辺や泗水地域や七城地域の一部に、年少人口率が15~20%と、比較的高い地区がみられます。山地部にも、年少人口率が高い地区が一部にみられます。

一方で、用途地域や郊外部、水源地区、迫水地区などの山間部において、年少人口率が低くなっています。

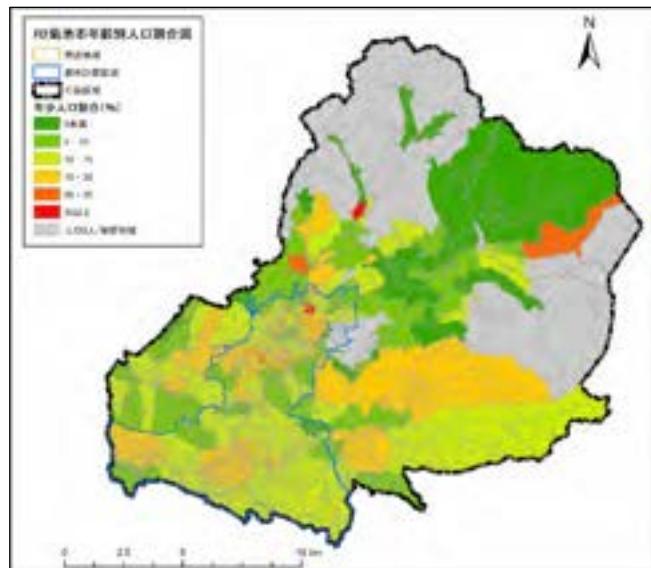


図 2-20 R2 菊池市年少人口割合図

[生産年齢人口(15~65歳人口)]

生産年齢人口率は、用途地域や泗水地域、国道387号周辺などが比較的高くなっています。

一方で、用途地域周辺の田園地帯等では、生産年齢人口率が比較的低くなっています。

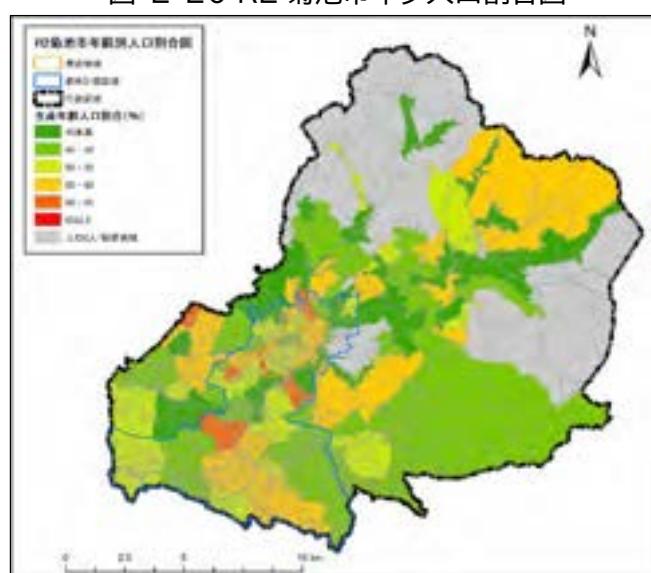


図 2-21 R2 菊池市生産年齢人口割合図

[老人人口(65歳以上人口)]

市北部の山間部や用途地域の南側周辺部や七城地域南部においては、老人人口率が高い地区がみられます。

用途地域の縁辺部、国道387号沿道、泗水地域、七城地域中心部などは老人人口率が低い地区がみられます。

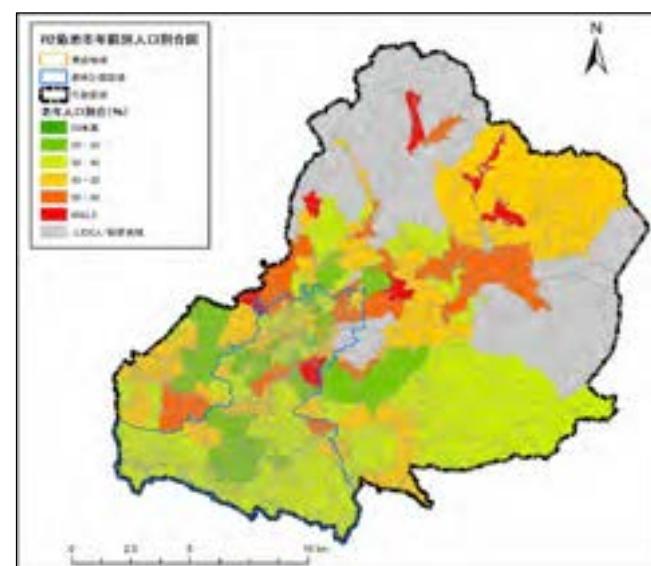


図 2-22 R2 菊池市老人人口割合図

資料:H27年、R2年 国勢調査

(2) 将来人口

1) 総人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の令和5年予測に基づく本市の将来人口をみると、令和32年（2050年）は32,894人で、令和2年（2020年）の46,416人に対し、13,522人、29%の減少が予測されています。

第3次菊池市総合計画後期基本計画における長期人口ビジョンでは、合計特殊出生率を1.8まで上昇・維持し、社会動態（人口流入促進と流出抑制）を±0にすることで、令和52（2070）年の目標人口は、31,000人を確保することを目指しており、令和32年（2050年）の将来人口を36,673人と設定しています。これは、令和2年（2020年）の46,416人に対し、9,743人、21%の減少となっています。

社人研の地域別の将来人口をみると、令和2年（2020年）と令和32年（2050年）を比較して、旭志地域が最も人口減少が大きく、続いて七城地域、菊池地域、泗水地域の順となります。



図 2-23 将来人口

資料：第3次菊池市総合計画(R8)長期人口ビジョンによる独自推計、国立社会保障・人口問題研究所(R5)



図 2-24 地域別将来人口

資料：S60年～R2年 国勢調査、R5年 国立社会保障・人口問題研究所

表 2-5 地域別将来人口

| | | 菊池市 | 菊池地域 | 七城地域 | 旭志地域 | 泗水地域 | 熊本県 |
|-----|------------|--------|--------|-------|-------|--------|-----------|
| 実績値 | S60年(1985) | 50,831 | 28,518 | 5,837 | 5,384 | 11,092 | 1,837,747 |
| | H2年(1990) | 51,610 | 28,166 | 5,883 | 5,490 | 12,071 | 1,840,326 |
| | H7年(1995) | 52,545 | 27,987 | 5,822 | 5,410 | 13,326 | 1,859,793 |
| | H12年(2000) | 52,636 | 27,342 | 5,838 | 5,407 | 14,049 | 1,859,344 |
| | H17年(2005) | 51,862 | 26,716 | 5,654 | 5,210 | 14,282 | 1,842,233 |
| | H22年(2010) | 50,194 | 25,241 | 5,475 | 4,934 | 14,544 | 1,817,426 |
| | H27年(2015) | 48,167 | 23,911 | 5,172 | 4,562 | 14,522 | 1,786,170 |
| | R2年(2020) | 46,416 | 23,045 | 4,907 | 4,092 | 14,372 | 1,738,301 |
| 推計値 | R7年(2025) | 44,156 | 21,912 | 4,600 | 3,817 | 13,827 | 1,682,049 |
| | R12年(2030) | 41,825 | 20,678 | 4,319 | 3,554 | 13,274 | 1,621,541 |
| | R17年(2035) | 39,552 | 19,481 | 4,051 | 3,321 | 12,699 | 1,558,377 |
| | R22年(2040) | 37,336 | 18,299 | 3,802 | 3,102 | 12,133 | 1,492,907 |
| | R27年(2045) | 35,097 | 17,125 | 3,557 | 2,882 | 11,533 | 1,424,528 |
| | R32年(2050) | 32,894 | 15,993 | 3,306 | 2,669 | 10,926 | 1,355,329 |

資料:S60年～R2年 国勢調査、R5年 国立社会保障・人口問題研究所

表 2-6 地域別将来人口指標(令和2年を100とした)

| | | 菊池市 | 菊池地域 | 七城地域 | 旭志地域 | 泗水地域 | 熊本県 |
|-----|------------|-----|------|------|------|------|-----|
| 実績値 | S60年(1985) | 110 | 124 | 119 | 132 | 77 | 106 |
| | H2年(1990) | 111 | 122 | 120 | 134 | 84 | 106 |
| | H7年(1995) | 113 | 121 | 119 | 132 | 93 | 107 |
| | H12年(2000) | 113 | 119 | 119 | 132 | 98 | 107 |
| | H17年(2005) | 112 | 116 | 115 | 127 | 99 | 106 |
| | H22年(2010) | 108 | 110 | 112 | 121 | 101 | 105 |
| | H27年(2015) | 104 | 104 | 105 | 111 | 101 | 103 |
| | R2年(2020) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 推計値 | R7年(2025) | 95 | 95 | 94 | 93 | 96 | 97 |
| | R12年(2030) | 90 | 90 | 88 | 87 | 92 | 93 |
| | R17年(2035) | 85 | 85 | 83 | 81 | 88 | 90 |
| | R22年(2040) | 80 | 79 | 77 | 76 | 84 | 86 |
| | R27年(2045) | 76 | 74 | 72 | 70 | 80 | 82 |
| | R32年(2050) | 71 | 69 | 67 | 65 | 76 | 78 |

資料:S60年～R2年 国勢調査、R5年 国立社会保障・人口問題研究所

2)年齢3区分別人口

地域別年齢3区分別将来人口構成比をみると、市全体では、令和32年（2050年）には65歳以上人口率が41%と、令和2年（2020年）の34%に対し7ポイント増加しています。

15歳未満人口は、令和32年（2050年）には12%で、2020年の13%より1ポイント減少しています。地域別にみると、最も高齢化が進むのは七城地域で、令和32年（2050年）には65歳以上人口率は43%と非常に高くなります。菊池地域や旭志地域においても、65歳以上人口率が40%を超えることが予測されています。

表 2-7 地域別年齢3区分別将来人口構成比

| | 菊池市 | | | 菊池地域 | | | 七城地域 | | | 旭志地域 | | | 泗水地域 | | |
|------------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|
| | 15歳未満 | 15~64歳 | 65歳以上 |
| R2年(2020) | 13.2% | 52.6% | 34.2% | 12.5% | 52.1% | 35.5% | 12.9% | 50.7% | 36.4% | 13.2% | 48.7% | 38.1% | 14.5% | 55.3% | 30.2% |
| R7年(2025) | 12.5% | 51.1% | 36.4% | 12.0% | 50.3% | 37.6% | 11.9% | 49.0% | 39.1% | 11.4% | 48.0% | 40.6% | 13.7% | 53.9% | 32.4% |
| R12年(2030) | 11.8% | 50.5% | 37.8% | 11.6% | 49.3% | 39.1% | 10.7% | 48.9% | 40.4% | 10.3% | 47.1% | 42.6% | 12.8% | 53.7% | 33.4% |
| R17年(2035) | 11.6% | 50.3% | 38.1% | 11.4% | 49.2% | 39.3% | 10.7% | 49.0% | 40.3% | 10.4% | 47.4% | 42.2% | 12.4% | 53.2% | 34.4% |
| R22年(2040) | 11.6% | 49.4% | 39.0% | 11.4% | 48.5% | 40.1% | 11.0% | 48.2% | 40.8% | 10.9% | 46.9% | 42.2% | 12.2% | 51.8% | 36.0% |
| R27年(2045) | 11.7% | 48.4% | 39.9% | 11.5% | 48.0% | 40.5% | 11.3% | 46.0% | 42.6% | 11.5% | 46.6% | 41.9% | 12.1% | 50.2% | 37.7% |
| R32年(2050) | 11.8% | 47.3% | 40.9% | 11.5% | 46.9% | 41.5% | 11.7% | 45.3% | 43.0% | 12.0% | 45.8% | 42.2% | 12.0% | 48.9% | 39.1% |

注)年齢不詳は除く。



図 2-25 年齢3区分別将来人口

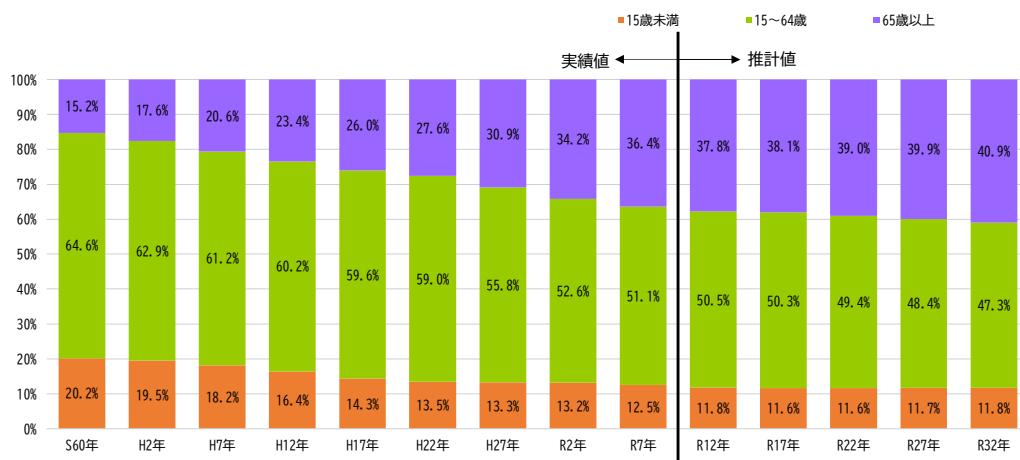


図 2-26 年齢3区分別将来人口構成比

資料:S60年～R2年 国勢調査、R5年 国立社会保障・人口問題研究所



図 2-27 年齢 3 区分別将来人口(菊池地域)



図 2-28 年齢 3 区分別将来人口(七城地域)

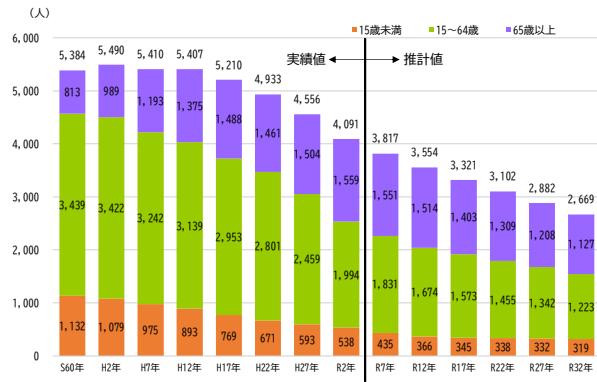


図 2-29 年齢 3 区分別将来人口(旭志地域)

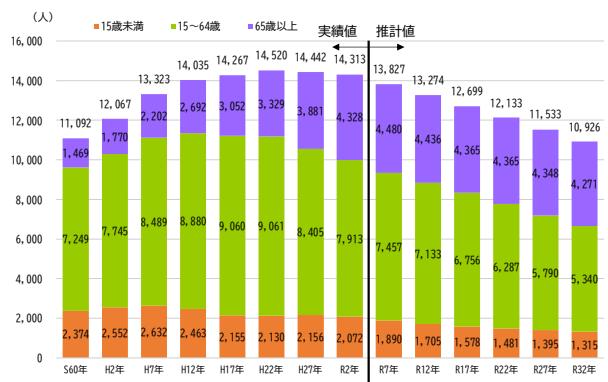


図 2-30 年齢 3 区分別将来人口(泗水地域)

資料:S60年～R2年 国勢調査、R5年 国立社会保障・人口問題研究所

3) メッシュ別将来人口分布

① 将来人口増減

1kmメッシュの令和2年（2020年）～令和32年（2050年）にかけての人口増減率をみると、市全体の人口が減少していくことが予測されます。都市計画区域の大部分では、人口が25%～50%減少すると予測されています。中山間部や七城地域の一部で50%～75%の減少が見込まれている地区もみられます。

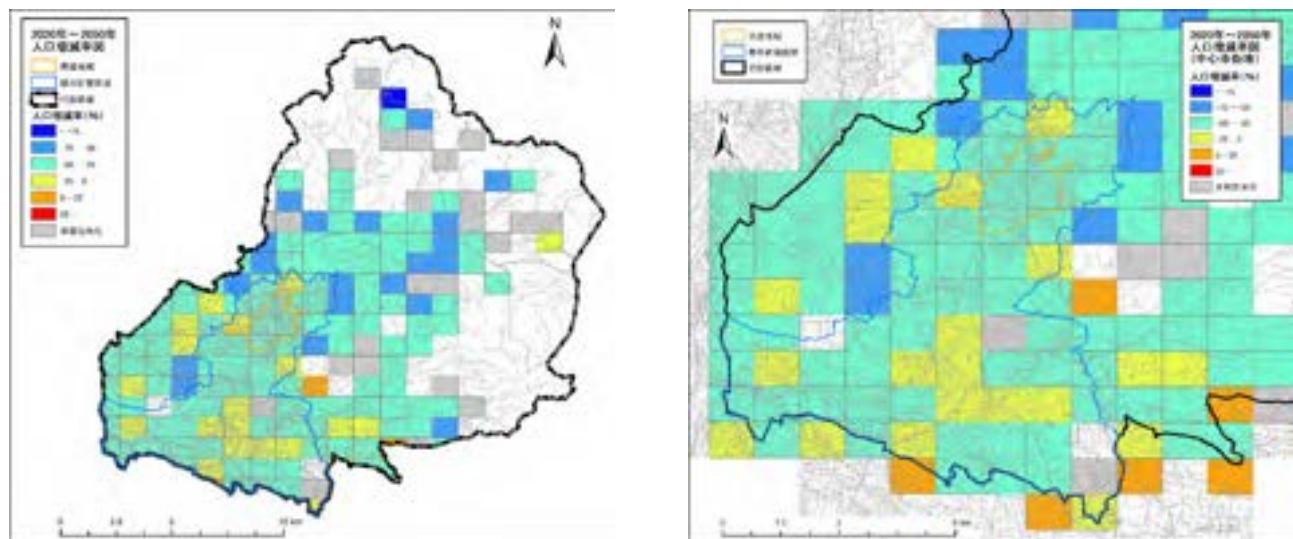


図 2-31 1km メッシュ2020年～2050 年人口増減率図

資料:国土数値情報(H30 年国政局推計)

500m メッシュにおける、令和12年（2030年）～令和32年（2050年）の人口増減数をみると、概ね市全体で人口減少がみられます。特に、用途地域内や国道387号沿道など、現在、人口集積の多い地区での減少が予測されています。

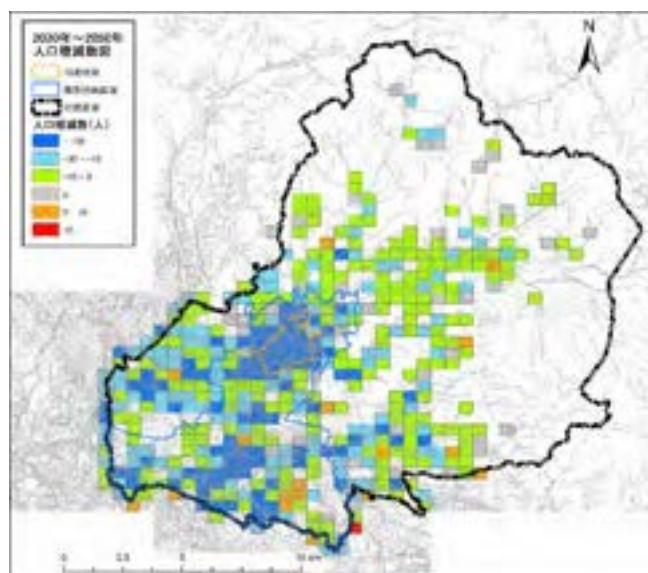


図 2-32 500mメッシュ2030年～2050 年人口増減図

資料:国土数値情報(H30 年国政局推計)

②メッシュ別セミグロス人口密度

メッシュ別セミグロス人口密度をみると、菊池中心市街地で50人/haを超える箇所がみられ、その周辺では40人/haを超える箇所が多くなっています。泗水地域の菊池農業高校周辺、南部の合志市境界部で40人/haを超える箇所もみられます。

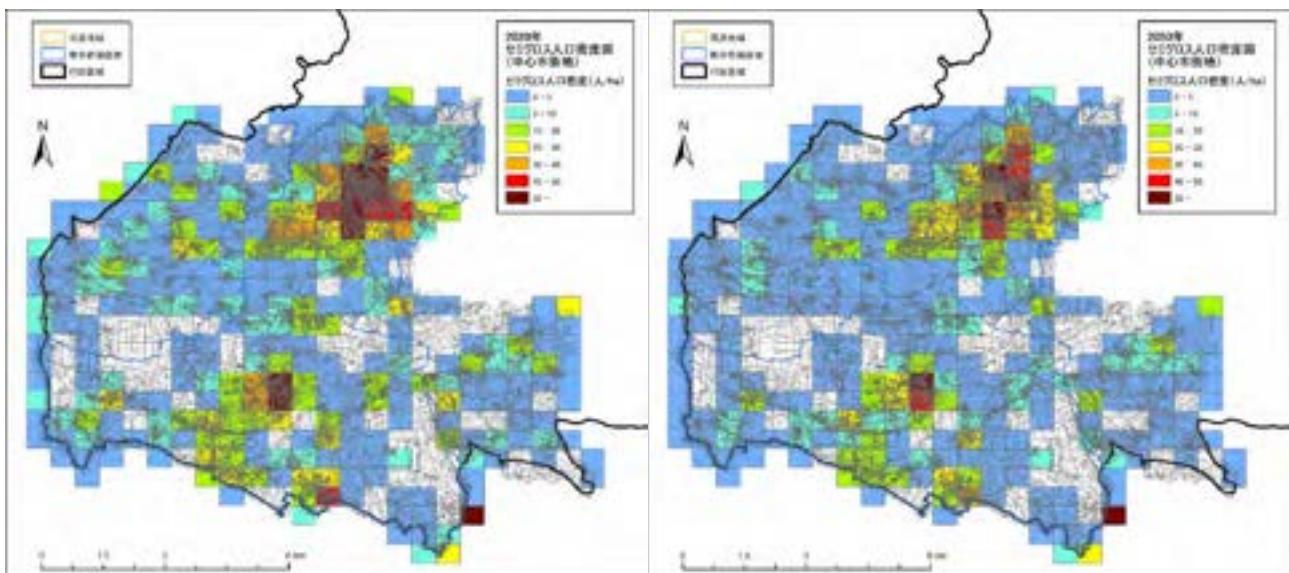


図 2-33 500mメッシュセミグロス人口密度図

資料:国土数値情報(H30年国政局推計)

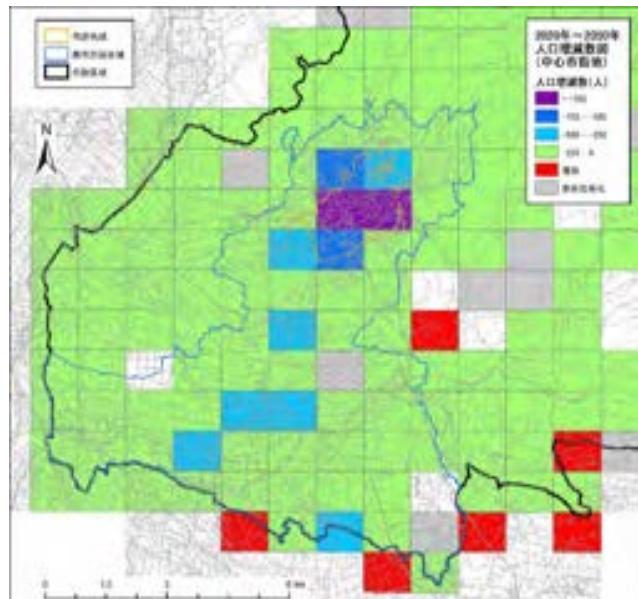
③メッッシュ(1km)別年齢3区別人口増減

令和2年(2020年)と令和32年(2050年)年齢3区別人口について1kmメッシュで比較すると、年少人口は概ね市全体で25%以上減少していくことが予測されています。泗水地域の一部等では25%以上増加が予測されている箇所もあります。

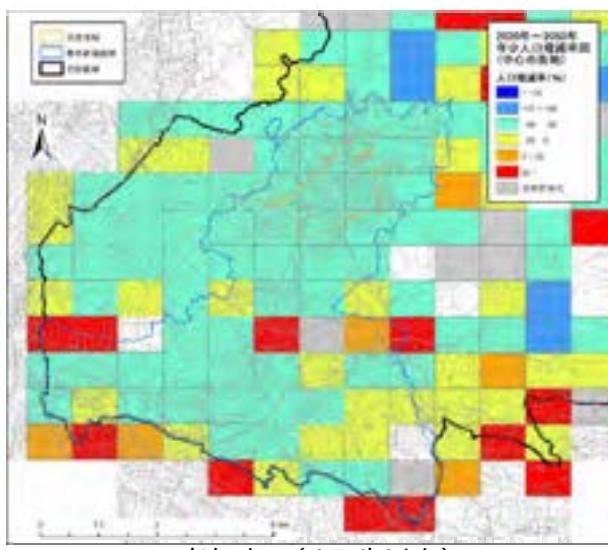
生産年齢人口も概ね市全体で25%以上減少していくことが予測されています。

65歳以上は、現在人口が増加している泗水地域を中心に25%以上増加していくことが予測されています。

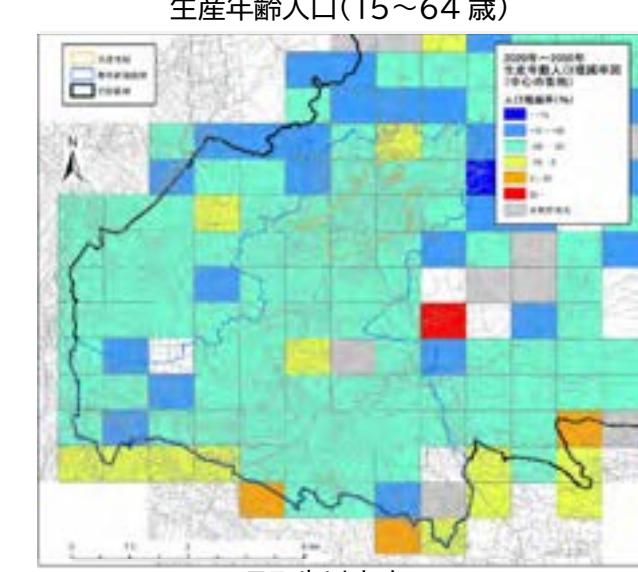
75歳以上の後期高齢者は、さらに25%以上増加する箇所が増えていくことが予測されています。



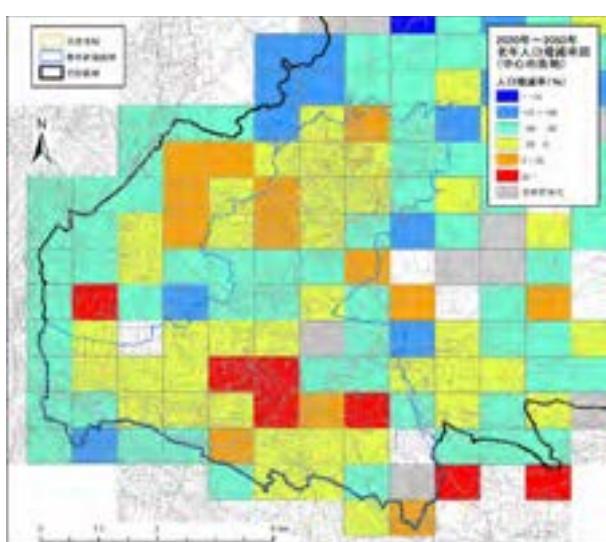
年少人口(0~14歳)



生産年齢人口(15~64歳)



老年人口(65歳以上)



75歳以上人口

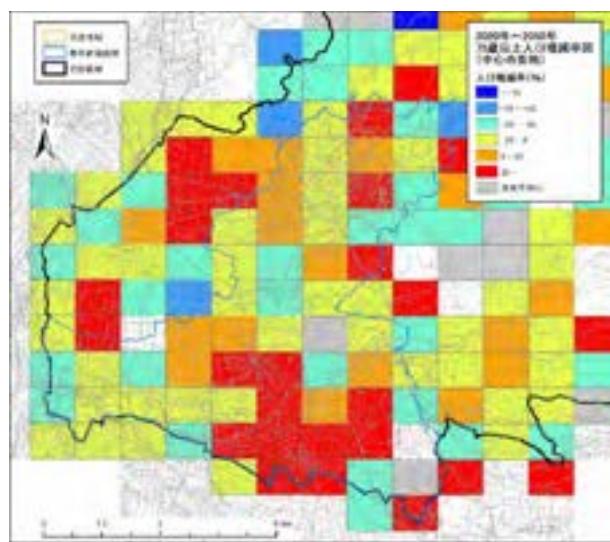


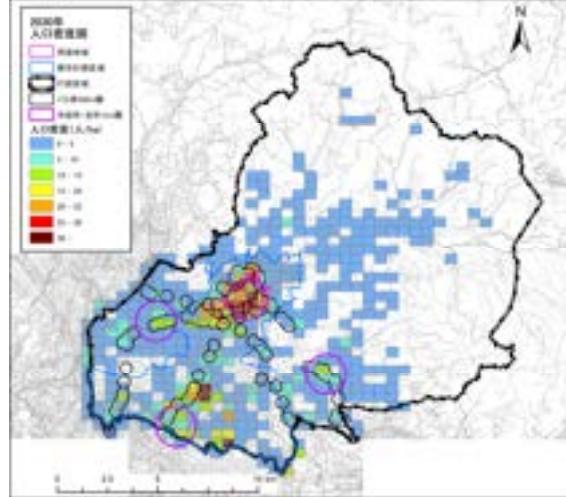
図 2-34 2020~2050年年齢区別人口増減率図

資料:国土数値情報(H30年 国政局推計)

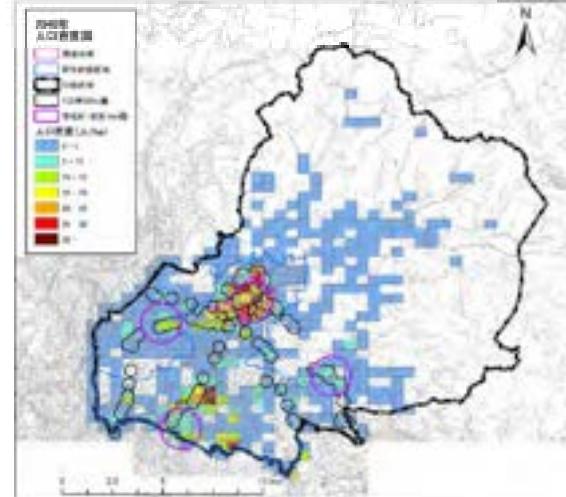
④年齢区分別人口の将来人口の変化予測

【将来全人口予測(500m メッシュ)】

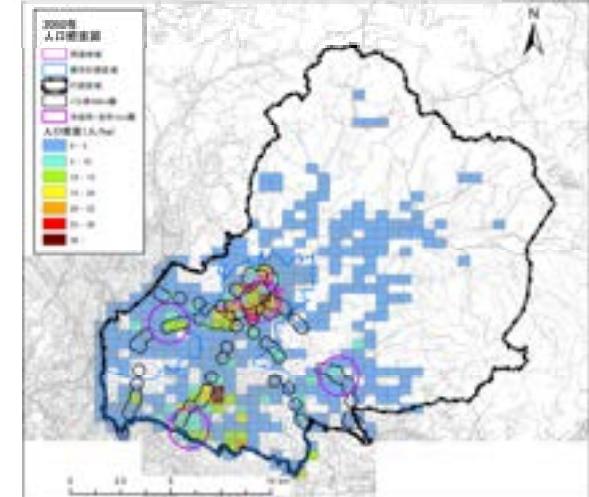
2030年 全市(41,825人)



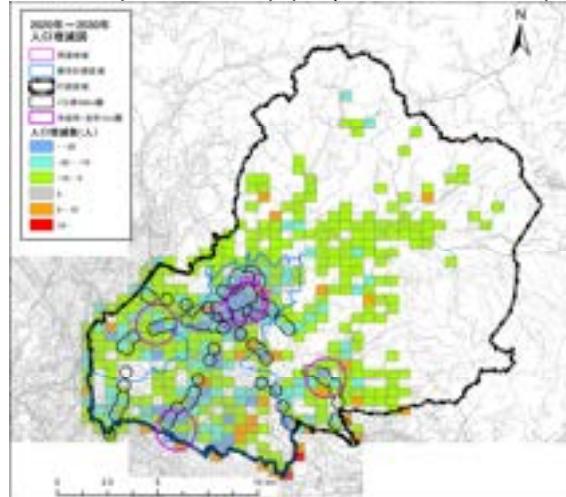
2040年 全市(37,336人)



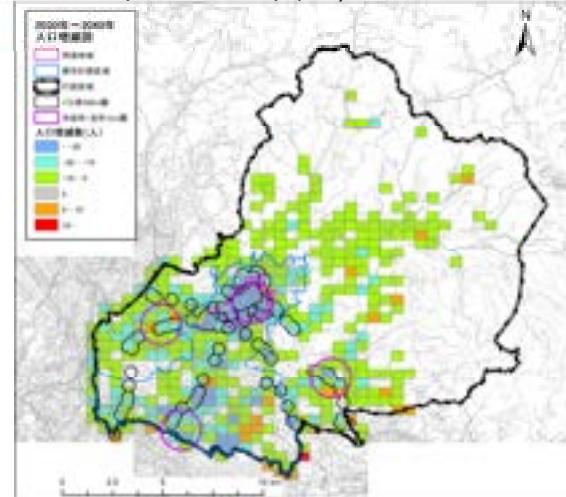
2050年 全市(32,894人)



2020年～2030年(-4,591人/-9.9%)



2030年～2040年(-4,489人/-10.7%)



2040年～2050年(-4,442人/-11.9%)

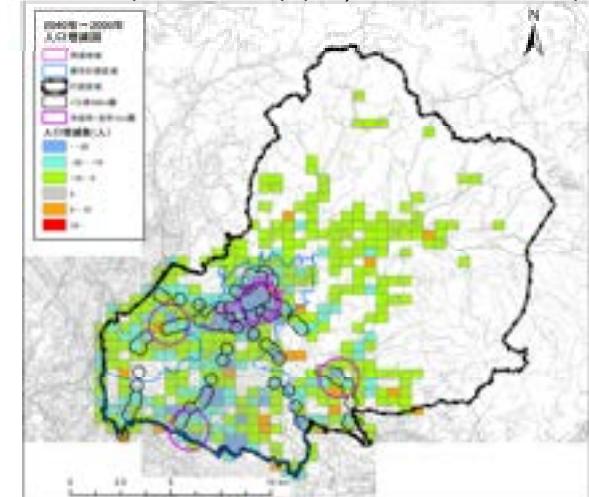
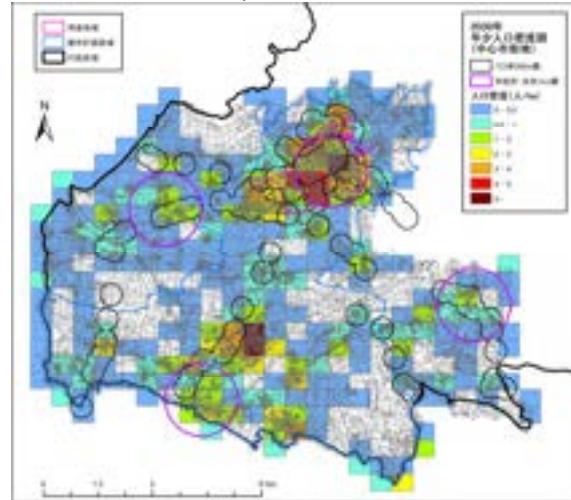


図 2-35 全市人口密度・増減数

資料：国土数値情報(H30年 国政局推計)

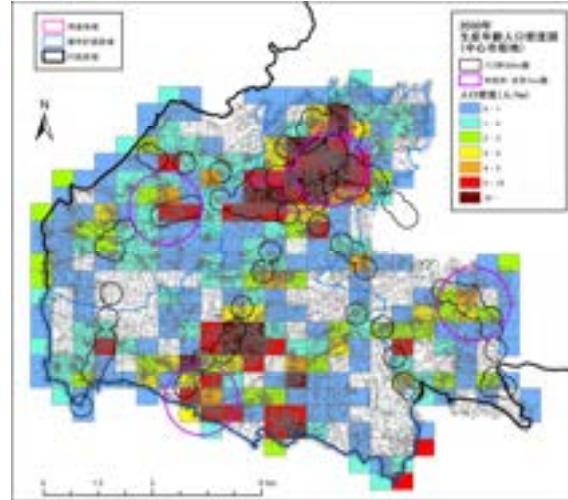
【0～14 歳人口の将来人口予測(500m メッシュ)】

2030 年 全市(4,927 人)

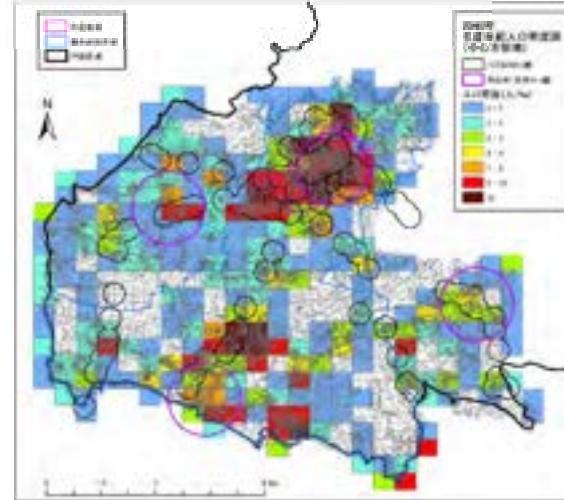


【15～64歳人口の将来人口予測(500m メッシュ)】

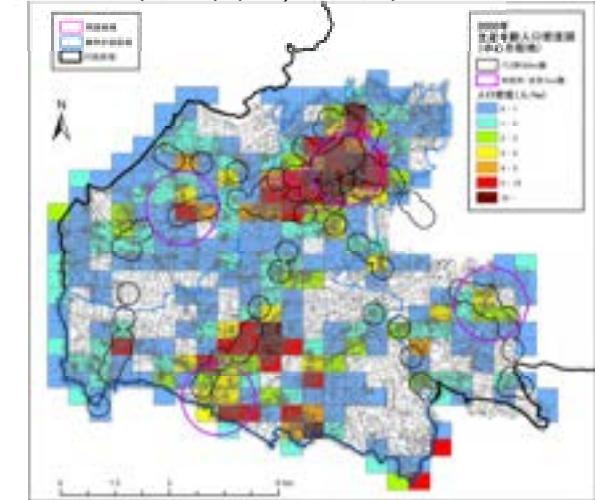
2030年 全市(21,108人)



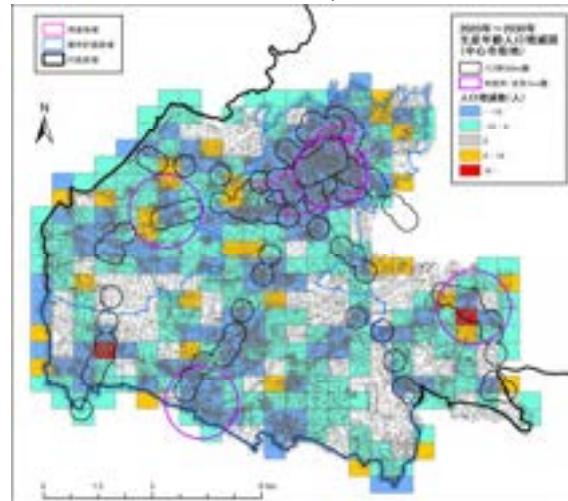
2040年 全市(18,444人)



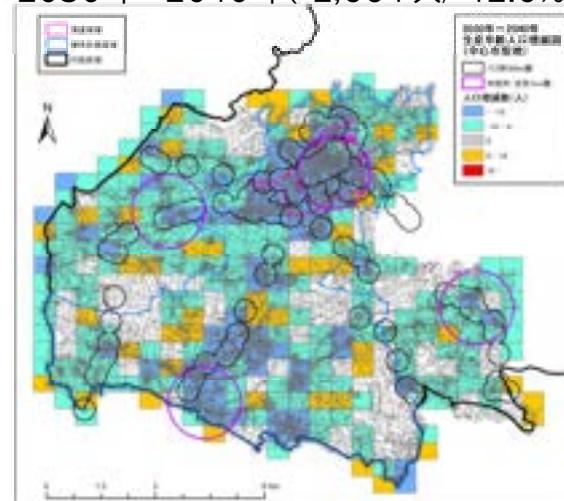
2050年 全市(15,567人)



2020年～2030年(-3,366人/-13.8%)



2030年～2040年(-2,664人/-12.6%)



2040年～2050年(-2,877人/-15.6%)

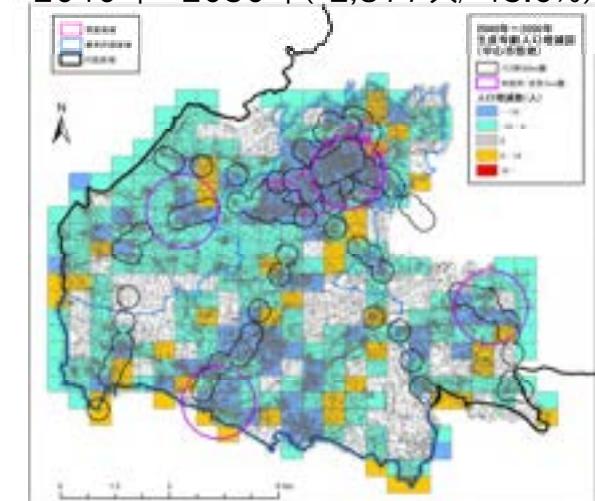
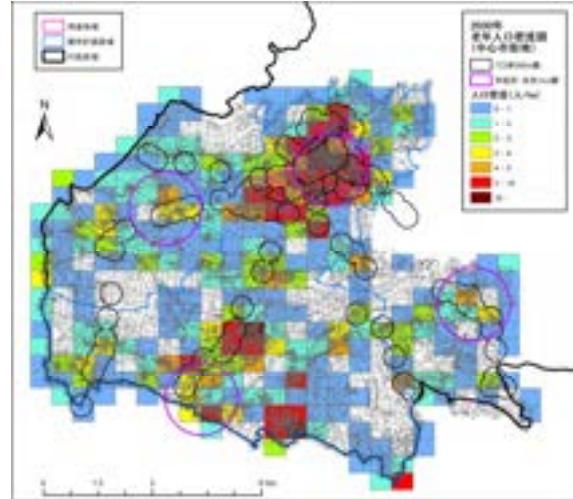


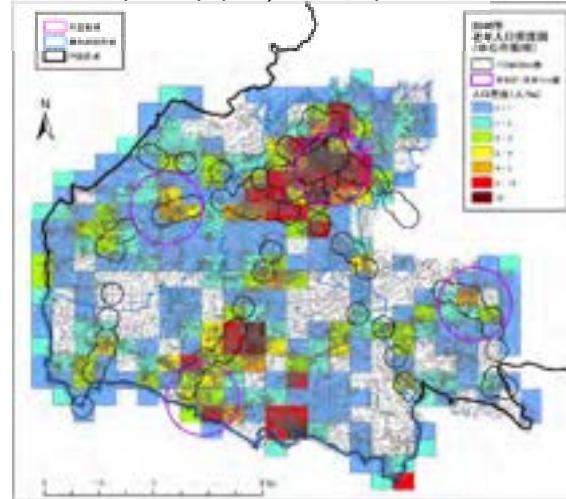
図 2-37 生産年齢(15～64歳)人口密度・増減数

【65歳以上人口の将来人口予測(500m メッシュ)】

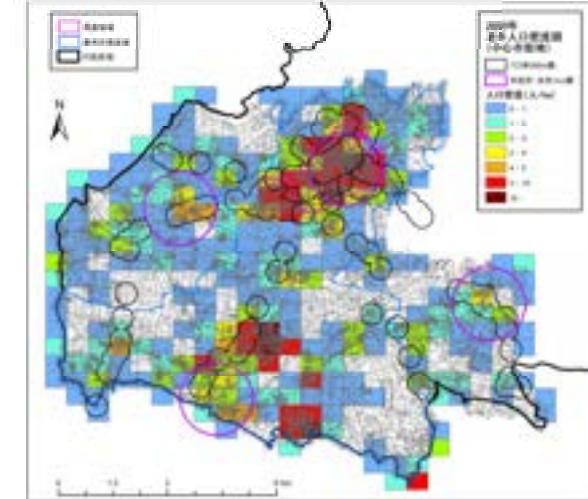
2030年 全市(15,790人)



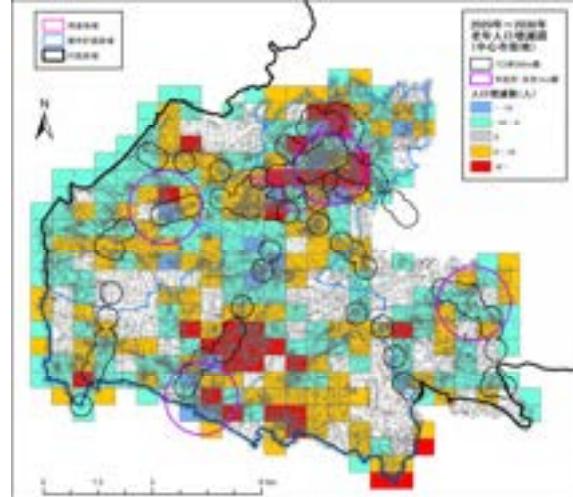
2040年 全市(14,567人)



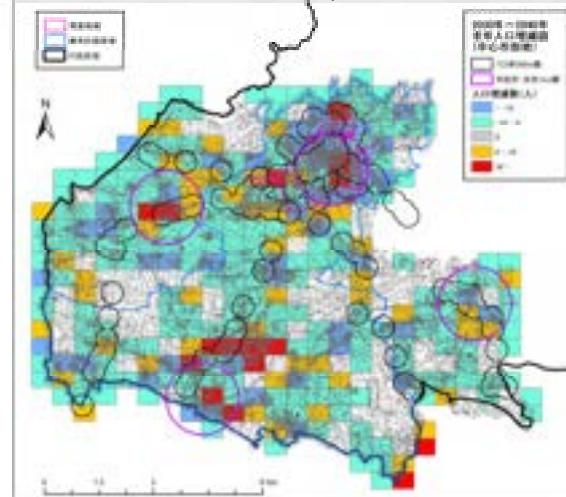
2050年 全市(13,461人)



2020年～2030年(-43人/-0.3%)



2030年～2040年(-1,223人/-7.7%)



2040年～2050年(-1,106人/-7.6%)

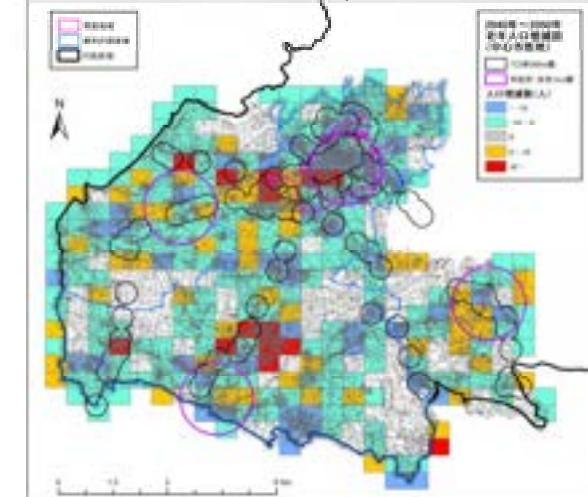
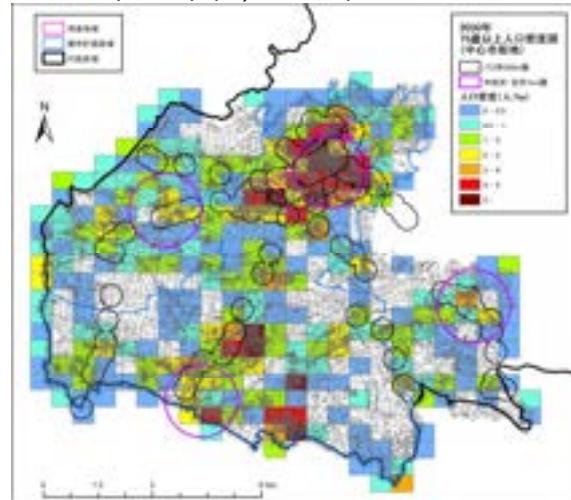


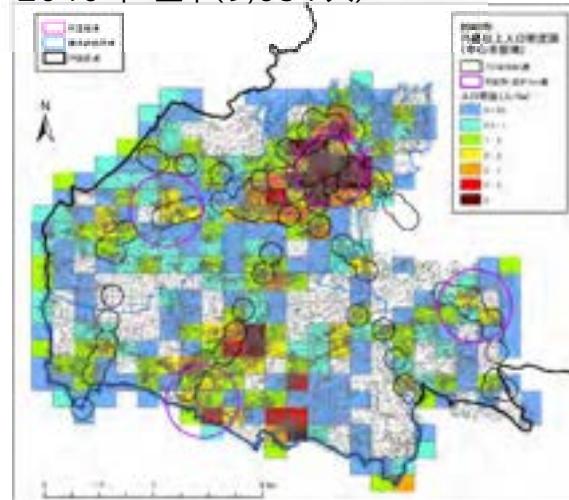
図 2-38 老年(65歳以上)人口密度・増減数

【75歳以上人口の将来人口予測(500m メッシュ)】

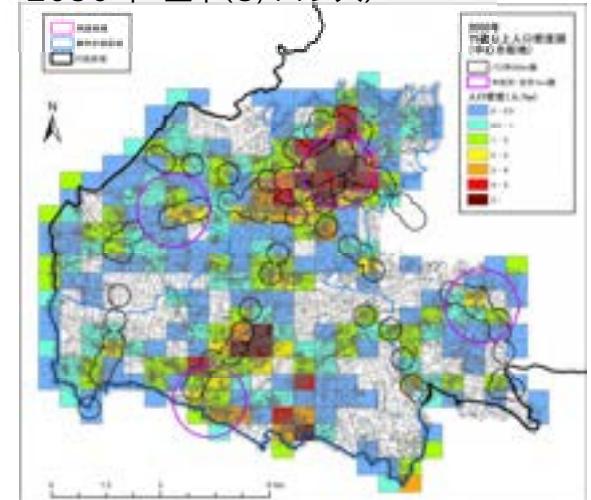
2030年 全市(9,691人)



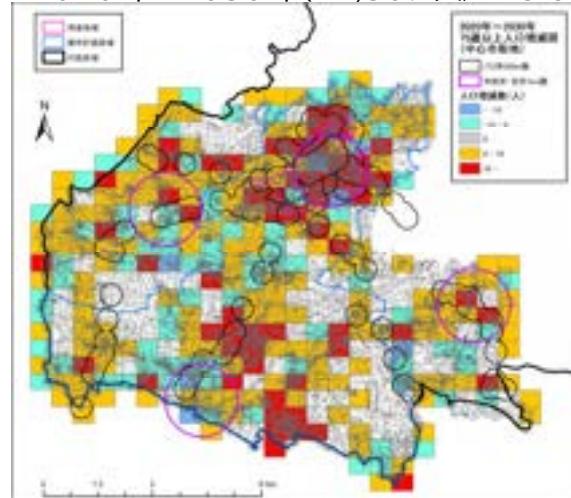
2040年 全市(9,654人)



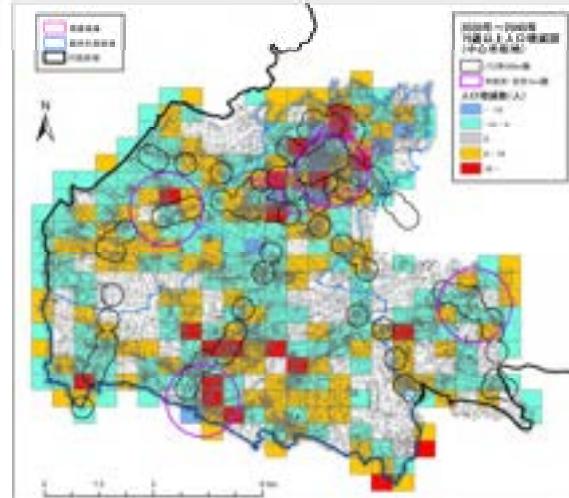
2050年 全市(8,449人)



2020年～2030年(+1,309人/+15.6%)



2030年～2040年(-37人/-0.4%)



2040年～2050年(-1,205人/-12.5%)

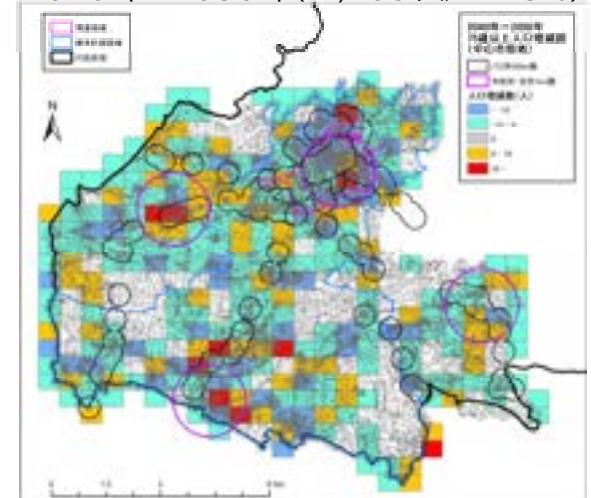


図 2-39 75歳以上人口密度・増減数

2-2 交通・開発等の特性

(1) 人・車の動き

1) 通勤・通学動向

[流出]

令和2年(2020年)の国勢調査では、菊池市に居住し菊池市内で通勤・通学する人の割合は67%です。他市町へ通勤・通学する人の割合は、熊本市が11%と最も多くなっています。続いて合志市、大津町、山鹿市が5%程度となっています。

[流入]

他市町からの流入先は熊本市が13%と最も多くなっています。続いて合志市7%、山鹿市6%、大津町4%となっています。

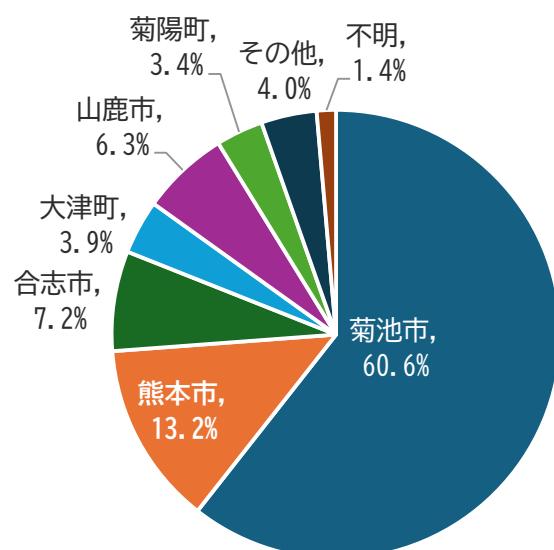
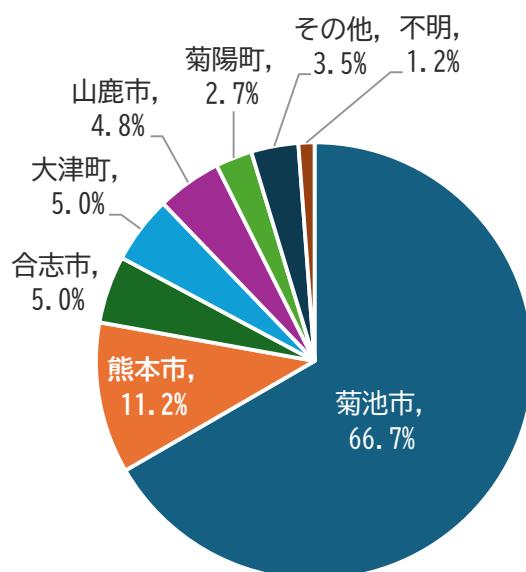


図 2-40 菊池市通勤・通学流出先構成比

図 2-41 菊池市通勤・通学流入先構成比

表 2-8 通勤・通学動向(人)

| | 菊池市 | 他市町 | | | | | | | | 不明 | 合計 |
|----------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|------|--------|------|--------|
| | | 熊本市 | 合志市 | 大津町 | 山鹿市 | 菊陽町 | その他の熊本県内の市町村 | 他県 | 小計 | | |
| ①菊池市に住んでいる人 | 19,028 | 3,201 | 1,430 | 1,414 | 1,359 | 763 | 681 | 314 | 9,162 | 347 | 28,537 |
| ②菊池市に通勤通学している人 | 19,028 | 4,161 | 2,257 | 1,211 | 1,974 | 1,067 | 1,070 | 201 | 11,941 | 452 | 31,421 |
| ②/① | 1.00 | 1.30 | 1.58 | 0.86 | 1.45 | 1.40 | 1.57 | 0.64 | 1.30 | 1.30 | 1.10 |

表 2-9 通勤・通学動向構成比

| | 菊池市 | 他市町 | | | | | | | | 不明 | 合計 |
|----------------|-------|-------|------|------|------|------|--------------|------|-------|------|--------|
| | | 熊本市 | 合志市 | 大津町 | 山鹿市 | 菊陽町 | その他の熊本県内の市町村 | 他県 | 小計 | | |
| ①菊池市に住んでいる人 | 66.7% | 11.2% | 5.0% | 5.0% | 4.8% | 2.7% | 2.4% | 1.1% | 32.1% | 1.2% | 100.0% |
| ②菊池市に通勤通学している人 | 60.6% | 13.2% | 7.2% | 3.9% | 6.3% | 3.4% | 3.4% | 0.6% | 38.0% | 1.4% | 100.0% |

出典:R2年 国勢調査

2) 中心市街地歩行者通行量

中心市街地の歩行者通行量は、近年減少傾向にあります。各調査年において、平日と休日を比較すると、平日の方が中心市街地の歩行者通行量が多い傾向があります。箇所別でみると、御所通りや中央通りの東西に横断する道路において比較的歩行者交通量が多くみられます。

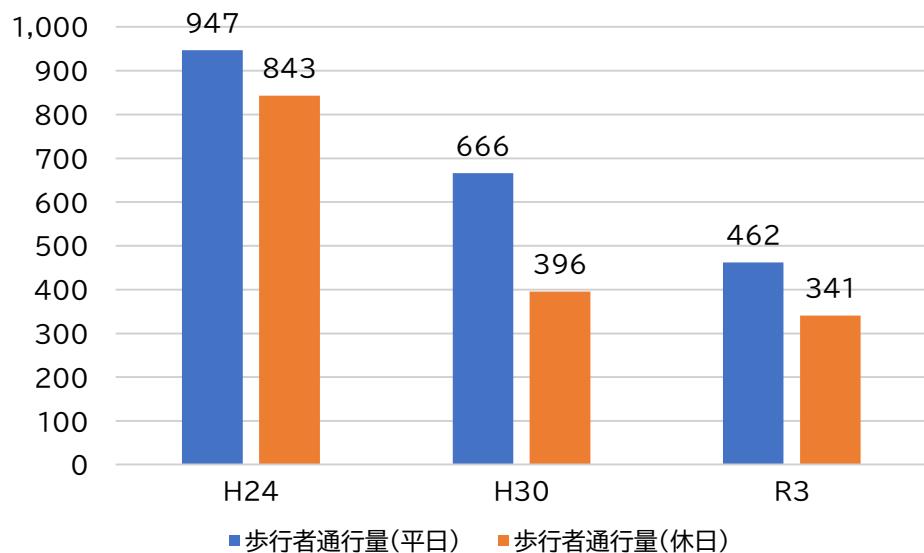


図 2-42 中心市街地通行量

資料:H24 年、H30 年 都市再生事業事後評価、R3年度 市街地交通量調査結果

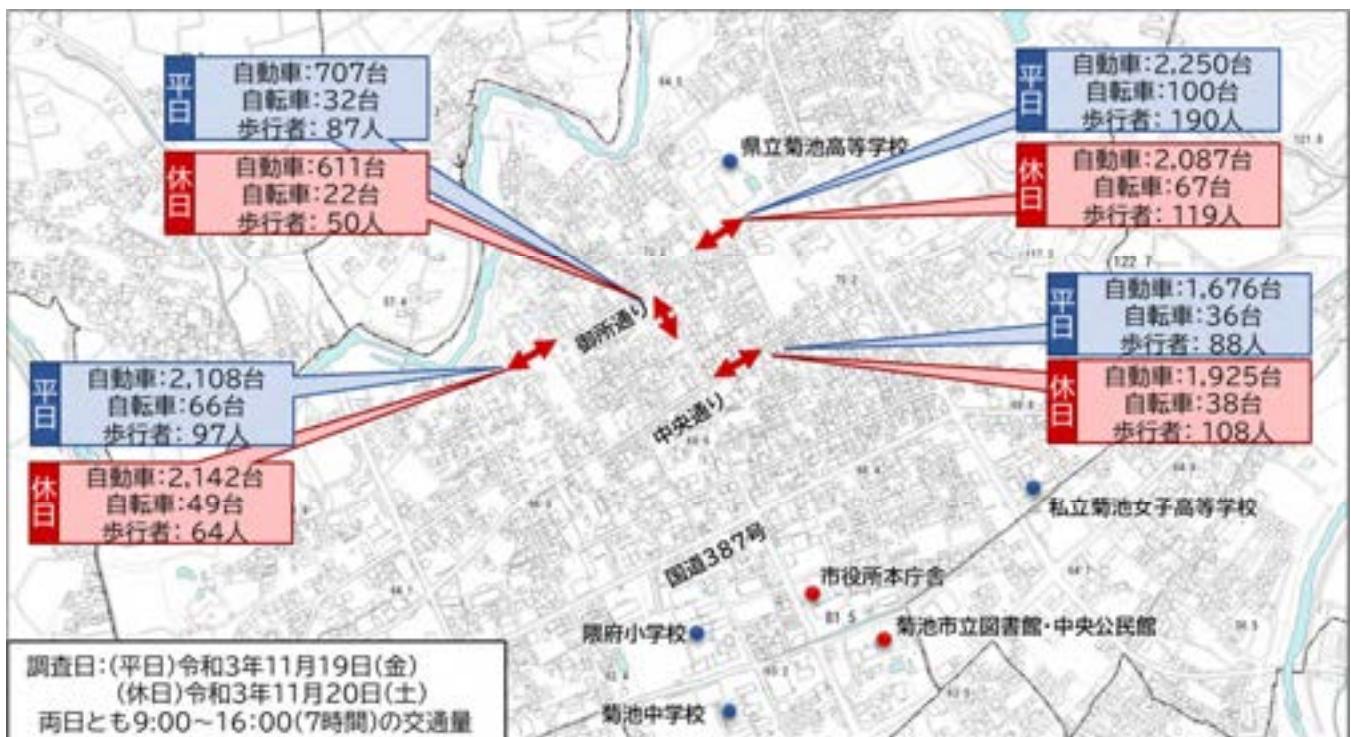


図 2-43 中心市街地歩行者通行量

資料: R3年度 市街地交通量調査結果

3)自動車交通

①主要道路網

平均幅員別の道路網図をみると、国道325号は幅員が15m以上となっていますが、国道387号をはじめ、他の幹線道路は幅員6m以上15m未満となっています。

幅員別道路延長をみると、幅員15m以上は用途地域内で4,634m、用途地域外で20,379m、幅員6m以上15m未満は、用途地域内で22,943m、用途地域外で228,315mとなっており、全体的に幅員の狭い道路が多くみられます。

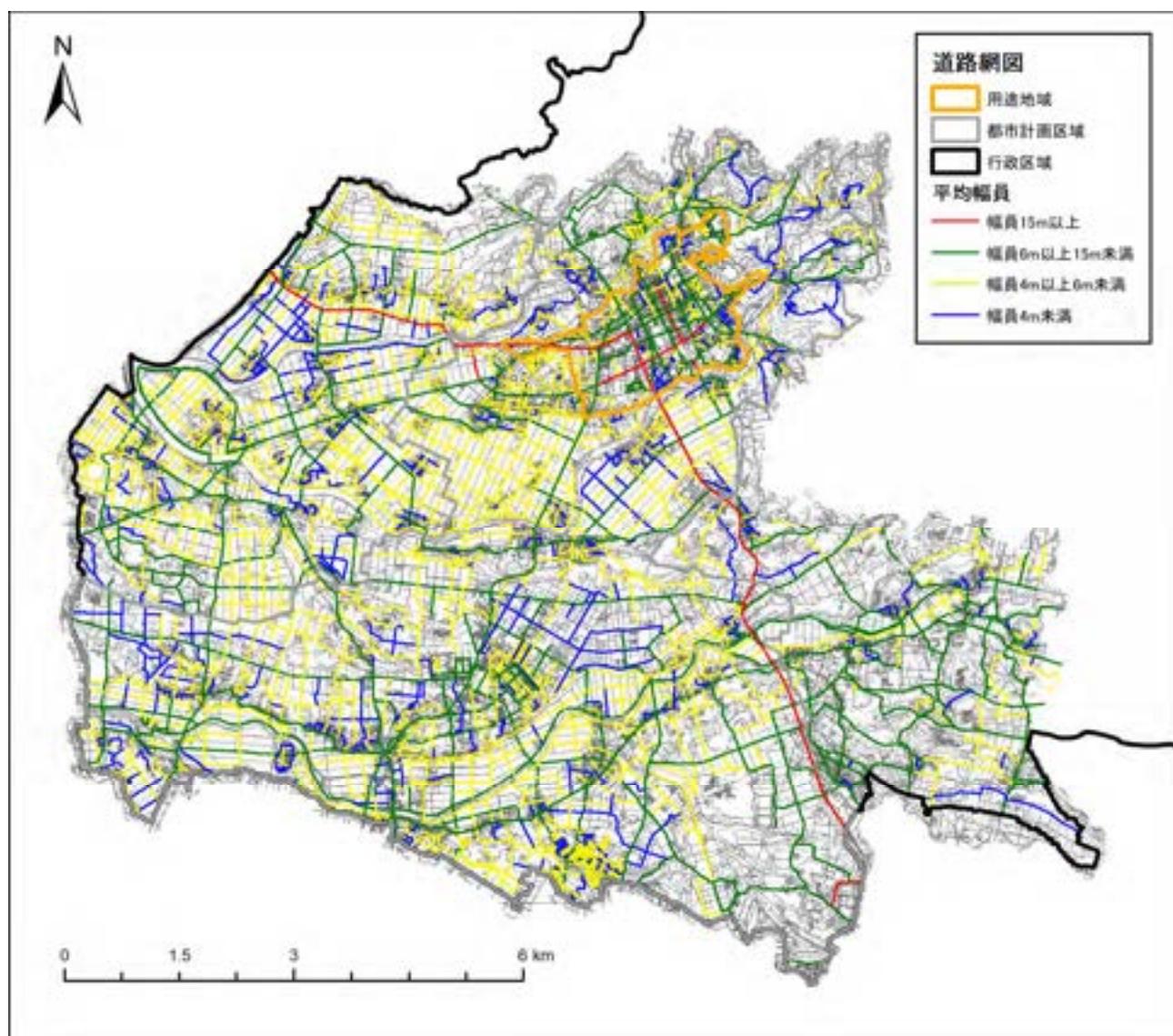


図 2-44 道路網図

表 2-10 幅員別道路延長

| | 15m以上 | 6m以上 15m未満 | 4m以上 6m未満 | 4m未満 |
|-------|---------|---------------|--------------|----------|
| 用途地域内 | 4,634m | 22,943m | 16,037m | 4,908m |
| 用途地域外 | 20,379m | 228,315m | 339,788m | 125,483m |

資料:R4年 都市計画基礎調査

②主要道路交通量

本市には鉄道がなく、自家用車やバス等が主な交通手段となっています。国道325号や国道387号が、その幹線道路的な役割を担っています。

自動車交通量についてみると、平成 27 年（2015 年）と令和 3 年（2021 年）の比較では、国道 325 号旭志伊坂や国道 387 号隈府などで増加がみられますが、他の箇所では減少しています。

令和3年度（2021年度）の道路の混雑度をみると、国道325号の北宮で1.32と高い値を示し、また国道387号の泗水町吉富でも1.03と1.0を越えています。その他の箇所は1.0未満ですが全体として南部方面の混雑度が高く、熊本市方面との交通アクセスが重要となっていることがうかがえます。

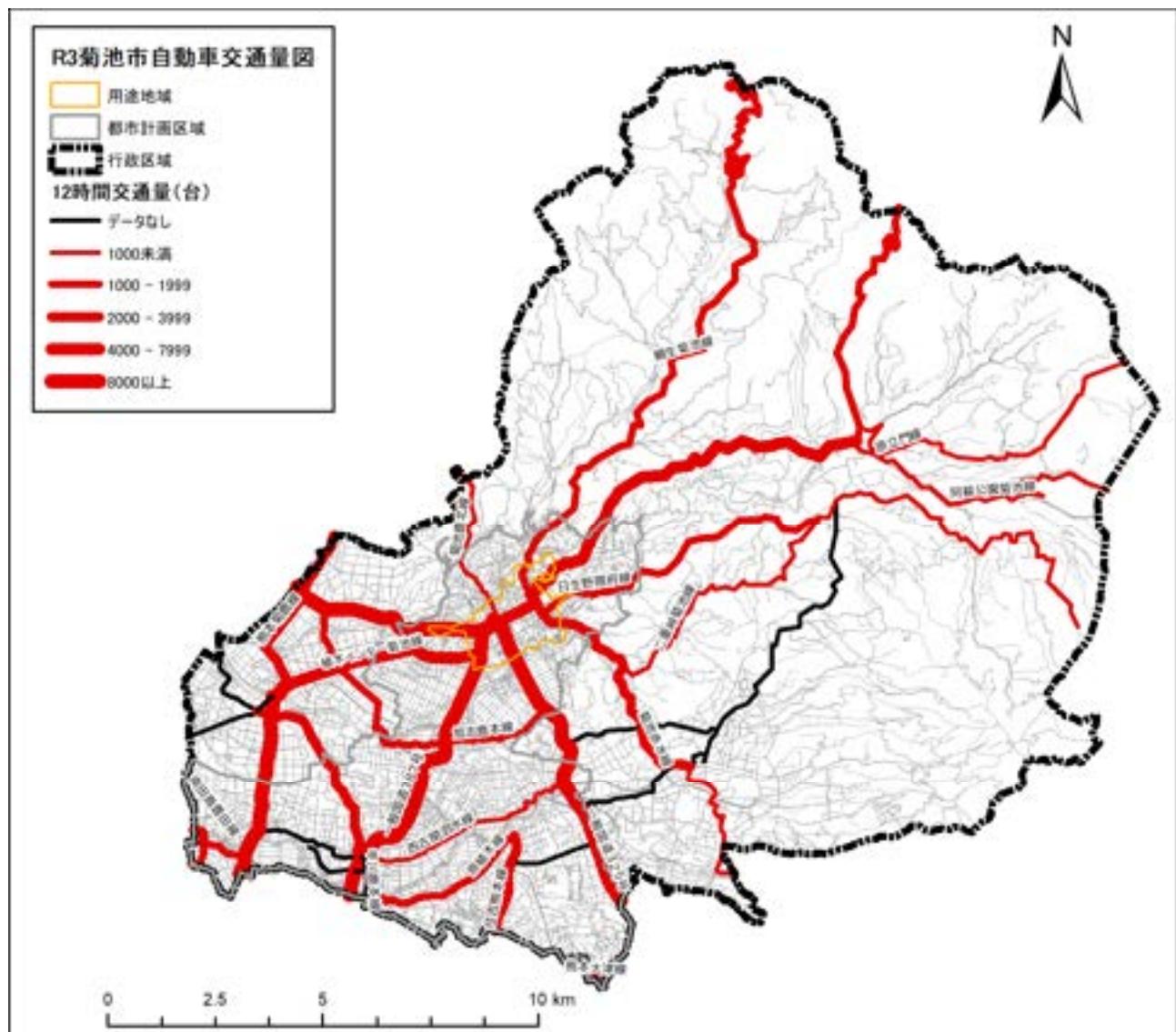


図 2-45 自動車交通量図

資料:R3年道路交通センサス

表 2-11 主要国道自動車交通量の変化(H27→R3)

| 路線名 | 年次 | 観測地点名 | 地点番号 | 平日 12時間 (台) | 平日 24時間 (台) | 大型車 混入率 (%) | 混雑度 | 混雑時平均 旅行速度 (km/h) | 車線数 |
|----------|--------|----------|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------|-------------------------|-----|
| 一般国道325号 | H27 | - | 11330 | 14,712 | 18,684 | 16.3 | 1.27 | 33.0 | 2 |
| | R3 | 山鹿市鹿本町来民 | 12680 | 12,717 | 16,023 | 15.2 | 1.40 | 24.4 | |
| | R3/H27 | | | 0.86 | 0.86 | 0.93 | 1.10 | 0.74 | |
| 一般国道325号 | H27 | 菊池市北宮 | 11340 | 11,876 | 14,964 | 16.3 | 1.08 | 41.9 | 2 |
| | R3 | - | - | 11,259 | 14,074 | 16.7 | 1.32 | 32.1 | |
| | R3/H27 | | | 0.95 | 0.94 | 1.02 | 1.22 | 0.77 | |
| 一般国道325号 | H27 | 菊池市北宮 | 11340 | 11,876 | 14,964 | 16.3 | 1.08 | 45.7 | 2 |
| | R3 | - | 12680 | 11,259 | 14,074 | 16.7 | 1.32 | 46.3 | |
| | R3/H27 | | | 0.95 | 0.94 | 1.02 | 1.22 | 1.01 | |
| 一般国道325号 | H27 | 菊池市北宮 | 11340 | 11,876 | 14,964 | 16.3 | 1.08 | 36.8 | 2 |
| | R3 | 菊池市北宮 | 12690 | 11,259 | 14,074 | 16.7 | 1.32 | 38.2 | |
| | R3/H27 | | | 0.95 | 0.94 | 1.02 | 1.22 | 1.04 | |
| 一般国道325号 | H27 | 菊池市北宮 | 11340 | 11,876 | 14,964 | 16.3 | 1.08 | 9.6 | 2 |
| | R3 | 菊池市北宮 | 12690 | 11,259 | 14,074 | 16.7 | 1.32 | 18.2 | |
| | R3/H27 | | | 0.95 | 0.94 | 1.02 | 1.22 | 1.90 | |
| 一般国道325号 | H27 | 菊池市北宮 | 11340 | 11,876 | 14,964 | 16.3 | 1.08 | 14.4 | 2 |
| | R3 | 菊池市北宮 | 12690 | 11,259 | 14,074 | 16.7 | 1.32 | 13.1 | |
| | R3/H27 | | | 0.95 | 0.94 | 1.02 | 1.22 | 0.91 | |
| 一般国道325号 | H27 | 菊池市北宮 | 11340 | 11,876 | 14,964 | 16.3 | 1.08 | 26.8 | 2 |
| | R3 | 菊池市北宮 | 12690 | 11,259 | 14,074 | 16.7 | 1.32 | 27.7 | |
| | R3/H27 | | | 0.95 | 0.94 | 1.02 | 1.22 | 1.03 | |
| 一般国道325号 | H27 | 菊池市北宮 | 11340 | 11,876 | 14,964 | 16.3 | 1.08 | 44.5 | 2 |
| | R3 | 菊池市北宮 | 12690 | 11,259 | 14,074 | 16.7 | 1.32 | 41.1 | |
| | R3/H27 | | | 0.95 | 0.94 | 1.02 | 1.22 | 0.92 | |
| 一般国道325号 | H27 | - | 11350 | 12,676 | 15,972 | 17.2 | 0.43 | 40.8 | 4 |
| | R3 | - | 12700 | 12,309 | 15,509 | 17.2 | 0.47 | 40.6 | |
| | R3/H27 | | | 0.97 | 0.97 | 1.00 | 1.09 | 1.00 | |
| 一般国道325号 | H27 | - | 11360 | 17,763 | 22,559 | 18.3 | 0.62 | 44.2 | 4 |
| | R3 | 菊池市旭志伊坂 | 12710 | 19,303 | 24,515 | 16.0 | 0.86 | 47.0 | |
| | R3/H27 | | | 1.09 | 1.09 | 0.87 | 1.39 | 1.06 | |
| 一般国道325号 | H27 | - | 11360 | 17,763 | 22,559 | 18.3 | 0.62 | 40.9 | 4 |
| | R3 | 菊池市旭志伊坂 | 12710 | 19,303 | 24,515 | 16.0 | 0.86 | 40.9 | |
| | R3/H27 | | | 1.09 | 1.09 | 0.87 | 1.39 | 1.00 | |
| 一般国道325号 | H27 | - | 11360 | 17,763 | 22,559 | 18.3 | 0.62 | 58.1 | 4 |
| | R3 | 菊池市旭志伊坂 | 12710 | 19,303 | 24,515 | 16.0 | 0.86 | 45.4 | |
| | R3/H27 | | | 1.09 | 1.09 | 0.87 | 1.39 | 0.78 | |
| 一般国道387号 | H27 | 菊池市隈府 | 11470 | 4,292 | 5,322 | 5.9 | 0.41 | 49.3 | 2 |
| | R3 | 菊池市隈府 | 12840 | 4,880 | 5,954 | 5.2 | 0.47 | 48.2 | |
| | R3/H27 | | | 1.14 | 1.12 | 0.88 | 1.15 | 0.98 | |
| 一般国道387号 | H27 | 菊池市隈府 | 11470 | 4,292 | 5,322 | 5.9 | 0.41 | 16.1 | 2 |
| | R3 | 菊池市隈府 | 12840 | 4,880 | 5,954 | 5.2 | 0.47 | 19.0 | |
| | R3/H27 | | | 1.14 | 1.12 | 0.88 | 1.15 | 1.18 | |
| 一般国道387号 | H27 | 菊池市隈府 | 11470 | 4,292 | 5,322 | 5.9 | 0.41 | 16.1 | 2 |
| | R3 | 菊池市隈府 | 12840 | 4,880 | 5,954 | 5.2 | 0.47 | 19.7 | |
| | R3/H27 | | | 1.14 | 1.12 | 0.88 | 1.15 | 1.23 | |
| 一般国道387号 | H27 | - | 11475 | 14,172 | 17,998 | 7.9 | 1.44 | 15.4 | 2 |
| | R3 | 菊池市泗水町吉富 | 12850 | 8,305 | 10,464 | 4.6 | 0.85 | 16.7 | |
| | R3/H27 | | | 0.59 | 0.58 | 0.58 | 0.59 | 1.09 | |
| 一般国道387号 | H27 | - | 11480 | 14,172 | 17,998 | 7.9 | 1.20 | 32.9 | 2 |
| | R3 | 菊池市泗水町吉富 | 12860 | 12,291 | 15,487 | 6.3 | 1.03 | 33.5 | |
| | R3/H27 | | | 0.87 | 0.86 | 0.80 | 0.86 | 1.02 | |
| 一般国道387号 | H27 | - | 11480 | 14,172 | 17,998 | 7.9 | 1.20 | 31.8 | 2 |
| | R3 | 菊池市泗水町吉富 | 12860 | 12,291 | 15,487 | 6.3 | 1.03 | 29.9 | |
| | R3/H27 | | | 0.87 | 0.86 | 0.80 | 0.86 | 0.94 | |
| 一般国道387号 | H27 | - | 11480 | 14,172 | 17,998 | 7.9 | 1.20 | 23.9 | 2 |
| | R3 | 菊池市泗水町吉富 | 12860 | 12,291 | 15,487 | 6.3 | 1.03 | 22.8 | |
| | R3/H27 | | | 0.87 | 0.86 | 0.80 | 0.86 | 0.95 | |
| 一般国道387号 | H27 | - | 11480 | 14,172 | 17,998 | 7.9 | 1.20 | 35.3 | 2 |
| | R3 | 菊池市泗水町吉富 | 12860 | 12,291 | 15,487 | 6.3 | 1.03 | 29.8 | |
| | R3/H27 | | | 0.87 | 0.86 | 0.80 | 0.86 | 0.85 | |

資料:H27 年、R3 年 道路交通センサス

4)公共交通の利用状況

本市には、熊本市市中心部を結ぶ熊本電鉄バスが国道387号を中心に運行されています。

令和5年(2023年)の利用状況をみると蓮台寺から菊池温泉を結ぶ系統の利用が2,200人/日と最も多くなっています。本市では、平成16年(2004年)より路線バスを補完するコミュニティバスとして、市街地巡回バスが東回り、西回りの系統で、それぞれ6便運行されています。

市内で、公共交通機関の無い地域における生活交通の確保や交通の利便性向上を図るため、市街地やまちなかを結ぶ事前予約制の乗合タクシー(きくちあいのりタクシー)が運行されています。

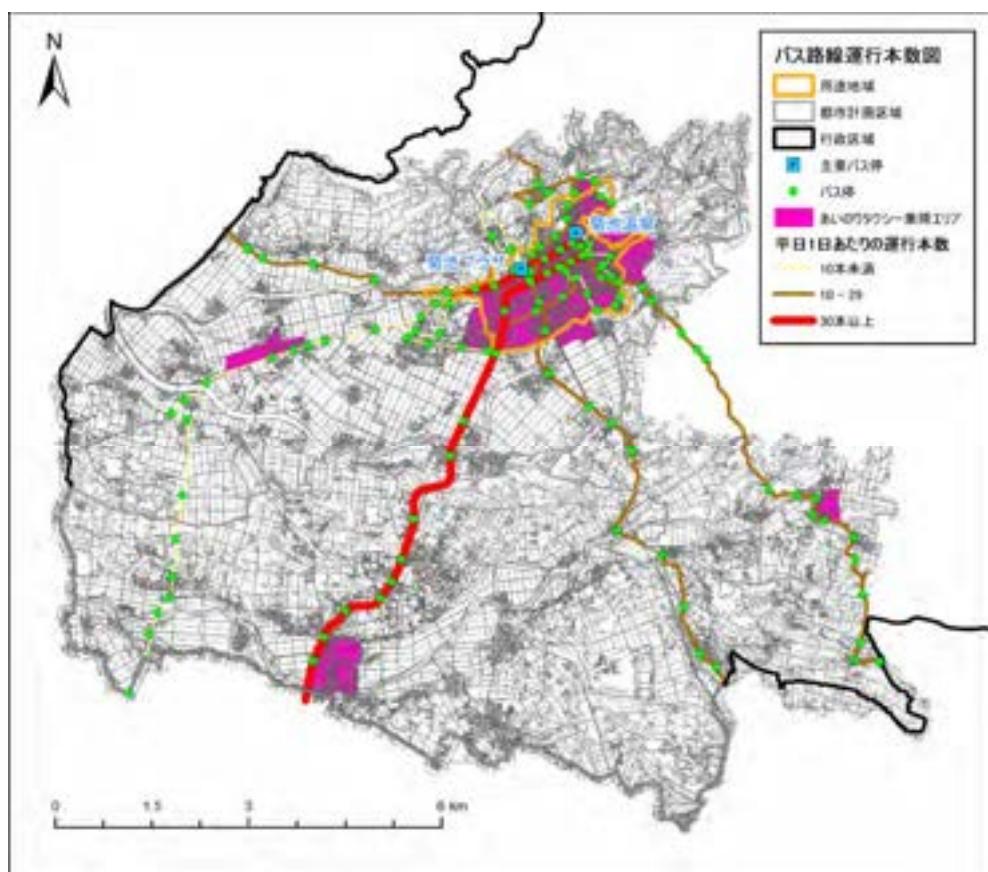


図 2-46 バス路線運行本数図

資料:R4年 都市計画基礎調査

表 2-12 R5 バス利用状況(熊本電鉄バス)

| 運行会社 | 起点 | 終点 | 1日当たりの輸送人員 |
|----------|-----------|-------|------------|
| 熊本電鉄 | 熊本駅 | 菊池プラザ | 286 |
| 熊本電鉄 | 桜町バスターミナル | 菊池プラザ | 65 |
| 熊本電鉄 | 辻久保 | 菊池プラザ | 6 |
| 熊本電鉄 | 桜町バスターミナル | 菊池温泉 | 25 |
| 熊本電鉄 | 蓮台寺 | 菊池温泉 | 2,200 |
| 熊本電鉄 | 須屋西 | 菊池温泉 | 13 |
| 熊本電鉄 | 黒石 | 菊池温泉 | 25 |
| 熊本電鉄 | 御代志 | 菊池温泉 | 15 |
| 菊池市/熊本電鉄 | 菊池プラザ | 菊池プラザ | 38 |

資料:R5年4月～R6年3月 運行系統別輸送実績報告書

(2) 土地利用

土地利用について、令和4年度（2022年度）都市計画基礎調査において調査を行った菊池地域の都市計画区域、市南部の都市計画区域外（菊池泗水中間地区）、七城地域全域、泗水地域全域及び旭志地域の山間部を除く区域を対象に、その特徴等を整理しました。

1) 地域地区別土地利用の特徴

全体で田畠が52%を占め、続いて山林が13%、住宅が9%、商工業地及び公共公益施設用地が6%、道路・その他が15%となっています。

地域別にみると菊池都市計画区域は住宅の割合が高く、泗水都市計画区域、七城地域は田畠の割合が高く、旭志地域は山林の割合が高くなっています。

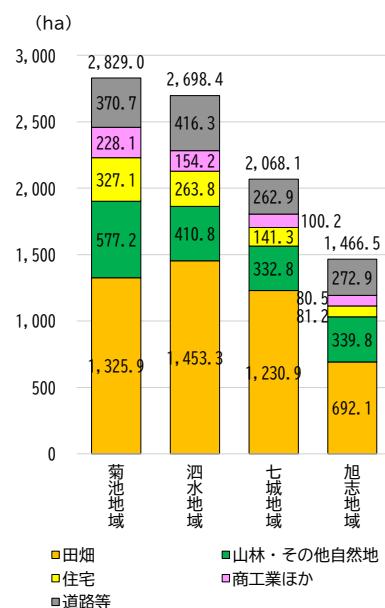


図 2-47 地域別土地利用面積

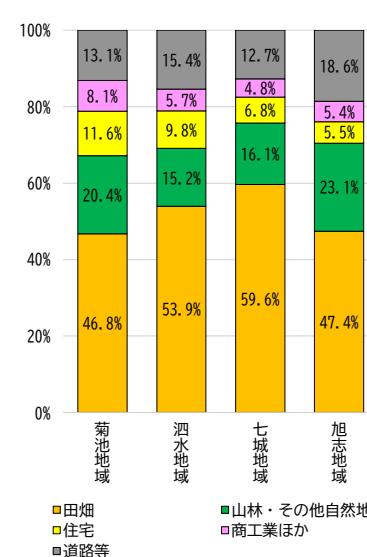


図 2-48 地域別土地利用構成比

資料:R4年 都市計画基礎調査

表 2-13 地域別土地利用面積・構成比

| | 菊池地域 | | 泗水地域 | | 七城地域 | | 旭志地域 | | 合計 | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 面積 (ha) | 比率 (%) |
| 田 | 881.0 | 31.1% | 811.6 | 30.1% | 930.6 | 45.1% | 215.6 | 14.7% | 2,838.8 | 31.2% |
| 畠 | 444.9 | 15.7% | 641.7 | 23.8% | 300.3 | 14.5% | 476.5 | 32.7% | 1,863.4 | 20.6% |
| 山林 | 421.3 | 14.9% | 272.6 | 10.1% | 173.8 | 8.4% | 278.8 | 19.0% | 1,146.5 | 12.7% |
| 水面 | 48.7 | 1.7% | 40.2 | 1.5% | 44.5 | 2.2% | 13.6 | 0.9% | 147.0 | 1.6% |
| その他の自然地 | 107.2 | 3.8% | 98.0 | 3.6% | 114.5 | 5.5% | 47.4 | 3.2% | 367.1 | 4.1% |
| 住宅用地 | 327.1 | 11.6% | 263.8 | 9.8% | 141.3 | 6.8% | 81.2 | 5.5% | 813.4 | 9.0% |
| 商業用地 | 83.7 | 3.0% | 37.7 | 1.4% | 21.5 | 1.0% | 22.7 | 1.5% | 165.6 | 1.8% |
| 工業用地 | 39.1 | 1.4% | 68.2 | 2.5% | 43.8 | 2.1% | 41.5 | 2.8% | 192.6 | 2.1% |
| 公共・公益施設用地 | 105.3 | 3.7% | 48.3 | 1.8% | 34.9 | 1.7% | 16.3 | 1.1% | 204.8 | 2.3% |
| 道路 | 222.0 | 7.8% | 198.0 | 7.3% | 154.7 | 7.5% | 102.8 | 7.0% | 677.5 | 7.5% |
| 交通施設用地 | 2.8 | 0.1% | 2.2 | 0.1% | 7.9 | 0.4% | 1.5 | 0.1% | 14.4 | 0.2% |
| 公共空地 | 24.7 | 0.9% | 16.1 | 0.6% | 9.2 | 0.4% | 6.8 | 0.5% | 56.8 | 0.6% |
| その他 | 121.2 | 4.3% | 200.0 | 7.4% | 91.1 | 4.4% | 161.8 | 11.0% | 574.1 | 6.3% |
| 総計 | 2,829.0 | 100.0% | 2,698.4 | 100.0% | 2,068.1 | 100.0% | 1,466.5 | 100.0% | 9,062.0 | 100.0% |

資料:R4年 都市計画基礎調査

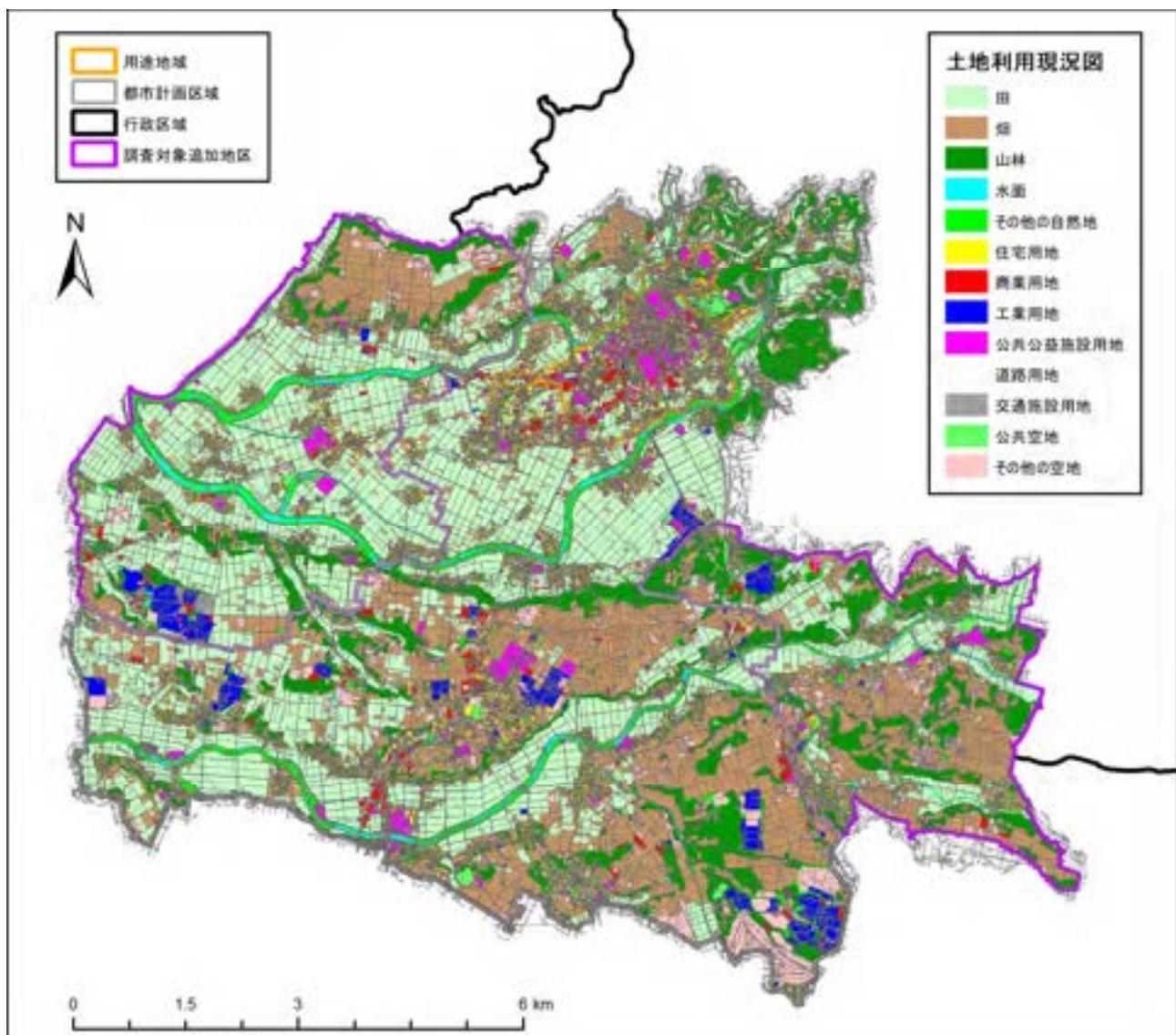


図 2-49 土地利用現況図

資料:R4 年 都市計画基礎調査

2)都市計画区域の特徴(都市計画区域・用地地域・都市計画白地・追加調査区域ごとの土地利用構成比)

都市計画区域内の用途地域(菊池地域中心部)、用途地域が指定されていない都市計画区域(都市計画白地:菊池地域の用途地域外、泗水地域全域)について、その特徴を整理します。

①都市計画区域全体

田畠が50%、山林などの自然地が17%、住宅、商工業、道路などの都市的土地利用が33%と、田畠が半分以上を占め、最も多くなっています。

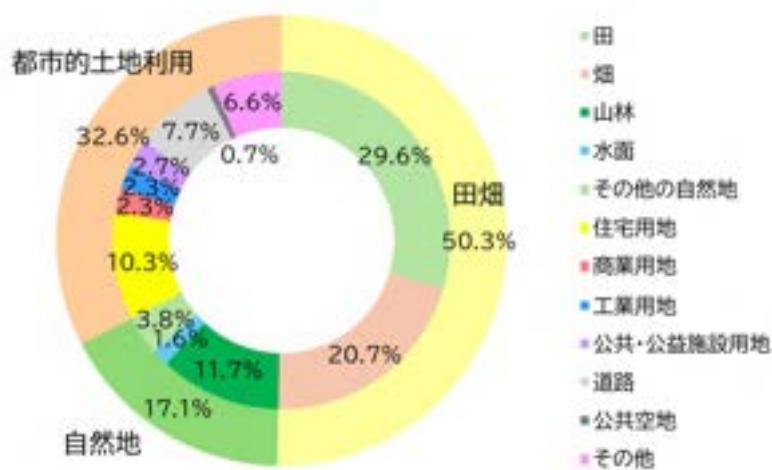


図2-50 都市計画区域の土地利用構成比

②用途地域

都市的土地利用が73%を占め、田畠は17%、山林などの自然地が5%であり、宅地化予備軍となる空閑地も比較的みられます。

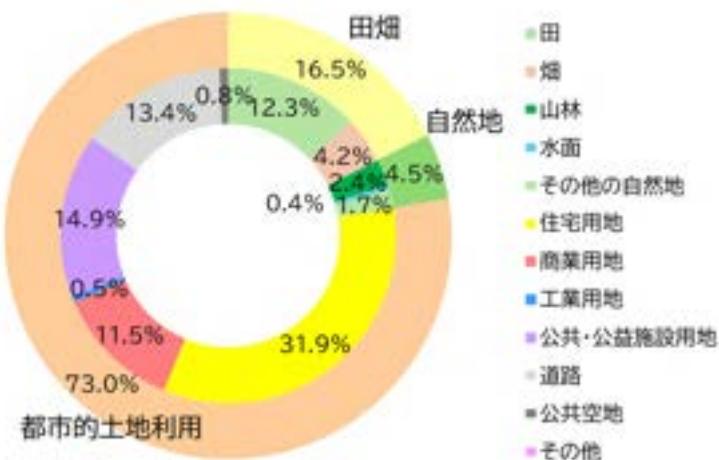
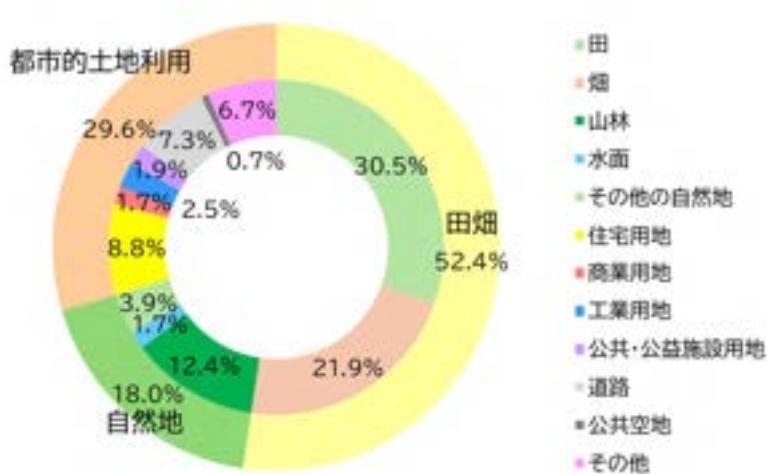


図2-51 用途地域の土地利用構成比

資料:R4年 都市計画基礎調査

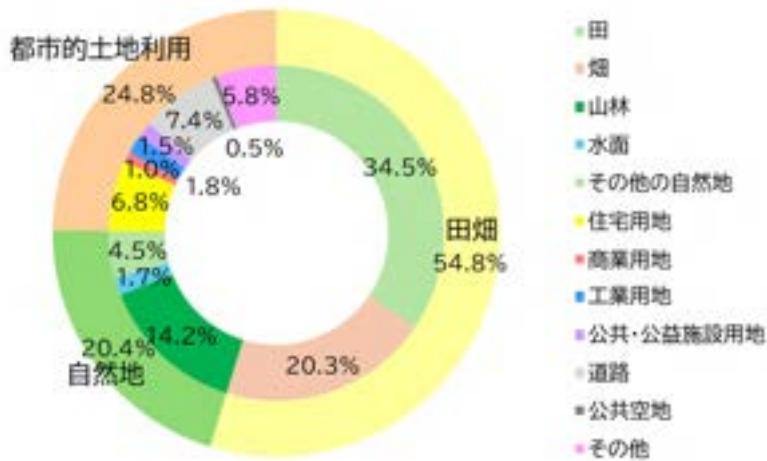
③都市計画白地

田畠が 52%、山林などの自然地が 18%を占め、自然的土地利用が多くなっています。都市的土地利用は 30%となっています。



④追加調査区域(七城・旭志地区)

田畠が 55%、山林などの自然地が 20%を占め、自然的土地利用が全体の 75%を占めています。都市的土地利用は 25%となっています。



資料:R4 年 都市計画基礎調査

(3) 建物利用

1) 地域地区別建物延床面積割合の特徴

建物利用について、土地利用と同様、令和4年度（2022年度）都市計画基礎調査において調査を行った、菊池地域の都市計画区域、市南部の都市計画区域外（菊池泗水中間地区）、七城地域全域、泗水地域全域及び旭志地域の山地部を除く区域を対象に、その特徴等を考察します。

全体で住宅が43%を占め、最も多く、続いて農林漁業用施設・その他施設が21%、工場施設が11%です。

菊池都市計画区域は商業施設、官公庁・文教厚生施設、共同住宅の割合が高く、泗水都市計画区域は併用住宅、戸建住宅、七城地域、旭志地域は農林漁業施設、工業施設の割合が高くなっています。

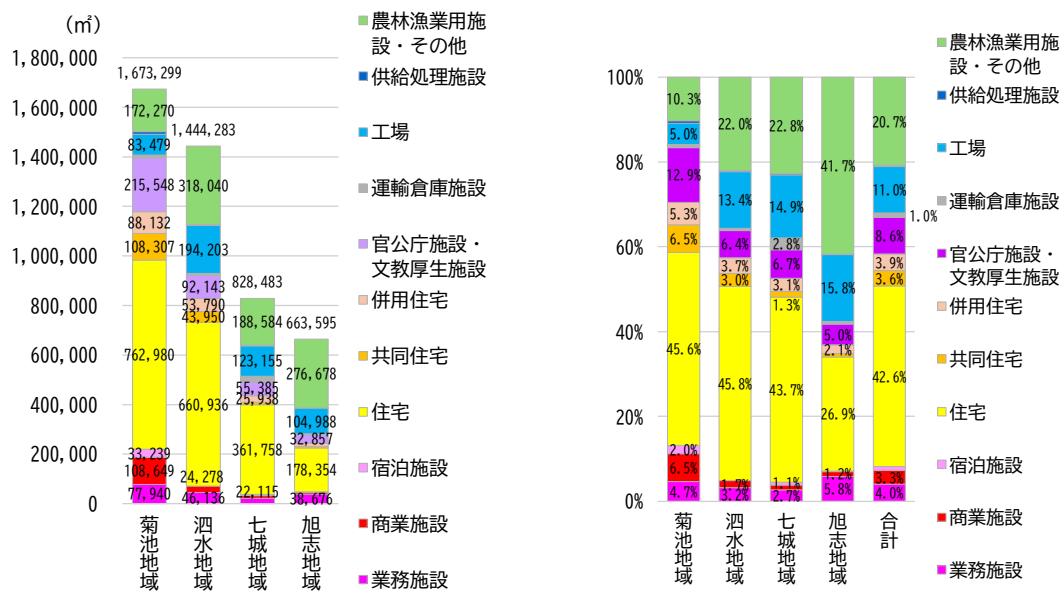


図 2-54 地域別建物用途延床面積

図 2-55 地域別建物用途延床面積構成比

表 2-14 地域別建物用途延床面積・構成比

| | 菊池地域 | | 泗水地域 | | 七城地域 | | 旭志地域 | | 合計 | |
|--------------|------------------------|--------|------------------------|--------|------------------------|--------|------------------------|--------|------------------------|--------|
| | 延床面積 (m ²) | 比率 (%) |
| 業務施設 | 77,940 | 4.7% | 46,136 | 3.2% | 22,115 | 2.7% | 38,676 | 5.8% | 184,867 | 4.0% |
| 商業施設 | 108,649 | 6.5% | 24,278 | 1.7% | 9,460 | 1.1% | 7,797 | 1.2% | 150,184 | 3.3% |
| 宿泊施設 | 33,239 | 2.0% | 0 | 0.0% | 5,642 | 0.7% | 876 | 0.1% | 39,757 | 0.9% |
| 住宅 | 762,980 | 45.6% | 660,936 | 45.8% | 361,758 | 43.7% | 178,354 | 26.9% | 1,964,028 | 42.6% |
| 共同住宅 | 108,307 | 6.5% | 43,950 | 3.0% | 10,640 | 1.3% | 5,189 | 0.8% | 168,086 | 3.6% |
| 併用住宅 | 88,132 | 5.3% | 53,790 | 3.7% | 25,938 | 3.1% | 13,711 | 2.1% | 181,571 | 3.9% |
| 官公庁施設・文教厚生施設 | 215,548 | 12.9% | 92,143 | 6.4% | 55,385 | 6.7% | 32,857 | 5.0% | 395,933 | 8.6% |
| 運輸倉庫施設 | 12,823 | 0.8% | 7,656 | 0.5% | 23,460 | 2.8% | 3,538 | 0.5% | 47,477 | 1.0% |
| 工場 | 83,479 | 5.0% | 194,203 | 13.4% | 123,155 | 14.9% | 104,988 | 15.8% | 505,825 | 11.0% |
| 供給処理施設 | 9,932 | 0.6% | 3,151 | 0.2% | 2,346 | 0.3% | 931 | 0.1% | 16,360 | 0.4% |
| 農林漁業用施設・その他 | 172,270 | 10.3% | 318,040 | 22.0% | 188,584 | 22.8% | 276,678 | 41.7% | 955,572 | 20.7% |
| 総計 | 1,673,299 | 100.0% | 1,444,283 | 100.0% | 828,483 | 100.0% | 663,595 | 100.0% | 4,609,660 | 100.0% |

資料：R4年 都市計画基礎調査

2)都市計画区域の特徴

都市計画区域内の用途地域（菊池地域中心部）、用途地域が指定されていない都市計画区域（都市計画白地：菊池地域の用途地域外、泗水地域全域）について、その特徴を整理します。

①都市計画区域全体

住居系が53%、商業系が9%、公共公益系が12%、工業系が12%となっており、住居系が占める割合が高くなっています。

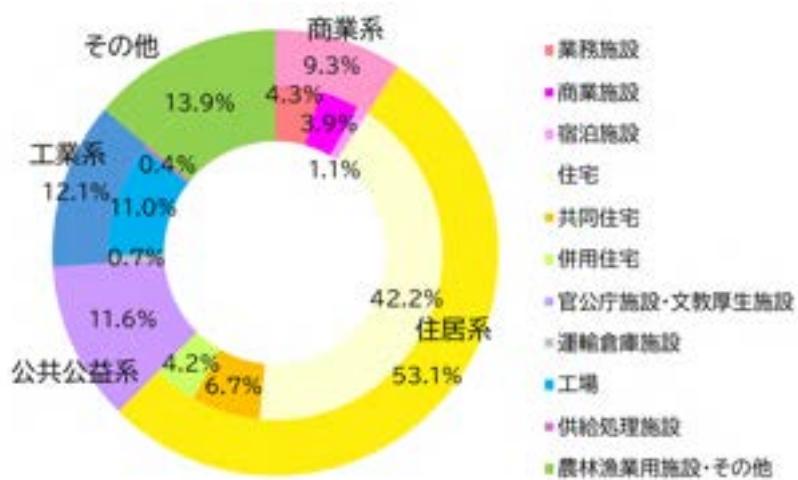


図 2-56 都市計画区域建物用途延床面積構成比

②用途地域

住居系が57%を占め、このうち共同住宅が12%あり、他の土地利用区分と比較して多くなっています。

公共公益系が24%、商業系が17%、工業系が1%となっており、商業系の多くは用途地域内に立地しています。

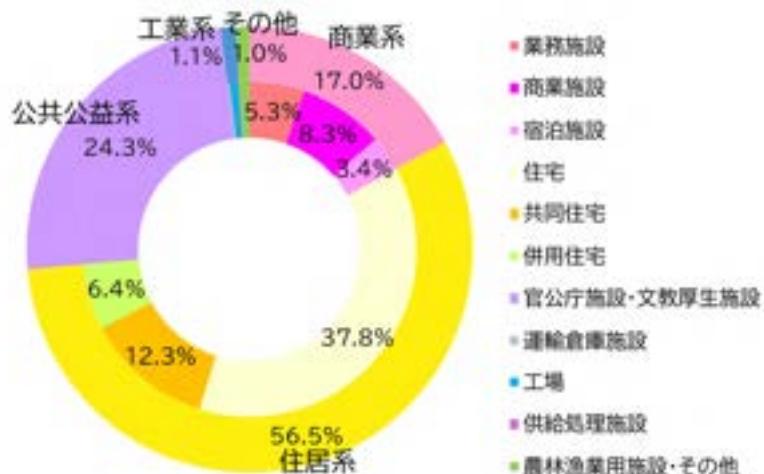


図 2-57 用途地域建物用途延床面積構成比

資料:R4 年 都市計画基礎調査

③都市計画白地

住居系が52%を占めています。

工業系が16%と、用途地域より割合が高く、白地での立地が多くなっています。



図 2-58 都市計画白地建物用途延床面積構成比

④追加調査対象区域(七城・旭志地区)

住居系が45%、商業系が5%、公共公益系が6%、工業系が13%を占めています。

農林漁業用施設等のその他施設が31%を占め、他の土地利用区分と比較して、最も多くなっています。

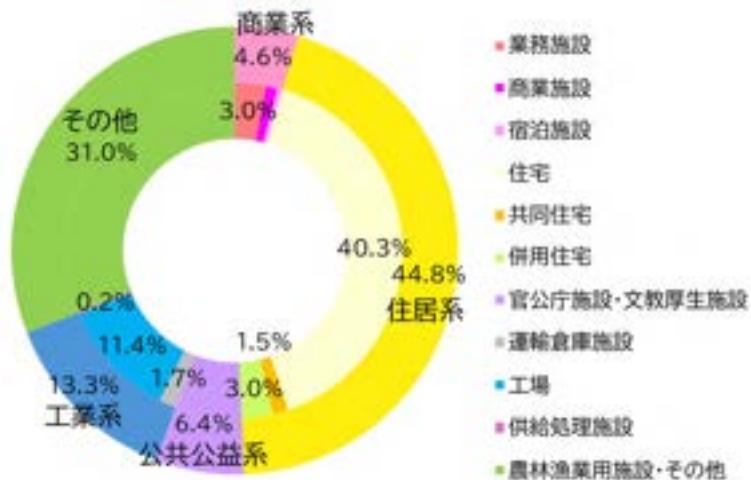


図 2-59 追加調査対象区域建物用途延床面積構成比

資料：R4年 都市計画基礎調査

3)平成 28 年～令和 4 年の比較

建物延床面積について、令和 4 年（2022 年）と平成 28 年（2016 年）を比較すると、基礎調査地区全体の合計は 25.9ha と減少しています。

用途地域内については、住宅およびその他建物は微増していますが、商業と工業は減少しています。

用途地域外については、工業のみ微増し、住宅、商業、その他建物は減少しています。

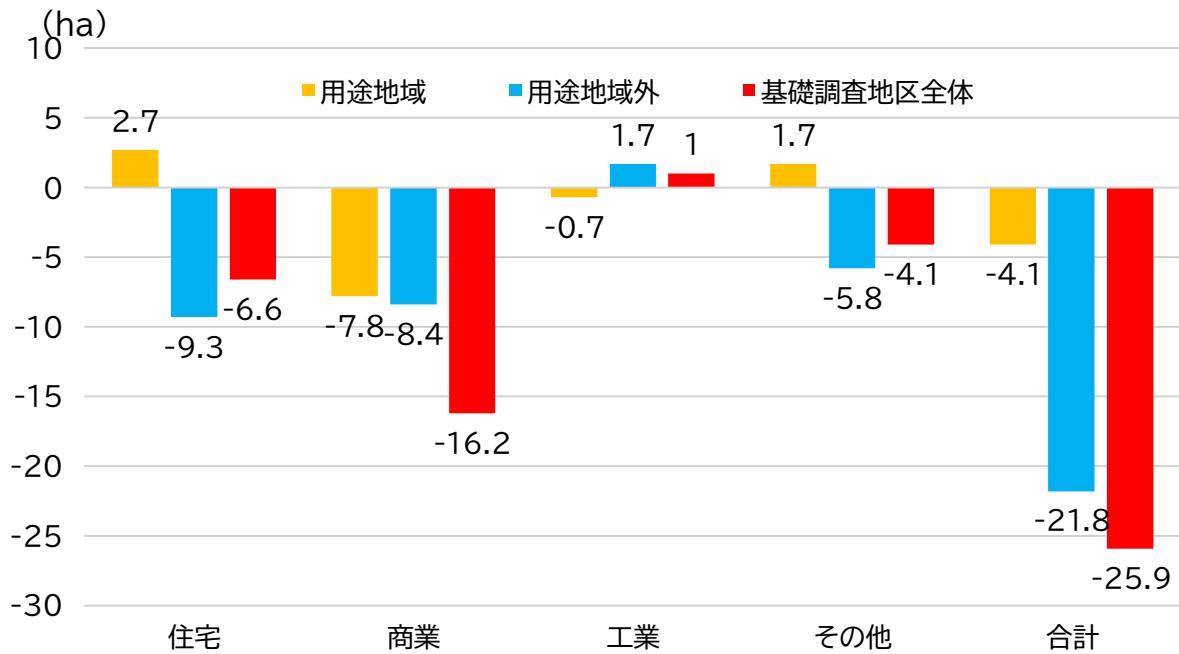


図 2-60 建物延床面積の増減(H28～R4)

資料:H28 年、R4 年 都市計画基礎調査

4)幹線道路沿道地区の特徴

幹線道路沿道は、建物の立地が活発であり、商業施設などの立地が多くみられます。

菊池地域内の立地量が特に多く、他の地域を全て上回っています。

用途地域内においても立地量は多く、そのうち、官公庁施設・文教厚生施設が30%を占め、続いて住宅が26%と多くなっています。

商業系は、菊池地域内での立地量が多い状況です。

各地域における幹線道路沿い地域別建物用途延床面積構成比では、泗水地域商業系床面積の割合が23%と高くなっています。七城地域では住宅が46%、旭志地域では農林漁業要施設が29%などと高くなっています。

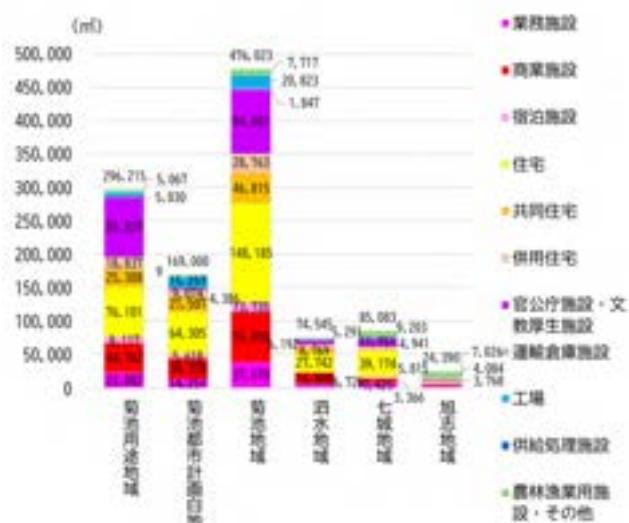


図 2-61 幹線道路沿い地域別建物用途延床面積



図 2-62 幹線道路沿い地域別建物用途延床面積構成比

資料:R4年 都市計画基礎調査

表 2-2-15 幹線道路沿い地域別建物用途延床面積構成比

| 延床面積割合(%) | 菊池用途 地域 | 菊池都市 計画白地 | 菊池地域 | 泗水地域 | 七城地域 | 旭志地域 | 合計 |
|--------------|------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 業務施設 | 7.7% | 8.4% | 7.9% | 9.0% | 8.7% | 15.4% | 8.4% |
| 商業施設 | 15.1% | 18.0% | 16.0% | 22.5% | 6.8% | 9.4% | 15.3% |
| 宿泊施設 | 2.7% | 3.3% | 2.9% | 0.0% | 4.0% | 5.7% | 2.8% |
| 住宅 | 25.7% | 38.1% | 31.1% | 37.2% | 46.0% | 9.8% | 33.0% |
| 共同住宅 | 8.5% | 12.7% | 9.8% | 11.8% | 1.5% | 0.0% | 8.6% |
| 併用住宅 | 6.4% | 5.4% | 6.0% | 7.1% | 5.8% | 1.2% | 6.0% |
| 官公庁施設・文教厚生施設 | 30.3% | 2.6% | 19.8% | 8.3% | 13.8% | 9.1% | 17.4% |
| 運輸倉庫施設 | 0.1% | 0.9% | 0.4% | 0.0% | 0.0% | 16.7% | 0.9% |
| 工場 | 1.7% | 9.0% | 4.4% | 1.5% | 2.4% | 3.8% | 3.8% |
| 供給処理施設 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.2% | 0.1% | 0.0% | 0.0% |
| 農林漁業用施設・その他 | 1.7% | 1.6% | 1.6% | 2.4% | 10.8% | 28.8% | 3.9% |

■ 全市平均に比べ割合がかなり高いもの、特徴的なもの

資料:R4年 都市計画基礎調査

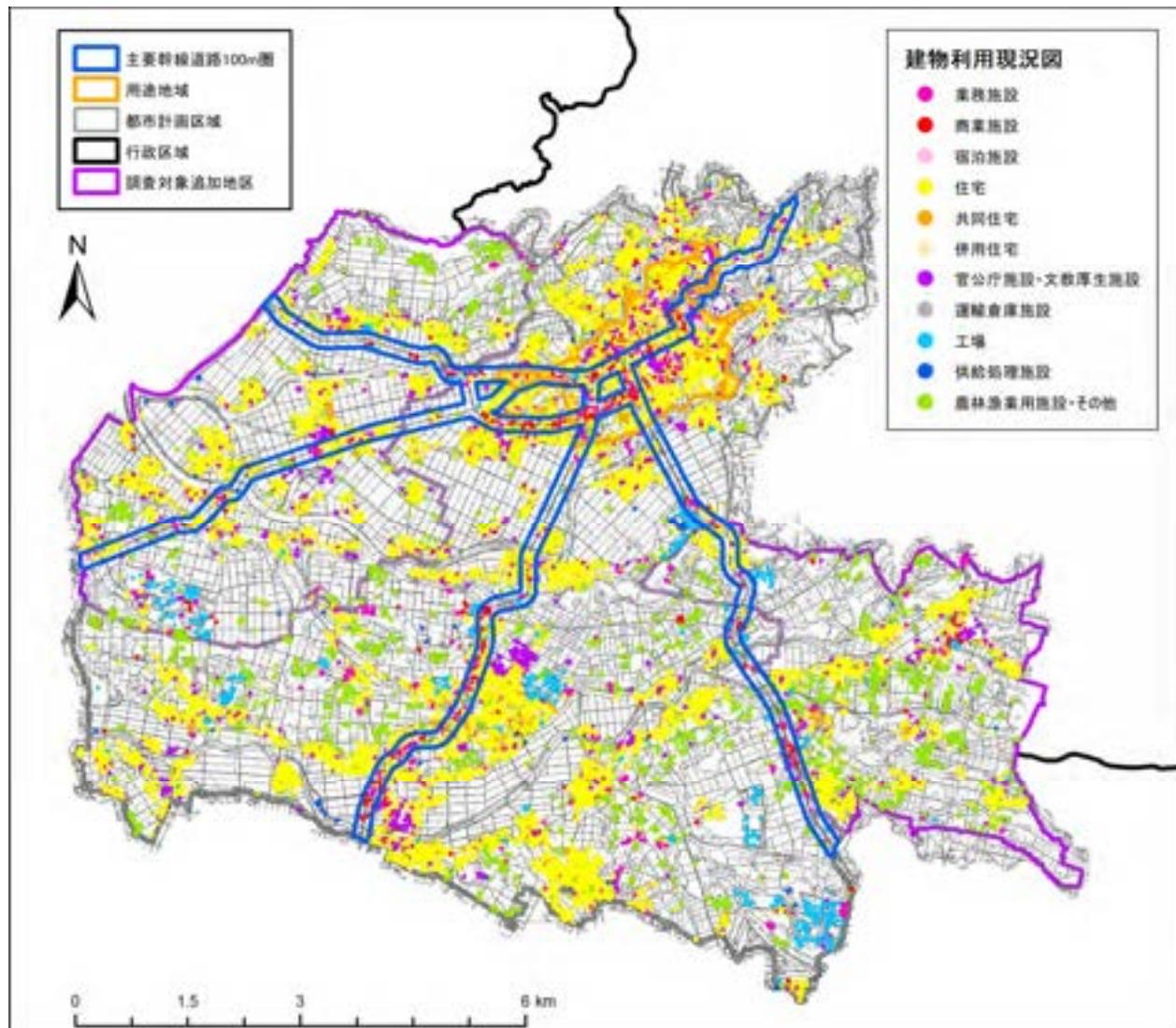


図 2-63 建物利用現況図

資料:R4年 都市計画基礎調査

5) 住宅総数・空家の状況

本市の住宅総数は、平成25年（2013年）には19,540戸だったものが、令和5年（2023年）には21,640戸へと増加しています。

本市の空家数については、平成25年（2013年）から平成30年（2018年）にかけて減少したものの、令和5年（2023年）には増加傾向に転じています。



図 2-64 住宅総数・空家数・空家率の推移

資料:H25年～R5年 住宅土地統計調査

(4) 建築着工

開発動向について、建築着工動向、宅地開発、農地転用など、その特徴等を考察します。

1) 建築着工(件数ベース)

建築着工データは都市計画区域での届出が中心であるため、菊池及び泗水の都市計画区域について分析を行います。

土地利用区分別にみると、菊池都市計画区域の建築着工件数が最も多く 594 件です。

菊池都市計画区域では、用途地域より白地地区の方が多く、特に用途地域隣接部や泗水地域が多くなっています。

建物用途別に建築着工構成比みると、住宅がいずれの地域も 80%以上を占め商業が 7%程度です。工業系は、菊池都市計画白地での立地が多くなっています。

また、幹線道路沿いの建築着工件数をみると、菊池地域が 149 件と最も多くなっています。建物用途別に建築着工構成比みると、幹線道路沿いは、都市計画区域全体と比較して住宅の割合が低く、商業の割合が高くなっています。

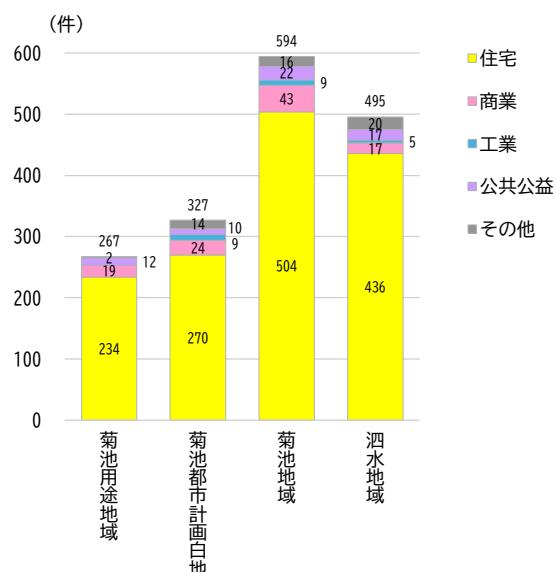


図 2-65 土地利用区別建築着工件数

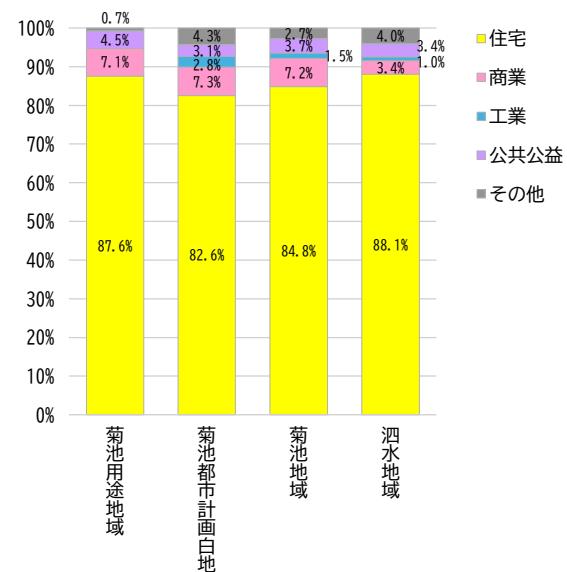
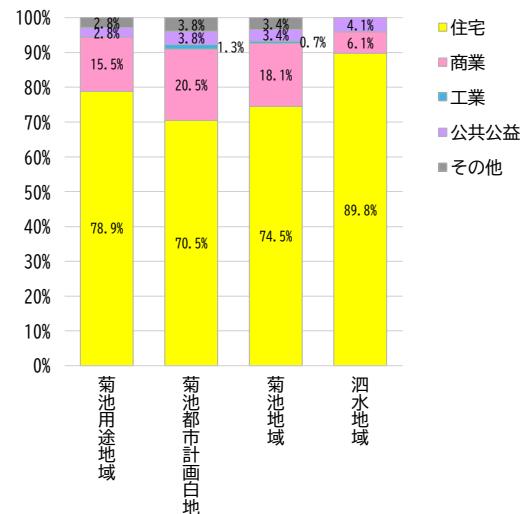
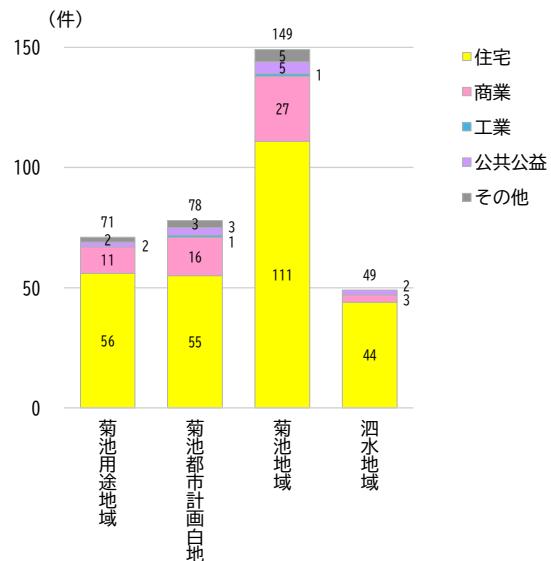
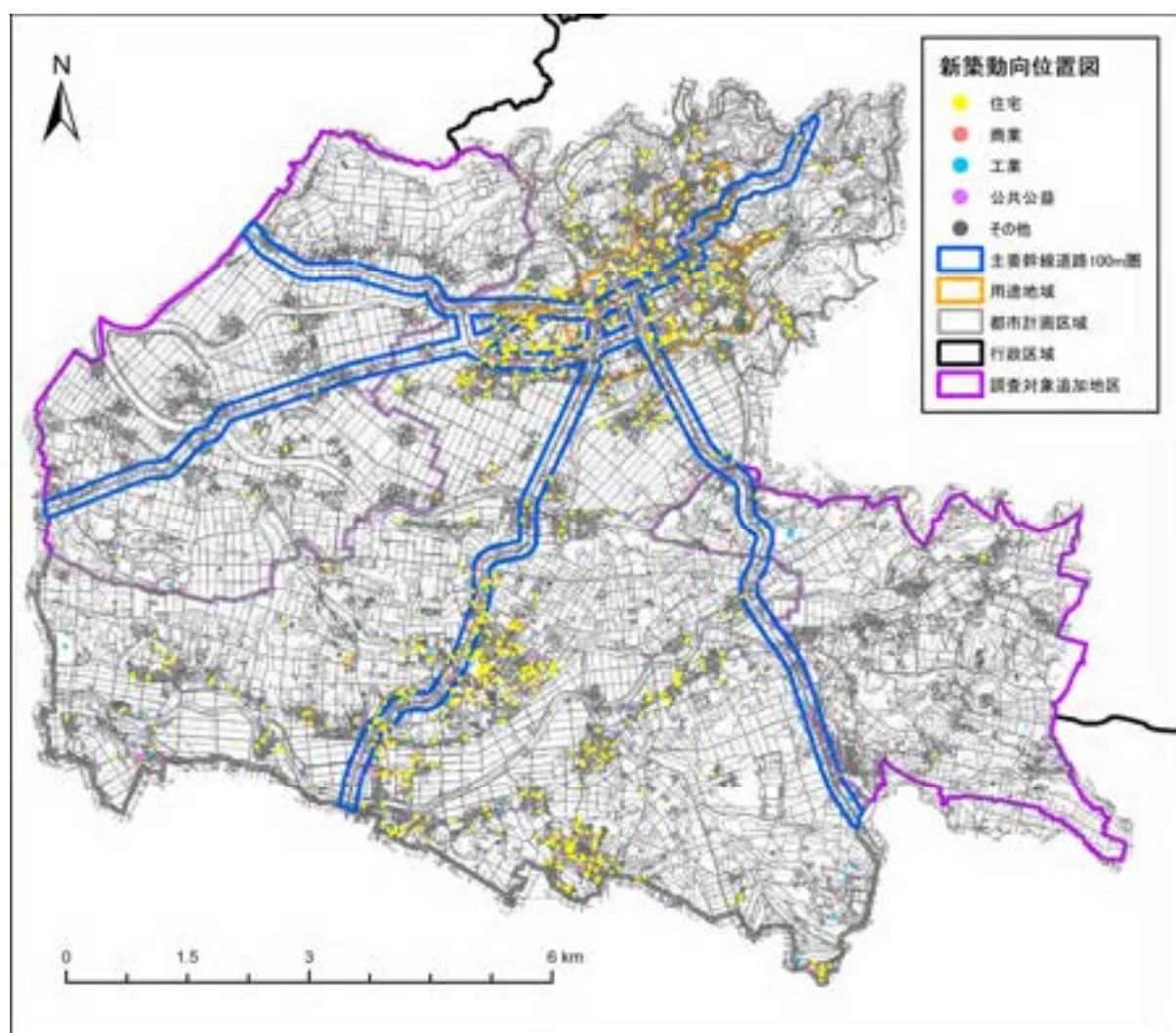


図 2-66 土地利用区別建築着工構成比

資料：R4 年 都市計画基礎調査



資料:R4年 都市計画基礎調査



資料:R4年 都市計画基礎調査

(5) 開発動向

1) 宅地開発動向(開発面積ベース)

宅地開発は、地域別にみると泗水地域が 5.1ha と最も多く、このうち工業系が約 69%を占めています。続いて、菊池地域は 4.5ha と多く、旭志地域が 3.3ha となっており、七城地域では開発は行われていない状況です。

全体でみると、工業施設の開発面積が 5.0ha と最も多くなっています。

各地域における宅地開発面積の構成比をみると、菊池地域では商業施設が最も多く、泗水地域では工業施設、旭志地域ではその他が最も多く占めています。

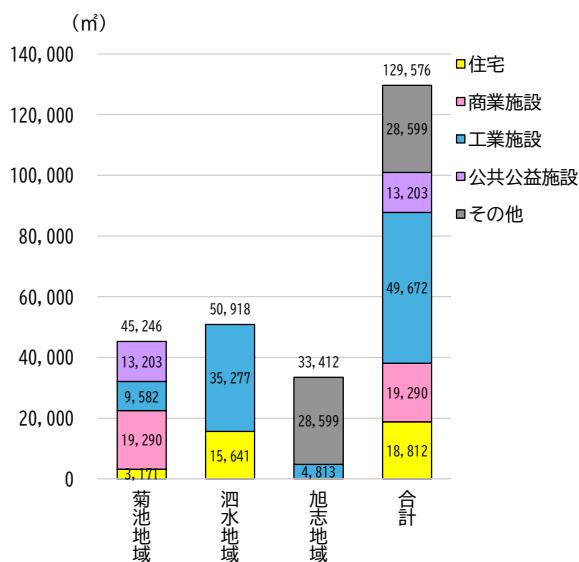


図 2-70 地域別宅地開発面積

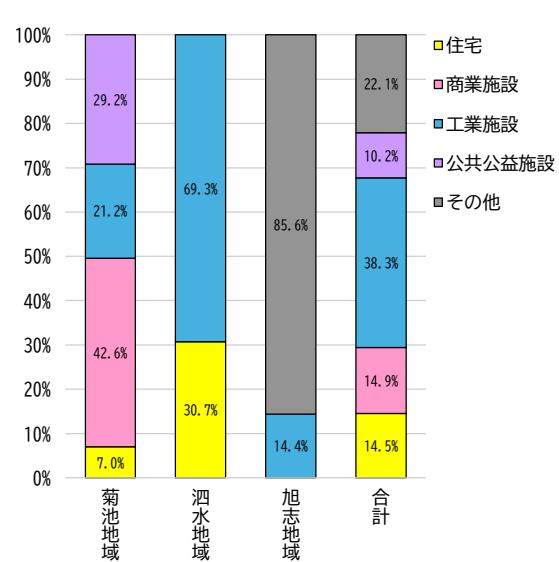


図 2-71 地域別宅地開発面積構成比

資料:R4年 都市計画基礎調査

2) 農地転用動向

農地転用動向は、地域別にみると菊池地域が559件と最も多く、続いて泗水地域が271件、七城地域122件、旭志地域86件となっており、都市計画区域外においても農地転用がみられます。

農地転用面積の構成比をみると、その他の転用を除いて、各地域とも住宅が最も多くなっています。

農地転用の分布をみると、用途地域内とその縁辺部、国道387号周辺、既存集落周辺等で多くみられます。

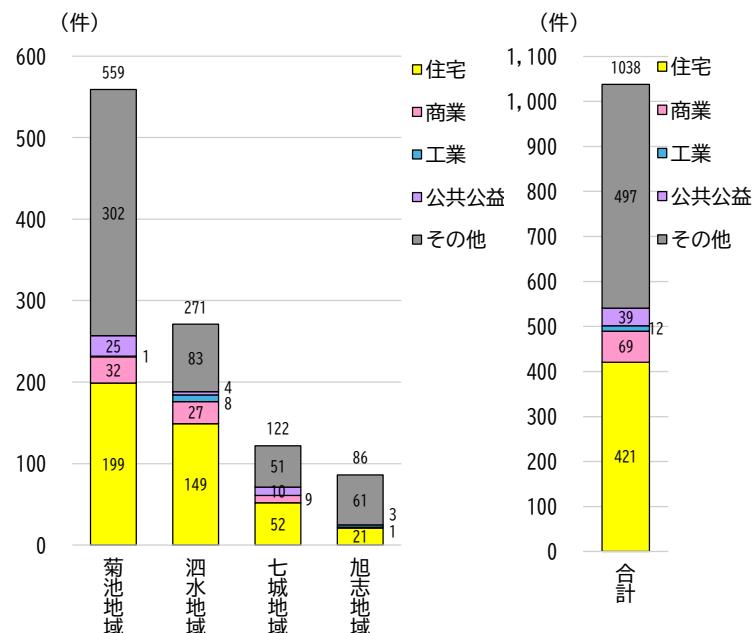


図 2-72 地域別農地転用面積

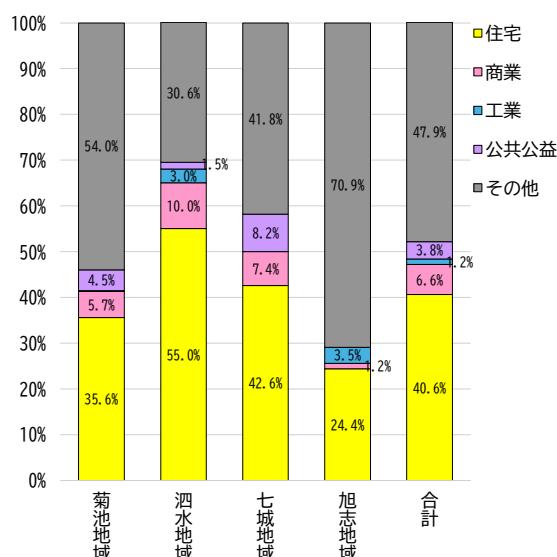


図 2-73 地域別農地転用面積構成比

資料:R4年 都市計画基礎調査

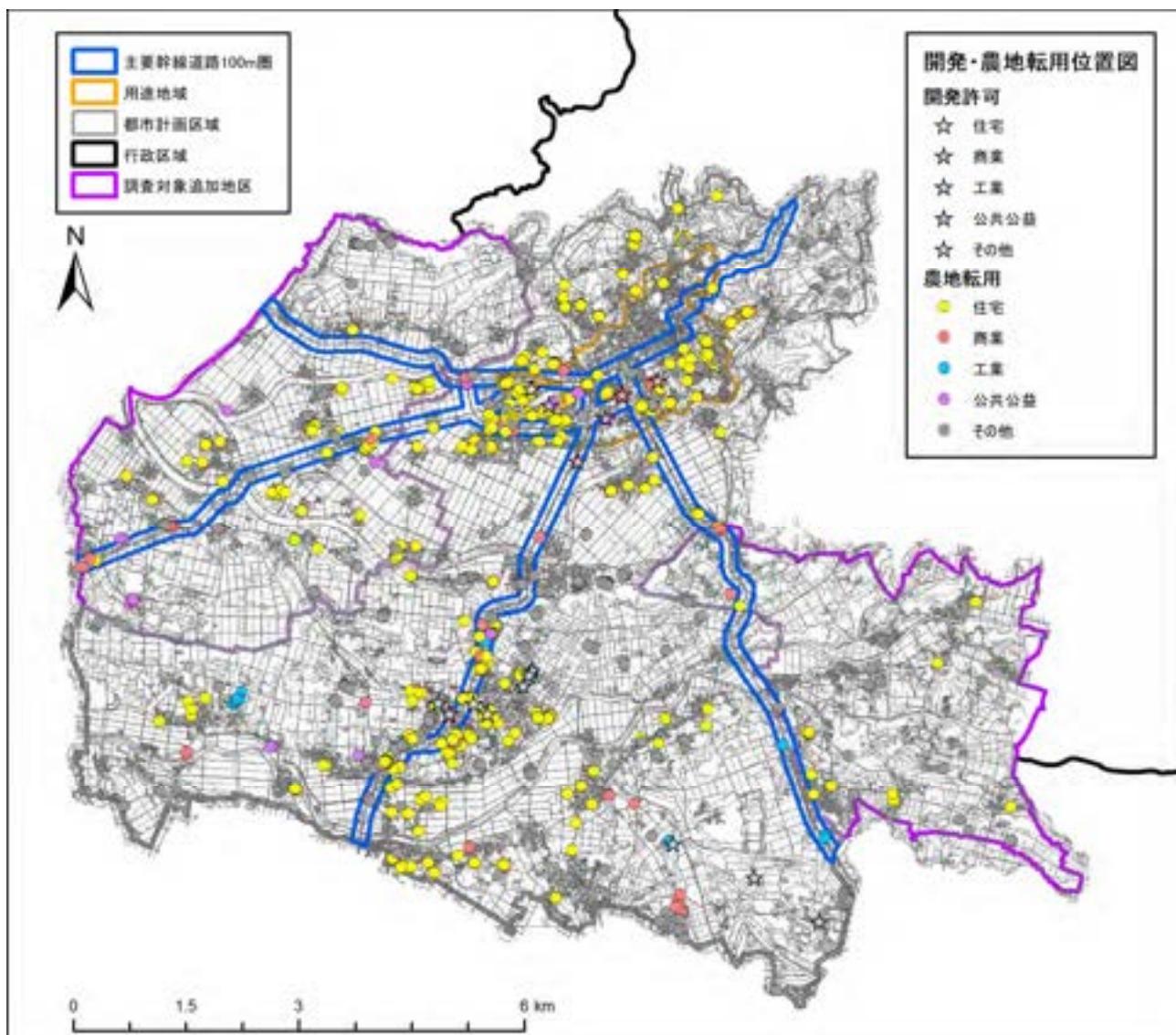


図 2-74 開発・農地転用位置図

資料:R4年 都市計画基礎調査

(6) 地価動向

地価（公示地価、県調査地価）についてみると、令和5年（2023年）では、用途地域内は商業系28,800円/m²、住居系は25,667円/m²となっています。

都市計画区域内の用途地域外では、商業系24,250円/m²、住居系は12,257円/m²となっており、用途地域と比較して、商業系は84%、住居系は48%の水準となっています。

平成31年（2019年）を1としたときの令和7年（2025年）までの地価の推移をみると、都市計画白地の住居系の地価は、1.279となっており、7年間で27%上昇していますが、その他の地域地区の地価は、横ばいからやや減少傾向にあります。

なお、県全体の平均地価は、7%の上昇ですが、本市の都市計画区域外は、令和5年度から県の地価調査による調査地点の廃止や追加などが行われていることもあります。平均地価が高い結果となっています。

表 2-16 菊池市の地域地区用途別平均地価の推移

| 地域地区 | 用途区分 | 平均地価(円/m ²) | | | | | | |
|--------------|------|-------------------------|--------|--------|--------|---------------------|---------------------|----------------------|
| | | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 用途地域 | 商業系 | 28,900 | 28,850 | 28,850 | 28,800 | 28,800 | 28,800 | 28,900 |
| | 住居系 | 25,500 | 25,467 | 25,467 | 25,433 | 25,667 | 25,833 | 26,100 |
| 都市計画白地 | 商業系 | 24,800 | 24,400 | 24,250 | 24,150 | 24,250 | 24,300 | 24,450 |
| | 住居系 | 11,114 | 11,143 | 11,157 | 11,543 | 12,257 | 13,157 | 14,214 |
| 都市計画区域外 | | 4,700 | 4,700 | 4,700 | 4,700 | 7,833 ^{※1} | 9,750 ^{※2} | 11,600 ^{※3} |
| (参考)県全体の平均価格 | | 53,800 | 55,200 | 55,400 | 55,900 | 57,600 | 59,600 | 62,100 |

※1 県地価調査において菊池市七城町甲佐町字釘原の調査地点が追加

※2 県地価調査において菊池市旭志麓字西請の調査地点が廃止

※3 県地価調査において菊池市旭志川辺字下西原の調査地点が追加

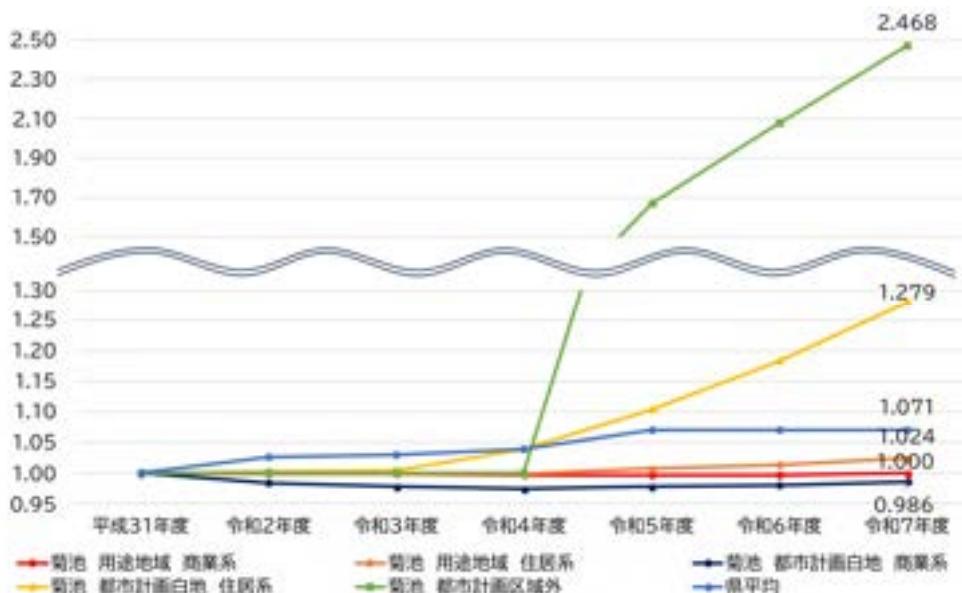


図 2-75 H31 年度を1とした菊池市の地域地区用途別平均地価の推移

資料:H31 年度～R7 年度 地価公示、県地価調査

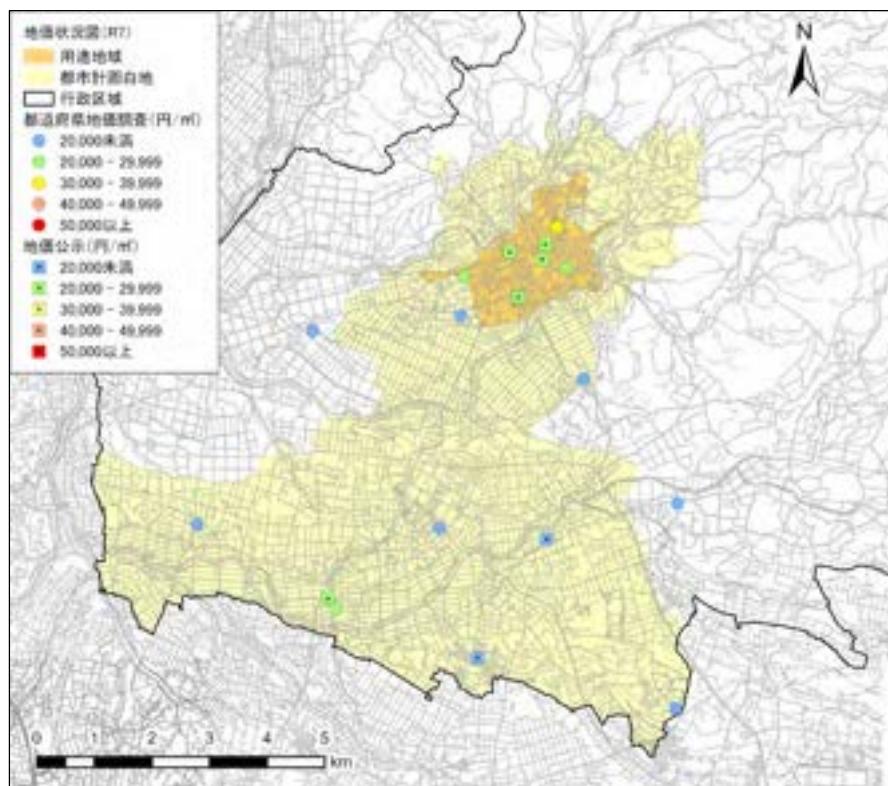


図 2-76 菊池市の地価現況図

資料:H31～R7 年度地価公示、県地価調査

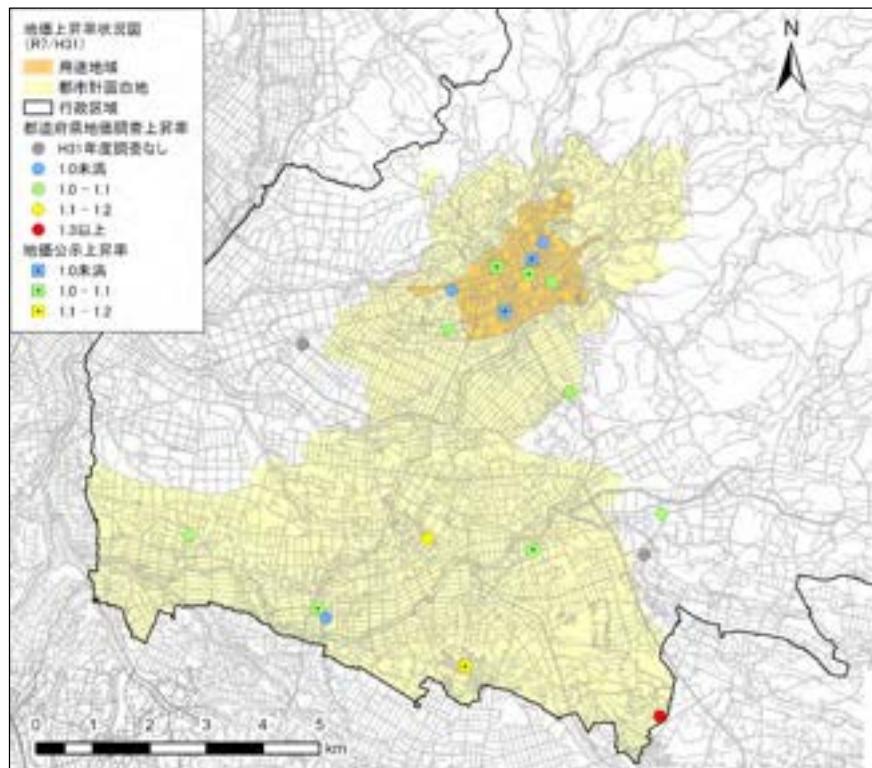


図 2-77 菊池市の地価上昇率現況図(H31年度～R7 年度)

資料:H31～R7 年度地価公示、県地価調査

(7) 災害リスク

1) 河川浸水想定区域

菊池川水系の浸水想定区域は広く、河川が合流する七城地域では居住地のほとんどが浸水区域に含まれています。泗水地域においても地域の中心部が浸水想定区域に含まれています。

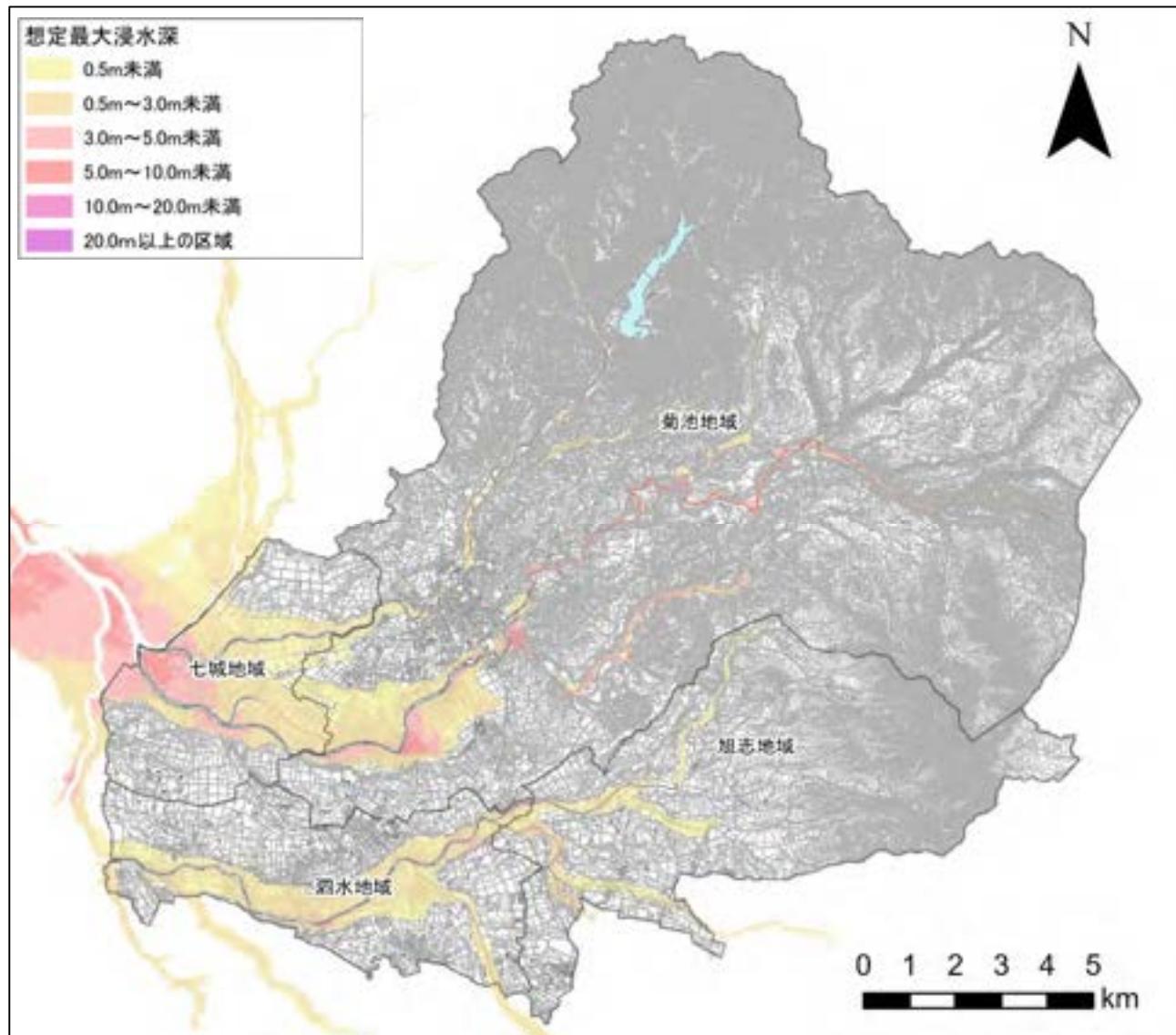


図 2-78 河川浸水想定(想定最大)分布図

資料:国土交通省 熊本県浸水想定区域資料

2) 土砂災害警戒区域

菊池地域の山間部に土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）が集中しています。菊池地域のまちなか付近や菊池と泗水地域の間に広がる花房台地のヘリの部分が土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、旭志地域の中央部が土砂災害警戒区域（土石流）に含まれています。

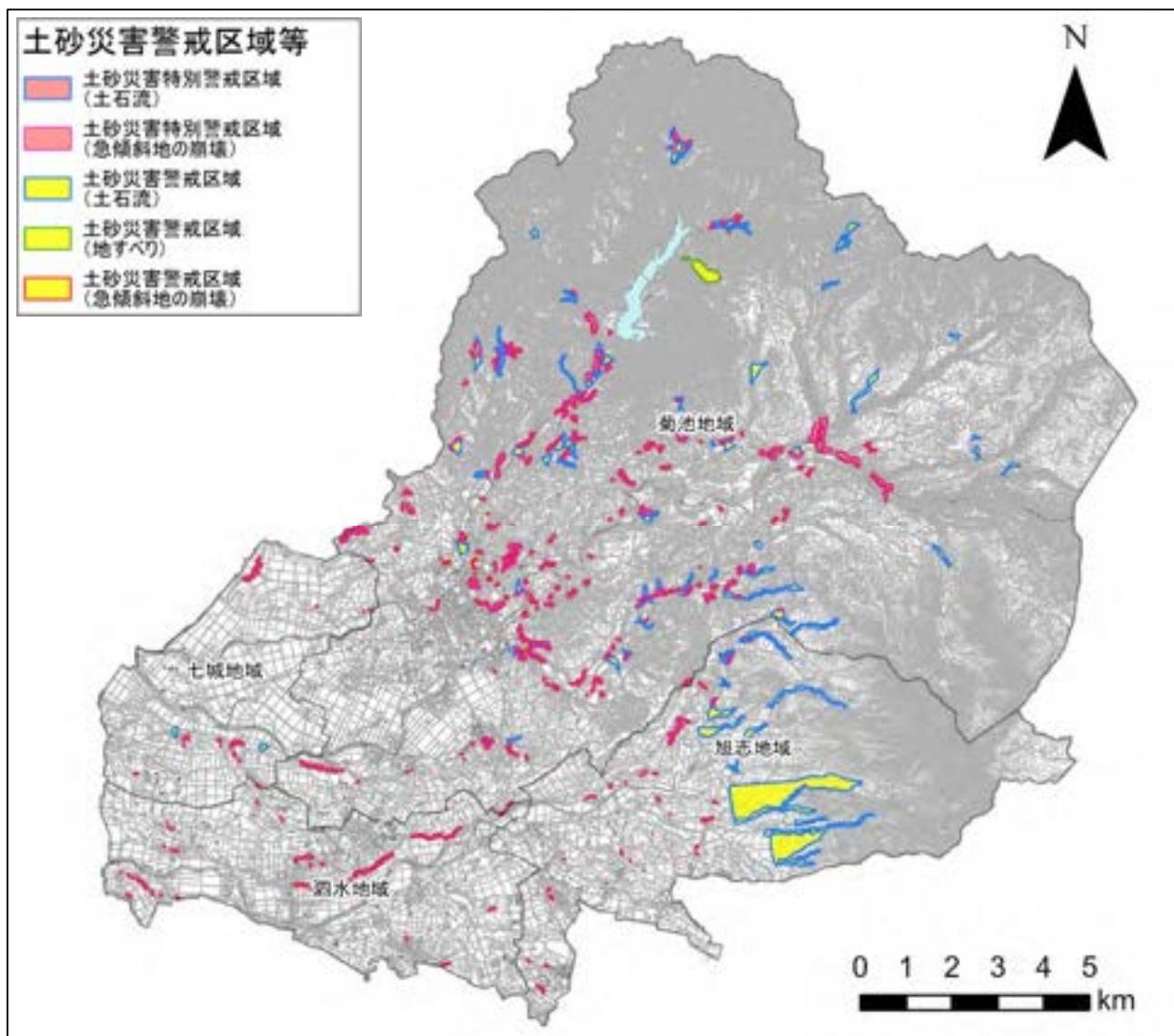


図 2-79 土砂災害警戒区域等分布図

資料:熊本県 土砂災害警戒区域等指定状況資料

3)避難場所、避難所と災害ハザードエリアの重ね合わせ

本市の避難所・避難場所の分布と災害ハザードエリアを重ねると、七城地域や泗水地域に浸水想定区域に含まれる避難所・避難場所が存在しています。

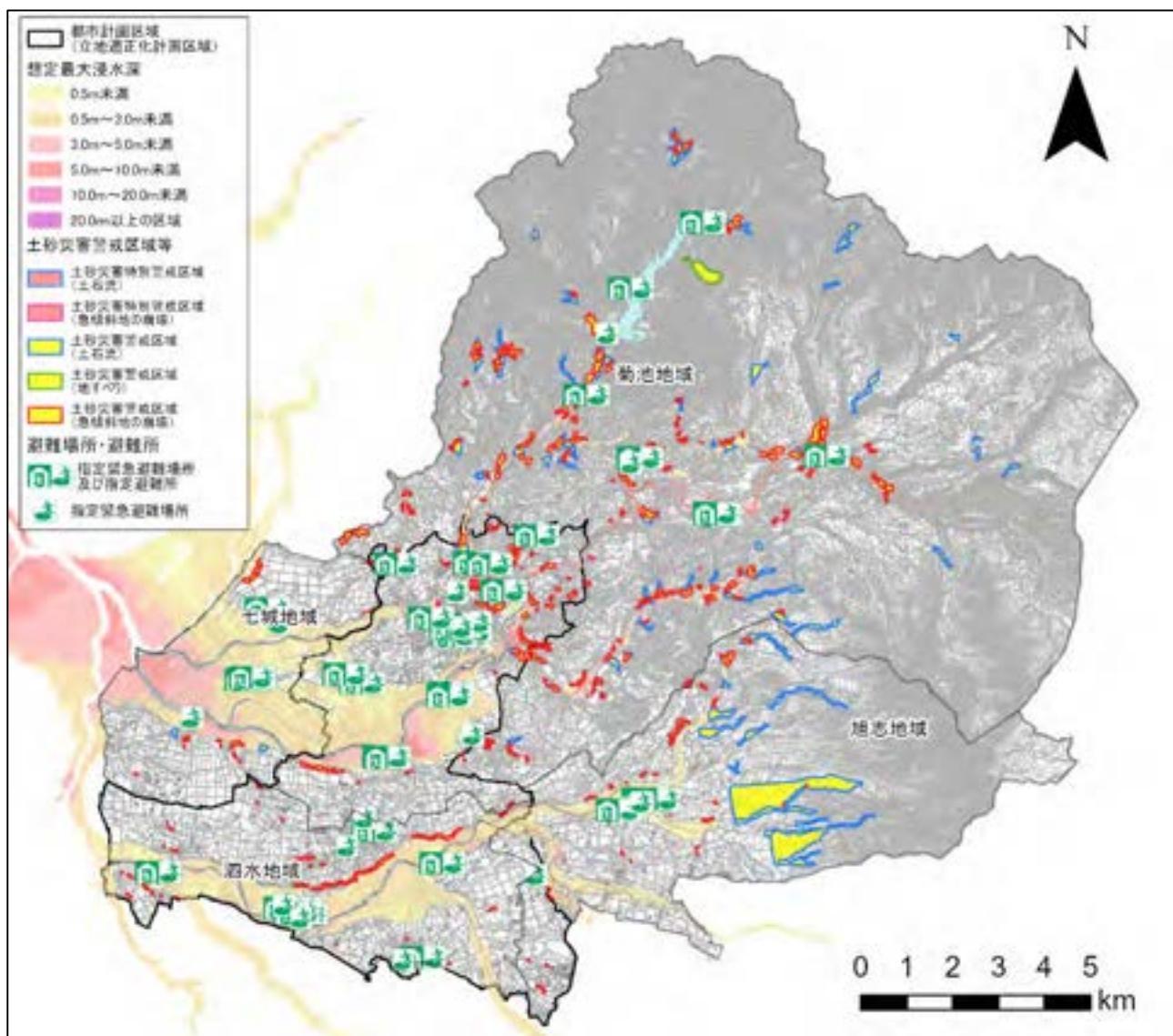


図 2-80 避難場所、避難所と災害ハザードエリアの重ね合わせ

資料:菊池市地域防災計画、国土交通省 熊本県浸水想定区域資料、熊本県 土砂災害警戒区域等指定状況資料

4) 道路幅員 4m 未満道路と災害ハザードエリアの重ね合わせ

本市の幅員 4m 未満の道路（平野部）は、農地に多く分布しており、災害ハザードエリアと重ね合わせた場合、七城地域の国道 325 号以南に多くみられます。

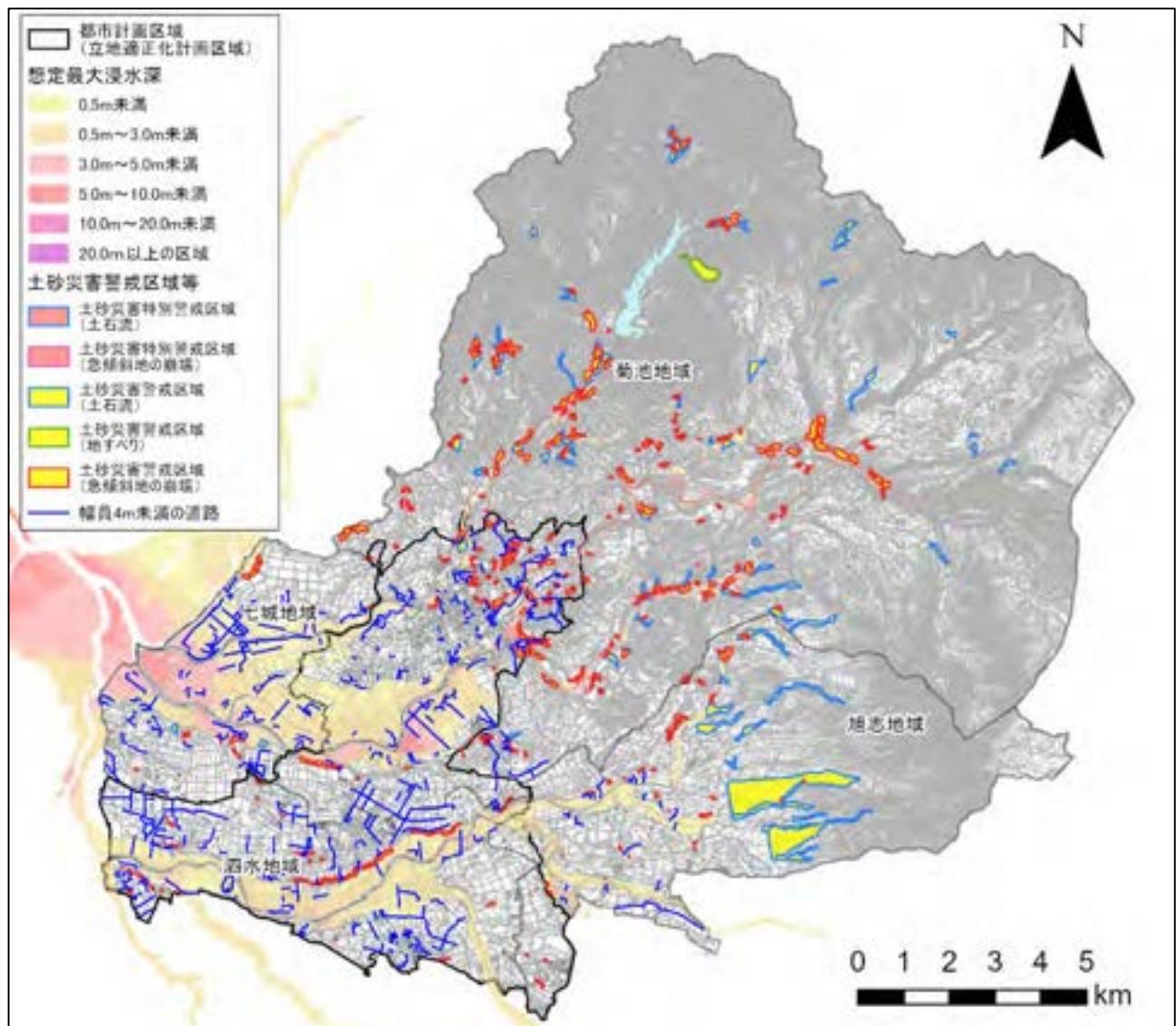


図 2-81 道路幅員 4m 未満道路と災害ハザードエリアの重ね合わせ

資料:R4 年 都市計画基礎調査、国土交通省 熊本県浸水想定区域資料、熊本県 土砂災害警戒区域等指定状況資料
※都市計画基礎調査の調査対象範囲は、都市計画区域及び七城地域と旭志地域の一部である。

(8) 公共公益施設の分布

1) 市役所、公民館等

市役所、支所、公民館・集会施設の分布についてみると、市役所や各支所を中心とした施設立地がみられます。

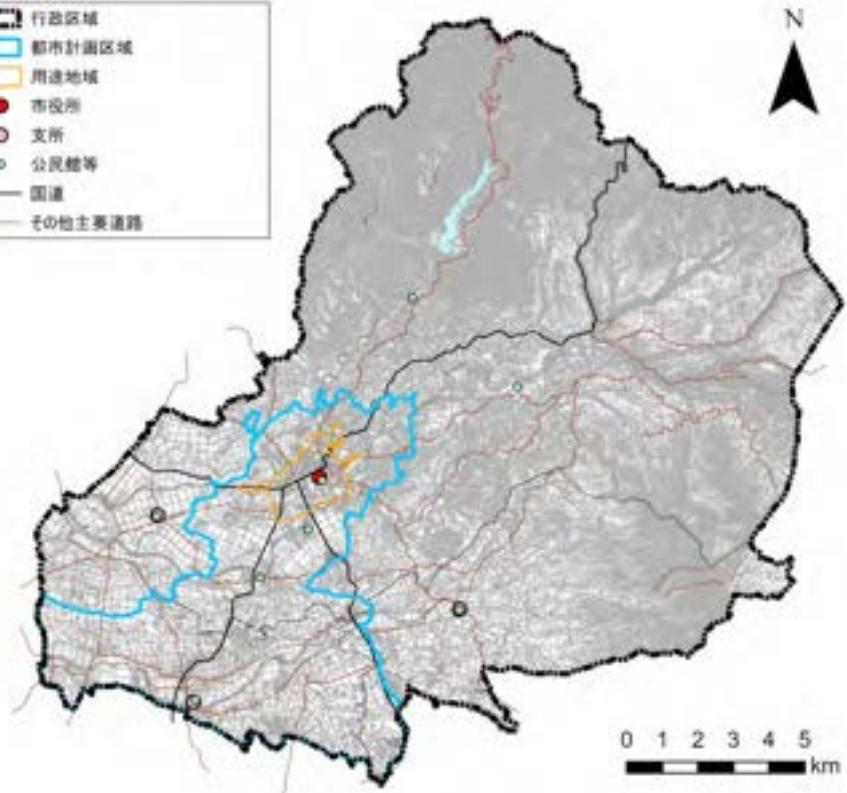


図 2-82 市役所・公民館等の分布

2) 文化施設等

文化・教育施設、スポーツ施設の分布についてみると、市役所、公民館等と同様、全体的に各地域の中心部を中心とした施設立地がみられます。

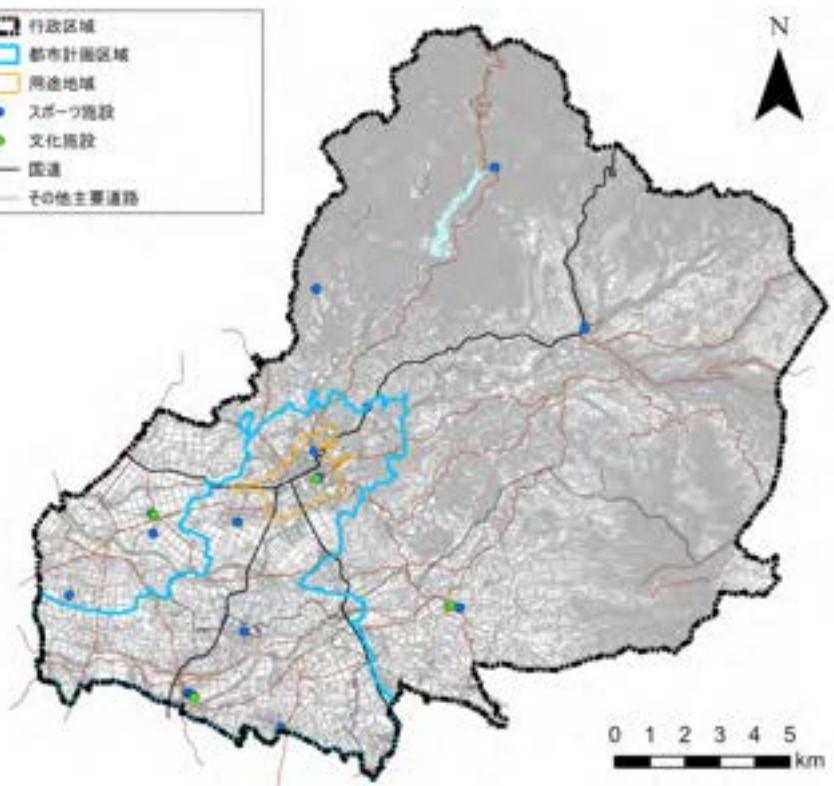


図 2-83 文化施設等の分布

資料：国土数値情報

3) 医療機関

病院、診療所の医療機関の分布についてみると、菊池中心市街地の立地が非常に多く、また、泗水地域の国道 387 号沿道にも集中して立地がみられます。

病院は、七城地域、旭志地域における立地ではなく、その他医院の立地も少なくなっています。

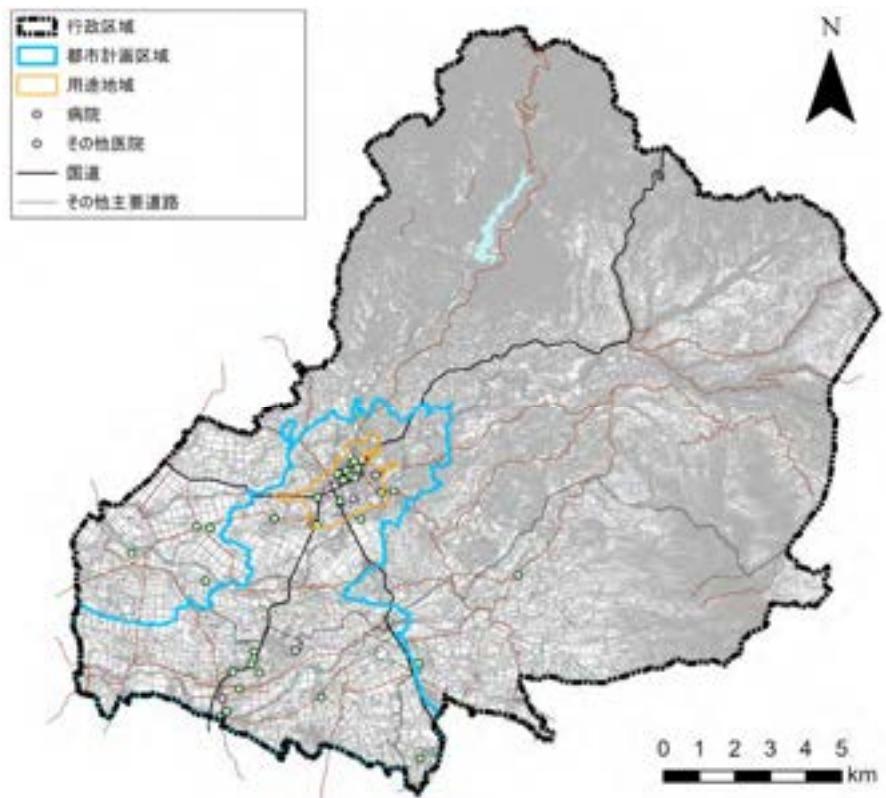


図 2-84 医療機関の分布

4) 福祉施設

幼稚園、保育所、高齢者福祉施設、その他福祉施設の立地状況についてみると、用途地域周辺や泗水地域中心部において、多く立地しています。

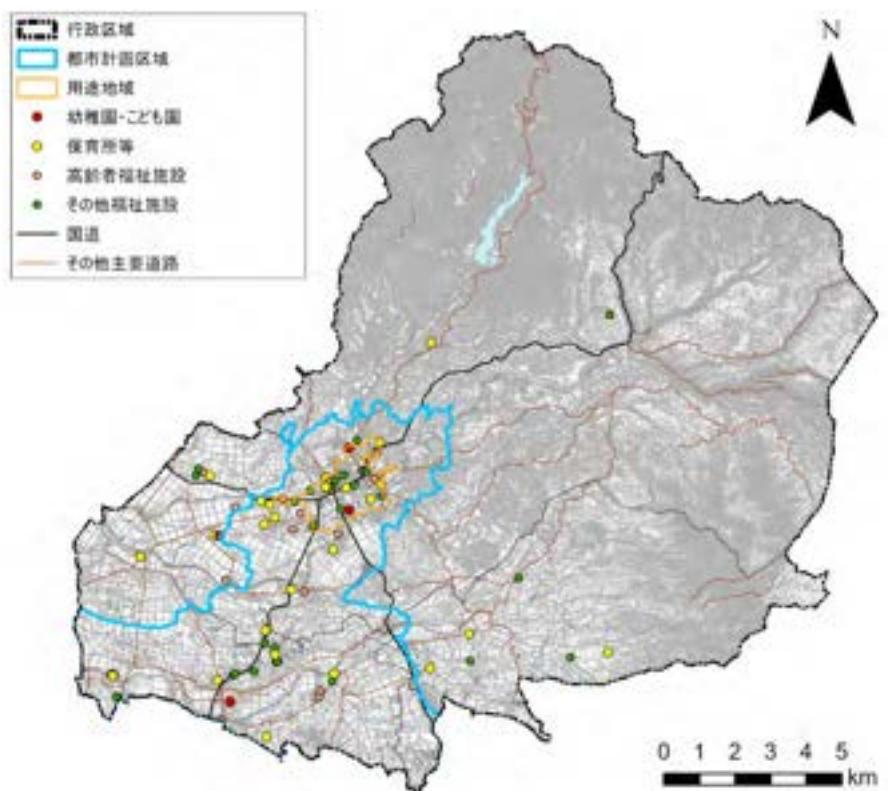


図 2-85 福祉施設の分布

資料:国土数値情報、保育所は google map による

5)教育施設

小学校は、菊池地域と泗水地域に各4校、旭志地域と七城地域に各1校あります。

中学校は、菊池中心市街地に2校、各支所周辺に1校、計5校がみられます。

高校は3校立地し、うち2校は菊池中心市街地にあり、専修学校も菊池中心市街地に1校あります。

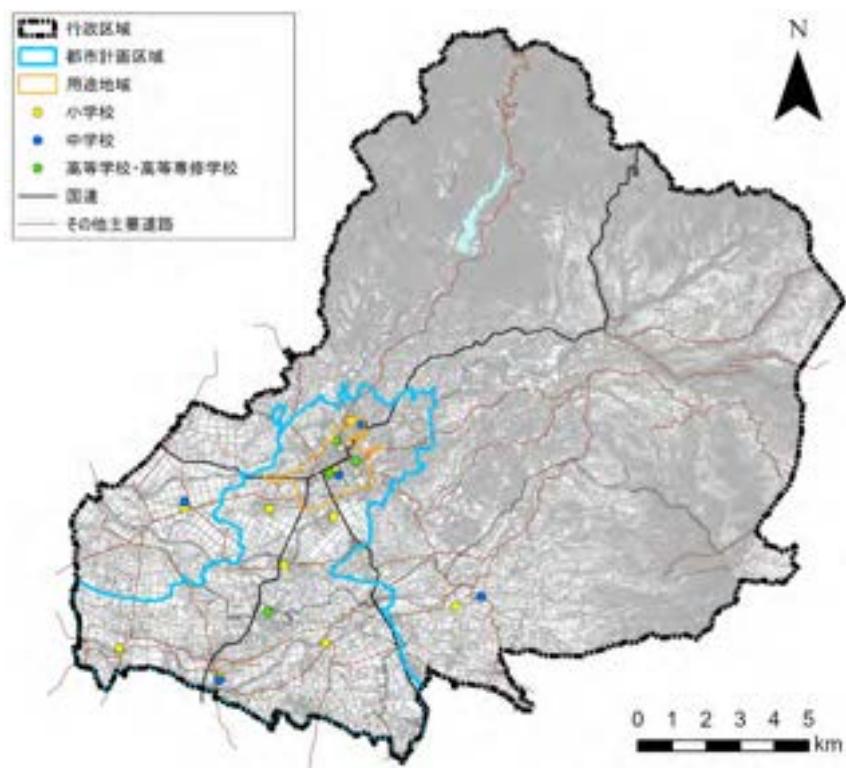


図 2-86 教育施設の分布

資料：国土数値情報

2-3 市民アンケート調査

(1) 調査概要

●調査目的

本計画及び都市計画マスタープランの改定に向け、市民の意向を把握することを目的として、市民アンケートを実施しました。

●調査項目

調査項目は、以下のとおりとしました。

表 2-17 市民アンケート調査項目

| 設問の主題 | 設問の狙い |
|---------------|---|
| 1.回答者の属性 | 属性による意向把握 |
| 2.日常の行動範囲 | 人の動きや利用頻度が高い交通手段の把握など |
| 3.お住まいの地区について | 優先すべき項目(重要度が高く、満足度が低い)の把握 お住いの地区の将来像、土地利用、優先して整備すべき施設の把握 |
| 4.菊池市全体について | 活かしたい点の把握 課題点の把握 各項目の整備方針についての市民の意見の把握 |
| 5.自由意見 | — |

●調査対象

調査対象は、以下のとおりとしました。

18歳以上の菊池市民 2,000名(※令和6年(2024年)6月末日現在の住民基本台帳人口より無作為抽出)

●調査方法

調査方法は、調査票を郵送にて送付し、郵送による返送又は、WEBアンケートフォームからの回答としました。

配布回収:郵送配布・郵送回収調査法、WEBアンケートフォーム(Logo フォーム)

調査期間:令和6年(2024年)8月9日(金)~8月23日(金)(期間後、郵送にて返送があった回答も集計)

●回答結果

回答結果は、以下のとおりです。回答数665件、回収率33%となりました。

表 2-18 市民アンケート回答結果

| | |
|----------|-------|
| 回答数 | 665 件 |
| うち、郵送回答 | 583 件 |
| うち、WEB回答 | 82 件 |

(2) 調査結果

●日常の行動範囲

問 2.あなたは、通勤や買い物、通院など外出する場合、どのくらいの頻度で、どこの地区に、どのような交通手段を使って行くことが最も多いですか。

回答者の各行動の頻度は、「ほとんど毎日」の回答割合が高いことがわかります。「食料品日用品の買い物」については、「週に1~2回」との回答割合が高く、「通院」や「外食、娯楽など」については、「月に1~2回」の割合が高いことがわかります。「軽スポーツ・レクリエーション」に関しては、「ほとんどいかない」との回答が多くみられます。

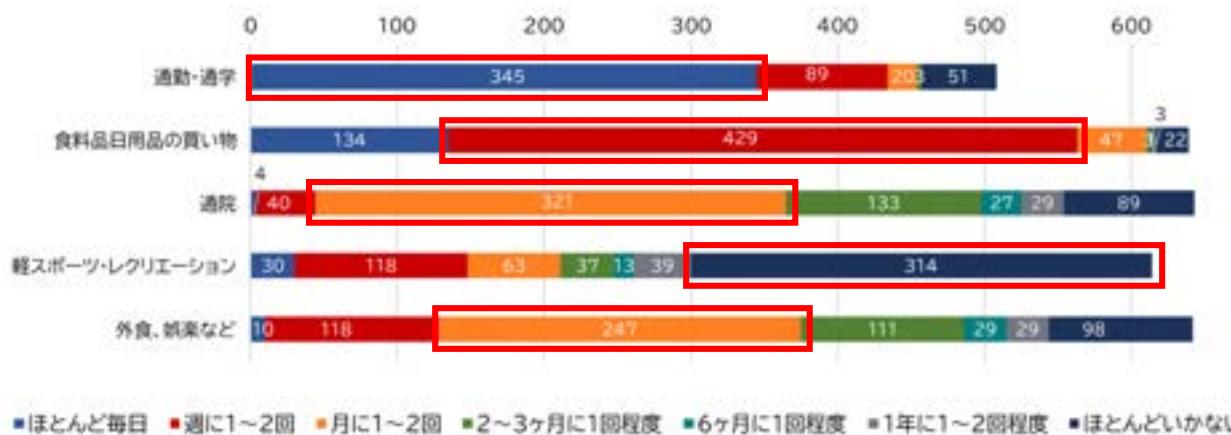


図 2-87 日常の行動範囲(頻度)

回答者の各行動の行き先は、市内が中心となっています。菊池中心部や泗水支所周辺は、「日用品・食料品の買い物」、「通院」などの来訪が多く、目的別では、「通院」に「熊本市」へ、「外食・娯楽など」は、「熊本市」に加え、「郊外の国道沿道等」も多くみられます。



図 2-88 日常の行動範囲(行き先)

回答者の各行動の移動手段は、すべての目的において「自動車」が最も多くみられます。

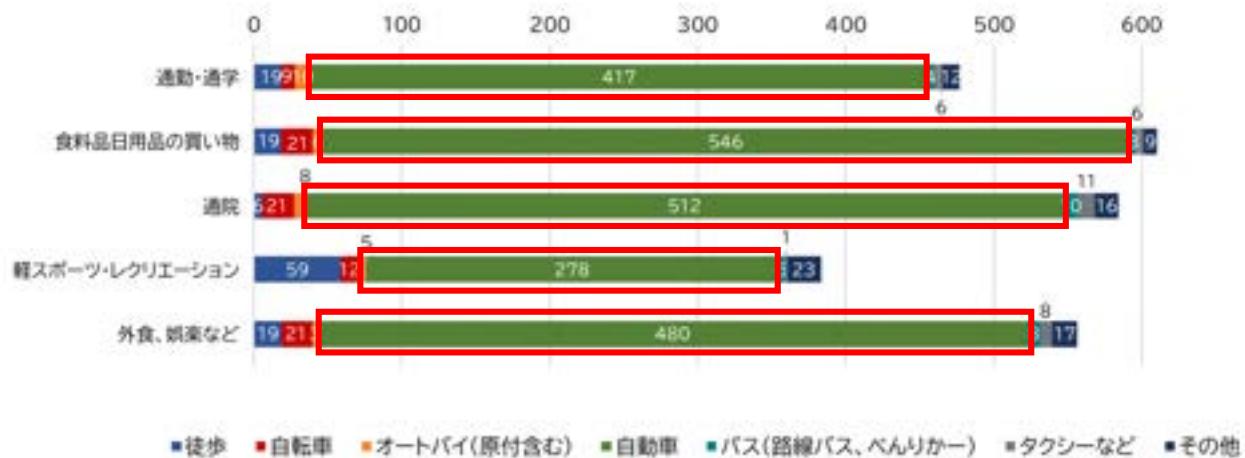


図 2-89 日常の行動範囲(移動手段)

●暮らしやすさの満足度・重要度

問 3-1.現在、あなたが住んでいる地区の暮らしやすさについて、各項目についてどの程度満足し、また、これからはどの程度重要だと思いますか。(5段階評価から1つ選択)

「豊かな自然」に対する市民の満足度・重要度がともに高く、「公共交通の利便性の低さ」などが優先度が高い事項として認識されていると考えられます。

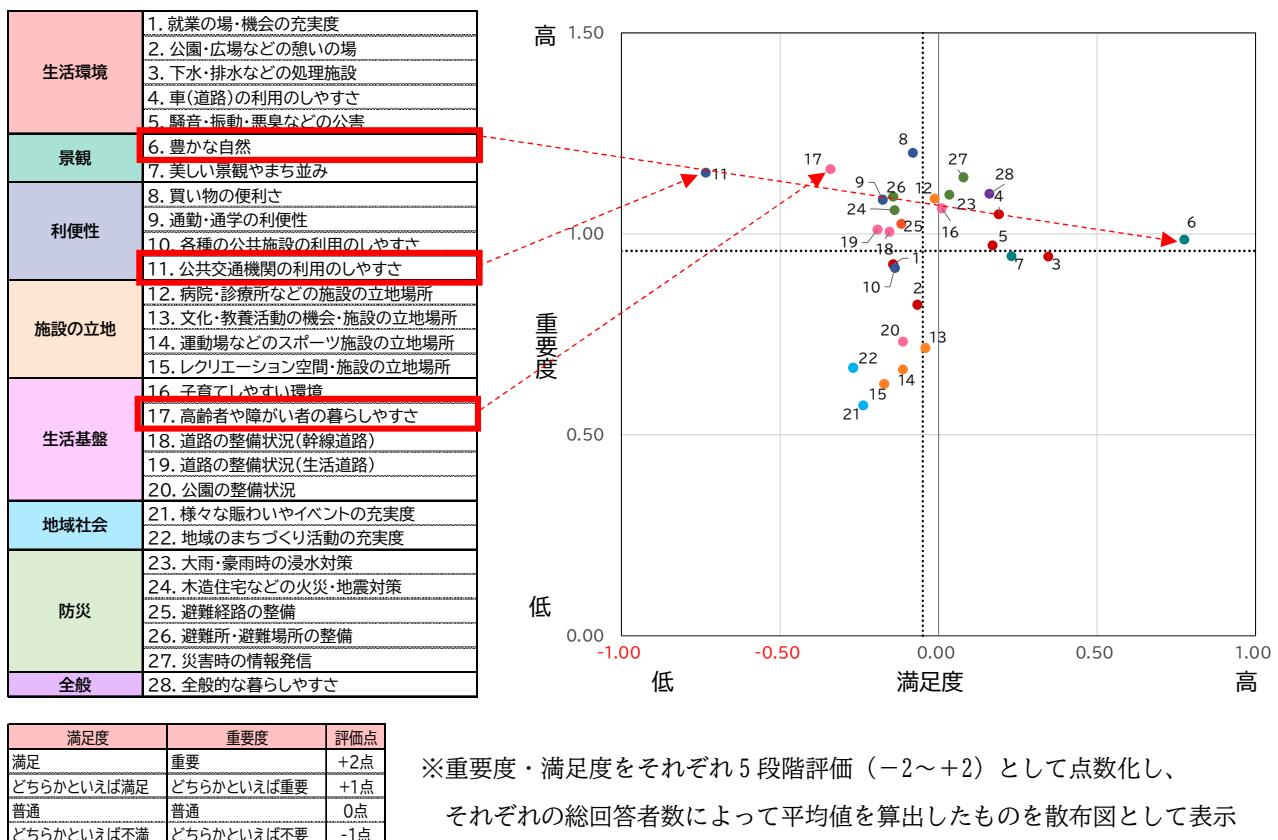


図 2-90 暮らしやすさの満足度・重要度

●地区の将来の姿

問 3-2.あなたが住んでいる地区は、将来どのような地区になればよいと思いますか。(2つまで選択)

地区的将来の姿については、「日常的な買物が便利な店舗や小規模な医療福祉施設等が身近にある地区」の回答が最も多くみられます。

地区の将来の姿

n=1,148



図 2-91 地区の将来の姿

●地区のこれから土地利用

問 3-3.今後、地区の将来の姿を実現するために、どのような取り組みや方法が必要だと思いますか。(2つまで選択)

地区的これから土地利用については、「都市と自然のバランスを取りながら保全と開発を進める。」の回答が最も多くみられます。

地区のこれから土地利用

n=1,151



図 2-92 地区のこれからの土地利用

●優先して整備すべき施設

問 3-4.あなたが住んでいる地区で、今後、優先して整備すべき施設は何だと思いますか。(2つまで選択)

優先して整備すべき施設については、「バスや鉄道などの公共交通」の回答が最も多くみられ、続いて「身近な商業施設（商店街）」や「生活道路」の回答が多くみられます。



図 2-93 優先して整備すべき施設

●菊池市全体の誇りや自慢

問 4-1.あなたは、菊池市全体の誇りや自慢はどのようなことだと思いますか。(3つまで選択)

菊池市全体の誇りや自慢について、「水や緑などの自然が豊かである」の回答が最も多く、続いて「温泉、水源、その他多様な観光施設が多い」や「歴史があり、文化財なども多い」の回答が多くみられます。

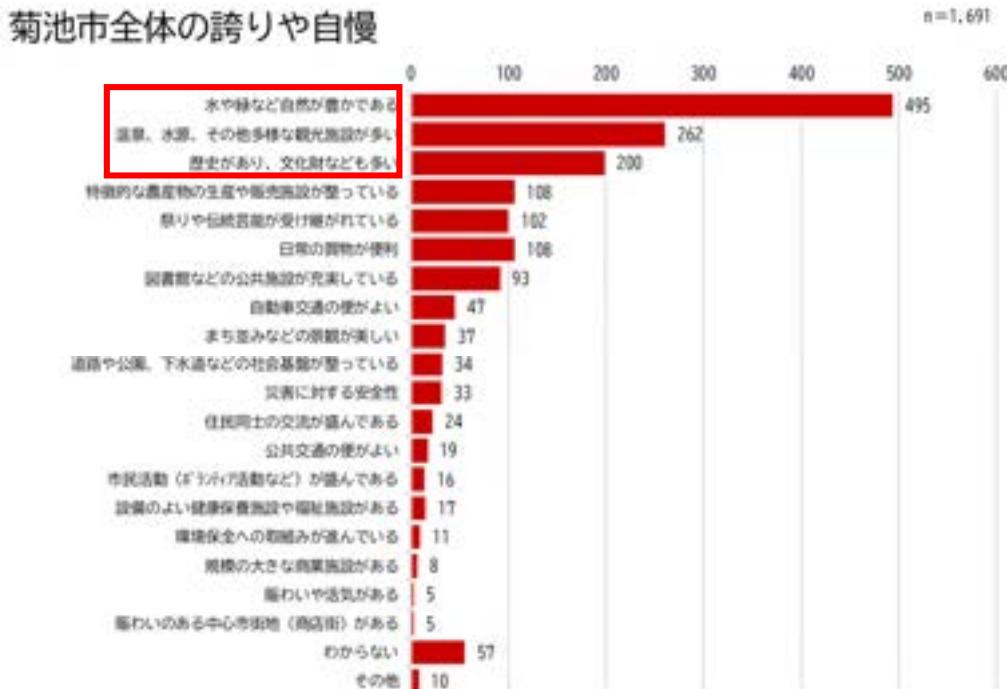


図 2-94 菊池市全体の誇りや自慢

●市全体のまちづくり課題

問 4-2.あなたは、菊池市のまちづくりにおいて最も重要な課題は、どのようなことだと思いますか。(3つまで選択)

市全体のまちづくりの課題については、「高齢者を含め、全ての人がいきいきと暮らせるまちづくりを進める。」の回答が最も多く、続いて「災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを進める。」や「中心市街地の活力や賑わいを高める。」の回答が多くみられます。



図 2-95 市全体のまちづくり課題

●各拠点の方向性

問 4-3.「コンパクトな都市づくり」の実現のため、菊池市において、どのように取り組んでいくのがよいと思いますか。(3つ選択)

コンパクトな都市づくりについては、「各拠点において身近な商業施設や、病院や福祉施設、子育て支援施設などを充実させる。」の回答が最も多く、続いて「公共交通の充実や歩行者空間の整備により拠点間の連携を強化し、自動車交通に依存しない、高齢者や子どもにもやさしい都市づくりを進める。」の回答が多くみられます。



図 2-96 コンパクトな都市づくりに向けた取り組み

●各拠点の方向性

問 4-4.各拠点の方向性について、あなたの考えに近いものはどれですか。(1つ選択)

各拠点の方向性については、「中心拠点だけではなく地域・生活拠点にもいろいろな施設（店舗、病院等）を立地させるべきである。」の回答が最も多く、続いて「中心拠点と地域・生活拠点の役割を明確にして、必要に応じた施設を立地させるべきである」の回答が多くみられます。

各拠点の方向性

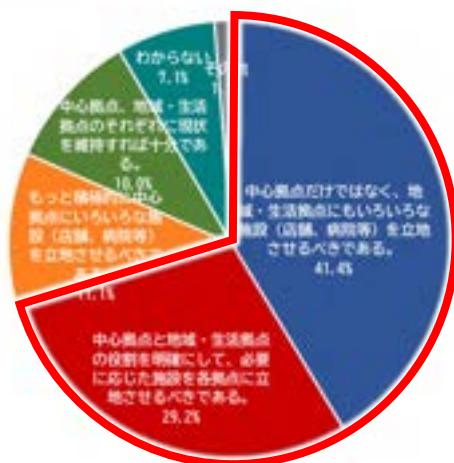


図 2-97 各拠点の方向性

●市街地周辺の開発

問 4-5.郊外における住宅地などの各種開発について、あなたの考えに近いものはどれですか。(1つ選択)

市街地周辺の開発については、「規制すべき」及び「どちらかといえば規制すべき」の回答が半数以上あり、特に商業施設については、「規制すべき」の回答が多くみられます。一方、工業団地については、「積極的に進めるべき」及び「どちらかといえば進めるべき」の回答が他の開発と比較して多くみられます。

市街地周辺の開発

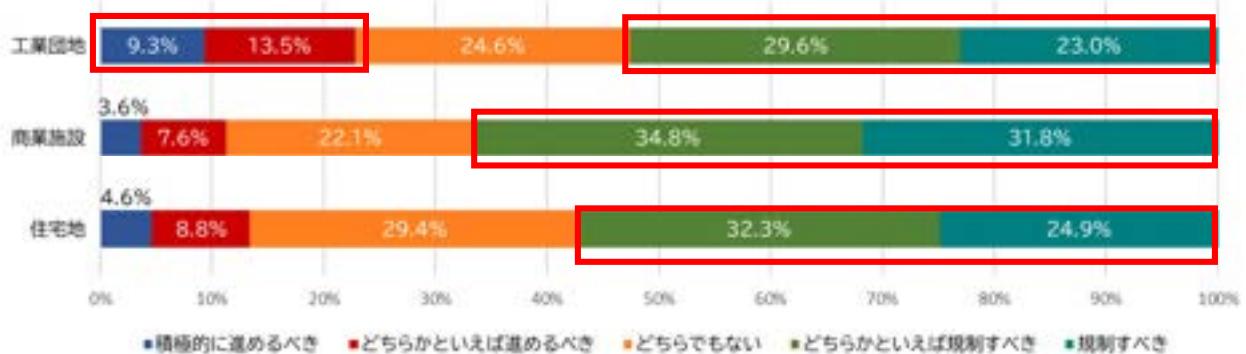


図 2-98 市街地周辺の開発

●河川

問 4-8. 河川の利用について、あなたの考えに近いものはどれですか。(1つ選択)

河川については、「防災・減災対策を優先して整備・利活用すべきである。」の回答が最も多く半数近くみられます。続いて「憩いの空間やレクリエーション機能を持った空間として整備すべきである。」、「できるだけ自然なまま保全すべきである。」の回答が多くみられます。

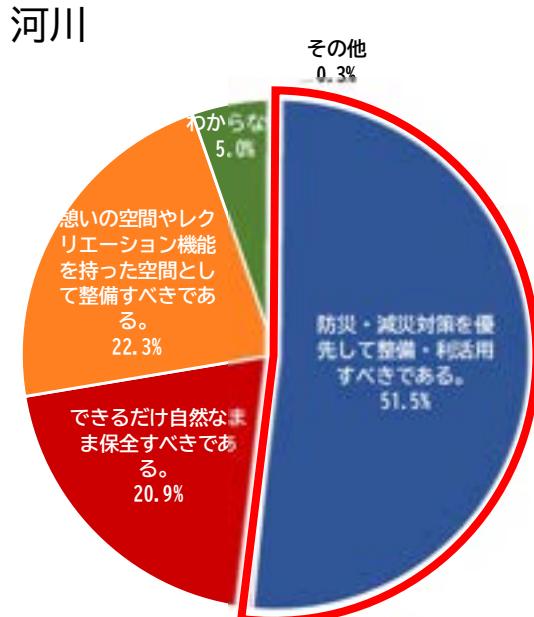


図 2-99 河川

●湖沼・ため池

問 4-9. 湖沼・ため池の利用について、あなたの考えに近いものはどれですか。(1つ選択)

湖沼・ため池については、「防災・減災対策を優先して整備・利活用すべきである。」の回答が最も多くみられます。続いて「農業や水利等の利用を優先すべきである。」、「生態系などの自然を保全すべきである。」の回答が多くみられます。

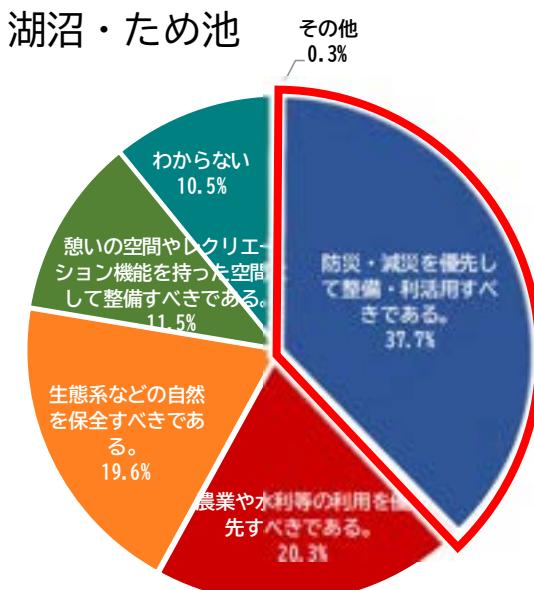


図 2-100 湖沼・ため池

●公園・緑地広場等

問 4-10.公園や緑地広場等の整備について、あなたの考えに近いものはどれですか。(1つ選択)

公園・緑地広場等については、「今ある公園を再整備するなど、もっと有効活用すべきである。」の回答が最も多く半数近くみられます。続いて「今後も今ある公園を維持管理する程度でよい」の回答が多くみられます。

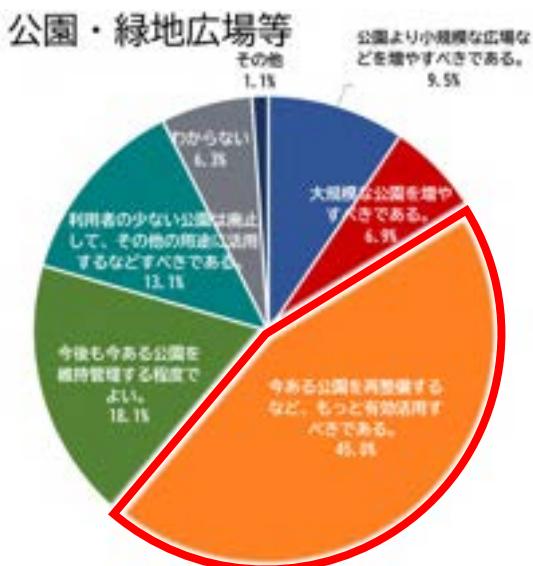


図 2-101 公園・緑地広場等

●道路・交通

問 4-11.道路・交通ネットワークの整備について、あなたの考えに近いものはどれですか。(2つ選択)

道路・交通ネットワークの整備については、「日常生活の安全性を高めるため、地域の生活道路を整備すべきである。」の回答が最も多く、続いて「バスなどの公共交通機関を利用しやすくするため、バス停や路線網を整備すべきである。」の回答が多くみられます。



図 2-102 道路・交通

●公共施設整備

問 4-12. 公共的な施設(道路や公園、下水道など)の整備について、あなたの考えに近いものはどれですか。(1つ選択)

公共施設整備については、「予算（支出）が増えても、身近なところに様々な公共施設を整備すべきである。」の回答が最も多く、続いて「予算（支出）を抑えるために、いずれかの施設にしほって重点的に整備したほうがよい。」や「今後は、公共施設整備への投資は極力行わず、公共施設の維持管理のみを行うべきである。」の回答が多くみられます。

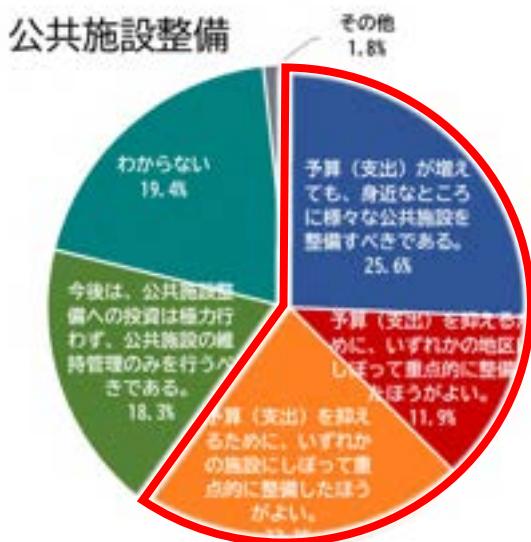


図 2-103 公共施設整備

●防災

問 4-13. 防災に関して優先すべき取組について、あなたの考えに近いものはですか。(3つ選択)

防災については、「大雨時の洪水などを防ぐ河川の改修整備」の回答が最も多く、続いて「災害時の電力、通信施設、上下水道、ガスなどの復旧計画の策定」や「幅員の狭い道路等、生活道路の整備」の回答が多くみられます。



図 2-104 防災

●公害

問 4-14.あなたが普段生活するうえで、公害と感じるものはどれですか。(3つまで選択)

公害については、「水質汚濁」の回答が最も多く、続いて「土壤汚染」や「大気汚染」の回答がみられます。一方で、「公害と感じるものは特にない」の回答も多くみられます。

公害



図 2-105 公害

2-4 都市構造の特性分析

(1) 公共公益施設等の立地分析

1) 主要拠点 1km 圏における公共公益施設等の立地特性

本計画において旧 4 市町村の中心地区（以下、「主要拠点」）の 1 km 圏について、公共公益施設等の立地状況についてみると以下の特徴がみられます。

主要公共公益施設として、①市役所・公民館等、②文化施設等、③医療機関、④福祉施設、⑤商業施設、⑥教育施設の 6 分類とします。

主要拠点 1 km 圏への立地割合が高い施設は、文化施設（集積率 100%）、病院（集積率 80%）、中学校（集積率 80%）、幼稚園・こども園（集積率 75%）などです。

一方、拠点外へ立地が多い施設は、その他福祉施設（拠点外集積率 73%）、高齢者福祉施設（拠点外集積率 71.4%）、保育所等（拠点外集積率 69.1%）、小学校（拠点外集積率 60%）などです。

商業施設（3,000 m²以上）の 60%、商業施設（3,000 m²未満）の 50%が拠点内に立地しており、それ残りのおよそ半数が拠点外に立地している状況です。また、商業用地面積の 72.4%が拠点外となっています。

市役所 1 km 圏へ立地が多い施設は、高等学校・高等専修学校（集積率 75%）、病院（集積率 60%）、その他医院（集積率 50%）となっています。

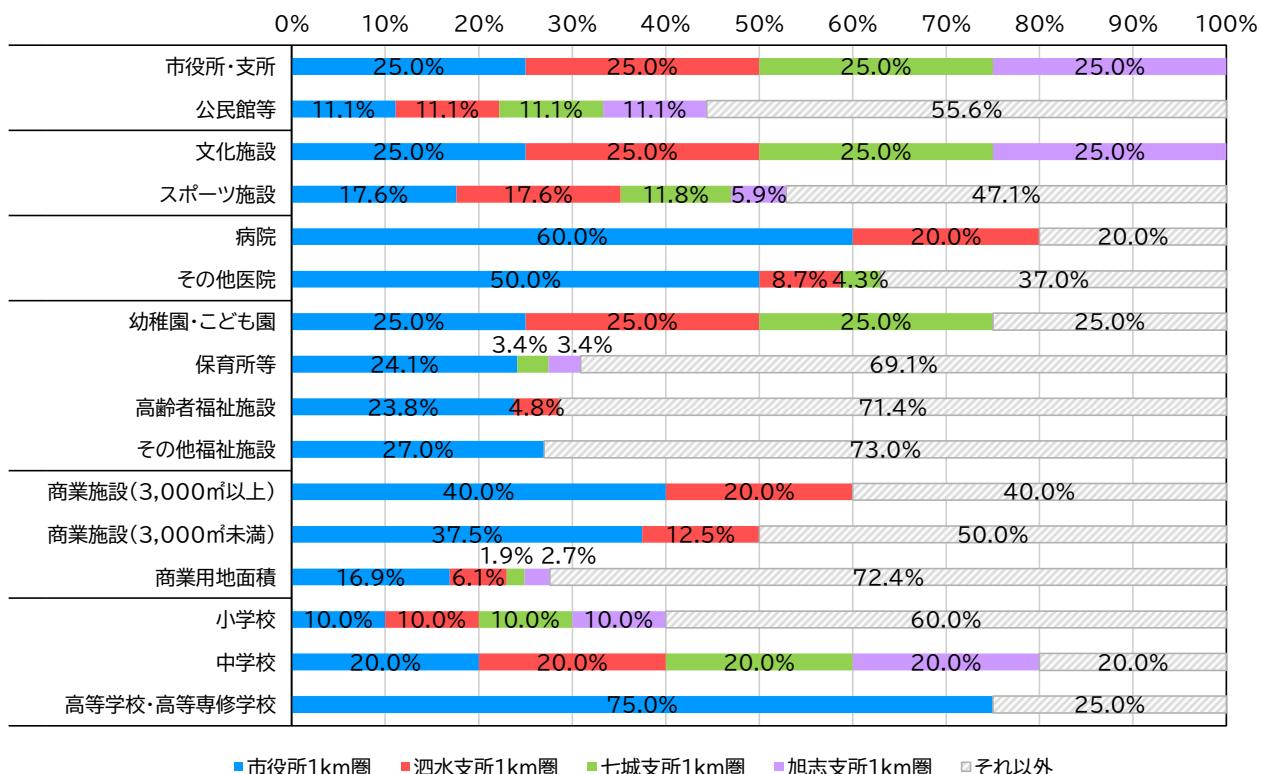


図 2-106 主要拠点 1km 圏における公共公益施設等立地割合

資料：国土数値情報、大規模小売店舗立地法届出一覧、菊池市 HP

表 2-19 主要拠点1km 圏における公共公益施設等立地数

| 項目 | 市役所 1km圏 | 泗水支所 1km圏 | 七城支所 1km圏 | 旭志支所 1km圏 | 拠点合計 | それ以外 | 計 |
|----------------------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|------|-------|-------|
| 市町村役場・公的集会施設(箇所) | 2 | 2 | 2 | 2 | 8 | 5 | 13 |
| 市役所・支所(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 0 | 4 |
| 公民館等(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 5 | 9 |
| 文化施設等(箇所) | 4 | 4 | 3 | 2 | 13 | 8 | 21 |
| 文化施設(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 0 | 4 |
| スポーツ施設(箇所) | 3 | 3 | 2 | 1 | 9 | 8 | 17 |
| 医療機関(箇所) | 26 | 5 | 2 | 0 | 33 | 18 | 51 |
| 病院(箇所) | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 | 1 | 5 |
| その他医院(箇所) | 23 | 4 | 2 | 0 | 29 | 17 | 46 |
| 福祉施設(箇所) | 23 | 2 | 2 | 1 | 28 | 63 | 91 |
| 幼稚園・こども園(箇所) | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | 1 | 4 |
| 保育所等(箇所) | 7 | 0 | 1 | 1 | 9 | 20 | 29 |
| 高齢者福祉施設(箇所) | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 | 15 | 21 |
| その他福祉施設(箇所) | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 | 27 | 37 |
| 商業施設(箇所) | 5 | 2 | 0 | 0 | 7 | 6 | 13 |
| 商業施設(3,000m ² 以上)(箇所) | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 | 2 | 5 |
| 商業施設(3,000m ² 未満)(箇所) | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 | 4 | 8 |
| 商業用地面積(ha) | 27.8 | 10.1 | 3.1 | 4.4 | 45.4 | 119.2 | 164.6 |
| 教育施設(箇所) | 5 | 2 | 2 | 2 | 11 | 8 | 19 |
| 小学校(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 6 | 10 |
| 中学校(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 5 |
| 高等学校・高等専修学校(箇所) | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 4 |

表 2-20 主要拠点1km 圏における公共公益施設等立地割合

| 項目 | 市役所 1km圏 | 泗水支所 1km圏 | 七城支所 1km圏 | 旭志支所 1km圏 | 拠点合計 | それ以外 | 計 |
|------------------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------|-------|--------|
| 市町村役場・公的集会施設 | 15.4% | 15.4% | 15.4% | 15.4% | 61.6% | 38.4% | 100.0% |
| 市役所・支所 | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 100.0% | 0.0% | 100.0% |
| 公民館等 | 11.1% | 11.1% | 11.1% | 11.1% | 44.4% | 55.6% | 100.0% |
| 文化施設等 | 19.0% | 19.0% | 14.3% | 9.5% | 61.8% | 38.2% | 100.0% |
| 文化施設 | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 100.0% | 0.0% | 100.0% |
| スポーツ施設 | 17.6% | 17.6% | 11.8% | 5.9% | 52.9% | 47.1% | 100.0% |
| 医療機関 | 51.0% | 9.8% | 3.9% | 0.0% | 64.7% | 35.3% | 100.0% |
| 病院 | 60.0% | 20.0% | 0.0% | 0.0% | 80.0% | 20.0% | 100.0% |
| その他医院 | 50.0% | 8.7% | 4.3% | 0.0% | 63.0% | 37.0% | 100.0% |
| 福祉施設 | 25.3% | 2.2% | 2.2% | 1.1% | 30.8% | 69.2% | 100.0% |
| 幼稚園・こども園 | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 0.0% | 75.0% | 25.0% | 100.0% |
| 保育所等 | 24.1% | 0.0% | 3.4% | 3.4% | 30.9% | 69.1% | 100.0% |
| 高齢者福祉施設 | 23.8% | 4.8% | 0.0% | 0.0% | 28.6% | 71.4% | 100.0% |
| その他福祉施設 | 27.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 27.0% | 73.0% | 100.0% |
| 商業施設 | 38.5% | 15.4% | 0.0% | 0.0% | 53.9% | 46.1% | 100.0% |
| 商業施設(3,000m ² 以上) | 40.0% | 20.0% | 0.0% | 0.0% | 60.0% | 40.0% | 100.0% |
| 商業施設(3,000m ² 未満) | 37.5% | 12.5% | 0.0% | 0.0% | 50.0% | 50.0% | 100.0% |
| 商業用地面積 | 16.9% | 6.1% | 1.9% | 2.7% | 27.6% | 72.4% | 100.0% |
| 教育施設 | 26.3% | 10.5% | 10.5% | 10.5% | 57.8% | 42.2% | 100.0% |
| 小学校 | 10.0% | 10.0% | 10.0% | 10.0% | 40.0% | 60.0% | 100.0% |
| 中学校 | 20.0% | 20.0% | 20.0% | 20.0% | 80.0% | 20.0% | 100.0% |
| 高等学校・高等専修学校 | 75.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 75.0% | 25.0% | 100.0% |

資料:国土数值情報、大規模小売店舗立地法届出一覧、菊池市 HP

2)バス停 300m圏における公共公益施設等の立地特性

主要拠点と同様、公共交通軸となるバス停 300m 圏について、公共公益施設等の立地状況をみると以下の特徴がみられます。

1 日運行本数の区分として、①平日片道 30 本/日以上（菊池中心市街地、及び国道 387 号沿道）、②同 10~29 本/日（主に国道 325 号沿道、県道 23 号沿道）、③同 10 本/日未満の 3 分類とします。

平日片道 30 本/日以上の公共交通の利便性が高いエリアにおいて集積が高い施設は、病院（集積率 60%）、高等学校・高等専修学校（集積率 50%）となっています。特に病院は、平日片道 10 本/日以上のエリアに全て含まれています。

一方、バス停 300m 圏外である公共交通利便性の悪いエリアへの立地状況をみると、スポーツ施設（64.7%）、高齢者福祉施設（57.1%）となっています。

バス停圏 300m の商業施設の状況をみると、3,000 m²以上は 80%、3,000 m²未満は約 90%が立地していますが、商業用地面積をみると 50%強にとどまり、およそ半数がバス停 300m 圏外となっています。このことから、商業施設はバスの利便性とは関係なく立地していることがわかります。

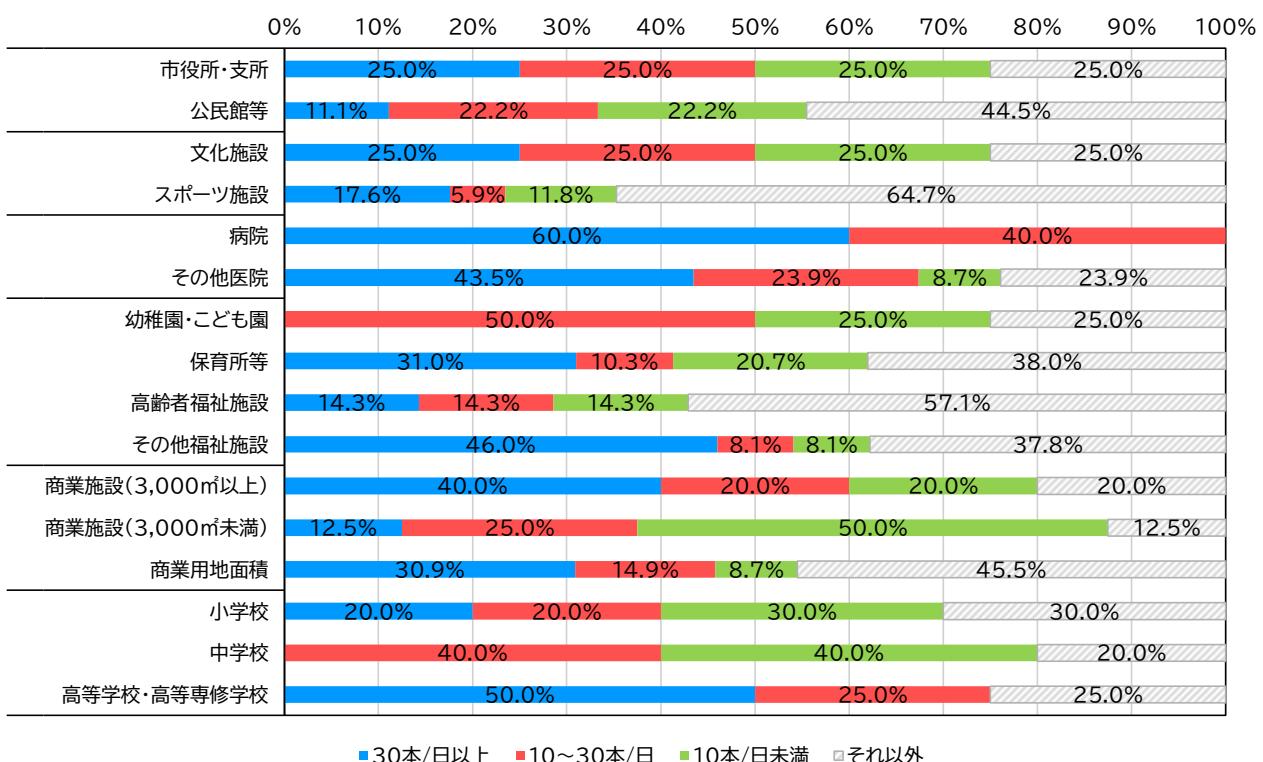


図 2-107 バス停 300m 圏における公共公益施設等立地割合

資料：国土数値情報、大規模小売店舗立地法届出一覧、菊池市 HP

表 2-21 バス停 300m 公共公益施設等立地数

| 項目 | 30本/日 以上 | 10~30本/ 日 | 10本/日 未満 | それ以外 | 計 |
|--------------------|-------------|--------------|-------------|------|-------|
| 市町村役場・公的集会施設(箇所) | 2 | 3 | 3 | 5 | 13 |
| 市役所・支所(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| 公民館等(箇所) | 1 | 2 | 2 | 4 | 9 |
| 文化施設等(箇所) | 4 | 2 | 3 | 12 | 21 |
| 文化施設(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| スポーツ施設(箇所) | 3 | 1 | 2 | 11 | 17 |
| 医療機関(箇所) | 23 | 13 | 4 | 11 | 51 |
| 病院(箇所) | 3 | 2 | 0 | 0 | 5 |
| その他医院(箇所) | 20 | 11 | 4 | 11 | 46 |
| 福祉施設(箇所) | 29 | 11 | 13 | 38 | 91 |
| 幼稚園・こども園(箇所) | 0 | 2 | 1 | 1 | 4 |
| 保育所等(箇所) | 9 | 3 | 6 | 11 | 29 |
| 高齢者福祉施設(箇所) | 3 | 3 | 3 | 12 | 21 |
| その他福祉施設(箇所) | 17 | 3 | 3 | 14 | 37 |
| 商業施設(箇所) | 3 | 3 | 5 | 2 | 13 |
| 商業施設(3,000㎡以上)(箇所) | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| 商業施設(3,000㎡未満)(箇所) | 1 | 2 | 4 | 1 | 8 |
| 商業用地面積(ha) | 50.9 | 24.6 | 14.4 | 74.7 | 164.6 |
| 教育施設(箇所) | 4 | 5 | 5 | 5 | 19 |
| 小学校(箇所) | 2 | 2 | 3 | 3 | 10 |
| 中学校(箇所) | 0 | 2 | 2 | 1 | 5 |
| 高等学校・高等専修学校(箇所) | 2 | 1 | 0 | 1 | 4 |

表 2-22 バス停 300m 公共公益施設等立地割合

| 項目 | 30本/日 以上 | 10~30本/ 日 | 10本/日 未満 | それ以外 | 計 |
|----------------|-------------|--------------|-------------|-------|--------|
| 市町村役場・公的集会施設 | 15.4% | 23.1% | 23.1% | 38.4% | 100.0% |
| 市役所・支所 | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 100.0% |
| 公民館等 | 11.1% | 22.2% | 22.2% | 44.5% | 100.0% |
| 文化施設等 | 19.0% | 9.5% | 14.3% | 57.2% | 100.0% |
| 文化施設 | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 100.0% |
| スポーツ施設 | 17.6% | 5.9% | 11.8% | 64.7% | 100.0% |
| 医療機関 | 45.1% | 25.5% | 7.8% | 21.6% | 100.0% |
| 病院 | 60.0% | 40.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| その他医院 | 43.5% | 23.9% | 8.7% | 23.9% | 100.0% |
| 福祉施設 | 31.9% | 12.1% | 14.3% | 41.7% | 100.0% |
| 幼稚園・こども園 | 0.0% | 50.0% | 25.0% | 25.0% | 100.0% |
| 保育所等 | 31.0% | 10.3% | 20.7% | 38.0% | 100.0% |
| 高齢者福祉施設 | 14.3% | 14.3% | 14.3% | 57.1% | 100.0% |
| その他福祉施設 | 46.0% | 8.1% | 8.1% | 37.8% | 100.0% |
| 商業施設 | 23.1% | 23.1% | 38.4% | 15.4% | 100.0% |
| 商業施設(3,000㎡以上) | 40.0% | 20.0% | 20.0% | 20.0% | 100.0% |
| 商業施設(3,000㎡未満) | 12.5% | 25.0% | 50.0% | 12.5% | 100.0% |
| 商業用地面積 | 30.9% | 14.9% | 8.7% | 45.5% | 100.0% |
| 教育施設 | 21.1% | 26.3% | 26.3% | 26.3% | 100.0% |
| 小学校 | 20.0% | 20.0% | 30.0% | 30.0% | 100.0% |
| 中学校 | 0.0% | 40.0% | 40.0% | 20.0% | 100.0% |
| 高等学校・高等専修学校 | 50.0% | 25.0% | 0.0% | 25.0% | 100.0% |

資料:国土数值情報、大規模小売店舗立地法届出一覧、菊池市 HP

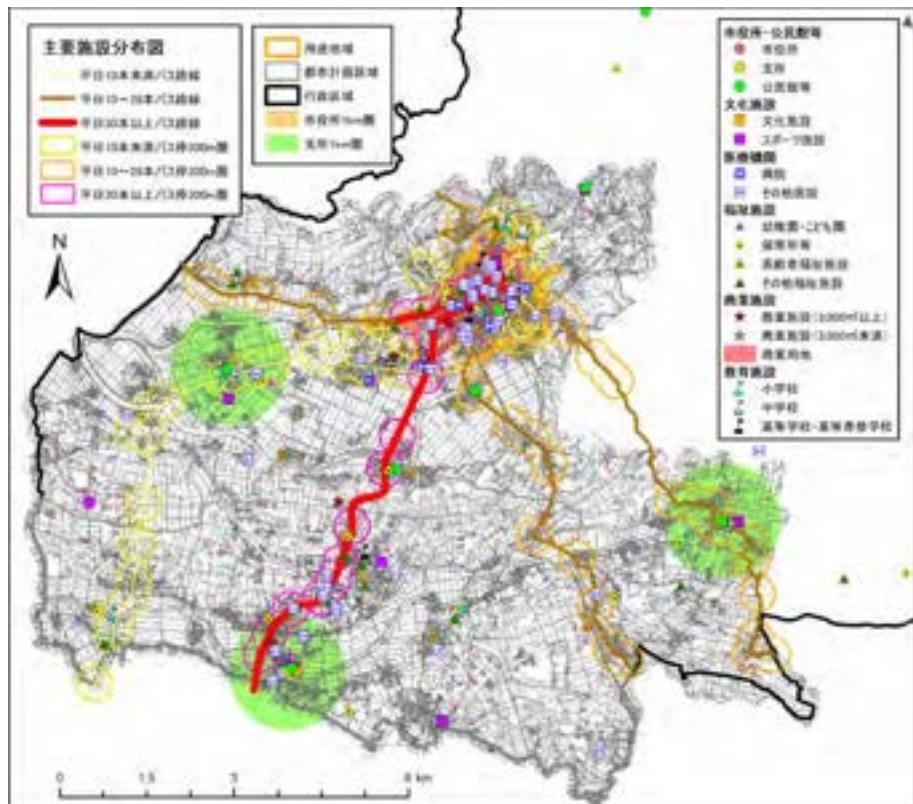


図 2-108 主要施設分布図

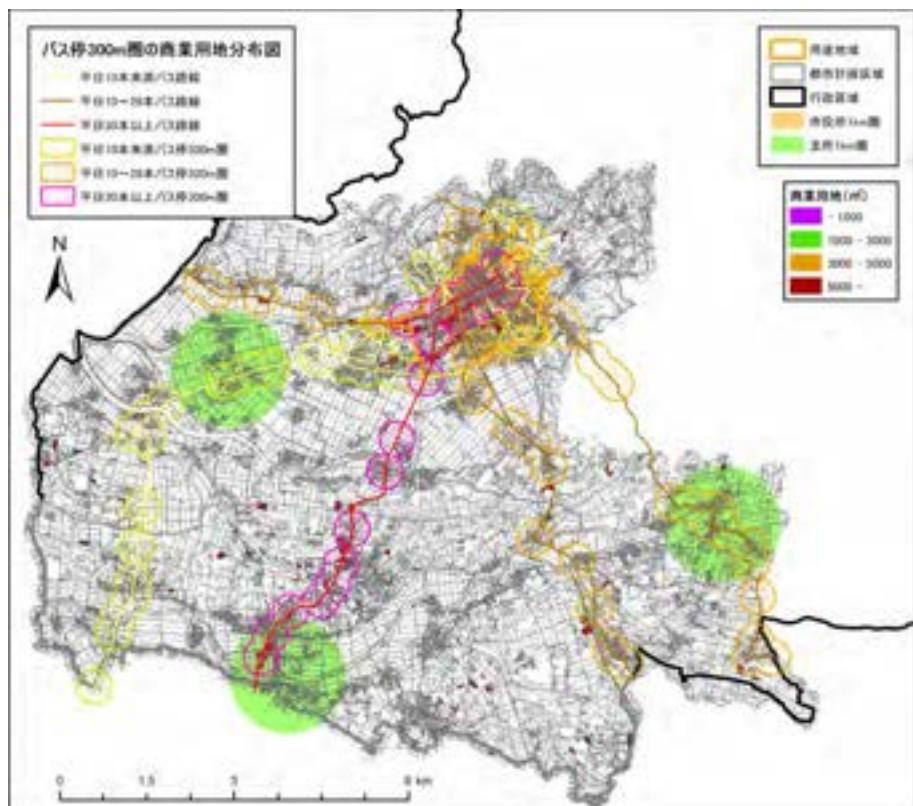


図 2-109 バス停 300m 圏の商業用地分布図

資料:国土数値情報、大規模小売店舗立地法届出一覧、菊池市 HP

市役所 1km 圏(隈府地区周辺)の立地割合が高い主要施設は、医療機関、福祉施設などです。特に、病院は 1km 圏内に 3箇所立地しており、その他医院についても多数立地していることがわかります。商業施設については、1km 圏内に大規模店舗が複数立地しており、郊外にかけて国道や県道沿いにも多くみられます。



図 2-110 市役所 1km 圏の主要施設分布図

七城支所 1km 圏の主要施設立地状況をみると、その他医院やスポーツ施設、子育て支援施設がみられる一方、高齢者福祉施設が立地しておらず、商業用地面積の割合も低くなっています。

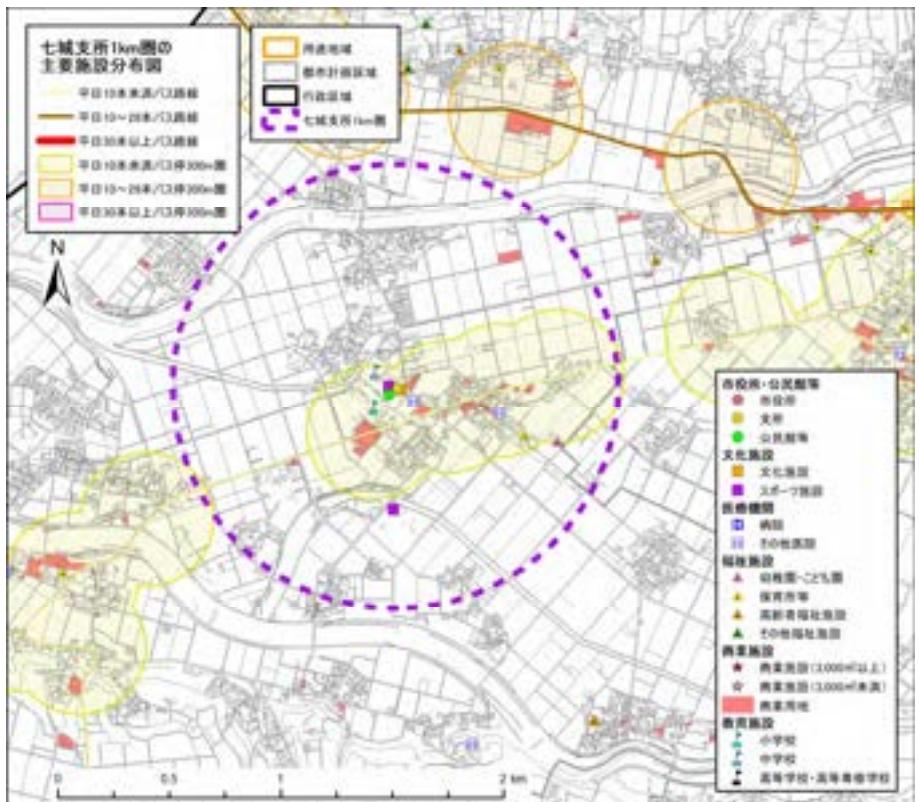


図 2-111 七城支所 1km 圏の主要施設分布図

資料:国土数値情報、大規模小売店舗立地法届出一覧、菊池市 HP

旭志支所 1km 圏の主要施設地状況をみると、医療機関や高齢者福祉施設の立地がなく、商業用地面積の割合も低くなっています

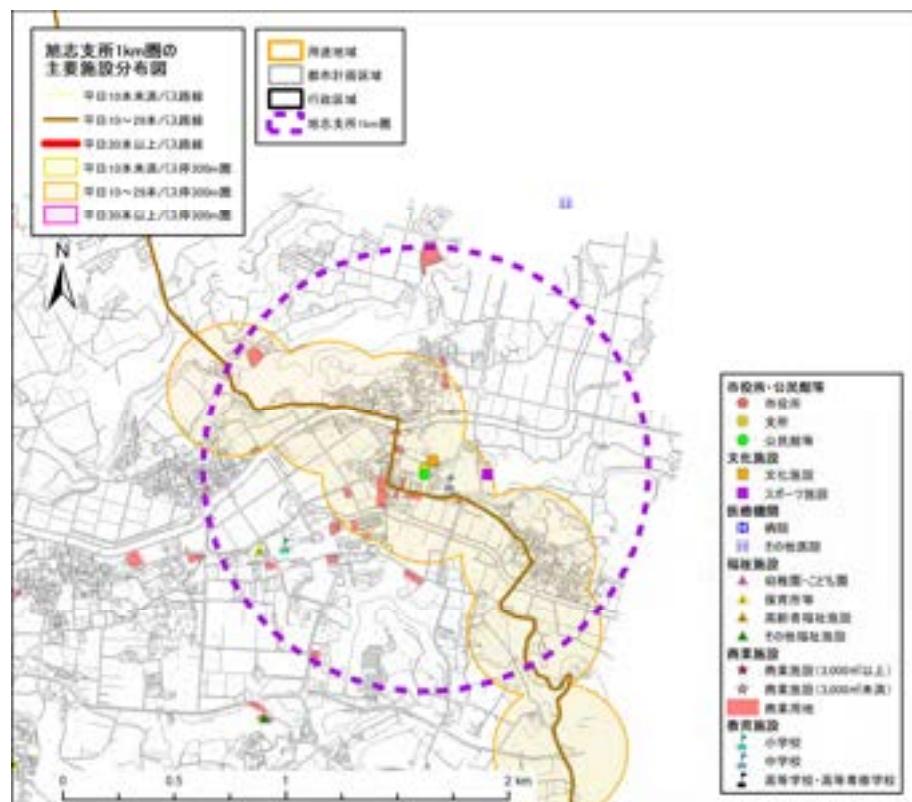


図 2-112 旭志支所 1km 圏の主要施設分布図

泗水支所 1km 圏の主要施設の立地状況をみると、医療機関や文化施設が多数立地しており、大規模商業施設もみられます。商業用地に関しても、国道 387 号線沿いに多く集積していることがわかります。

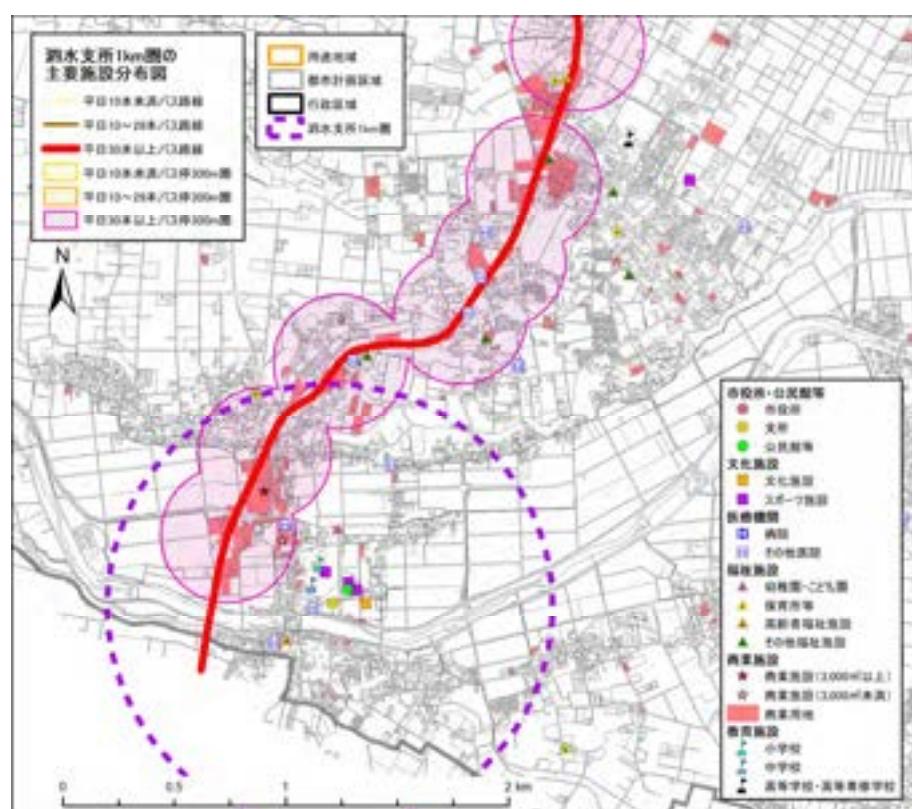


図 2-113 泗水支所 1km 圏の主要施設分布図

資料:国土数値情報、大規模小売店舗立地法届出一覧、菊池市 HP

(2) 現況人口分布

1) 市役所・支所 1 km圏

市役所・支所 1km 圏人口については、菊池市役所 1km 圏が最も多く 7,803 人、全市の 17% の人口が集積しています。

泗水地域は、支所よりも北部に人口集積地（支所 1km 圏外）があるため、泗水支所 1km 圏人口は 2,322 人（5%）程度となっています。その他、七城支所 1km 圏は 1,461 人（3%）、旭志支所 1km 圏は 746 人（2%）となっています。

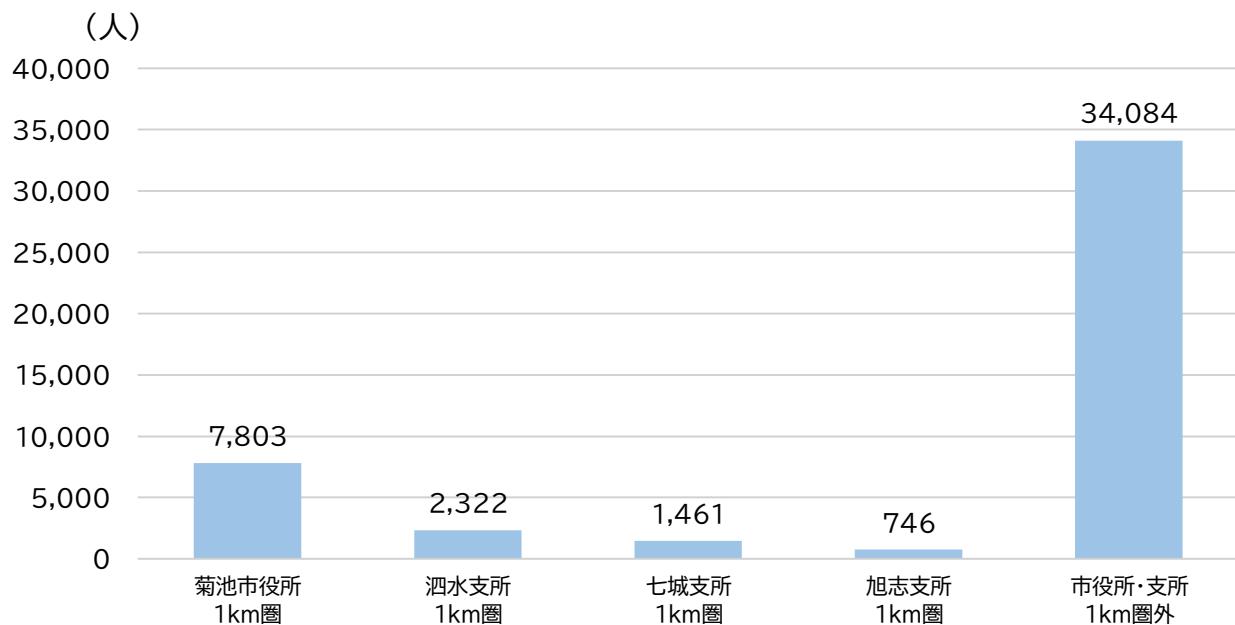


図 2-114 市役所・支所 1km 圏人口(令和 2 年)

表 2-23 市役所・支所 1km 圏人口(令和 2 年)

| | 菊池市役所 1km圏 | 泗水支所 1km圏 | 七城支所 1km圏 | 旭志支所 1km圏 | 市役所・支所 1km圏外 | 全市 |
|--------|---------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|--------|
| 人口(R2) | 7,803 | 2,322 | 1,461 | 746 | 34,084 | 46,416 |
| 構成比 | 16.8% | 5.0% | 3.1% | 1.6% | 73.4% | 100.0% |

資料:R2年 国勢調査

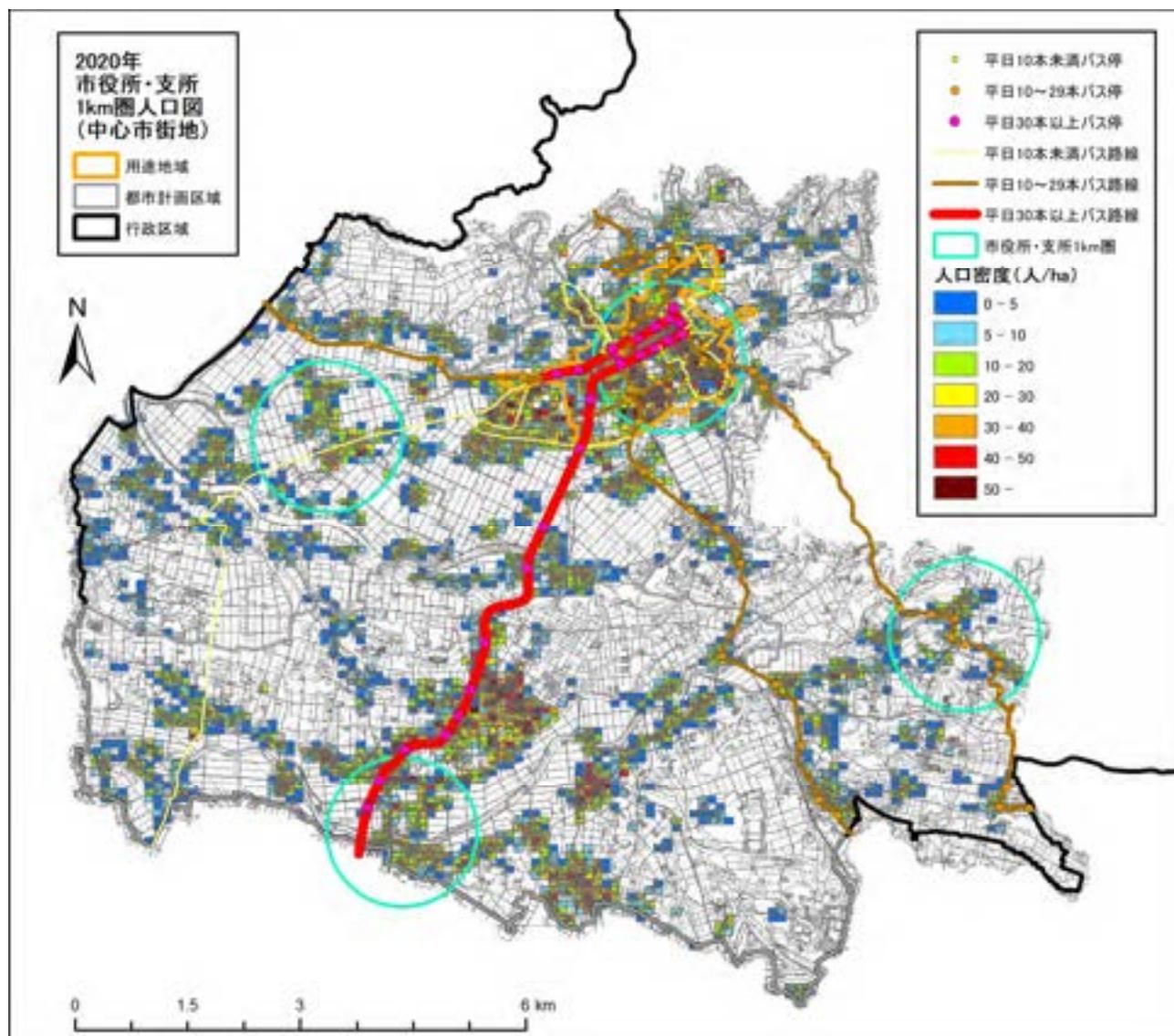


図 2-115 市役所・支所 1km 圏人口図(令和 2 年)

資料:R2年 国勢調査

2)バス停 300m圏

バス停 300m 圏外が 24,674 人 (53%) となっており、人口の半数以上の人人がバス停 300m 圏外に居住していることがわかります。

バス停 300m 圏の人口では、30 本/日以上の路線では 7,984 人 (17%)、10~29 本/日の路線では 8,288 人 (18%)、10 本/日未満の路線では 5,470 人 (12%) となっています。

バス路線及びバス停 300m 圏と人口分布をみると、用途地域内や主要幹線道路沿線ではバス停圏域内にありますが、泗水地域南部や西部の集落地等ではバス停 300m 圏外にあることがわかります。

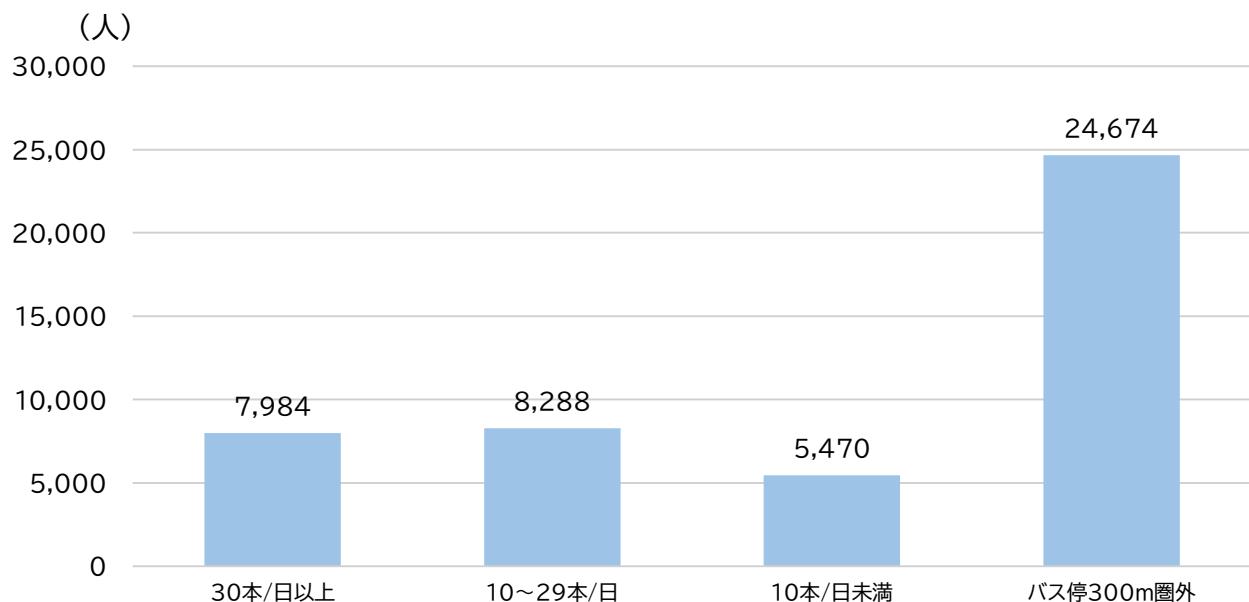


図 2-116 バス停 300m 圏人口(令和 2 年)

表 2-24 バス停 300m 圏人口(令和 2 年)

| | 30本/日以上 | 10~29本/日 | 10本/日未満 | バス停300m圏外 | 全市 |
|--------|---------|----------|---------|-----------|--------|
| 人口(R2) | 7,984 | 8,288 | 5,470 | 24,674 | 46,416 |
| 構成比 | 17.2% | 17.9% | 11.8% | 53.2% | 100.0% |
| 構成比累計 | 17.2% | 35.1% | 46.8% | 100.0% | |

資料:R2年 国勢調査

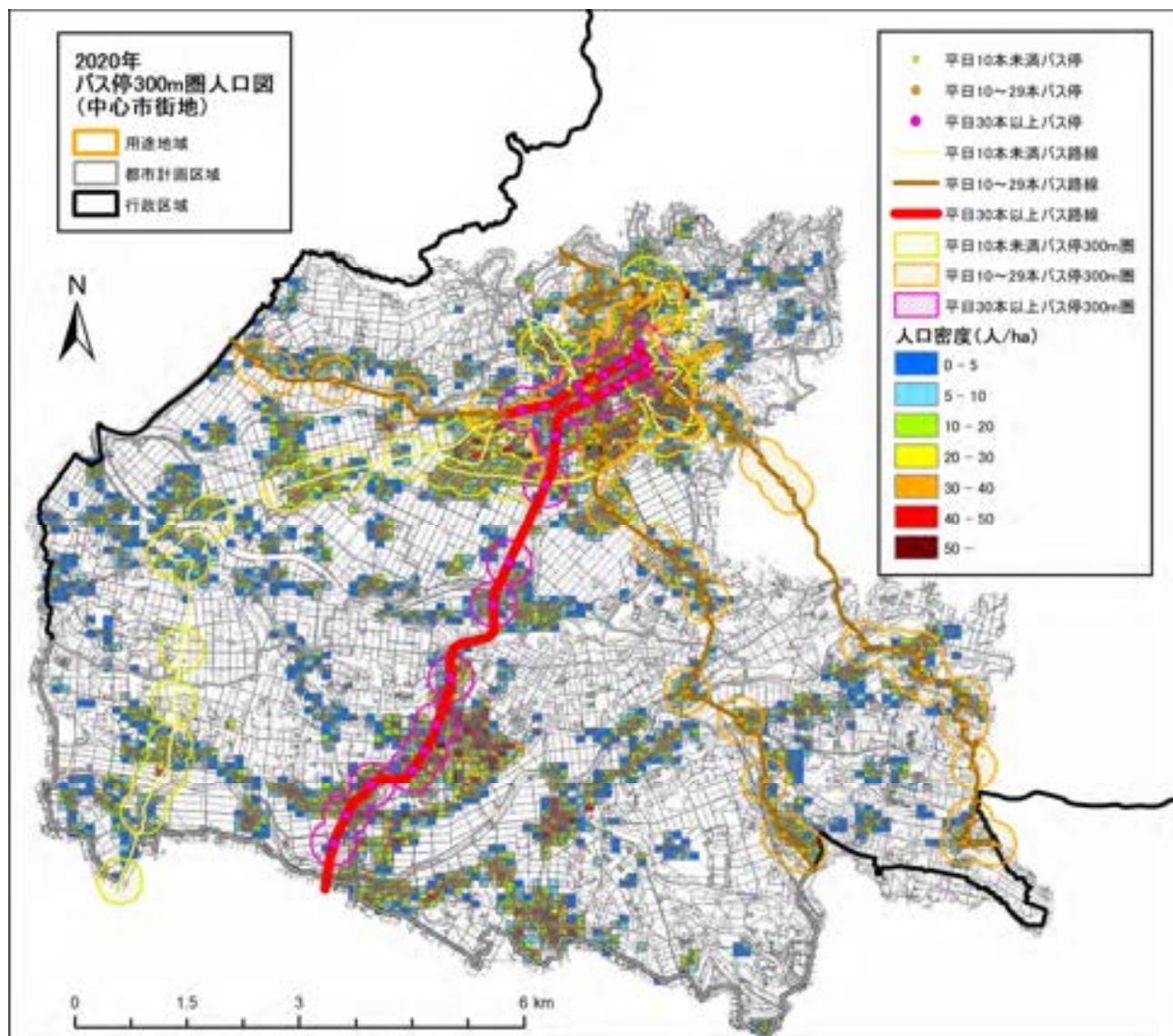


図 2-117 バス停 300m 圏人口図(令和 2 年)

資料:R2年 国勢調査

3) 中心拠点までのバスによる到達時間別人口

中心拠点までのバスによる到達時間別人口をみると、バス利用圏外が最も多く 21,577 人 (47%) となっており、半数近くの人がバス利用圏外に居住していることがわかります。

中心拠点の徒歩圏 (500m) に居住している人は 5,549 人 (12%) です。

バス利用圏内では、中心拠点バス停まで 60 分以上かかる人が 13,214 人 (54%) と最も多くなっています。

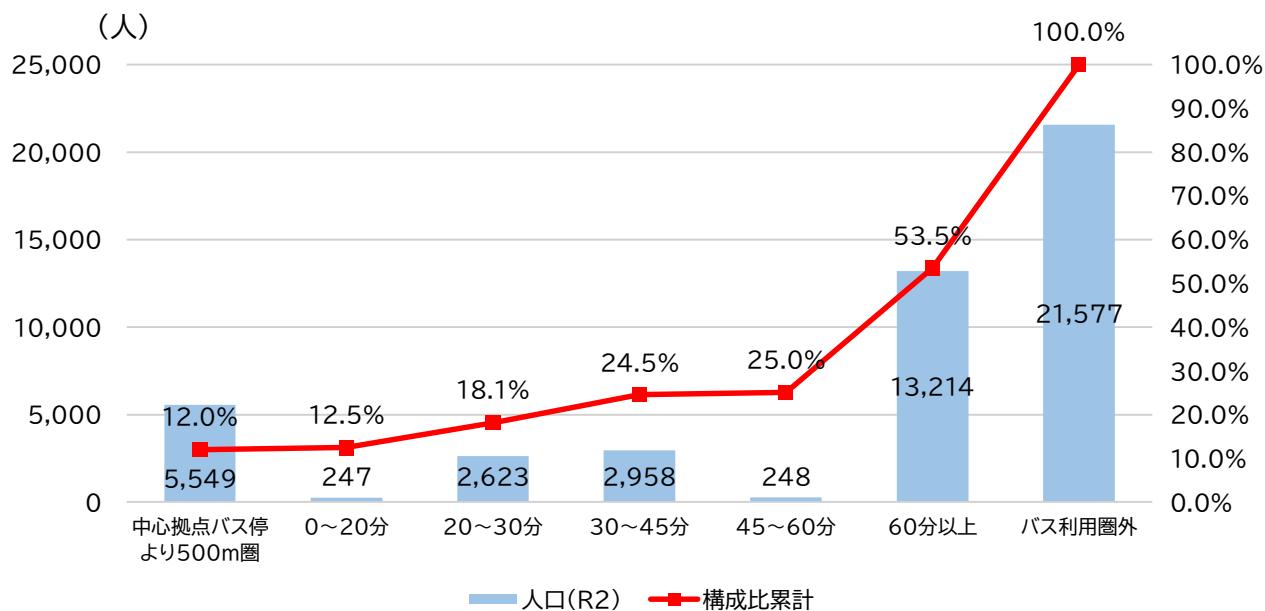


図 2-118 中心拠点までのバスによる到達時間別人口(令和 2 年)

表 2-25 中心拠点までのバスによる到達時間別人口(令和 2 年)

| | 中心拠点バス停より 500m 圏 | 中心拠点バス停まで | | | | | バス利用圏外 | 全市 |
|--------|------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 0~20分 | 20~30分 | 30~45分 | 45~60分 | 60分以上 | | |
| 人口(R2) | 5,549 | 247 | 2,623 | 2,958 | 248 | 13,214 | 21,577 | 46,416 |
| 構成比 | 12.0% | 0.5% | 5.7% | 6.4% | 0.5% | 28.5% | 46.5% | 215.1% |
| 構成比累計 | 12.0% | 12.5% | 18.1% | 24.5% | 25.0% | 53.5% | 100.0% | |

資料:R2年 各交通事業者資料

■算出方法

- ・中心拠点バス停の定義は、1 日 30 本以上のバス停かつ DID 内のバス停と設定
- ・バス停より 500m 圏外はバス利用圏外と設定
- ・アクセシビリティ指標活用の手引きを参考に、10:00～16:00 の 360 分間の運行本数のみを考慮
- ・上記以外の時間のみの路線沿線はバス利用圏外とした
- ・待ち時間期待値は、360 分/(運行本数/2)/2 の値とした
- ・徒歩は分速 50m とした
- ・中心部までのバス運行時間(走行時間)はバス時刻表による

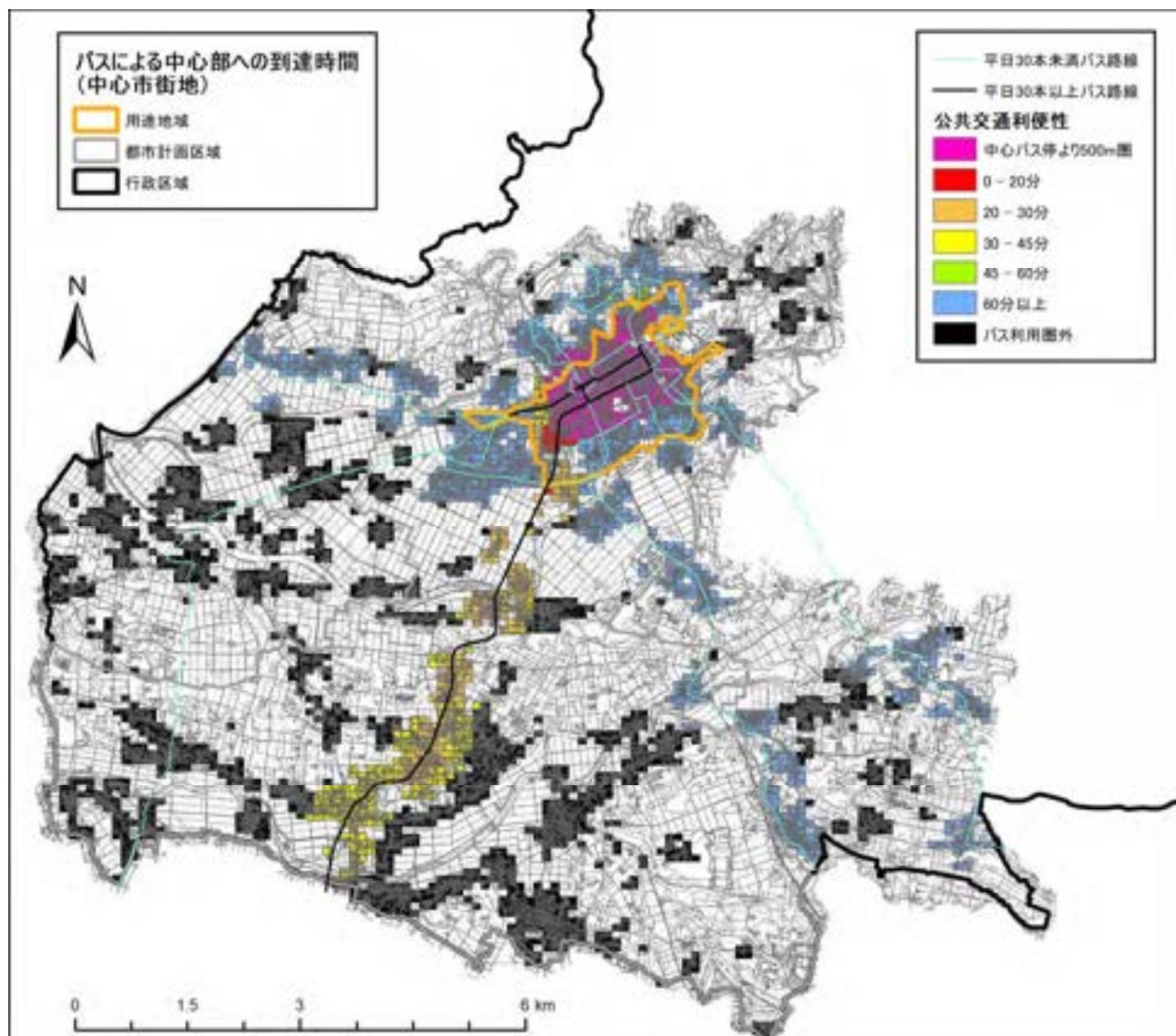


図 2-119 バスによる中心部への到達時間(令和 2 年)

資料:R2年 各交通事業者資料

(3) 年齢別将来人口分布

1) 市役所・支所 1 km圏

① 主要拠点 1 km圏の年齢別人口構成比の特徴

主要拠点 1 km 圏の年齢別人口を令和 2 年（2020 年）と令和 32 年（2050 年）で比較してみると、令和 2 年（2020 年）時点では菊池市役所 1 km 圏において 15～64 歳人口が 4,152 人と最も多くなっています。

令和 32 年（2050 年）には、15～64 歳人口が 2,611 人まで減少することが予想されています。一方で、65 歳以上人口も減少すると予想されているものの、15～64 歳人口の減少幅が大きいため、65 歳以上人口の割合は令和 32 年（2050 年）には、42%まで増加することになります。

他の圏域でも人口の減少と高齢化率の増加が見込まれます。

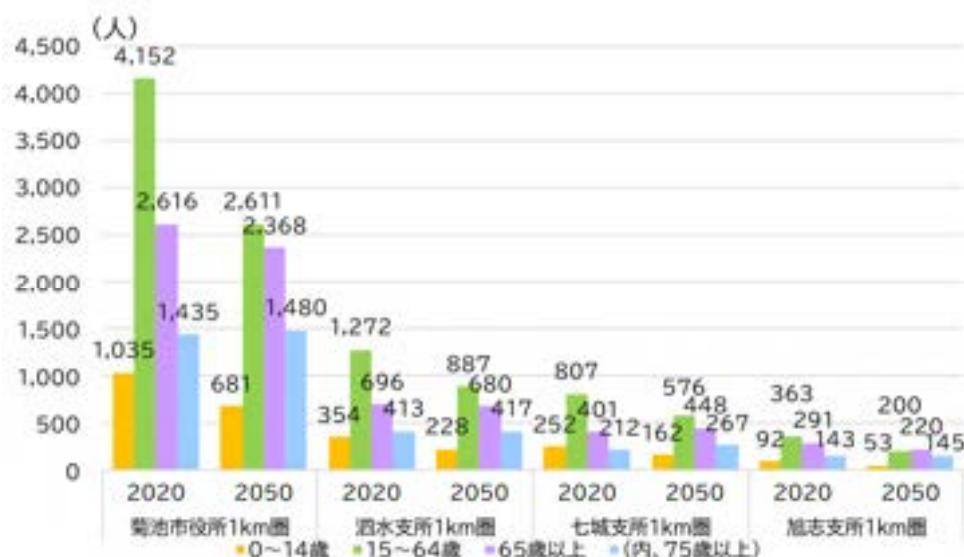


図 2-120 主要拠点の年齢別人口の比較(令和 2 年～令和 32 年)



図 2-121 主要拠点の年齢別人口構成比の比較(令和 2 年～令和 32 年)

資料:R2年 国勢調査、R32年 国立社会保障・人口問題研究所

②主要拠点 1 km圏の年齢別人口増減の特徴

主要拠点 1km 圏の年齢別人口増減では、全ての拠点において 0~14 歳、15~64 歳の減少が見込まれています。

七城支所 1km 圏では 65 歳以上人口の増加が見込まれていますが、その他の拠点においては、65 歳以上人口も減少する傾向にあります。



図 2-122 主要拠点別人口増加率(令和 2 年～令和 32 年)

資料:R2年 国勢調査、R32年 国立社会保障・人口問題研究所

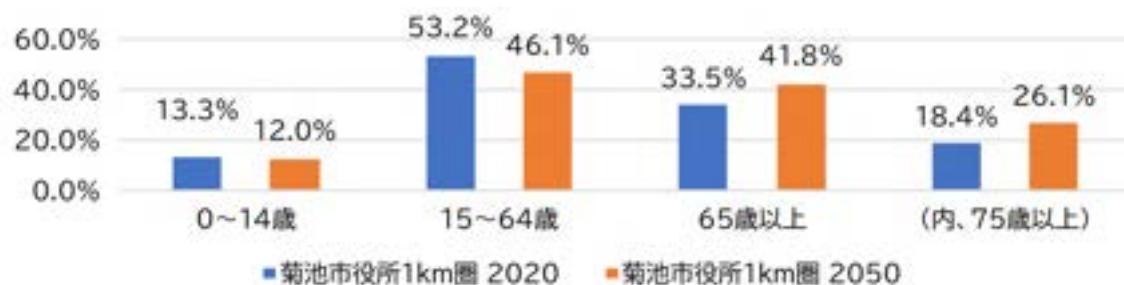


図 2-123 菊池市役所 1km 圏の年齢別人口構成比(令和 2 年～令和 32 年)

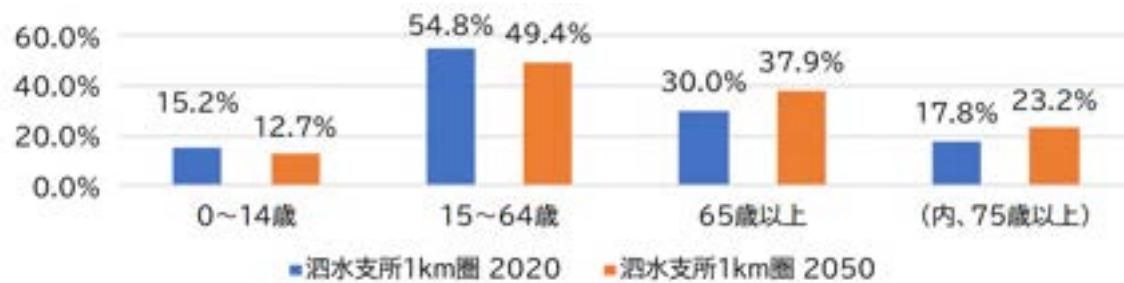


図 2-124 泗水支所 1km 圏の年齢別人口構成比(令和 2 年～令和 32 年)



図 2-125 七城支所 1km 圏の年齢別人口構成比(令和 2 年～令和 32 年)

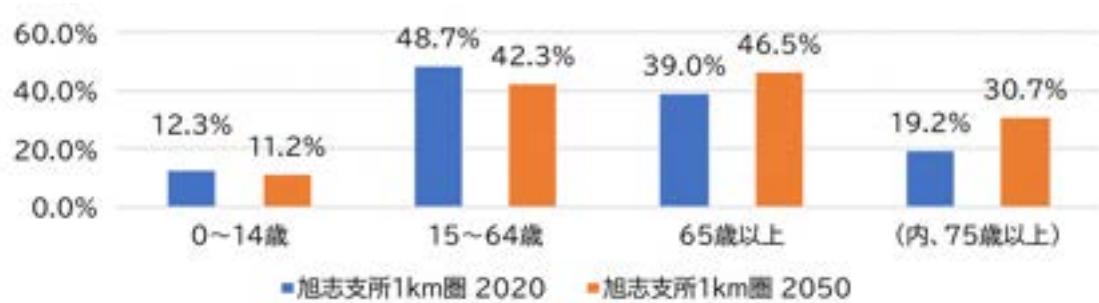


図 2-126 旭志支所 1km 圏の年齢別人口構成比(令和 2 年～令和 32 年)

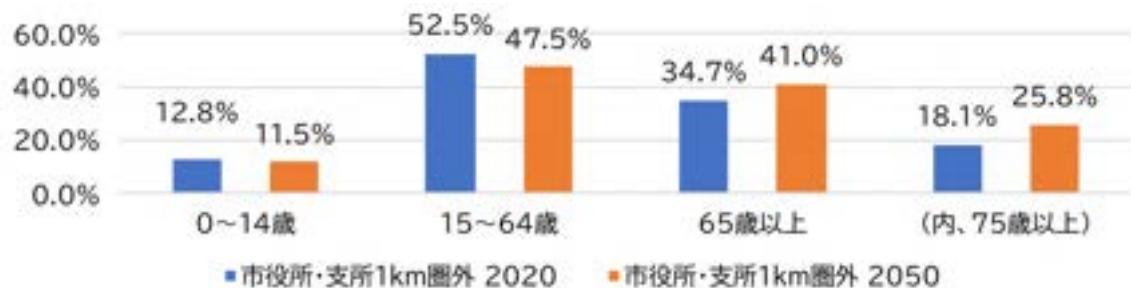


図 2-127 市役所・支所 1km 圏外の年齢別人口構成比(令和 2 年～令和 32 年)

資料:R2年 国勢調査、R32年 国立社会保障・人口問題研究所

2)バス停 300m圏

①バス停 300m圏の年齢別人口構成比の特徴

バス停 300m 圏の年齢別人口をみると令和 2 年（2020 年）から令和 32 年（2050 年）にかけて多くの年齢層で減少することが予測されています。

75 歳以上の後期高齢者は増加すると予測されています。

バス停 300m 圏内と圏外の人口を比較すると、バス停 300m 圏外は圏内に比べて人口が多くなっています。

構成比については、圏内外とも少子高齢化が進む予測となっていますが、バス停 300m 圏外については、よりその傾向が強くみられます。

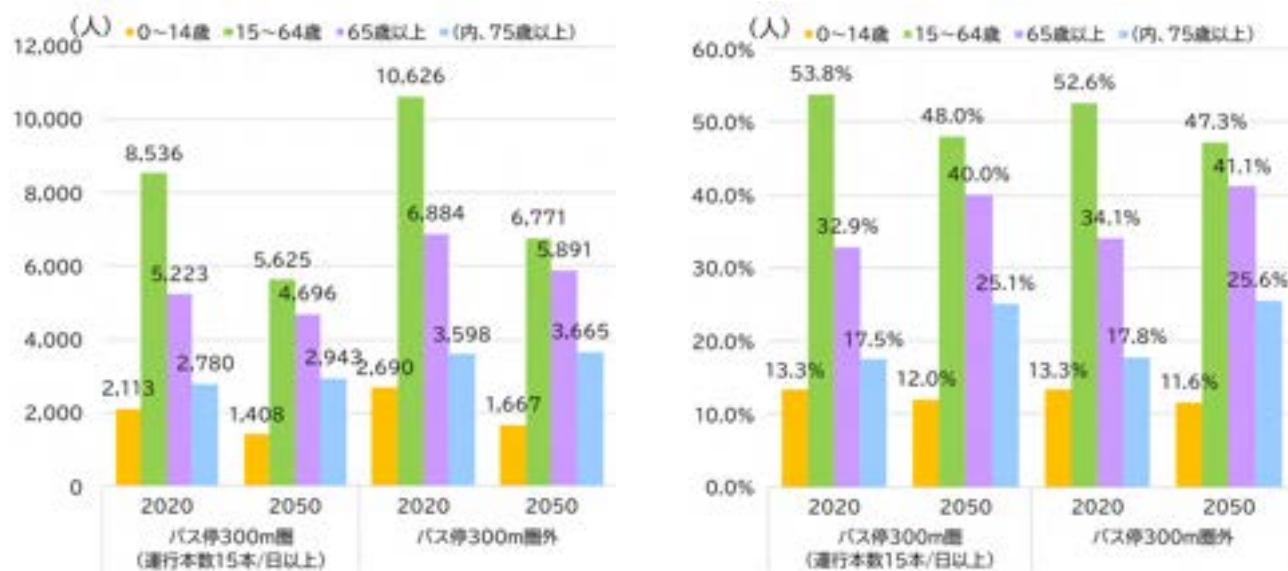


図 2-128 バス停 300 圏外の年齢別人口・構成比の比較(令和 2 年～令和 32 年)

資料:R2年 国勢調査、R32年 国立社会保障・人口問題研究所

②バス停 300m圏の年齢別人口増減の特徴

令和 2 年（2020 年）から令和 32 年（2050 年）にかけてバス停 300m 圏の年齢別人口増減をみると 75 歳以上の人口を除き全て減少すると予測されています。特に 0~14 歳、15~64 歳の年代は減少率が大きく、バス停 300m 圏外になるとさらに減少率が高くなる傾向にあります。

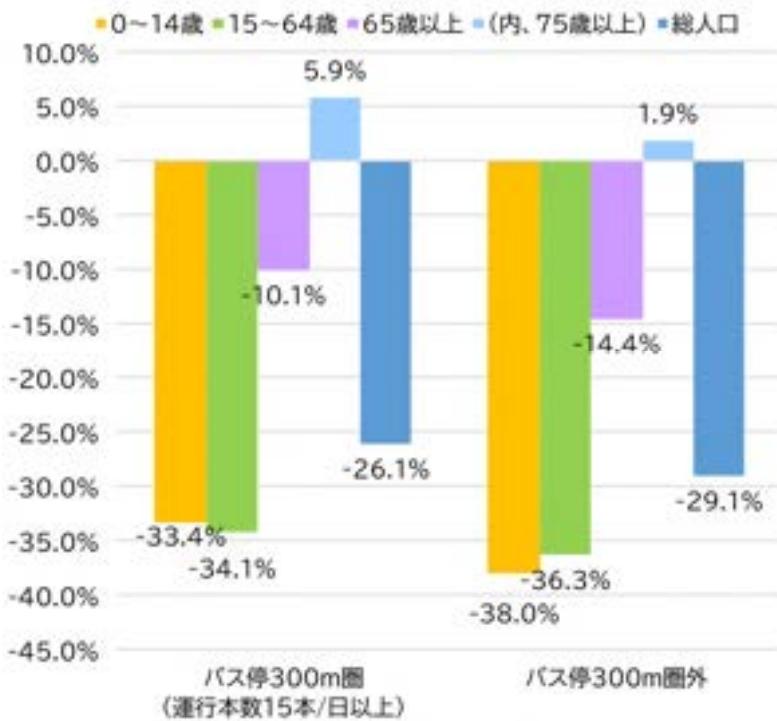


図 2-129 主要拠点別人口増加率(令和 2 年～令和 32 年)

資料：R2年 国勢調査、R32年 国立社会保障・人口問題研究所

圏域別にみると、多くの圏域で 65 歳以上の人口を含めた年齢層が減少すると予測されている中、七城支所 1km 圏では 65 歳以上、中でも 75 歳以上の人口が 26% 増加すると予測されています。

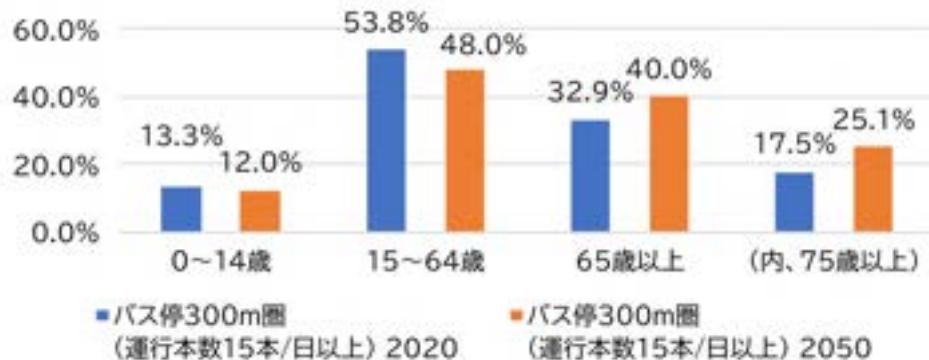


図 2-130 バス停 300m 圏の年齢別人口構成比(令和 2 年～令和 32 年)

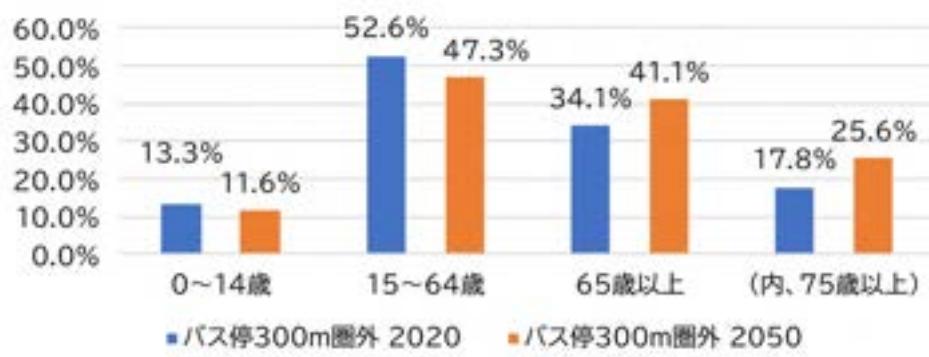


図 2-131 バス停 300m 圏外年齢の別人口構成比(令和 2 年～令和 32 年)

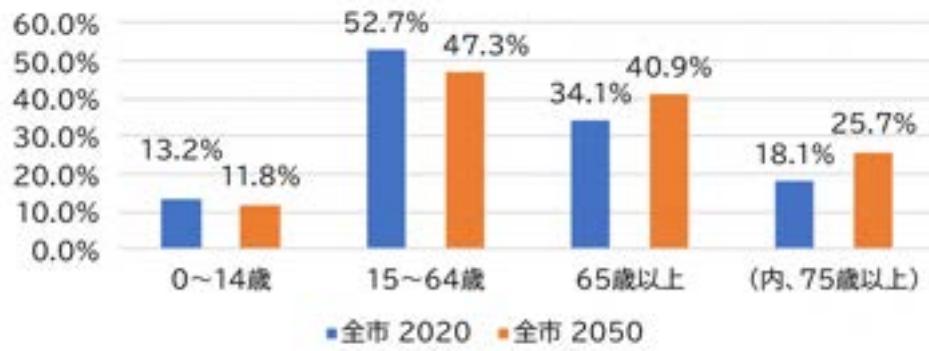


図 2-132 全市の年齢別人口構成比(令和 2 年～令和 32 年)

資料:R2年 国勢調査、R32年 国立社会保障・人口問題研究所

表 2-26 バス停 300m 圏、主要拠点 1km 圏の年齢別人口の比較(令和 2 年、令和 32 年)

| 実数(人) | | 0~14歳 | 15~64歳 | 65歳以上 | (内、75歳以上) | 総人口 | 全市割合 |
|---------------------------|------|-------|--------|--------|-----------|--------|--------|
| バス停300m圏 (運行本数15本/日以上) | 2020 | 2,113 | 8,536 | 5,223 | 2,780 | 15,872 | 34.2% |
| | 2050 | 1,408 | 5,625 | 4,696 | 2,943 | 11,729 | 35.7% |
| バス停300m圏外 | 2020 | 2,690 | 10,626 | 6,884 | 3,598 | 20,200 | 43.5% |
| | 2050 | 1,667 | 6,771 | 5,891 | 3,665 | 14,329 | 43.6% |
| 菊池市役所1km圏 | 2020 | 1,035 | 4,152 | 2,616 | 1,435 | 7,803 | 16.8% |
| | 2050 | 681 | 2,611 | 2,368 | 1,480 | 5,660 | 17.2% |
| 泗水支所1km圏 | 2020 | 354 | 1,272 | 696 | 413 | 2,322 | 5.0% |
| | 2050 | 228 | 887 | 680 | 417 | 1,795 | 5.5% |
| 七城支所1km圏 | 2020 | 252 | 807 | 401 | 212 | 1,460 | 3.1% |
| | 2050 | 162 | 576 | 448 | 267 | 1,186 | 3.6% |
| 旭志支所1km圏 | 2020 | 92 | 363 | 291 | 143 | 746 | 1.6% |
| | 2050 | 53 | 200 | 220 | 145 | 473 | 1.4% |
| 市役所・支所1km圏外 | 2020 | 4,376 | 17,880 | 11,829 | 6,179 | 34,085 | 73.4% |
| | 2050 | 2,742 | 11,293 | 9,745 | 6,140 | 23,780 | 72.3% |
| 全市 | 2020 | 6,109 | 24,474 | 15,833 | 8,382 | 46,416 | 100.0% |
| | 2050 | 3,866 | 15,567 | 13,461 | 8,449 | 32,894 | 100.0% |

表 2-27 バス停 300m 圏、主要拠点 1km 圏の年齢別人口構成比の比較(令和 2 年、令和 32 年)

| 構成比(人) | | 0~14歳 | 15~64歳 | 65歳以上 | (内、75歳以上) | 総人口 |
|---------------------------|------|-------|--------|-------|-----------|--------|
| バス停300m圏 (運行本数15本/日以上) | 2020 | 13.3% | 53.8% | 32.9% | 17.5% | 100.0% |
| | 2050 | 12.0% | 48.0% | 40.0% | 25.1% | 100.0% |
| バス停300m圏外 | 2020 | 13.3% | 52.6% | 34.1% | 17.8% | 100.0% |
| | 2050 | 11.6% | 47.3% | 41.1% | 25.6% | 100.0% |
| 菊池市役所1km圏 | 2020 | 13.3% | 53.2% | 33.5% | 18.4% | 100.0% |
| | 2050 | 12.0% | 46.1% | 41.8% | 26.1% | 100.0% |
| 泗水支所1km圏 | 2020 | 15.2% | 54.8% | 30.0% | 17.8% | 100.0% |
| | 2050 | 12.7% | 49.4% | 37.9% | 23.2% | 100.0% |
| 七城支所1km圏 | 2020 | 17.3% | 55.3% | 27.5% | 14.5% | 100.0% |
| | 2050 | 13.7% | 48.6% | 37.8% | 22.5% | 100.0% |
| 旭志支所1km圏 | 2020 | 12.3% | 48.7% | 39.0% | 19.2% | 100.0% |
| | 2050 | 11.2% | 42.3% | 46.5% | 30.7% | 100.0% |
| 市役所・支所1km圏外 | 2020 | 12.8% | 52.5% | 34.7% | 18.1% | 100.0% |
| | 2050 | 11.5% | 47.5% | 41.0% | 25.8% | 100.0% |
| 全市 | 2020 | 13.2% | 52.7% | 34.1% | 18.1% | 100.0% |
| | 2050 | 11.8% | 47.3% | 40.9% | 25.7% | 100.0% |

資料:R2年 国勢調査、R32年 国立社会保障・人口問題研究所

表 2-28 バス停 300m 圏、主要拠点 1km 圏の人口増加率の比較(令和 2 年～令和 32 年)

| 構成比(人) | | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳以上 | (内、75歳以上) | 総人口 |
|---------------------------|-----------|--------|--------|--------|-----------|--------|
| バス停300m圏 (運行本数15本/日以上) | 2050/2020 | -33.4% | -34.1% | -10.1% | 5.9% | -26.1% |
| バス停300m圏外 | 2050/2020 | -38.0% | -36.3% | -14.4% | 1.9% | -29.1% |
| 菊池市役所1km圏 | 2050/2020 | -34.2% | -37.1% | -9.5% | 3.1% | -27.5% |
| 泗水支所1km圏 | 2050/2020 | -35.6% | -30.3% | -2.3% | 1.0% | -22.7% |
| 七城支所1km圏 | 2050/2020 | -35.7% | -28.6% | 11.7% | 25.9% | -18.8% |
| 旭志支所1km圏 | 2050/2020 | -42.4% | -44.9% | -24.4% | 1.4% | -36.6% |
| 市役所・支所1km圏外 | 2050/2020 | -37.3% | -36.8% | -17.6% | -0.6% | -30.2% |
| 全市 | 2050/2020 | -36.7% | -36.4% | -15.0% | 0.8% | -29.1% |

資料:R2年 国勢調査、R32年 国立社会保障・人口問題研究所

3) メッシュ別将来人口分布

100m メッシュの年齢別人口の将来予測について、現状と比較しながら、その特徴を整理すると、以下のとおりです。

①人口(全年齢)

令和 32 年（2050 年）の人口は現状より減少する傾向がみられます。

令和 2 年（2020 年）は菊池中心市街地周辺や、泗水地区に人口 40 人/ha 以上のメッシュが集中していますが、令和 32 年（2050 年）では減少しており、特に菊池中心市街地周辺の人口減少が大きくなると予測されます。

②0~14 歳人口

令和 32 年（2050 年）の年少人口はほとんどのメッシュで 10 人/ha 未満となっており、1 人/ha 未満のメッシュが多くみられます。

令和 2 年（2020 年）は菊池中心市街地周辺、泗水地区、七城地区に 10 人/ha 以上のメッシュがみられますが、令和 32 年（2050 年）では菊池中心市街地周辺、泗水地区の一部の地区に限定されることが予測されます。

③15~64 歳人口

令和 32 年（2050 年）の生産年齢人口はほとんどのメッシュで 20 人/ha 未満となっており、5 人/ha 未満のメッシュが多くみられます。

令和 2 年（2020 年）は菊池中心市街地周辺、泗水地区の一部に 40 人/ha 以上のメッシュがみられますが、令和 32 年（2050 年）では泗水地区の一部に 40 人/ha 以上のメッシュがみられるほかは、40 人/ha 未満になることが予測されます。

④65 歳以上人口

令和 32 年（2050 年）の老人人口は中心部では増加、それ以外では横ばいか減少する傾向がみられます。

令和 2 年（2020 年）は 5 人/ha 以上のメッシュが広くみられ、特に菊池中心市街地周辺、泗水地区では 15 人/ha 以上のメッシュもみられますが、2050 年では中心部で 15 人/ha 以上のメッシュが拡大する一方、西部や南東部では 2.5 人/ha 未満のメッシュが拡大しており、減少することが予測されます。

⑤75 歳以上人口

令和 32 年（2050 年）の 75 歳以上人口は現状より増加する傾向がみられます。

令和 2 年（2020 年）は菊池中心市街地周辺、泗水地区に 10 人/ha 以上のメッシュがみられますが、令和 32 年（2050 年）では 10 人/ha 以上のメッシュが拡大し、増加することが予測されます。

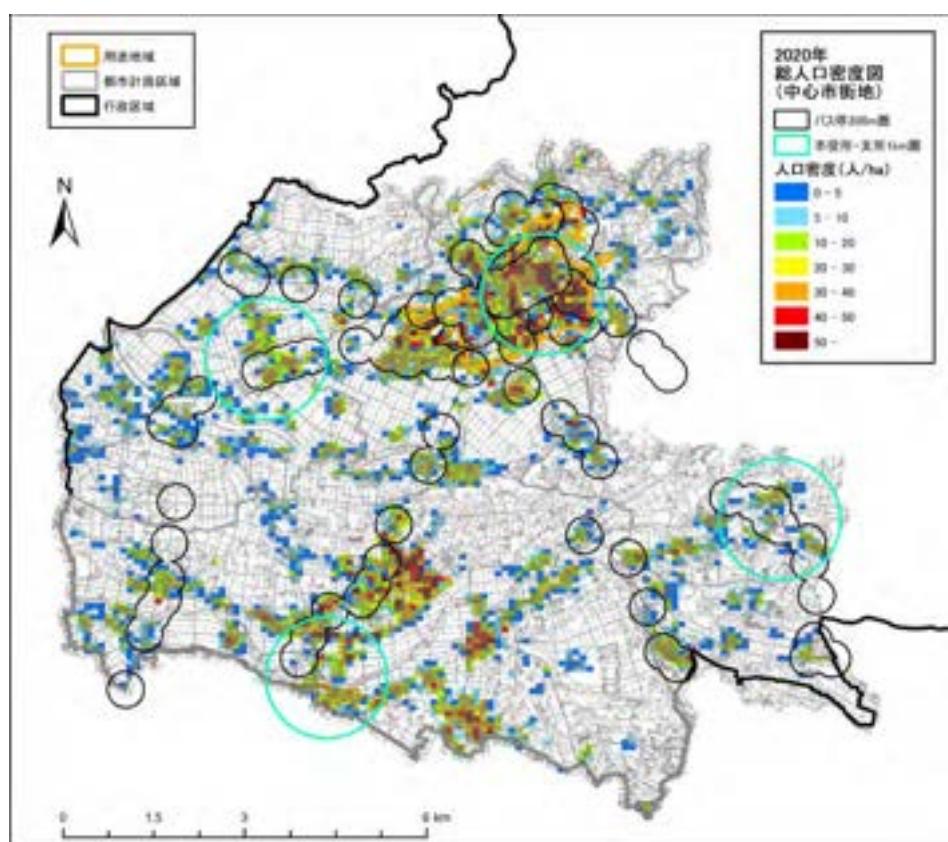


図 2-133 2020年総人口密度図(100mメッシュ)

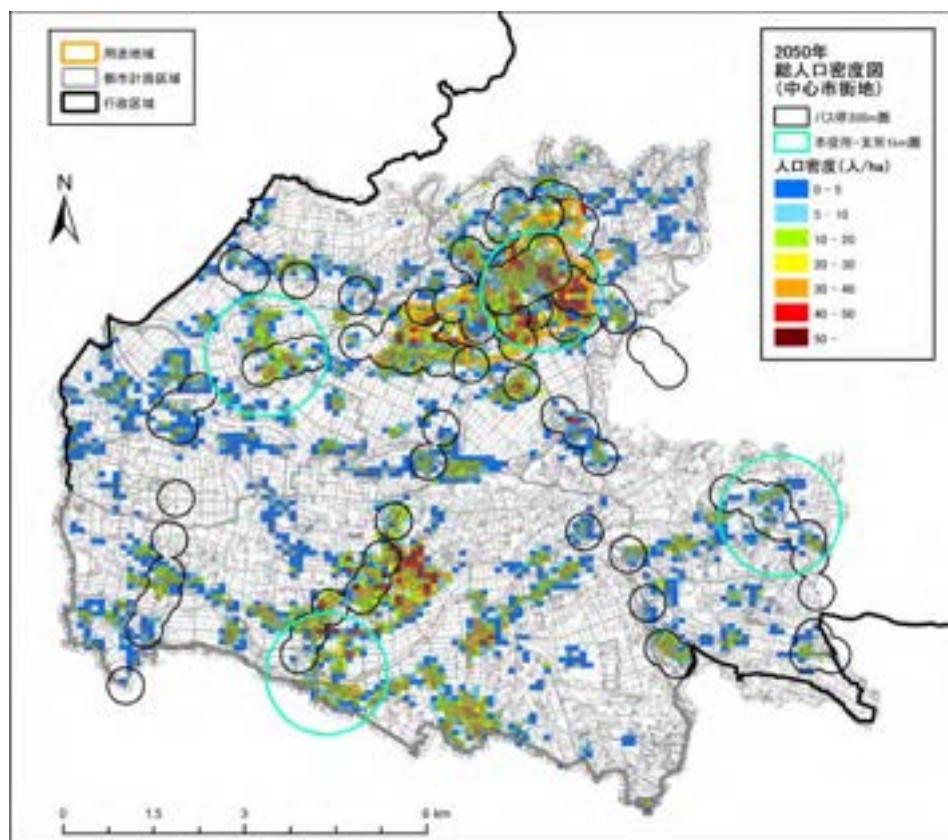


図 2-134 2050年 総人口密度図(100mメッシュ)

資料:R2年 国勢調査、R32年 国立社会保障・人口問題研究所

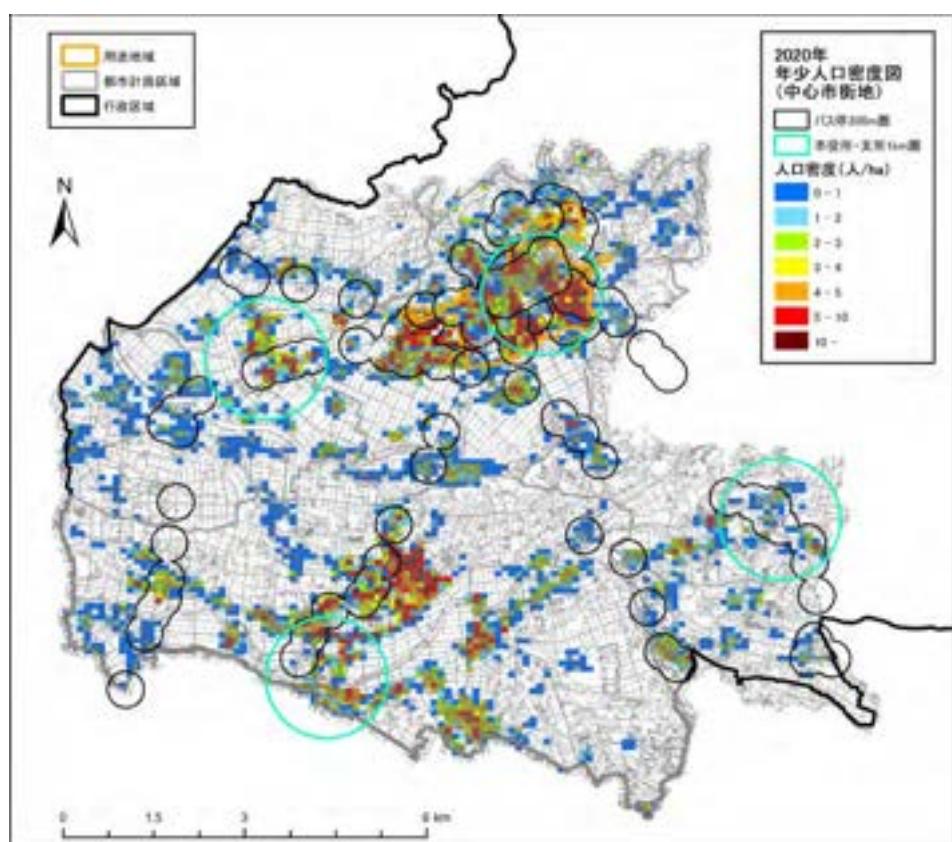


図 2-135 2020年 年少人口密度図(100mメッシュ)

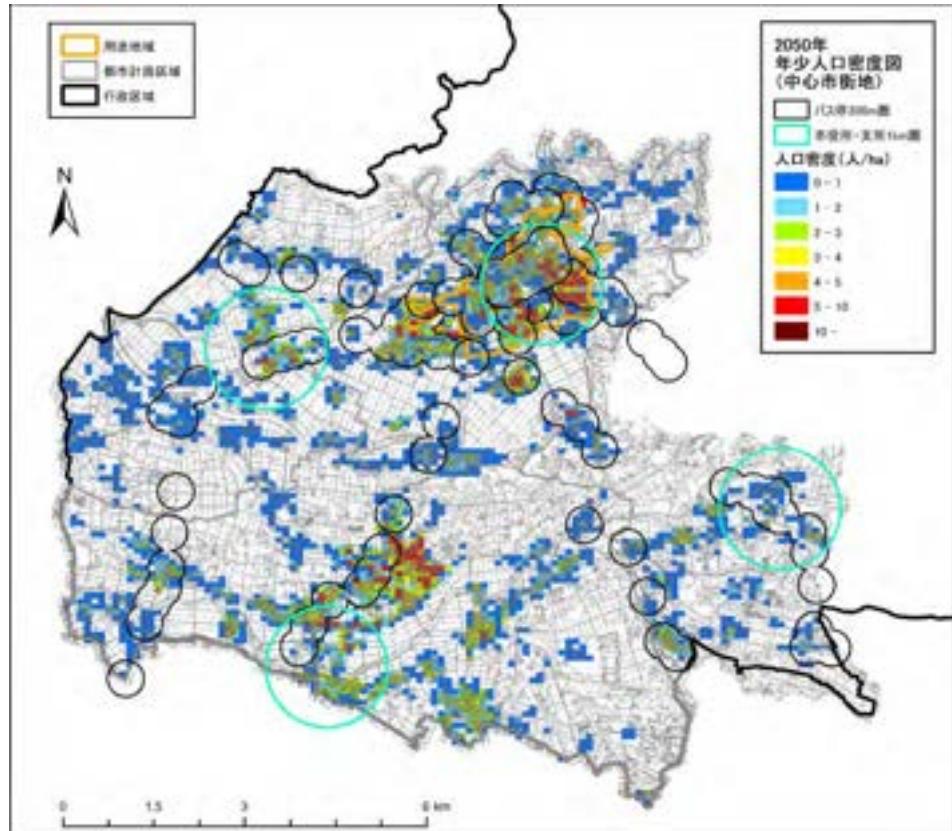


図 2-136 2050年 年少人口密度図(100mメッシュ)

資料:R2年 国勢調査、R32年 国立社会保障・人口問題研究所

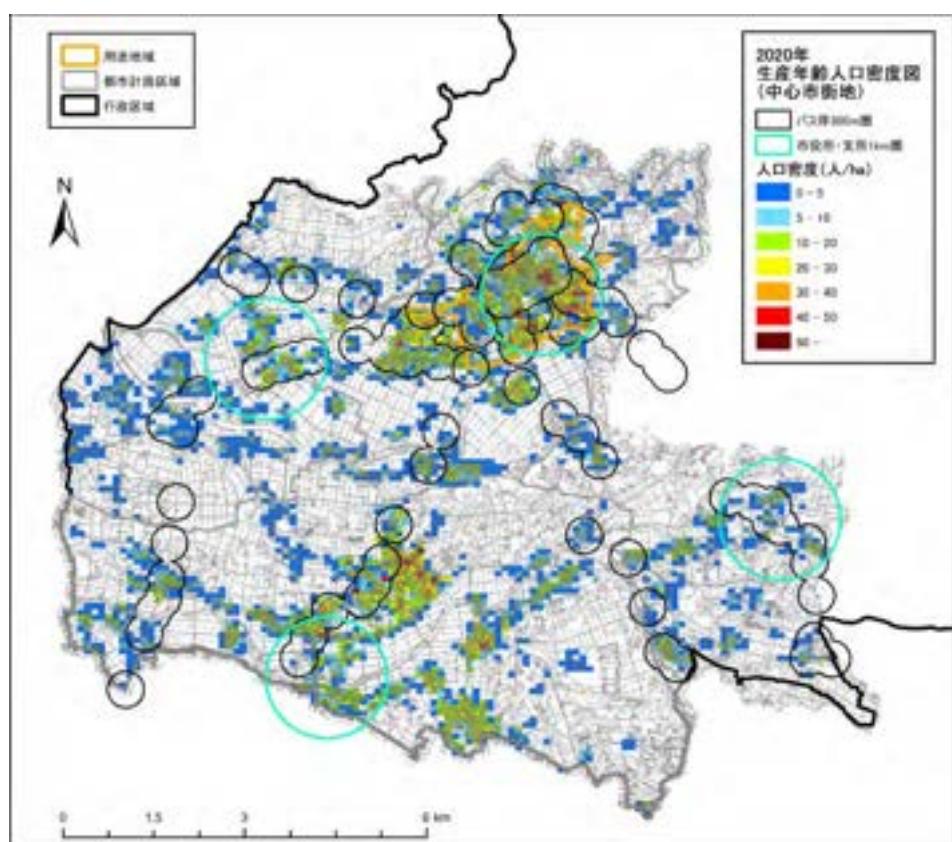


図 2-137 2020年生産年齢人口密度図(100mメッシュ)

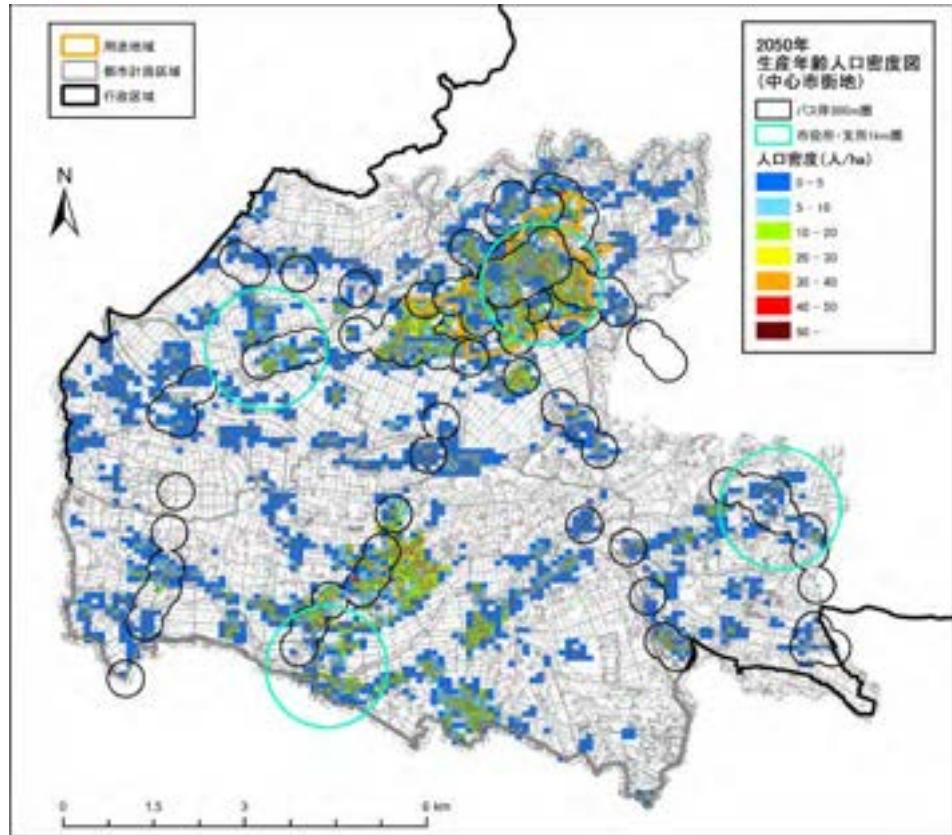


図 2-138 2050年 生産年齢人口密度図(100mメッシュ)

資料:R2年 国勢調査、R32年 国立社会保障・人口問題研究所

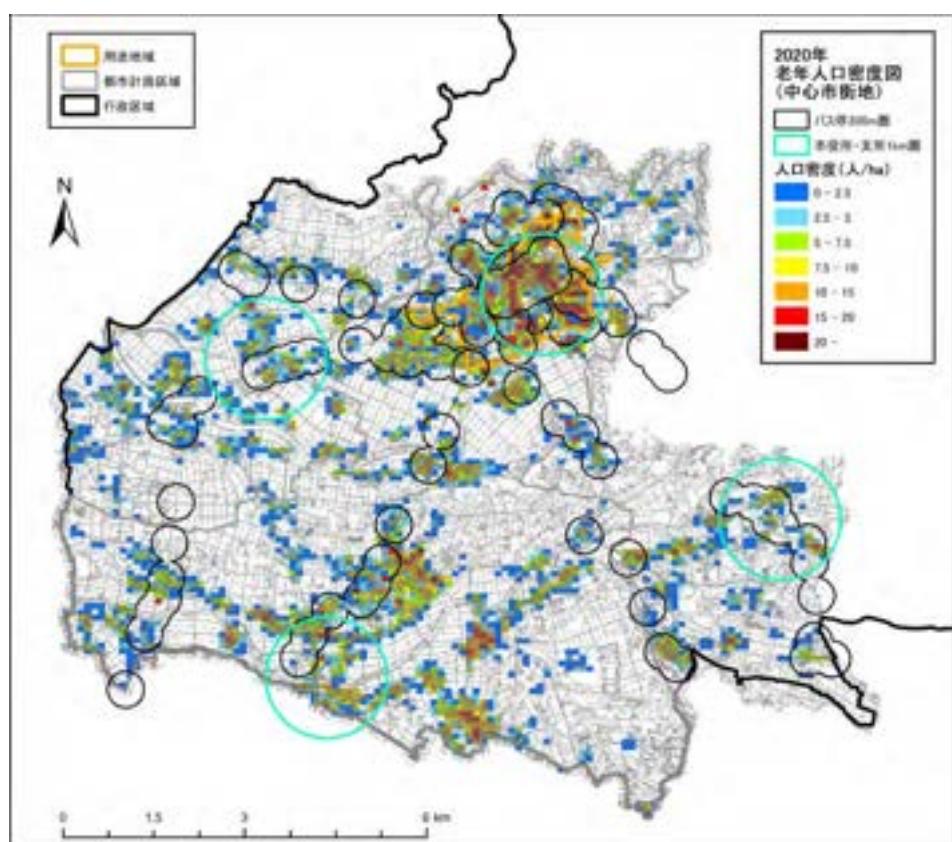


図 2-139 2020年 老年人口密度図(100mメッシュ)

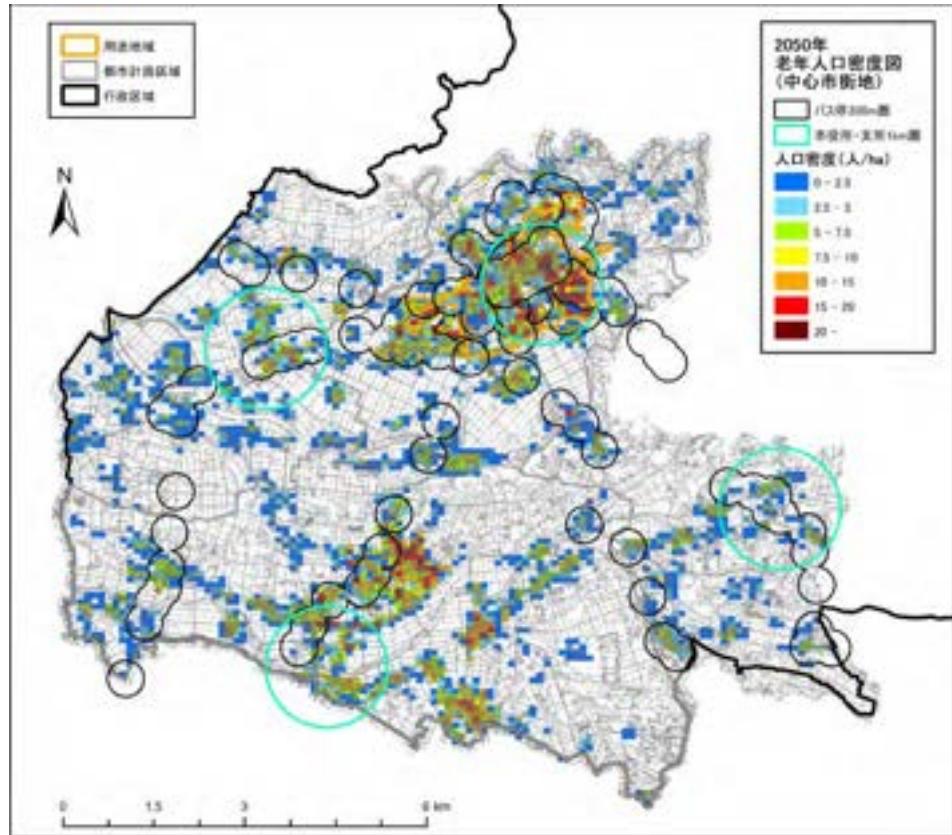


図 2-140 2050年 老年人口密度図(100mメッシュ)

資料:R2年 国勢調査、R32年 国立社会保障・人口問題研究所

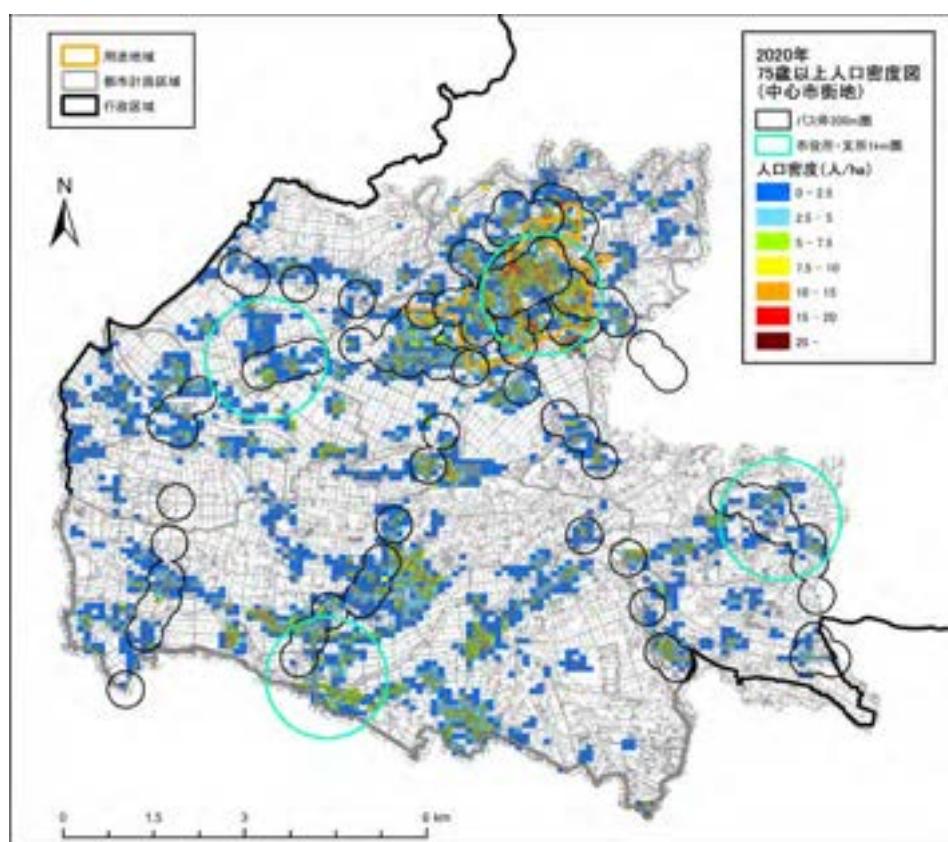


図 2-141 2020年 75歳以上人口密度図(100mメッシュ)

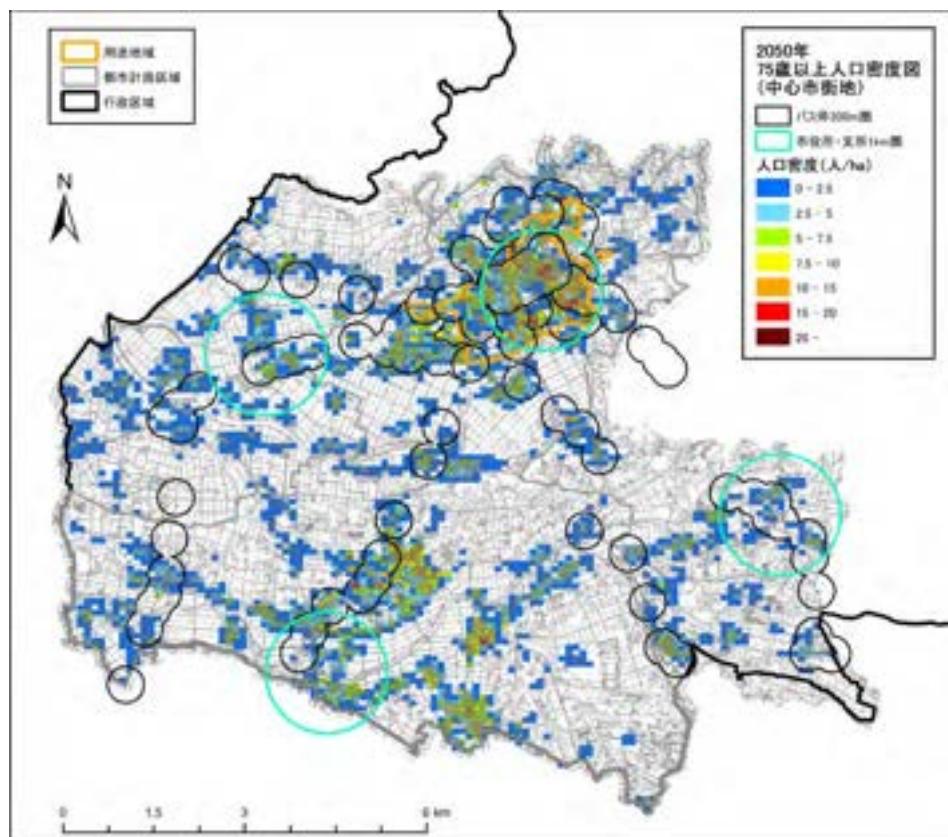


図 2-142 2050年 75歳以上人口密度図(100mメッシュ)

資料:R2年 国勢調査、R32年 国立社会保障・人口問題研究所

2-5 上位計画、関連計画

(1) 上位計画等

1) 第3次菊池市総合計画(令和8年(2026年)4月)

「第3次菊池市総合計画」は、本市の最上位の計画であり、まちづくりを進めていく上での指針となる考え方を示した計画です。本市の将来像を「人と自然が調和し 希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち」としています。

また、まちづくりのための3つの柱として、「人 市民協働と人財育成」、「自然 自然環境の保全と再生」、「経済 地域資源を生かした経済活性化」を掲げています。

第1節 市の将来像

1. まちづくりの理念

まちづくりの理念は、合併時の新市建設計画において「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」を掲げ、本市の豊かな自然環境や歴史を生かし、人のやさしさでつくりあげる健康で活力のあるまちづくりを目指してきました。第3次総合計画においても、この理念を尊重し、今後のまちづくりにおいて継承していきます。

2. 将来像

人と自然が調和し 希望と活力に満ちた
「癒しの里」きくち

まちづくりのための3つの柱

人

市民協働と人財育成

主人公は私たち市民です。地域の魅力を再燃させ、まちづくりについて市民とともに考え、市民生活による新しい地域社会をつくります。

自然

自然環境の保全と再生

受け継がれてきた美しい自然を次の世代に引き継ぐために、市民主体の取り組みさらに取り入れ、みんなでこの自然を守り、育てます。

経済

地域資源を生かした経済活性化

様々な社会の変化に的確に対応するとともに、地域資源を最大限に活用し、同時に持続可能な経済活性化をめざします。

本市のまちづくりにとって「人」と「自然」は大切な宝です。将来にわたって夢や希望を持つことができ、誰もが住みたくなるようなまち。さらに、多くの人々が集い、働き、遊び、多様な交流が生まれ、地域経済が活性化し、豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

また、「癒しの里」きくちには、安心安全な暮らしや福祉の充実、子育てしやすい環境など、市民が求める将来像と同じく住む人にとって、この地に生まれて、住んで良かったと思える、安心安全なまちを望む意味が込められています。

経済の活性化を図りつつ、人々の暮らしや自然との調和を保つためには、まちづくりに関する一定のルールの整備と運用が大切です。次頁に記載する土地利用の方向性は、菊池市の将来像実現を支える基盤として、持続可能な都市空間の形成と地域資源の保全を両立させるものです。

図 2-143 第3次菊池市総合計画 市の将来像

資料:R8年 第3次菊池市総合計画 p.28

「土地利用の考え方」は、以下のとおり本市を4つのゾーニングに区分しています。

山間部においては、自然環境保全ゾーンとして設定されており、自然環境を保全しつつ、市民や来訪者が身近に自然と触れ合えるように活用を図ると掲げています。

また、平野部においては、農業振興ゾーンが設定されており、市街地促進ゾーン及び工業促進ゾーンが拠点として設定されています。市街地促進ゾーンでは、安心して暮らせる、交流と賑わいを生むコンパクトで良好な市街地の形成を図ると掲げており、農業振興ゾーンでは、農地と住宅地が調和した基盤整備を推進するとしています。

第2節 土地利用の方向性

1. 背景及び目的

市域全体の均衡ある発展と総合的かつ計画的な土地利用を推進するにあたっては、自然環境の保全と都市環境の調和を回るとともに、地域の社会的、経済的、歴史的、文化的な諸条件に配慮する必要があります。さらに、国県道等の主要幹線を最大限に生かした企業集積や住宅需要、優良農地の確保など、長期的な展望のもとに土地利用を図っていくこと求められます。

2. 土地利用の考え方

現況の土地利用状況、地域特性を踏まえて、以下のように土地利用をゾーン分けすることで、本市の均衡ある持続的発展と一体性の確保を図ります。

なお、土地利用に関する具体的施策等については、総合計画における位置づけを踏まえ、関連計画等において策定します。

■自然環境保全ゾーン

菊池渓谷に代表される阿蘇くじゅう国立公園など豊かな自然環境を有する地域については、美しい景観とともに水源かん養、生態系の維持などの機能を有することから、自然環境の保全に努めます。

また、市民や来訪者が身近に自然と触れあえる場として、自然環境の保全に十分配慮しつつ積極的な活用を図ります。

■農業振興ゾーン

本市の基幹産業である農業を支えるため、優良農地の保全や営農環境を維持し、農地と住宅地が調和した基盤整備を進めます。

■市街地促進ゾーン

個性ある商業機能や新たな都市機能集積を促進するとともに、居住環境の改善やコミュニティの強化を推進します。また、多様な人々がそれぞれの地域特性を生かし、安心して暮らせる、交流と賑わいを生む良好な市街地の形成を図ります。

■工業集積ゾーン

用途地域として指定されたまどまりのある工業地のほか、国道沿いに整備された工業団地など、周辺の環境と調和した生産性の高い工業地の集積を促進します。

<土地利用イメージ図>

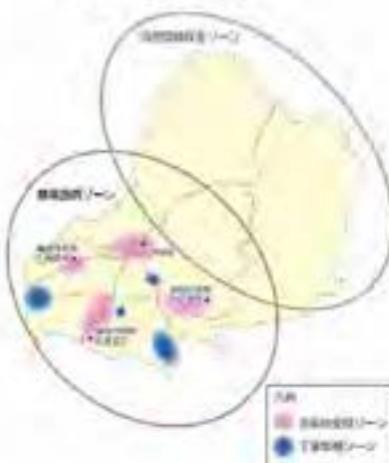


図 2-144 第3次菊池市総合計画 土地利用の方向性

資料:R8年 第3次菊池市総合計画 p.29

総合計画の計画期間10年の後期基本計画の体系は、以下のとおりです。「産業と経済」、「子育てと健康福祉」、「自然環境と暮らしの基盤」、「教育と文化」、「市政運営」の5つの政策分野により体系づけられています。



図 2-145 第3次菊池市総合計画 前期基本計画の体系図

資料:R8年 第3次菊池市総合計画 p.31

計画改定中

2)菊池都市計画区域マスタープラン(令和8年(2026年)〇月 熊本県)

「菊池都市計画区域マスタープラン」は、都市計画区域ごとに概ね20年の中長期的な視点で都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする都市計画の基本的な方向性を示すもので、熊本県が定めるものです。この計画では、4つの都市づくりの基本目標を定めるとともに、都市拠点として、菊池中心市街地を位置づけており、地域拠点として泗水支所周辺と国道325号の道の駅旭志周辺を位置づけています。

【将来像】

人と自然が調和し 希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち

【都市づくりの基本目標】

『持続可能な成長を実現するエコ・コンパクトな都市づくり』

『誰もが安全・安心に暮らし続けられる包摂的な都市づくり』

『基盤産業と企業集積を活かした活力ある都市づくり』

『多様な主体が連携し、共に未来を描く共創のまちづくり』

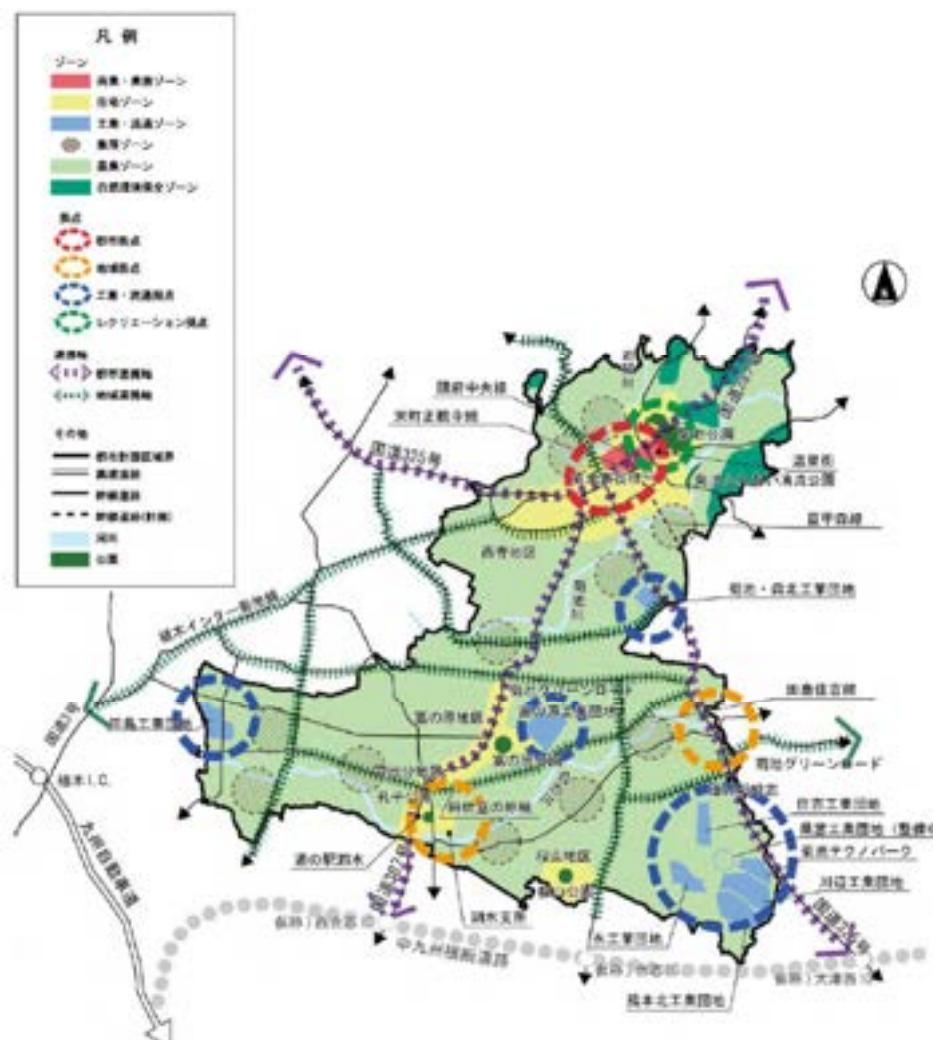


図 2-146 将来都市構想図

資料:R8年 菊池都市計画区域マスタープラン p.〇〇

3)菊池市都市計画マスターplan(令和8年(2026年)3月)

「菊池市都市計画マスターplan」は、本市の都市計画の方針を定めた計画であり、本計画はその一部として機能するものです。総合計画で定めた「人と自然が調和し 希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち」を実現するために、以下のとおりまちづくりの方針を設定しています。

基本方針1 人口減少や高齢化社会とともに歩む魅力的な地域づくり

- ・人口減少・高齢化社会で生活サービスを維持するために、商業施設などの都市機能を既存市街地や地域の生活拠点に集約し、誰もが歩いて暮らしやすいウォーカブルなまちをめざします。
- ・歴史的なまちなみが残る限府の中心市街地をはじめとして、各支所周辺において、多様な世代が交流できる環境を形成し、子育て世代から高齢者までが安心して住み続けられる環境を創出します。

基本方針2 市民・来訪者の移動利便性が確保された公共交通ネットワークの形成

- ・市内各地域や観光地へのアクセス向上のため、路線バスに加え、高齢者や買い物弱者の移動を支える乗り合いタクシーなど、地域ニーズに合わせた多様な移動手段を提供します。
- ・主要なバス停や公共施設、観光地間で、徒歩や自転車の利用を促進する環境整備を進めます。
- ・誰もが公共交通を安全で快適に利用できるよう、乗降しやすい車両の導入や、分かりやすい情報提供、利用者のニーズをとらえたルートの見直しの促進に努めます。

基本方針3 地域と調和した農業・工業・商業の持続可能な発展

- ・本市の豊かな田園風景を形成する優良農地を無秩序な開発から守り、持続可能な農業を保全します。
- ・本市南部の工業団地開発に連動した関連企業の誘致や既存企業との連携を強化し、市内の新たな雇用の創出と産業振興を図ります。
- ・中心市街地や主要沿道商業地域の特性を活かした土地利用を図ることで、将来にわたって市民の生活の質の維持・向上を図ります。

基本方針4 水や緑をはじめとした豊かな自然環境の維持・保全

- ・日本名水百選に選ばれる菊池渓谷の水源や、市内の豊かな森林・農地を守り、生物多様性を育む環境を保全し、次世代へとつなぐ自然環境の維持に努めます。
- ・地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を推進し、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを行い、地球温暖化対策に貢献するとともに、持続可能な地域社会の実現を図ります。

基本方針5 多様な人々が安心・安全に暮らせるまちづくり

- ・地震や水害などの自然災害に強いまちづくりを進め、市民の命と財産を守るために防災機能を強化し、日頃から備えます。
- ・高齢者や障がい者、子育て世帯など、誰もが安全かつ快適に移動でき、生活できるバリアフリーな環境を整備します。
- ・街路灯の適切な設置や地域住民による防犯パトロールの推進など、安全性の高い環境を整備し、市民が安心・安全に暮らせるまちを目指します。

図 2-147 まちづくりの基本方針

資料:R8年 菊池市都市計画マスターplan p.44

また、将来都市構造として、国道を中心に中心市街地から四方に伸びる交通ネットワークを軸とした都市構造を目指しています。

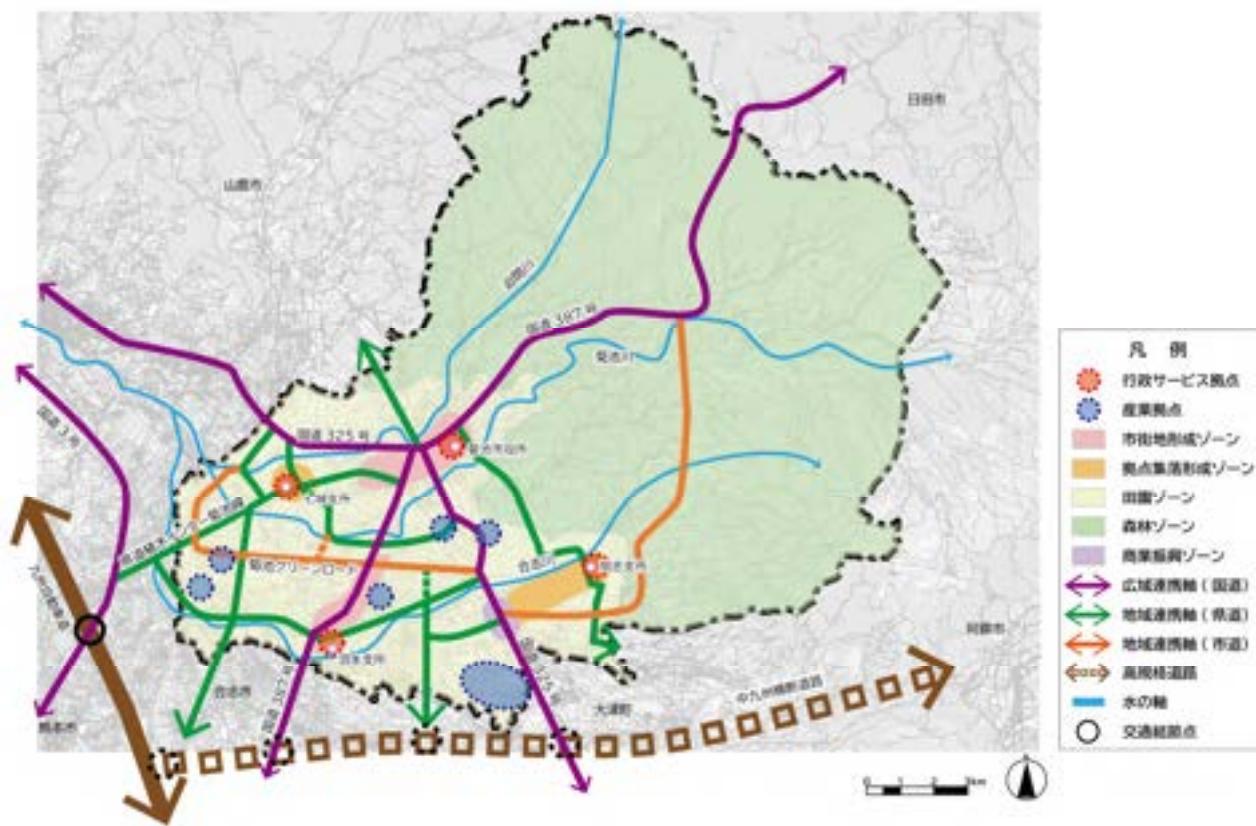


図 2-148 将来都市構造図

資料:R8 年 菊池市都市計画マスターplan p.45

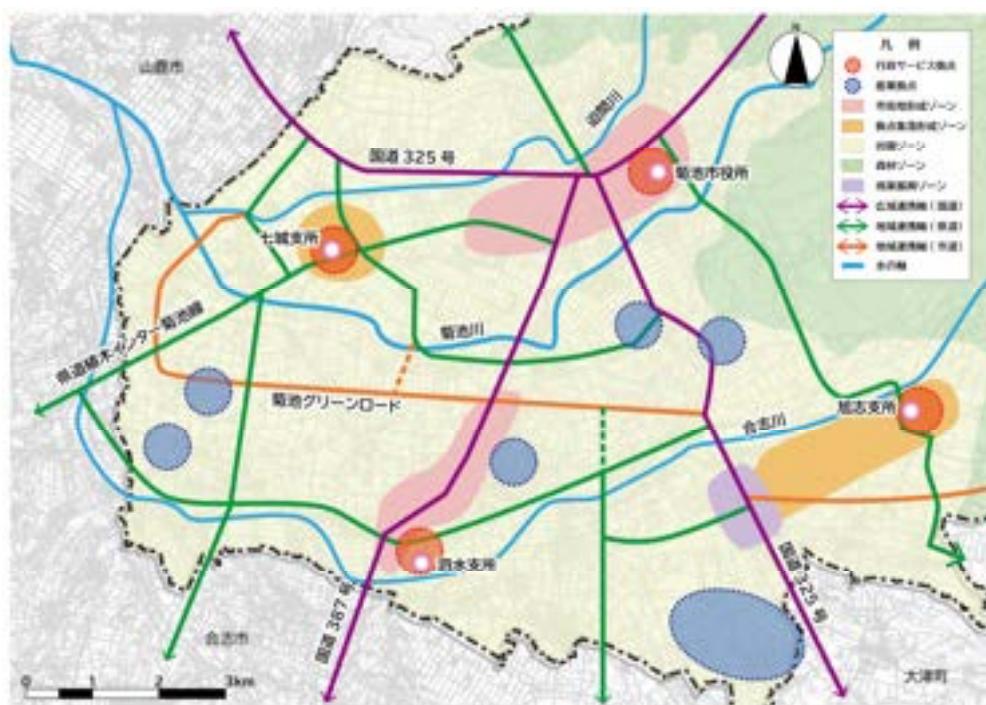


図 2-149 将来都市構造図の拡大図

資料:R8 年 菊池市都市計画マスターplan p.46

(2) 関連計画

1) 熊本都市圏都市交通マスター プラン(平成 28 年(2016 年)3 月 熊本県、熊本市)

① 基本的考え方

熊本都市圏では、熊本市と周辺市町村、また近隣市町村の相互が補完・連携して、暮らしやすさと持続的な発展を確保する「多核連携型の都市構造」の実現に向けて取り組んでいます。

泗水地域は、熊本都市圏に含まれており、一体的な交通網の整備や交通結節点の充実が必要とされています。

具体的には下図に示すように中心市街地を結ぶ公共交通軸上に、地域核、生活拠点を位置づけ、ここを交通結節点として、支線バス網や自動車、自転車、タクシー等との乗換え利便性を高めていくことを目指すものです。

泗水支所周辺は、生活拠点として位置づけられ、国道 387 号を公共交通軸に、交通の結節点としての役割が期待されています。

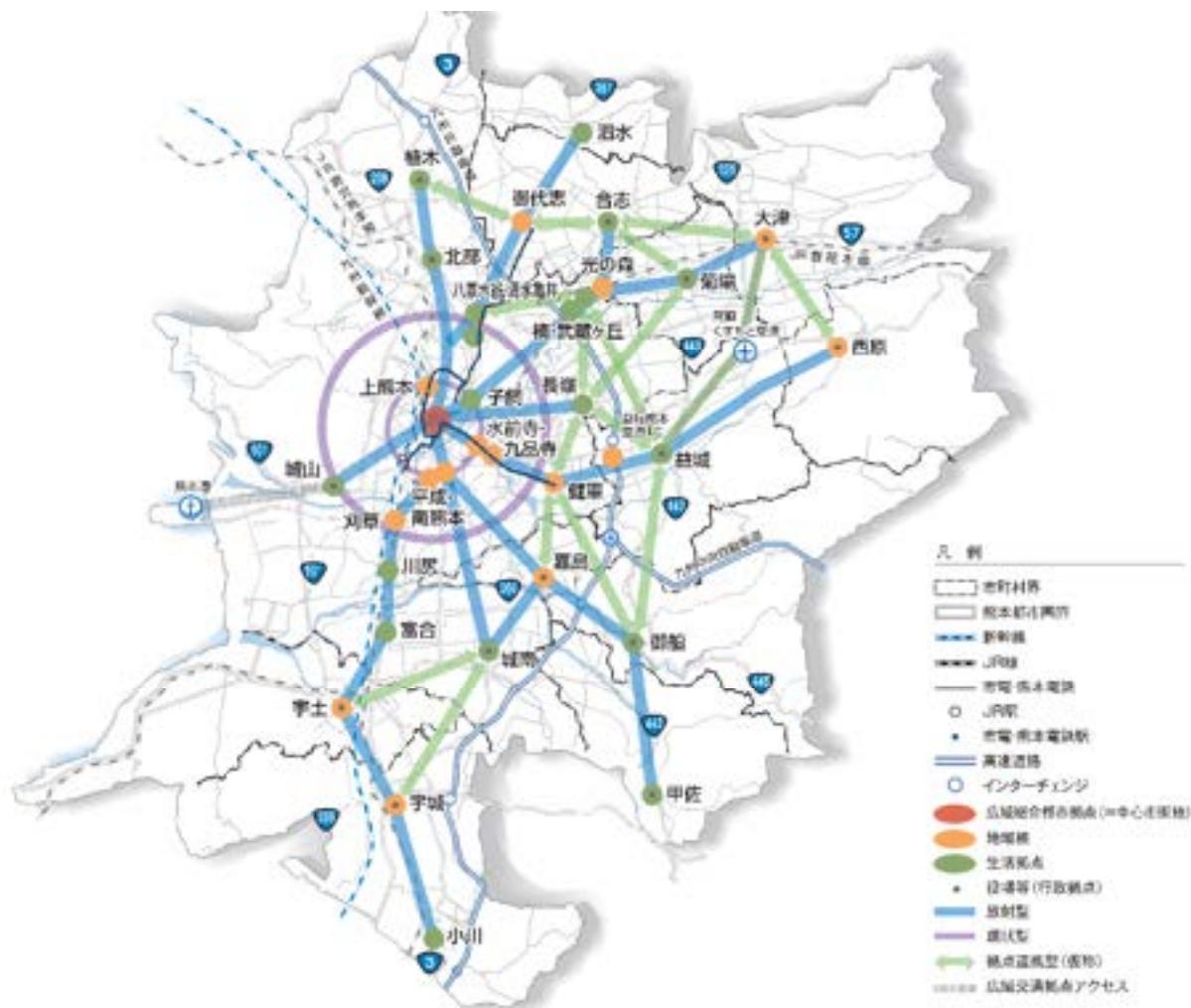


図 2-150 パーソントリップ調査結果に基づく熊本都市圏イメージ

資料:H28 熊本都市圏都市交通マスター プラン p.19

②生活拠点のイメージ

生活拠点は、日常生活に必要な商業施設や医療施設、コミュニティ施設などが集まっている地区で、泗水地域の場合、熊本電鉄の終着駅の御代志駅（合志市）を地域核とし、それから菊池方面の国道387号（支線バス）で本市の「入り口」にあたる生活拠点として位置づけられています。



図 2-151 熊本都市圏の多核連携イメージ

資料:H28 熊本都市圏都市交通マスターplan pp.20-21



図 2-152 基幹となる公共交通ネットワーク

資料:H28 熊本都市圏都市交通マスターplan p.22

2)菊池市公共施設等総合管理計画(平成29年(2017年)3月策定 令和4年(2022年)3月更新 菊池市)

「菊池市公共施設等総合管理計画」は、本市のインフラを含む公共施設等に関する基本的な方針を定めた計画です。この計画によると、本市の公共施設は、農林業施設、学校、公営住宅の順に多くなっています。農林業施設が多いのは、市のリース事業として整備された、野菜・果物等栽培用の農業用ハウスが多いことが主な要因です。

公共施設で築 30 年以上経過したものが 40% を占め、公営住宅、学校などの教育施設の老朽化が進んでいます。今後 10 年間をみると、約 5 割強が築 30 年を超える老朽化施設の増大が懸念されます。

公共施設の改修のほか、効率化が必要とされています。

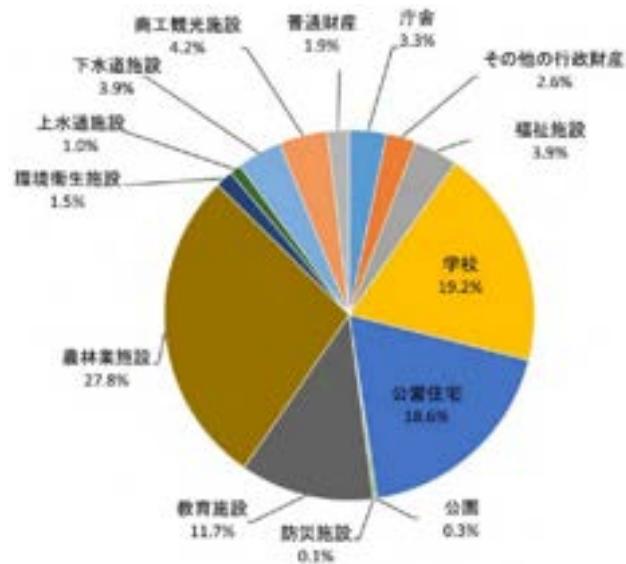


図 2-153 大分類別の公共施設の延床面積の割合

資料:R4 菊池市公共施設等総合管理計画 p.22



図 2-154 公共施設の過去の整備量

資料:R4 菊池市公共施設等総合管理計画 p.22

3) 菊池市地域公共交通計画(令和7年(2025年)3月)

「菊池市地域公共交通計画」は、地域公共交通に関する基本的な方針や将来像、計画の目標や実施施策などを定めたものです。

基本理念では、基本的な方針を「公助と共に持続的な移動環境をつくり、人と地域がうるおい・輝くまち、きくち」と設定し、地域間幹線、市街地交通、地域内交通、その他の補完的な交通の役割や確保・維持策を設定しています。

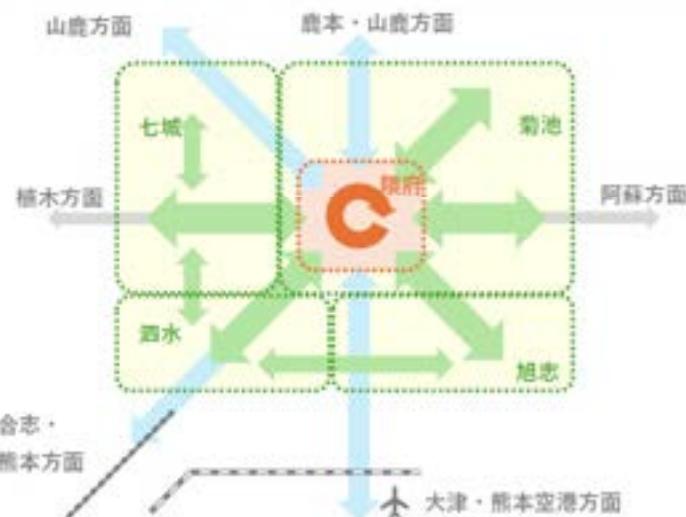
第3章 計画の基本的な方針と菊池市地域で目指す地域公共交通の将来像

公助と共に持続的な移動環境をつくり、 人と地域がうるおい・輝くまち、きくち

菊池市民や菊池市を訪れるさまざまな来訪者が市内外を円滑に移動することができ、移動を通じて人々の生活のしやすさや地域産業の活力が向上する、魅力的で持続的な地域づくりを推進します。

公助による移動サービスの運営に加え、共助の力によって、より細やかな移動サービスを運営し、柔軟で便利な移動環境を創造します。

3-1. 地域公共交通の将来像と役割



| サービス | 役割 | 移動の質と量 | 確保・維持策 |
|------------|--|--------------|--|
| 地域間幹線 | ● 市内外をまたぐ広域的な通勤通学や観光など多目的な移動手段を確保 | ↑ 大規模・多目的 | ● 幹線的な路線バスを高頻度かつ幅広い時間帯で確保 ● 地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し持続可能な運行確保 |
| 市街地交通 | ● 中心市街地の生活拠点、交通結節点を連結し、買い物・通院等の日常的な外出や観光周遊時の利便性を確保 | ↑ 大規模・多目的 | ● 路線バスやペルソナ、タクシー等により、高頻度かつ回遊性の高いサービスを確保 |
| 地域内交通 | ● 地域内の産業・医療施設や交通結節への移動等、基礎的な生活行動を支える移動手段を確保 | ↑ 小規模・限定的 | ● あいのりタクシーおよび地域主体の移動サービスの導入により、自宅周辺地域内の農地等の移動手段を確保 ● 地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行確保 |
| その他の補完的な交通 | ● 通学や観光周遊等、特定の移動目的に対応した公共交通を補完する移動手段の確保 | ↓ 小規模・限定的 | ● 公共交通を補完するサービスとして、必要に応じて相互の連携を図る |

図 2-155 菊池市地域公共交通計画 計画の基本的な方針と菊池市地域で目指す地域公共交通の将来像

資料:R7年 菊池市地域公共交通計画pp.19-20

3つの目標とその目標を達成するために実施する事業が掲げられています。その中で、目標1の「すこやかな生活を送れるまちに向け、地域内の移動を柔軟に支える」に対し、施策2の「地域内交通の利便性・運航効率性の向上」が挙げられています。

路線バス、コミュニティバス（きくちべんりカー）、予約制乗合いタクシー（きくちあいのりタクシー）の3種類の交通手段でサービスを行っていくものとしています。

特にあいのりタクシーについては、路線バスのサービスから外れる地域を中心に、市内全域でのサービスを行っていくものとしています。路線バスにおいては、乗客数の減少が続き、存続の危機にある路線が多くみられます。また、きくちべんりカー、きくちあいのりタクシーは、利用者が減少傾向にあり、財政負担も増加しつつあります。そのため、利用者の増加策を進めるとともに、主要バス路線沿線への居住や人が集まる施設の立地誘導を図る必要があります。

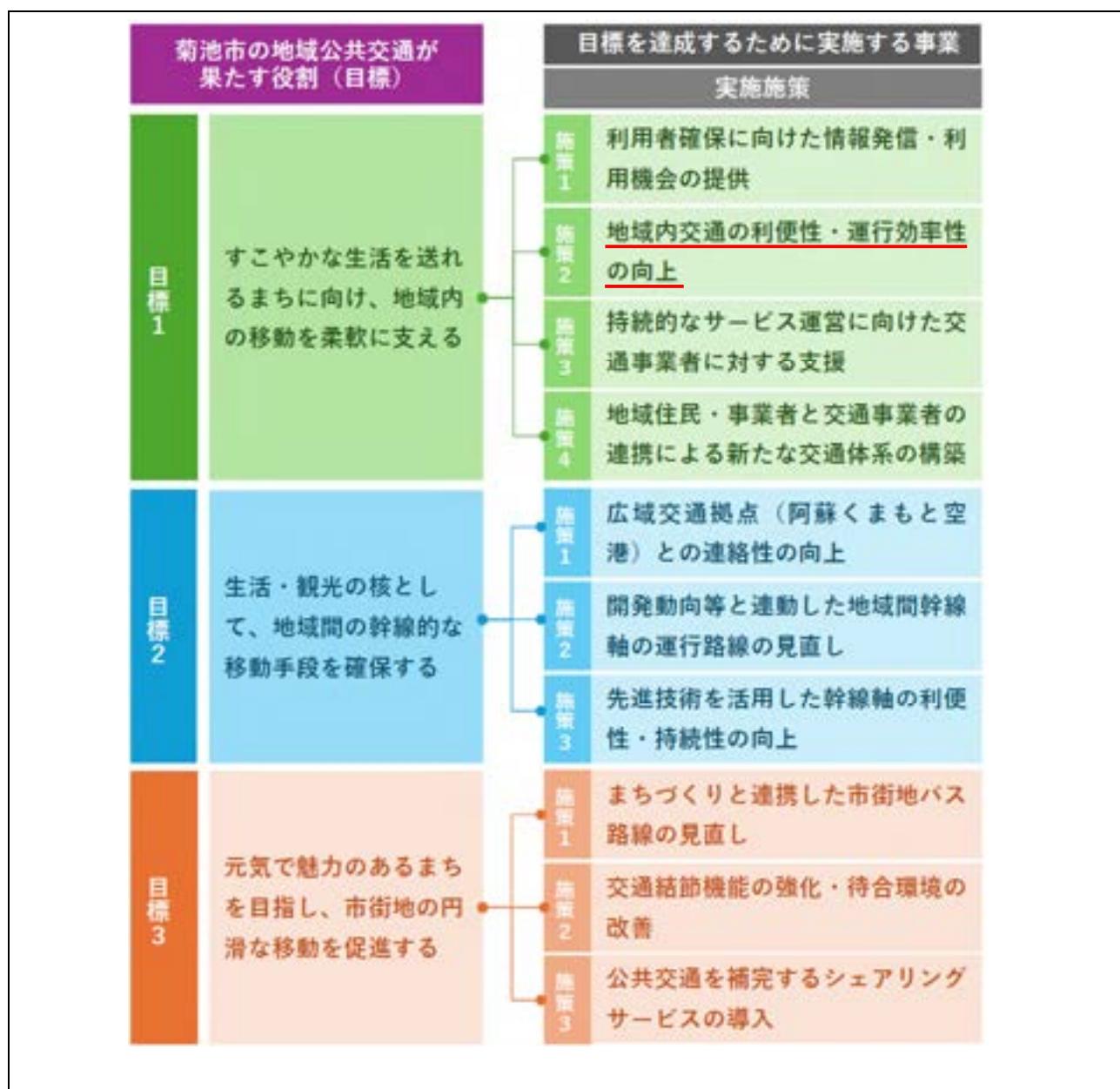


図 2-156 菊池市地域公共交通計画

菊池市の地域公共交通が果たす役割(目標)と目標を達成するために実施する事業

資料:R7年 菊池市地域公共交通計画p.25

2-6 菊池市の都市構造上の課題

(1) 同規模都市との比較による都市構造の評価

1)評価方法

本市の現況の都市構造の評価について、類似規模都市平均と比較することで、客観的、定量的な把握を行います。

「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年（2014年）8月：国土交通省）」に基づき、主な評価指標の例をもとに、地方都市圏の10万以下都市と比較します。なお、10万以下都市の集計がない指標は、概ね30万都市のデータを活用します。

また、熊本県内の市町村のうち、本市と人口が同規模である荒尾市、山鹿市、菊陽町とも比較し、評価します。

2)結果の概要

①生活利便性

- ・日常生活サービスの徒歩圏充足率が類似規模都市平均と比較すると高くなっていますが、県内同規模人口都市と比較して低い状況にあります。
- ・他の項目については、類似規模都市平均と同等程度の状況にあります。

②健康・福祉

- ・類似規模都市平均および県内同規模人口都市と比較して、保育所や高齢者福祉施設は近くにあるものの、医療施設や公園は高齢者徒歩圏に少ない状況にあります。
- ・高齢者徒歩圏内に公園がない住宅の割合は、類似規模都市平均より高い状況にあります。

③安全・安心

- ・最寄り緊急避難場所までの平均距離は、類似規模都市平均より高い状況にあります。

④地域経済

- ・「従業者一人当たり第三次産業売上高_従業者数合計」は、類似規模都市平均より高い状況にあります。
- ・「都市全域の小売商業床面積あたりの売上高_小売商業床効率(市域全域)」は、類似規模都市平均より低い状況にあります。

⑤行政運営

- ・歳出決算総額(市町村財政)は、類似規模都市平均より高い状況にあります。

⑥エネルギー・低炭素

- ・市民一人当たりの自動車CO₂排出量は、類似規模都市平均より低い状況にあります。

3)類似都市との比較から見た都市構造の評価

本市は、生活利便性の面からみると、類似規模都市平均と変わらない水準ですが、県内同規模人口都市と比較して、日常生活サービス施設や商業・医療・福祉施設の利用圏平均人口密度が低い傾向にあります。

また、健康・福祉の面からは、高齢者徒歩圏内に医療施設や公園が少ない特徴がみられ、これらの施設へのアクセスを向上させる取り組みが必要です。

安全・安心の面からは、避難所への距離が長い傾向があるため、災害リスクの低い土地へ居住を誘導していくことが必要です。

地域経游、財政の面からは、より効率的な地域社会の形成が求められており、公共施設の再編、集約化や、公共投資の集中化等によるコンパクトで複合的、効率的な都市経営が必要とされています。

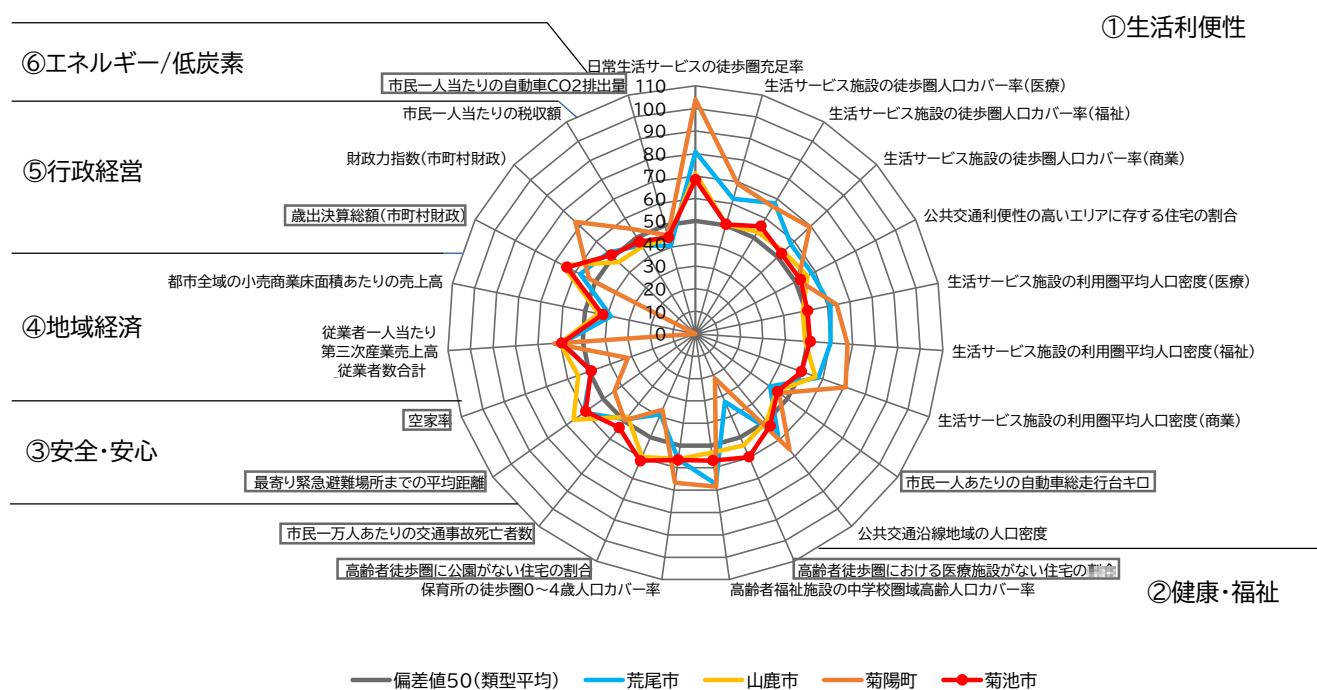


図 2-157 菊池市と同規模都市における偏差値レーダーチャート

資料:国土交通省 都市モニタリングシートとレーダーチャート自動作成ツール

※ □:偏差値が低くなるほど良い評価になる指標

菊陽町における「都市全域の小売商業床面積あたりの売上高」については、未集計のため 0 としている。

(2) 都市構造上の課題

1) 少子高齢化社会への対応

| 現状 |
|--|
| 【現況より】 |
| ①総人口 |
| <ul style="list-style-type: none">・人口は平成 17 年（2005 年）以降減少傾向にあります。・ベトナムやフィリピンなど、アジアからの外国人居住者が増加しており、特に令和 3 年（2021 年）以降に著しく増加しています。・菊池地域、旭志地域、七城地域は減少傾向にあり、特に旭志地域は人口が少なく過疎地域に指定されています。・熊本都市圏に近い泗水地域では、平成 22 年（2010 年）まで増加傾向でしたが、平成 27 年（2015 年）以降は減少しています。・地区別にみると、菊池地域の中心部の外側や、泗水地域の幹線道路沿道などで人口が増加していますが、農業地帯や山間地では人口減少傾向にあります。・DID 人口は減少傾向であり、指定の目安である 40 人/ha をすでに下回っています。 |
| ②年齢別人口 |
| <ul style="list-style-type: none">・少子高齢化が進んでおり、令和 2 年（2020 年）の高齢化率は 34%で、熊本県平均 31%より 3 ポイント高くなっています。・34 歳以下の若年層及び 45 歳～64 歳人口が大きく減少しています。一方で、70～74 歳の人口増が大きく、また 85 歳以上人口は着実に増加傾向にあります。・都市計画区域において、年少人口と生産年齢人口の割合が比較的高く、老人人口の割合が低い傾向がみられます。一方、周辺部、特に南部や北東部の山間部にかけては、年少人口と生産年齢人口の割合が低く、老人人口の割合が著しく高い地域が広範囲に分布しており、地域の高齢化が進行しています。 |
| ③500m メッシュ人口 |
| <ul style="list-style-type: none">・本市の人口は、用途地域内と泗水地域、国道 387 号沿道に集積が多くみられます。・用途地域内は概ね 20～40 人/ha 以上の人口密度を示し、用途地域外延部でも 10～20 人/ha の地区がみられます。 |
| ④将来人口 |
| <ul style="list-style-type: none">・社人研の将来人口では、令和 32 年（2050 年）は 32,894 人で、令和 2 年（2020 年）の 46,416 人に對し、13,522 人、29%の減少が予測されています。・地区別では、将来的に最も高齢化が進むのは七城地域で、令和 32 年（2050 年）には 65 歳以上人口率は 43%と非常に高くなることが予測されています。菊池地域や旭志地域でも 40%を超えることが予測されています。 |
| 【アンケート結果より抜粋】 |
| <ul style="list-style-type: none">・暮らしやすさについて、「高齢者や障がい者の暮らしやすさ」の満足度が低く、重要度が高いことから、優先度が高い事項として認識されていると考えられます。・市全体のまちづくりの課題については、「高齢者を含め、全ての人がいきいきと暮らせるまちづくりを進める。」の回答が最も多くみられます。 |
| 【上位計画等からみた課題】 |

- ・第3次菊池市総合計画において、「子育てと健康福祉」を政策分野の1つとして掲げており、その中で「安心して子育てできるまち」、「健康で豊かに暮らし続けられるまち」を施策として挙げています。



課題

- ・人口が減少し、少子高齢化が進む中で、高齢者の生活水準の維持、向上が必要とされており、高齢者が安心して暮らしていける環境づくりが求められています。
- ・移動手段として過度に自動車に依存しない地域社会の形成のため、主要拠点における日常生活利便施設の充実や、公共交通の利便性向上が必要とされています。
- ・主要拠点や公共交通軸への主要機能の集中化や居住誘導により、コンパクトな市街地形成が求められています。

2)公共交通の利用促進

現状

【現況より】

①通勤・通学動向

- ・令和2年（2020年）の国勢調査では、菊池市に居住し菊池市内で通勤・通学する人の割合は67%です。
- ・通勤・通学動向については、流出先・流入先とも熊本市が最も多く、合志市、大津町、山鹿市も多くなっています。

②利用・運行状況

- ・自動車交通量についてみると、平成27年（2015年）と令和3年（2021年）の比較では、国道325号旭志伊坂や国道387号隈府などで増加がみられますが、他の箇所では減少しています。
- ・国道325号の北宮や国道387号の泗水町吉富において、道路の混雑度が高い状況になっています。南部方面の道路の混雑度が高く、熊本市方面との交通アクセスが重要となっていることがうかがえます。
- ・熊本電鉄バスの令和5年（2023年）の利用状況をみると蓮台寺から菊池温泉を結ぶ系統の利用が2,200人/日と最も多いです。
- ・コミュニティバスとして、市街地巡回バスが東回り、西回りの系統で、それぞれ6便運行されており、公共交通機関の無い地域における生活交通の確保や交通の利便性向上を図るため、市街地やまちなかを結ぶ事前予約制の乗合タクシー（きくちあいのりタクシー）が運行されています。

③バス停周辺の人口集積状況

- ・人口の半数以上の人々がバス停300m圏外に居住していることがわかります。
- ・用途地域内や主要幹線道路沿線ではバス停圏域内にありますが、泗水地域南部や西部の集落地等ではバス停300m圏外にあることがわかります。

【アンケート結果より抜粋】

- ・日常の交通手段は、行き先に関わらず、自動車が最も多く利用されています。
- ・「公共交通の利便性の低さ」の満足度が低く、重要度が高いことから、優先度が高い事項として認識

されていると考えられます。

- ・優先して整備すべき施設として、「バスや鉄道などの公共交通」や「生活道路」が挙げられています。
- ・コンパクトな都市づくりについては、「公共交通の充実や歩行者空間の整備により拠点間の連携を強化し、自動車交通に依存しない、高齢者や子どもにもやさしい都市づくりを進める。」の回答が2番目に多くみられます。
- ・道路・交通ネットワークの整備については、「日常生活の安全性を高めるため、地域の生活道路を整備すべきである。」の回答が最も多く、続いて「バスなどの公共交通機関を利用しやすくするため、バス停や路線網を整備すべきである。」の回答が多くみられます。
- ・自由意見として、道路整備や公共交通機関の充実に関する意見が多数挙げられています。

【上位計画等からみた課題】

- ・熊本都市圏の交通マスターplanにおいて、熊本都市圏に含まれる泗水地域は生活拠点として、支線バスや自動車、自転車等からの乗換えを促す交通結節点としての位置づけが求められています。
- ・菊池市地域公共交通計画にて、路線バスやきくちべんりカー、きくちあいのりタクシーの利用者数が減少傾向にあることや、財政負担が増加していることが示されています。そのため、利用者の増加策を進めるとともに、主要バス路線沿線への居住や人が集まる施設の立地誘導を図る必要があります。

課題

- ・自動車への依存度が高く、高齢化がさらに進行されることが予測されるため、高齢者の移動に便利な路線バスを核とした公共交通の基盤強化や日常生活利便施設の適切な配置により、コンパクトな都市づくりを進める必要があります。
- ・公共交通の維持が可能となるような都市構造への転換のため、主要拠点や公共交通軸への居住誘導や日常生活利便施設等の立地誘導を図る必要があります。

3)日常生活利便施設の適正立地

現状

【現況より】

- ・日常生活利便施設等の集積状況は、市役所および支所の周辺に公民館や文化施設等の立地が多くみられます。
- ・病院、診療所の医療機関の分布については、菊池中心市街地の立地が非常に多く、また、泗水地域の国道387号沿道にも集中して立地がみられます。七城地域、旭志地域に病院の立地はなく、その他医院の立地も少なくなっています。
- ・幼稚園、保育所、高齢者福祉施設、その他福祉施設の立地状況についてみると、比較的用途地域周辺や泗水地域中心部において立地しています。
- ・旭志支所1km圏の主要施設立地状況をみると、医療機関や高齢者福祉施設の立地がなく、商業用地面積の割合も低くなっています。

【アンケート結果より抜粋】

- ・食料品日用品の買い物、通院における交通手段は、自動車が最も多くみられます。
- ・地区の将来の姿については、「日常的な買物が便利な店舗や小規模な医療福祉施設等が身近にある地区」との回答が最も多くみられます。
- ・コンパクトな都市づくりについては、「各拠点において身近な商業施設や、病院や福祉施設、子育て支援施設などを充実させる。」の回答が最も多くみられます。
- ・各拠点の方向性については、「中心拠点だけではなく地域・生活拠点にもいろいろな施設（店舗、病院等）を立地させるべきである。」の回答が最も多くみられます。

【上位計画等からみた課題】

- ・第3次菊池市総合計画にて位置づけられた市街地促進ゾーンを中心に、商業施設を配置し、中心拠点・地域拠点の利便性を高める必要があります。
- ・熊本都市圏都市交通マスタープランにおいて、生活拠点として位置づけられる泗水支所周辺において、日常生活利便施設等の立地誘導を図る必要があります。

課題

- ・商業施設の立地が多い幹線道路へのバス交通の充実、大規模商業施設へのバス交通の充実などを検討が必要です。
- ・泗水支所周辺においては、菊池中心市街地に次ぐ第2の拠点として、乗り継ぎ利便性の強化とともに、日常生活利便施設等の立地誘導の強化を図ることが必要です。
- ・七城地域や旭志地域には、病院の立地が少なく、中心拠点だけではなく地域・生活拠点にもいろいろな施設（店舗、病院等）を立地させが必要です。

4) 土地利用、開発動向、自然環境等について

| 現状 |
|--|
| 【現況より】 |
| ①土地利用 |
| <ul style="list-style-type: none">全体で田畠が 52% を占め、続いて山林が 13%、住宅が 9%、商工業地及び公共公益施設用地が 6%、道路・その他が 15% となっています。地域別にみると菊池都市計画区域は住宅の割合が高く、泗水都市計画区域、七城地域は田畠の割合が高く、旭志地域は山林の割合が高くなっています。 |
| ②建物利用 |
| <ul style="list-style-type: none">全体で戸建住宅が 43% を占め、最も多く、続いて農林漁業用施設・その他施設が 21%、工場施設が 11% となっています。菊池都市計画区域は商業施設、官公庁・文教厚生施設、共同住宅の割合が高く、泗水都市計画区域は併用住宅、戸建住宅の割合が高く、七城地域、旭志地域は農林漁業施設、工業施設の割合が高くなっています。空家数は、平成 25 年（2013 年）から平成 30 年（2018 年）にかけて減少したものの、令和 5 年（2023 年）には上昇傾向に転じています。 |
| ③開発動向 |
| <ul style="list-style-type: none">宅地開発は、菊池地域、泗水地域、旭志地域で行われており、七城地域では行われていません。泗水地域の宅地開発面積は 5.1ha と最も多く、このうち工業系が 69% を占めています。菊池地域の宅地開発面積は 4.5ha であり、商業施設が 43% を占めています。旭志地域の宅地開発面積は 3.3ha であり、その他が 86% を占めています。 |
| 【アンケート結果より抜粋】 |
| <ul style="list-style-type: none">地区のこれから土地利用については、「都市と自然のバランスを取りながら保全と開発を進める。」の回答が最も多くみられます。市街地周辺の開発については、「規制すべき」及び「どちらかといえば規制すべき」の回答が半数以上みられます。 |
| 【上位計画等からみた課題】 |
| <ul style="list-style-type: none">第 3 次菊池市総合計画においては、山間部を自然環境保全ゾーン、都市計画区域を中心に農業振興ゾーンを位置づけています。農業振興ゾーン内に設定した市街地促進ゾーン、工業集積ゾーンをもとに開発を進めていくことが必要です。 |



課題

- 都市と自然のバランスを取りながら保全と開発を進めることができます。
- 空家数が増加傾向にあるため、市内の空家を適切に管理し、利活用について検討することが必要です。

5) 災害リスクの対策

| 現状 |
|---|
| 【現況より】 |
| <ul style="list-style-type: none">菊池川水系の浸水想定区域は広く、河川が合流する七城地域では居住地のほとんどが浸水区域であり、また、泗水地域においても地域の中心部が浸水想定区域に含まれています。菊池地域の山間部に土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）が集中しています。菊池地域のまちなか付近や菊池と泗水地域の間に広がる花房台地のヘリの部分が土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、旭志地域の中央部が土砂災害警戒区域（土石流）に含まれています。七城地域や泗水地域において、浸水想定区域に含まれる避難所・避難場所が存在しています。本市の幅員4m未満の道路（平野部）は、農地に多く分布しており、土砂災害や浸水の恐れがある区域が、七城地域の国道325号以南に多くみられます。 |
| 【アンケート結果より抜粋】 |
| <ul style="list-style-type: none">市全体のまちづくりの課題については、「災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを進める。」の回答が2番目に多くみられます。河川および湖沼・ため池については、「防災・減災対策を優先して整備・利活用すべきである。」の回答が最も多くみられます。防災に関して優先すべき取組については、「大雨時の洪水などを防ぐ河川の改修整備」の回答が最も多く、続いて「災害時の電力、通信施設、上下水道、ガスなどの復旧計画の策定」や「幅員の狭い道路等、生活道路の整備」の回答が多くみられます。 |
| 【上位計画等からみた課題】 |
| <ul style="list-style-type: none">総合計画において、「自然環境と暮らしの基盤」を政策分野の1つとして掲げており、その中で「防災・消防体制の充実」を施策として挙げています。 |

課題

| |
|--|
| ・菊池川水系の浸水想定区域が広範囲に及んでおり、特に七城地域では居住地のほとんどが、泗水地域でも中心部が浸水区域に含まれています。さらに、これらの浸水想定区域内に避難所・避難場所が存在しており、安全な避難経路や避難所、避難場所の確保するなど、より強靭なまちづくりに向けた具体的な対策を検討することが必要です。 |
| ・菊池地域の山間部に土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）が集中しているだけでなく、まちなか付近や花房台地のヘリ、旭志地域の中央部にも土砂災害警戒区域が点在しているため、土砂災害リスクの対策が必要です。 |
| ・平野部の農地に多く分布する幅員4m未満の道路、特に七城地域の国道325号以南に多くみられる狭隘道路は、災害発生時における緊急車両の通行や住民の避難に支障をきたす可能性があるため、道路整備に関する検討が必要です。 |
| ・河川および湖沼・ため池について、防災・減災対策を優先して整備・利活用するとともに、災害時の電力、通信施設、上下水道、ガスなどの復旧計画の策定が必要です。 |

6)他都市との比較や行財政の効率化

| 現状 |
|--|
| 【現況より】 |
| ①他都市との都市構造の比較 |
| <ul style="list-style-type: none">本市は生活利便性の面では、類似規模都市平均と比較すると同等程度ですが、熊本県内の同規模人口都市と比較すると、日常生活サービスや病院、商業施設等が徒歩圏（自宅から 800m圏）に立地する割合が低くなっています。健康・福祉面では、医療施設や公園が高齢者徒歩圏内に少なくなっています。安全・安心の面からは、避難所への距離が長い傾向があるため、災害の恐れの少ない土地へ居住を誘導していくことが必要です。歳出決算総額は類似規模都市平均よりも高い状況にあります。 |
| 【アンケート結果より抜粋】 |
| <ul style="list-style-type: none">自由意見として、予算の効率化等の意見がみられます。 |
| 【上位計画等からみた課題】 |
| <ul style="list-style-type: none">第 3 次菊池市総合計画において、「市政運営」の政策分野では、市民に分かりやすい健全な行財政運営の実現のために「効率的な行政運営」を施策の 1 つとして挙げています。 |



| 課題 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">日常生活利便施設等の適切な配置誘導計画や、拠点地区周辺への一層の居住誘導を進めながら、コンパクトな市街地形成を推進することが必要です。緊急避難場所の適切な配置計画や高齢者徒歩圏内に公園を増やすことが必要です。財政運営上は、公共施設の統廃合も含めた維持管理費の一層の抑制や、計画的な財政運営、公共サービスの効率化、コスト削減が必要です。 |

第3章　　目指すべき都市像の設定

第3章 目指すべき都市像の設定

3-1 将来目標

(1) ネットワーク型集約都市構造の必要性

本市のこれからのかまちづくりにおいては、人口減少局面への突入、少子高齢化のさらなる進行など、社会経済が縮退していく状況に対応したまちづくりを進めていくことが必要です。本計画は、それらのかまちづくりを進めるための手段の一つとして、「ネットワーク型集約都市構造」を実現する具体的な施策を示す計画と位置付けられています。

都市構造の目的と施策イメージを以下のとおり整理しました。

表 3-1 ネットワーク型集約都市構造の目的と施策イメージ

| 都市構造の目的（背景） | 都市構造の施策イメージ |
|--|---|
| ○持続可能で効率的な都市運営 ・人口密度低下等による公共公益施設の維持管理コストの増大の抑制 ・人口が減少する集落や地域コミュニティの日常生活の維持 | ・集約化、統廃合等による公共公益施設の立地環境の維持 ・居住地域の密度維持のため、空き地・空家等の利活用の促進 ・居住地区のコンパクト化や多様で効率的な移動手段の確保 |
| ○高齢者の生活・子育て環境の充実 ・人口減少、高齢化による子育て支援力の低下 ・高齢者の増加による社会保障費の増大や移動困難者の増加 | ・子育て、教育、医療・福祉の集約化や機能分担による居住環境の向上 ・交通弱者への対応のための公共交通の充実 |
| ○環境負荷の低減 ・都市機能の低密度化が進むことによる自動車CO ₂ 排出量の増加 | ・CO ₂ の排出削減のための公共交通への転換 ・緑地・農地の保全 |
| ○防災性の向上 ・激甚化・頻発化する災害 | ・災害危険性の低い地域の重点的利用 ・防災・減災に向けた具体的な取組の実施 |

(2) まちづくりの基本方針

本市のまちづくりの方針は、第3次菊池市総合計画及び菊池市都市計画マスター プランに示されるまちづくりの将来像を踏まえるものとします。同時期に改定を行う菊池市都市計画マスター プランでは、第3次総合計画における「人と自然が調和し 希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち」を基に「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めています。

将来目標の設定に当たっては、上位計画を踏まえるとともに従前の計画で位置付けていた旧市町村のそれぞれの拠点を活かした地域の持続可能性の確保が重要です。従前の計画では、位置づけが困難であった都市計画区域外についても、拠点としての重要性を改めて位置づけ、それぞれの特性、役割を明確化します。

また、超高齢化社会の到来に際して、本市の主要な公共交通であるバス路線の維持や乗り合いタクシーなど利便性の向上を図るとともに、防災・減災の視点を取り入れた安全・安心な居住環境の確保、本市の特徴でもある豊かな自然環境や地域の多様性を維持したコンパクトで住みやすいまちづくりを目指します。

本計画の見直しにおいては、上記の変化を踏まえつつ、平成29年（2017年）の当初計画の策定以降初めての見直しであることから、引き続き、まちづくりの方針を『個性ある拠点が公共交通で結ばれた住みよいまち』と設定します。

■第3次総合計画の将来像

人と自然が調和し 希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち



■まちづくりの基本方針

個性ある拠点が公共交通で結ばれた
住みよいまち

3-2 将来都市構造

(1) 都市構造の基本方針

まちづくりの方針を実現するために、本市の将来都市構造の基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針1：個性ある拠点の形成と役割に応じた都市機能の集積

- ・商業、医療、福祉、公共サービス等の都市的サービスが効率的に提供できるよう、旧市町村の中心部を拠点と位置づけ、歩いてサービスを受けられる環境の実現を図ります。
- ・都市計画区域内の拠点である都市拠点は、本市の主要な商業施設や公共施設などの都市機能を集約し、魅力ある拠点としての機能向上を図ります。
- ・都市計画域外の拠点である地域生活拠点は、地域コミュニティの核として必要となる各種都市機能（支所・商業施設、医療施設）の維持・誘導を図ります。
- ・拠点の周辺では、地域の特性に応じた利便性の高い住環境の住宅地の形成を図ります。

基本方針2：居住の誘導による持続可能な都市地域への転換・集約化

- ・人口減少局面の中で公共公益サービスの維持を図るため、これ以上の市街地拡大を抑制し、拠点や公共交通軸沿道に人口を集約していく土地利用の実現を目指します。
- ・都市計画域外の拠点についても地域生活拠点として居住環境を維持し、持続可能な地域コミュニティの形成を図ります。

基本方針3：拠点・居住エリアのニーズに対応した公共交通ネットワークの形成

- ・運行本数の多いバス路線沿道への施設や居住地の誘導を図り、公共交通利用の利便性を高め、またバス運行の営業環境の向上を図ります。
- ・人口密度が低く、運行本数の少ないバス路線周辺や農山村部などにおいては、あいのりタクシーなどのサービスエリアの拡大など、公共交通の維持を図ります。
- ・幹線バスとあいのりタクシー、自家用車、自転車等との乗り継ぎをスムーズにするため、公共交通乗り継ぎ拠点の形成などを進めます。

基本方針4：防災力の強化による安心・安全な市民生活の確保

- ・地域の拠点における持続可能な生活を維持するため、防災力の強化を図ります。
- ・災害リスクが高いエリアについては、災害時の民間事業者との連携強化も含め、地域住民の安全・安心な暮らしの確保に努めます。

(2) 拠点等の役割分担

本市全体の都市機能の集積状況や公共交通の結節状況を踏まえ、都市計画マスタープランに示す市役所・支所を中心とした行政サービス拠点を本計画における以下の拠点に区分して位置づけます。

表 3-2 拠点等の役割分担や整備の方向性

| 区分 | 拠点の位置 | 特徴 | 整備の方向性 |
|---------------------|---------|--|---|
| 都市拠点 (都市計画区域) | 菊池中心市街地 | 本市の主要公共施設や病院、商業施設が立地している。観光や商業の拠点ともなっている。 | 本市の中心地区であり、広域的で多様な都市的サービス施設の誘導を図る。広域交通結節点として、多様な路線の集中、乗り継ぎの利便性向上を図る。 |
| | 泗水支所周辺 | 行政施設、病院、大規模商業施設など、主要公共施設の一定の立地が見られる。熊本都市圏への通勤者も多く、南部では宅地開発も進行している。 | 周辺の増加する人口集積に対応し、大規模商業施設、病院等高度な都市的サービス施設の誘導を図る。熊本都市圏の公共交通ネットワークの結節点として、基幹バス路線との乗り継ぎ利便性向上や、広域的な公共交通の利便性向上を図る。 |
| 地域生活拠点 (都市計画区域外) | 七城支所周辺 | 都市的サービス施設の立地は少ないが、スポーツ施設の立地が多いことが特徴である。 | 七城地域の日常生活サービス提供地区としての機能誘導を図る。スポーツ施設の集積を生かし、広域的なスポーツ拠点の形成を図る。 |
| | 旭志支所周辺 | 都市的サービス施設の立地は少ないが、道の駅旭志周辺では商業施設の立地や各種開発が見られる。 | 旭志支所周辺と道の駅旭志周辺の連携により、旭志地域の日常生活サービス地区としての機能誘導を図る。 |

(3) 公共交通ネットワークの強化

都市間や拠点同士を幹線バス路線（国道 387 号上の路線バス）等で連絡し、拠点から周辺地域へはきくちべんりカーやきくちあいのりタクシーといったデマンド交通できめ細やかに結ぶことで、市内全域をカバーする持続可能なネットワークを形成します。



図 3-1 公共交通ネットワークのイメージ

(4) 将来都市構造のイメージ

まちづくりの方針を実現によって目指すべき都市の骨格構造は、都市計画マスタープランに示す都市の将来像を踏まえたものとし、設定します。

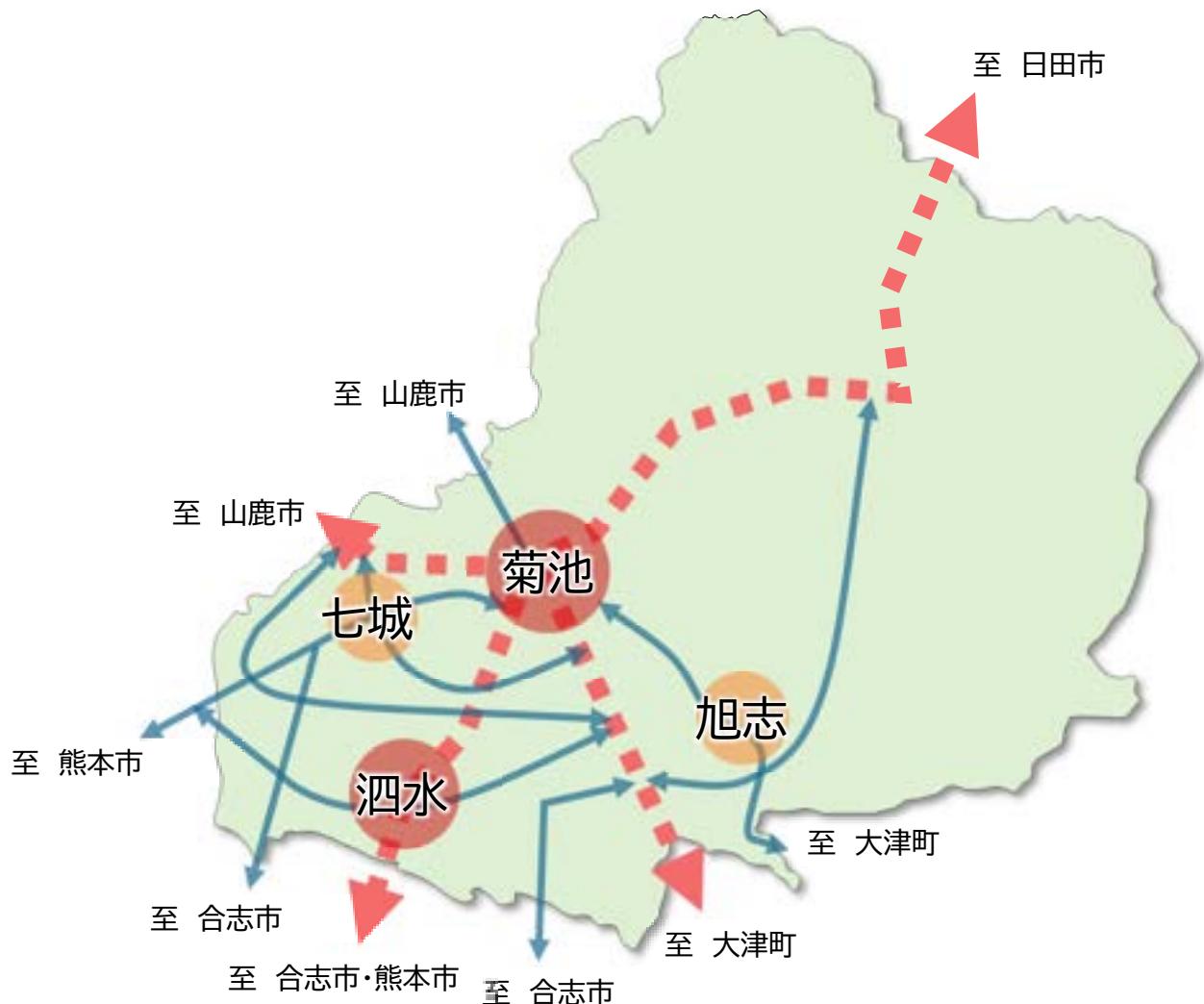


図 3-2 目指すべき都市の骨格構造(将来都市構造)

表 3-3 拠点と軸の位置づけ

| 役割 | | 位置づけ |
|----|--------------|---|
| | 都市拠点 | 都市計画区域内における市街地が形成された地域の拠点であることから、誘導区域の設定により都市機能や居住の誘導を図ります。 |
| | 地域生活拠点 | 都市計画区域外における地域コミュニティの拠点であることから現行の行政サービス等の維持を図ります。 |
| | 広域連携軸（国道） | 都市間の広域的な連携軸として近隣自治体との公共交通による連携や災害時の物資輸送の路線として機能の強化、連携の確保を行います。 |
| | 広域連携軸（県道・市道） | 路線バスやきくちべんりカー、あいのりタクシーが通行する路線であることから、市内の主要な拠点を結び、市民の暮らしに密着した機能の確保に努めます。 |

第4章 居住誘導区域の検討

第4章 居住誘導区域の検討

4-1 居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域のことです。居住誘導区域を定めることが考えられる区域は、都市計画運用指針において、以下のとおり示されています。

◆居住誘導区域を定めることが考えられる区域

- ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ウ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

出典:第13版 都市計画運用指針 p.39-40(R7.3 国土交通省)

4-2 居住誘導区域の設定条件

(1) 居住誘導区域に含める条件

居住誘導区域は、都市計画区域内に設定します。本市では特に、居住が集積している菊池地域の中心市街地と泗水地域を対象として区域を検討しました。

居住誘導区域の基本的な考え方から、区域設定の条件を以下のとおり設定しました。

設定条件1：用途地域指定区域

- 土地利用の方向性が定められており、居住に適した用途地域が指定されている区域を設定します。
市内では、菊池地域の中心市街地が該当します。

設定条件2：上位計画・関連計画で市街化を想定している区域

- 都市計画マスターplanや県の都市計画区域マスターplanなどの上位関連計画において市街化を想定している区域を設定します。都市計画マスターplanでは、菊池中心市街地や泗水地域の国道387号沿道を市街地形成ゾーンとして位置付けています。

設定条件3：特定用途制限地域の指定など市街化が想定される区域

- 用途地域は未指定ですが、居住環境を守るための特定用途制限地域が設定されており、将来的な市街化が想定される地域を設定します。市内では、居住環境保全地区が指定されている富の原地区、桜山地区が該当します。

上記に加え、本市中心部への公共交通の利便性が確保された地域を以下のとおり整理し、居住誘導区域として設定します。

設定条件4：中心部への公共交通の利便性が確保された地域

- 市の中心部への交通利便性が高く、公共交通と徒歩によるアクセスが可能であり、中心部に存在する都市機能の利用圏となる区域を居住誘導区域として設定します。本市のバスネットワークは、菊池中心市街地と七城地域、旭志地域、泗水地域の支所がある地域の中心部を結んでいます。これらをつなぐ国県道沿線は、公共交通でのアクセスが高いため、本条件に該当します。

上記条件の1～3を満たし、かつ条件4に当てはまる地域を居住誘導区域に含める区域とします。

1)用途地域が定められている地域

菊池都市計画区域では、中心市街地に用途地域を指定しています。一方で、泗水地域は用途地域を指定していません。

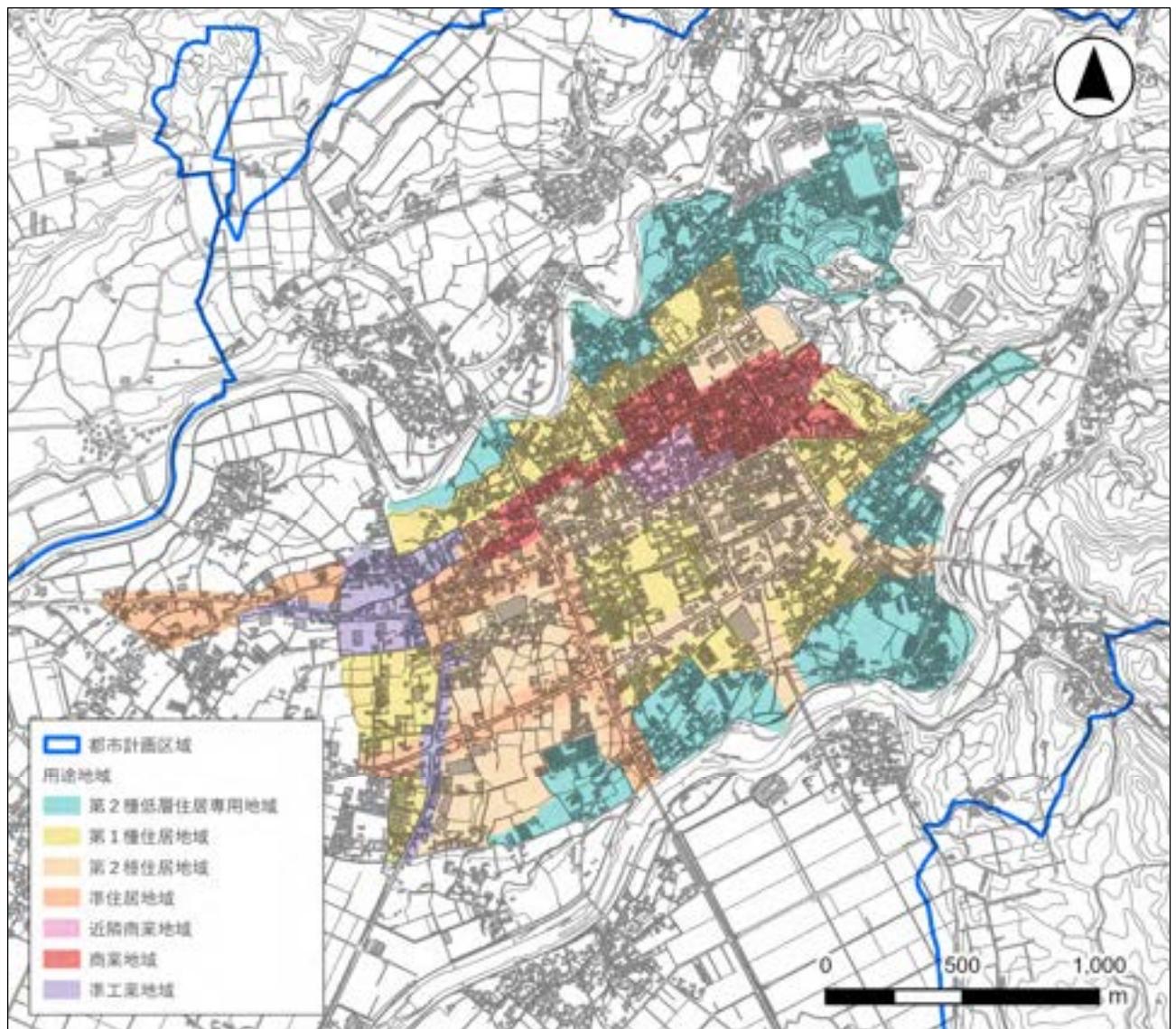


図 4-1 菊池都市計画区域の用途地域

2)上位計画・関連計画で市街化を想定している区域

都市計画マスターplanでは、菊池中心市街地や泗水地域の国道387号沿道を市街地形成ゾーンとして位置付けています。

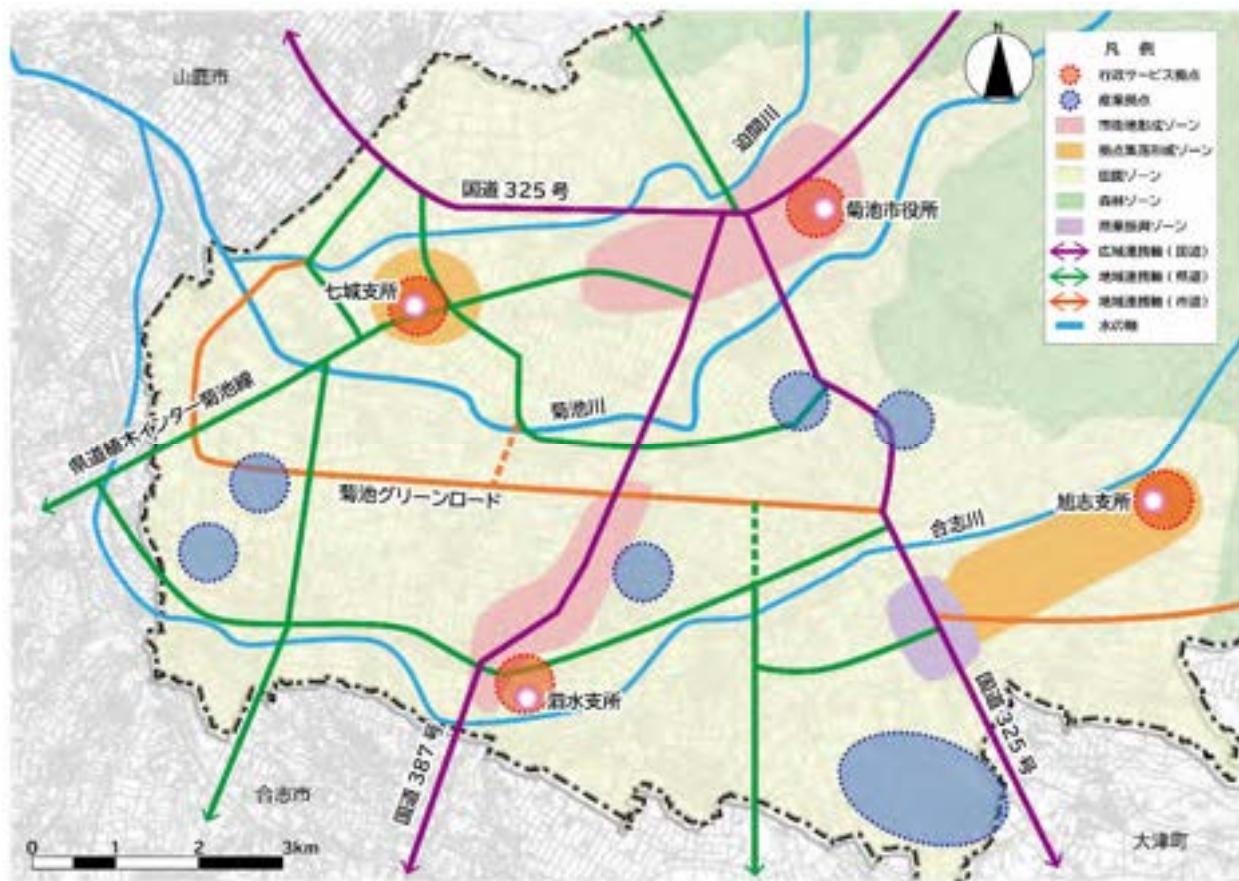


図 4-2 菊池市都市計画マスターplanにおける将来都市構造図

3) 特定用途制限地域の指定など市街化が想定される区域

特定用途制限地域は、県道植木インター菊池線と泗水地域の国道387号沿道に幹線道路沿道地区I型・II型を指定しており、一部用途の立地を規制しています。また、宅地化が進んでいる富の原地区・桜山地区において一定規模を超える店舗や事務所、遊戯場、工場等の立地を規制する居住環境保全地区を指定しています。

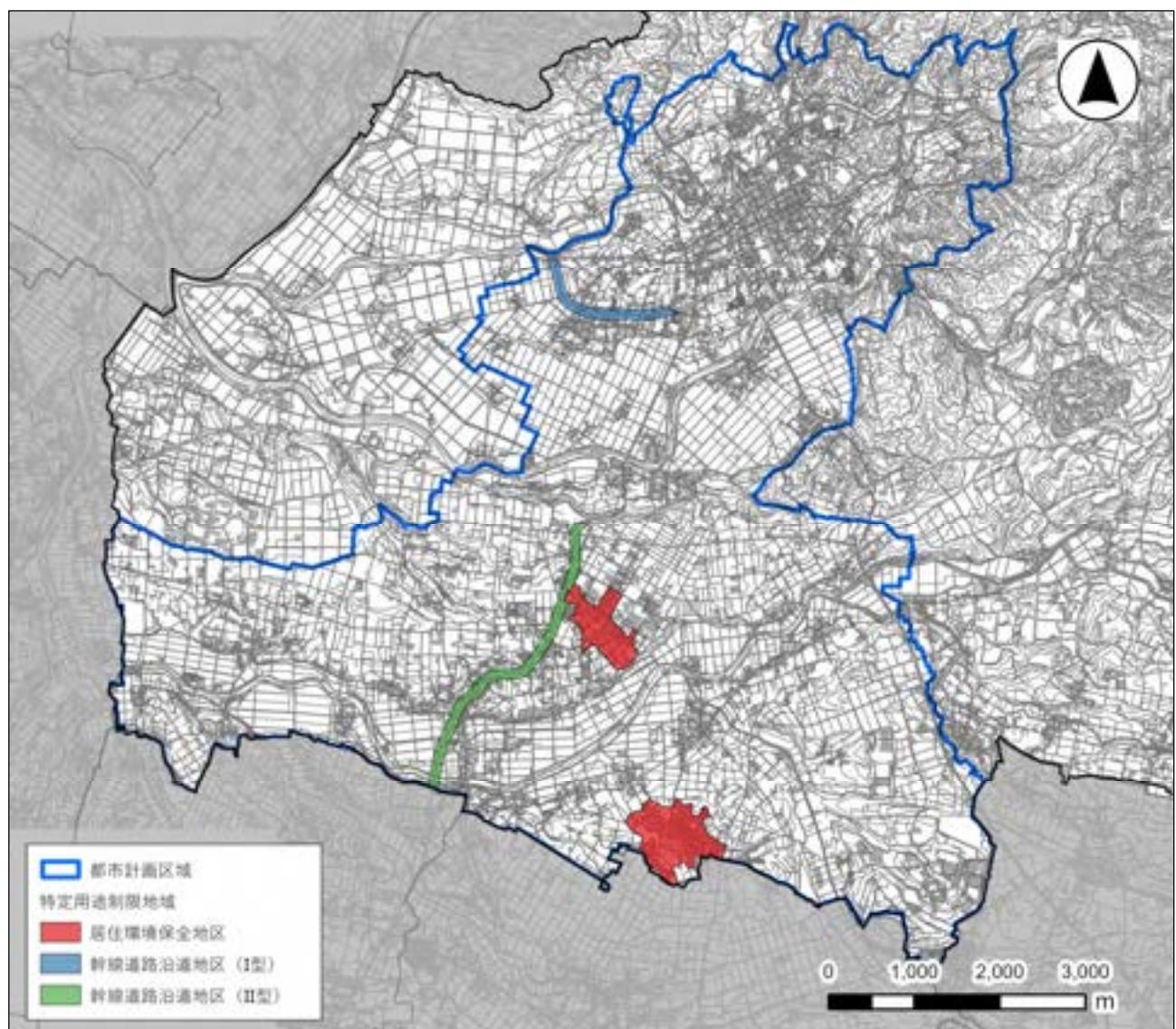


図 4-3 特定用途制限地域

4) 中心部への交通利便性が高い地域

中心市街地を起点に、泗水、七城、旭志地域が路線バスによって結ばれています。特に熊本市と本市中心部を結ぶ国道 387 号は、上下線合わせて 1 日 30 本以上のバスが走る本市の基幹的な公共交通軸を形成しています。

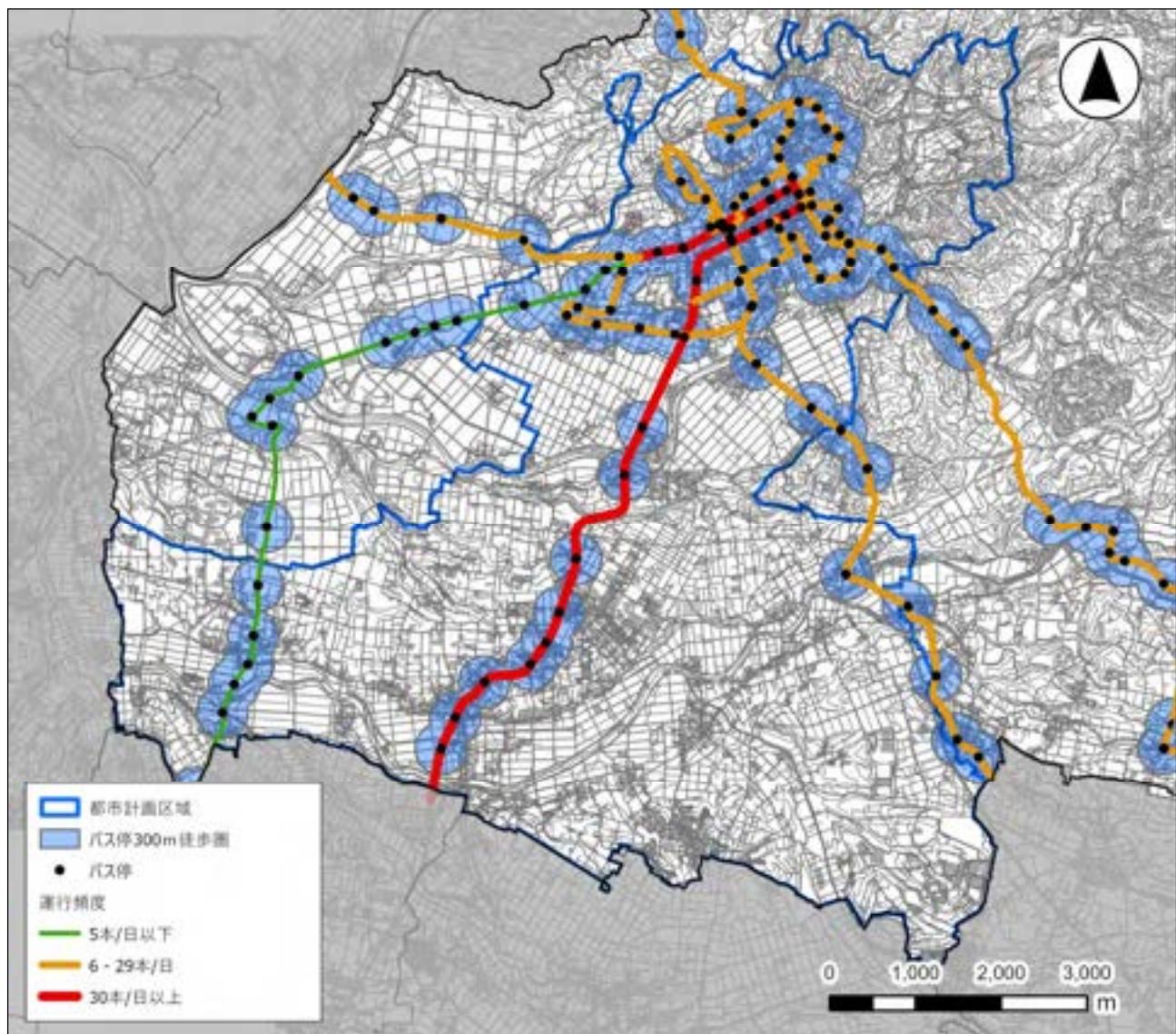


図 4-4 バス停 300m 徒歩圏とバス路線の運行頻度

(2) 居住誘導区域に含めない条件

居住誘導区域の設定に当たっては、持続可能な居住環境を維持するため、災害リスクを考慮した区域設定が求められます。そのため、区域に含まない条件についても整理しました。居住誘導区域に含まない区域等が以下のとおり示されており、本市においても災害リスクの高い地域は除外します。

なお、浸水想定区域については、リスクの種類を特定の上、居住誘導区域に含めるかどうかを検討し、以下のとおり含むこととしました。ただし、防災指針において区域内の災害リスクを整理し、具体的な防災に関する取組を進めることを前提とします。

表 4-1 居住誘導区域に含まない区域

| 区分 | 対象区域 | 本市に該当する区域 |
|---|---|---------------------------------------|
| ア) 法的に含めてはならない区域 (都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条) | 市街化調整区域 | 該当なし |
| | 災害危険区域※のうち、住宅建築が禁止されている区域 | 急傾斜地崩壊危険区域が該当する |
| | 農振農用地、又は農地法第5条第2項第1号口に掲げる農地、採草放牧地 | 農振農用地は含まない |
| | 自然公園特別地域、保安林区域、原生自然環境保全地域等 | 都市計画区域外に指定あり |
| | 土砂災害特別警戒区域 | 含まない |
| | 地すべり防止区域 | 都市計画区域外に指定あり |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地崩壊危険区域は含まない |
| イ) 原則として含めないこととするべき区域 | 浸水被害防止区域 | 該当なし |
| | 津波災害特別警戒区域 | 該当なし |
| ウ) 居住を誘導する方が適当ではないと判断される場合は、原則として含めないこととするべき区域 | 災害危険区域 | 急傾斜地崩壊危険区域が該当するため含まない |
| | 土砂災害警戒区域 | 事前予知が困難な災害であるため、含まない |
| | 津波災害警戒区域 | 該当なし |
| | 浸水想定区域 | 浸水深等の被害の規模や浸水対策、避難対策等を総合的に勘案して区域に設定 |
| | 都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域 | 該当なし |
| エ) 居住誘導区域に含めることについて、慎重に判断を行うことが望ましい区域 | その他、災害発生のおそれのある区域 | 該当なし |
| | 工業専用地域、流通業務地区 | 類似の土地利用として、準工業地域の指定があり、土地利用の方向性から含まない |
| | 特別用途地区、地区計画等で住宅の建築が制限されている区域 | 該当なし |
| | 空地等が散在している区域で、今後は居住の誘導を図るべきではないと判断する区域 | 該当なし |
| | 工場の移転により空地化が進展している区域で、引き続き居住の誘導を図るべきではないと判断する区域 | 該当なし |

出典:第13版 都市計画運用指針 p.40-42(R7.3 国土交通省)

※熊本県建築基準条例第25条において、災害危険区域は急傾斜地崩壊危険区域とされています。また、同条例第26条では、災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は建築してはならないとされています。

菊池都市計画区域において、含めない区域を整理すると以下のとおりとなります。

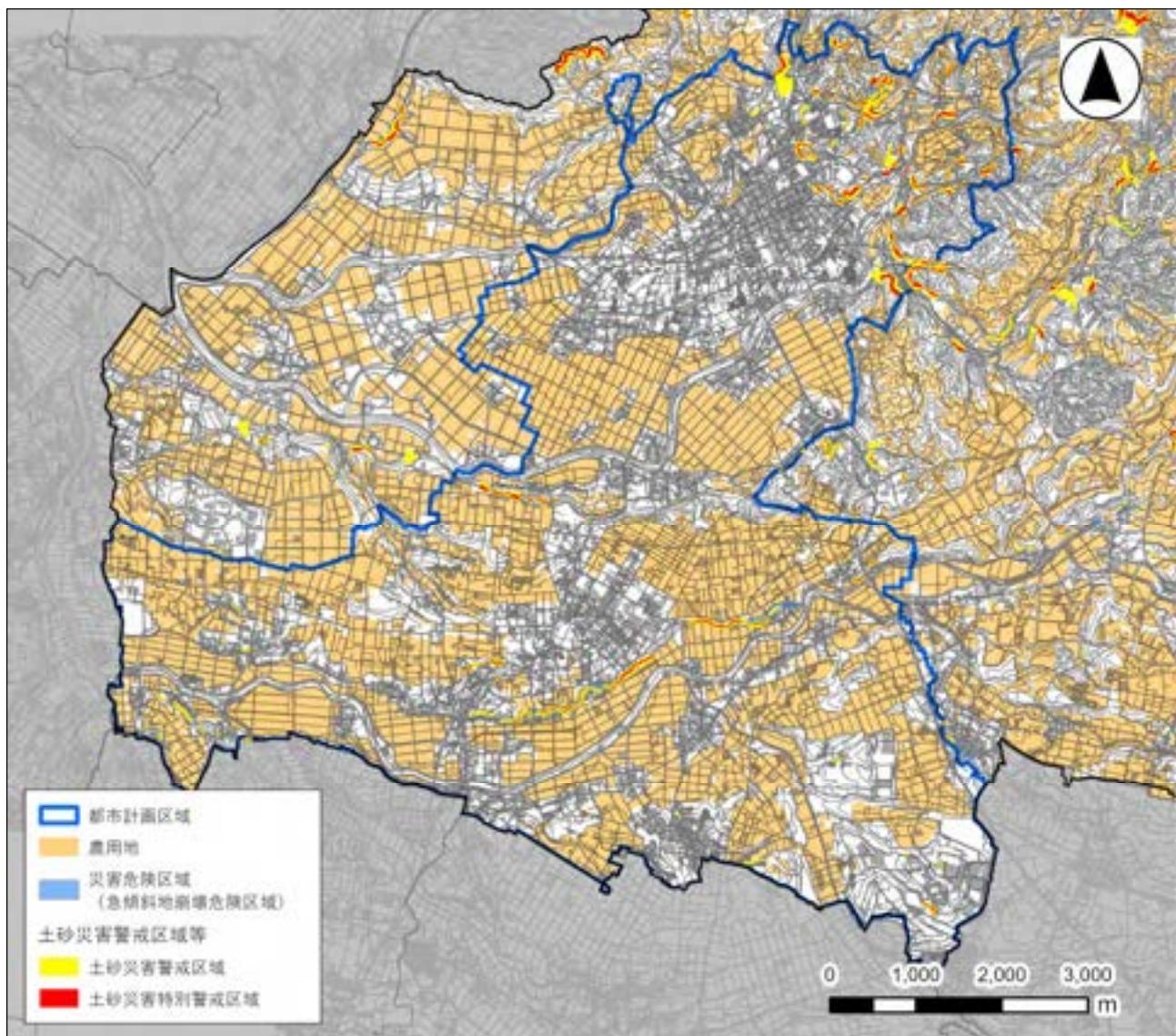


図 4-5 居住誘導区域に含まれない区域

4-3 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、前項での検討を踏まえ、菊池中心市街地と泗水国道387号沿道の2地区に設定しました。

【居住誘導区域 - 菊池中心市街地地区】

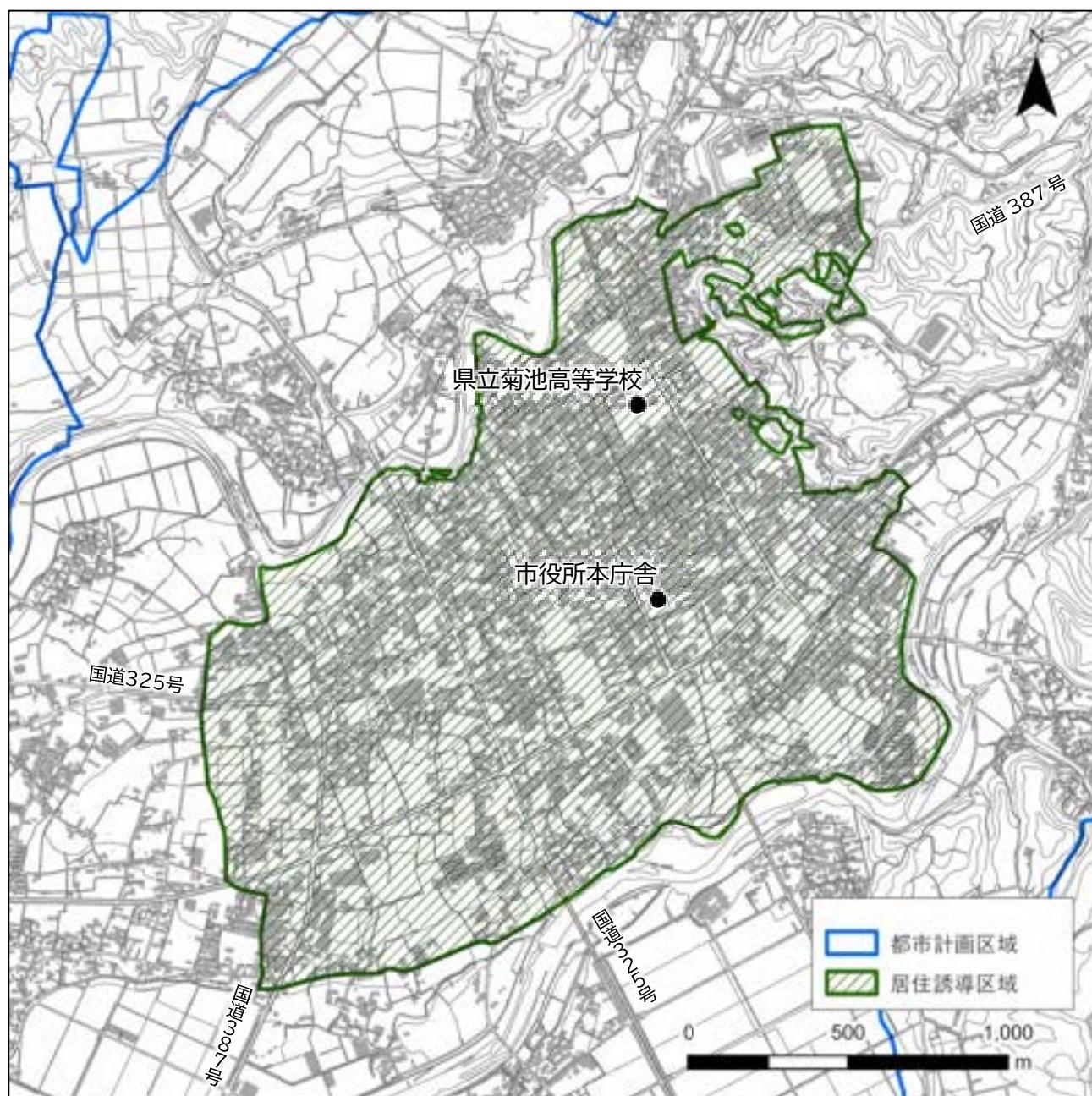


図 4-6 居住誘導区域(菊池中心市街地地区)

【居住誘導区域 - 泗水国道 387 号沿道地区】

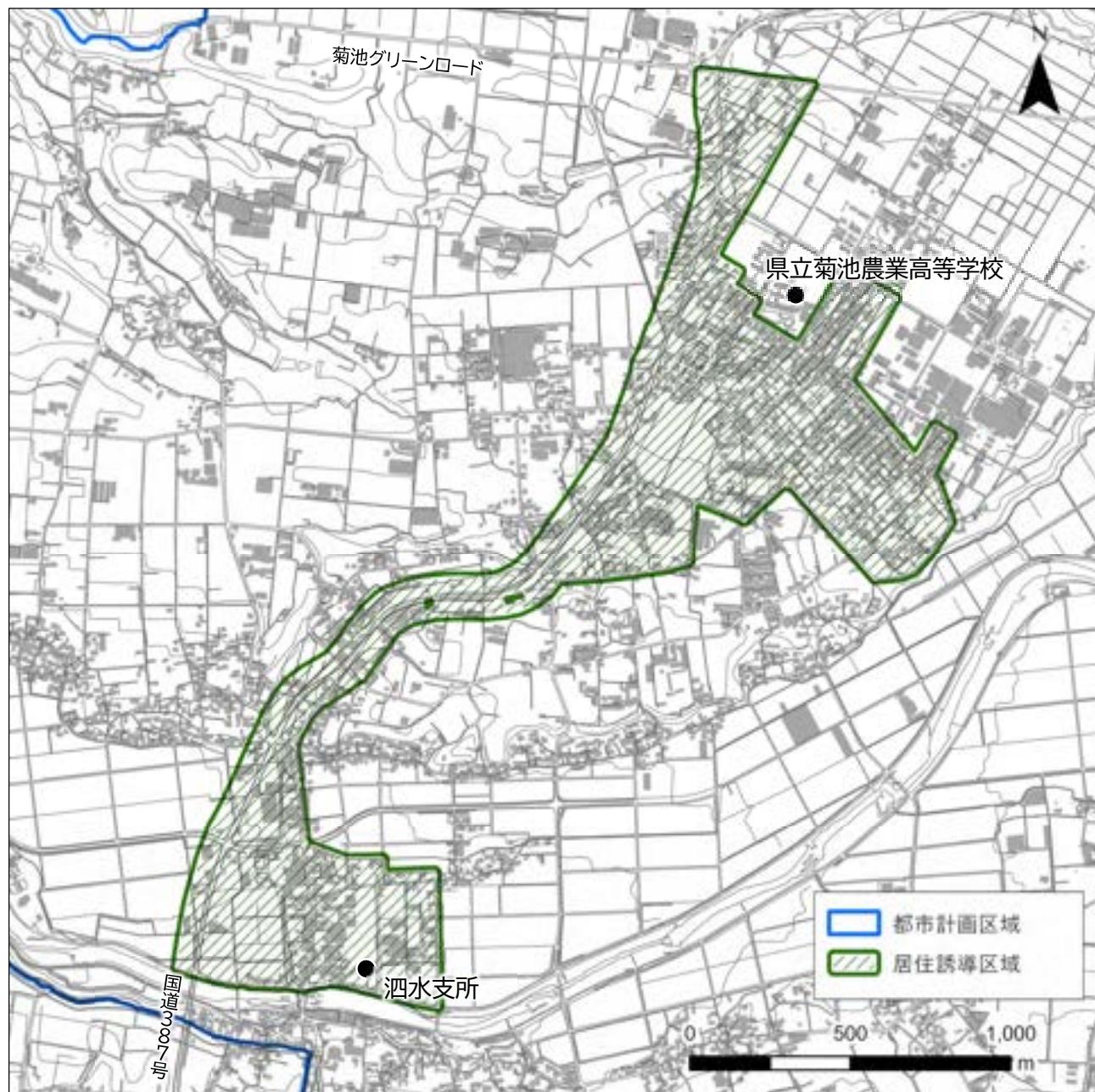


図 4-7 居住誘導区域(泗水国道 387 号沿道地区)

表 4-2 居住誘導区域の人口・面積・人口密度及び都市計画区域に対する割合

| 区域 | 人口 (人) | 面積 (ha) | 人口密度 (人/ha) | 都市計画区域に対する区域 の割合 (%) |
|--------------|-----------|---------|-------------|-------------------------|
| 菊池中心市街地 | 7,783 | 336.7 | 23.1 | 6.0 |
| 泗水国道 387 号沿道 | 3,835 | 134.9 | 28.4 | 2.4 |

※令和 2 年国勢調査に基づく区域内推計人口

第5章 都市機能誘導区域・誘導施設の検討

第5章 都市機能誘導区域・誘導施設の検討

5-1 都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市拠点に誘導することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域は、都市計画運用指針において、下記のとおり示されています。

◆都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

- ・都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定める

出典:第13版 都市計画運用指針 p.43(R7.3 国土交通省)

5-2 都市機能誘導区域の設定条件

都市機能誘導区域は、原則、居住誘導区域と重ね合わせて設定します。そのため、前章で居住誘導区域として設定した菊池中心市街地地区と泗水国道387号沿道地区を中心として区域を検討しました。

都市機能誘導の基本的な考え方から、区域の設定条件を以下のとおり設定しました。

設定条件1:都市計画区域に指定されている地域

- 土地利用の方向性が定められており、都市機能や居住の誘導に適した用途地域等が指定されている都市計画区域を設定します。

設定条件2:都市機能(商業・医療・学校)の立地が多い地域

- 菊池市都市計画マスターplanや県の都市計画区域マスターplanなどの上位関連計画において市街化を想定している区域を設定します。

設定条件3:「公共交通の便が優れる」または「交通結節機能の強化が求められる」地域

- 居住誘導区域からの公共交通でのアクセスが優れている区域や周辺地域との交通ネットワークにおける結節点としての機能強化が求められる区域を設定します。

5-3 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、前項で検討した条件から、以下のとおり、具体的な区域設定の考え方を整理し、区域の設定を行いました。

表 5-1 都市機能誘導区域設定の考え方

| 区域名 | 区域設定の考え方 |
|---------|--|
| 菊池中心市街地 | 都市機能が集中的に立地する地域で、国道等の幹線道路で囲まれるエリアを設定 |
| 泗水支所周辺 | 泗水支所周辺を中心に国道 387 号沿道の特定用途制限地域までを設定。 (但し、区域内の農振農用地は誘導区域の指定から除く。) |

【都市機能誘導区域 - 菊池中心市街地地区】

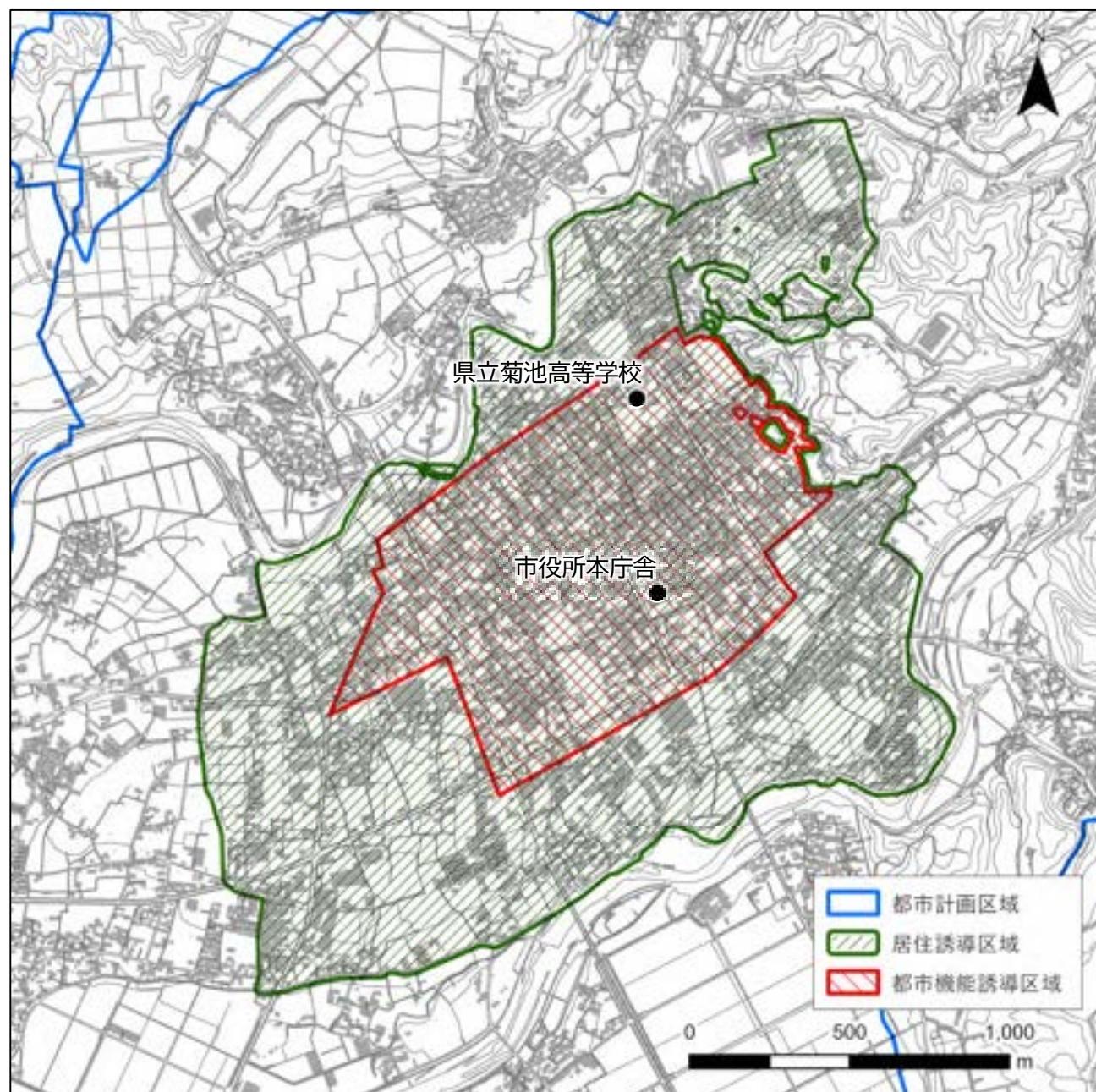


図 5-1 都市機能誘導区域(菊池中心市街地地区)

【都市機能誘導区域 - 泗水支所周辺地区】

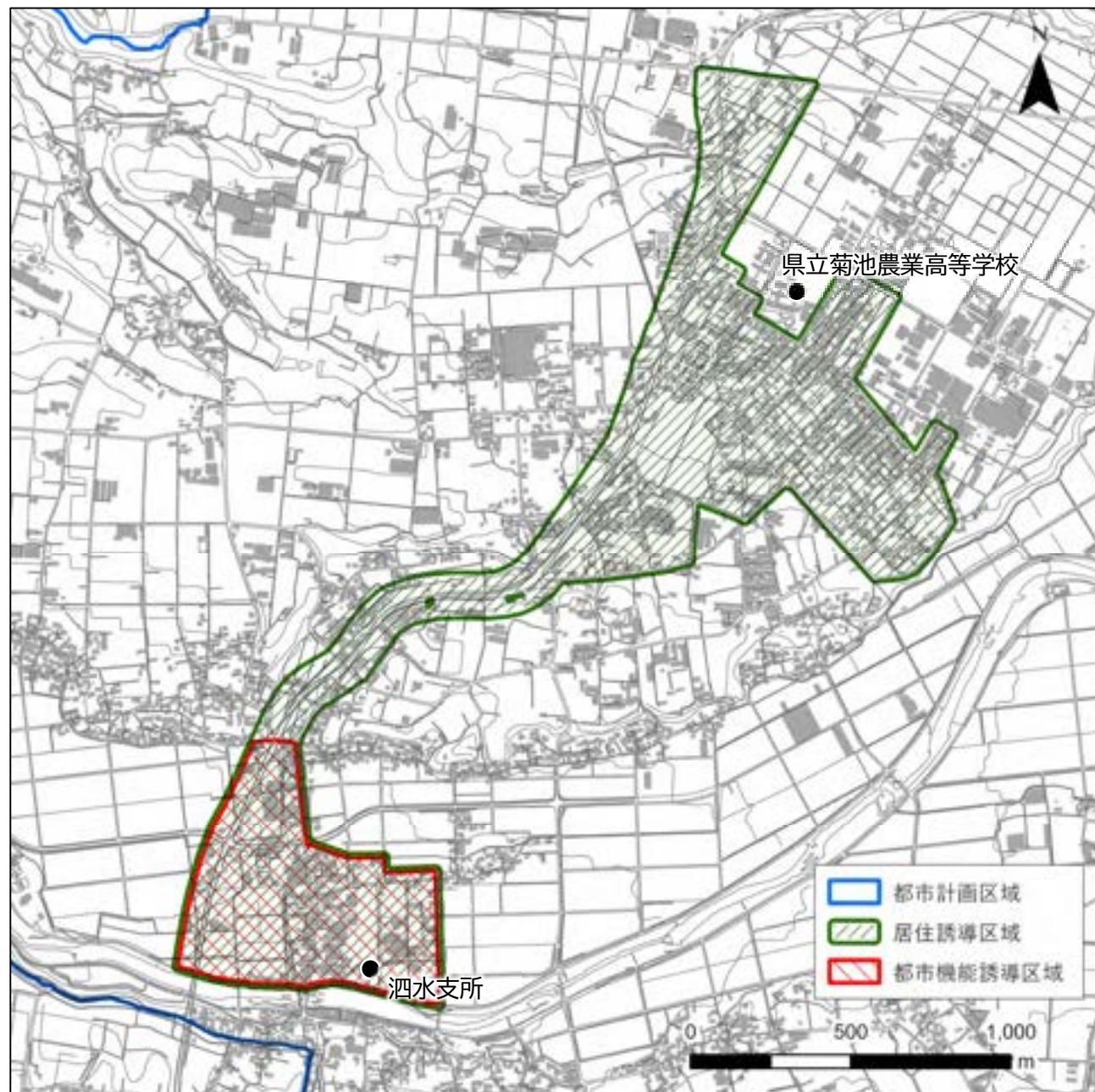


図 5-2 都市機能誘導区域(泗水支所周辺地区)

表 5-2 都市機能誘導区域の面積一覧

| 区域 | 面積 (ha) | | 都市計画区域に占める 誘導区域の割合 (%) |
|---------|---------|----------|---------------------------|
| | 都市計画区域 | 都市機能誘導区域 | |
| 菊池中心市街地 | 5,624 | 119.9 | 2.4 |
| 泗水支所周辺 | | 38.9 | 0.7 |

5-4 誘導施設の基本的な考え方

誘導施設とは、「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設」のことです。例えば、商業施設や病院、保育所などが誘導施設として該当します。国の計画策定の指針には、以下のとおり誘導施設のイメージが示されています。

表 5-3 誘導施設のイメージ

| 機能 | 中心拠点 | 地域・生活拠点 |
|---------|---|--|
| 行政機能 | ■中枢的な行政機能 例、本庁舎 | ■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例、支所、福祉事務所等の各地域事務所 |
| 介護福祉機能 | ■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例、総合福祉センター | ■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例、地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等 |
| 子育て機能 | ■市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例、子育て総合支援センター | ■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例、保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等 |
| 商業機能 | ■時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例、相当規模の商業集積 | ■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い物ができる機能 例、延床面積●m ² 以上の食品スーパー |
| 医療機能 | ■総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例、病院 | ■日常的な診療を受けることができる機能 例、延床面積●m ² 以上の診療所 |
| 金融機能 | ■決済や融資等の金融機能を提供する機能 例、銀行、信用金庫 | ■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例、郵便局 |
| 教育・文化機能 | ■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例、文化ホール、中央図書館 | ■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例、図書館支所、社会教育センター |

出典：第13版 都市計画運用指針 p.38(R7.3 国土交通省)

5-5 誘導施設の設定

(1) 誘導施設候補の立地状況

誘導施設の候補となる施設について菊池中心市街地地区と泗水支所周辺地区の立地状況を以下のとおり整理しました。平成29年（2017年）の計画策定以降、菊池中心市街地地区では、生涯学习センターKiCROSSの開業や勤労者青少年ホームの廃止などで、文化的施設の集約が進んでいます。また、病床を持たない医院については減少がみられる一方、商業施設については増加傾向にあります。

泗水支所周辺地区では、スーパーマーケットからドラッグストアへと商業施設の建替えが起きています。

表 5-4 誘導施設候補の立地状況(H29 計画策定時点からの変化)

| 施設名 | | 菊池中心市街地地区 | | 泗水支所周辺地区 | |
|----------|--|-------------|---|-------------|---|
| ①市役所・支所 | 1 | ・菊池市役所 | 1 | ・泗水支所 | |
| ②文化施設 | 文化施設の中核的施設 | 3 (1減) | ・生涯学习センターKiCROSS (市立中央図書館) ・文化会館 ・わいふ一番館 | 2 | ・泗水ホール ・市立泗水図書館 |
| | 公民館・集会施設 | 1 | ・生涯学习センターKiCROSS (中央公民館) | 1 | ・泗水公民館 |
| ③子育て施設 | 幼稚園 | 0 | | 1 | ・泗水幼稚園 |
| | 保育所等 | 2 | ・菊池第2さくら幼楽園 ・菊池幼楽園 | 0 | |
| | 小学校 | 1 | ・隈府小学校 | 1 | ・泗水小学校 |
| ④医療・福祉施設 | 病院 (病床数20床以上) | 2 | ・菊池中央病院 ・川口病院 | 1 | ・岸病院 |
| | 医院 | 13 (3減) | ※別途記載 | 2 | ・岸眼科 ・清原医院 |
| | 高齢者福祉施設の中核的施設 | 2 | ・地域包括支援センター ・菊池老人福祉センター | 0 | |
| | その他の福祉施設 | 15 (3増) | ※別途記載 | 0 | |
| ⑤商業施設 | 大規模商業施設 (3,000m ² 以上) | 2 | ・菊池STエルシティキャニオン ・菊池ショッピングプラザ夢空間 | 1 | ・マルショク泗水店 |
| | スーパーマーケット等 (3,000m ² 以下) | 2 (1増) | ・ドラッグコスモス菊池店 ・ドラッグコスモス菊池南店 ・ダイレックス菊池店 | 3 (1増1減) | ・ドラッグセイムズ泗水店 ・コメリ泗水店 ・ドラッグコスモス泗水店 |
| | コンビニエンスストア | 4 (3増1減) | ・セブンイレブン菊池隈府店 ・セブンイレブン菊池中央店 ・ファミリーマート菊池隈府店 ・ローソン菊池大琳寺店 | 0 | |

※赤文字はH29当初計画策定後に新規に誘導された施設(建替を含む)

【参考】誘導区域内の診療所(医院)

| NO. | 名称 | 住所 |
|-----|-------------|-----------|
| 1 | 岩根クリニック | 隈府 110 |
| 2 | 医療法人 西山医院 | 隈府 115-4 |
| 3 | 古荘医院 | 隈府 162 |
| 4 | 宮本内科クリニック | 隈府 277-2 |
| 5 | 米田産婦人科医院 | 隈府 497-1 |
| 6 | きくち宮本泌尿器科 | 隈府 775 |
| 7 | 後藤整形外科医院 | 隈府 923 |
| 8 | 城間クリニック | 隈府 952 |
| 9 | 中野クリニック | 大琳寺 275-1 |
| 10 | 菊池こどもクリニック | 大琳寺 276-3 |
| 11 | 斎藤産婦人科医院 | 片角 294-2 |
| 12 | 河野整形外科医院 | 北富 340-1 |
| 13 | まつもと耳鼻咽喉科医院 | 亘 11-1 |

【参考】誘導区域内の福祉施設

| NO. | 名称 | 住所 |
|-----|-------------------------------|------------|
| 1 | 指定生活介護事業所 ほほえみ | 隈府 473-15 |
| 2 | 菊池市菊池老人福祉センター | 隈府 432-1 |
| 3 | ふれあいの杜 | 隈府 114 |
| 4 | 菊池市地域包括支援センター | 隈府 888 |
| 5 | アイシア | 隈府 160-1 |
| 6 | 地域生活支援事業所イズム | 隈府 315 |
| 7 | 特定非営利活動法人 熊本職業リハビリテーション人材センター | 隈府 1124-11 |
| 8 | 在宅支援センターへるぶねっと | 隈府 469-10 |
| 9 | コミュニティはうす明日 | 隈府 469-10 |
| 10 | 就労支援センター かもん・ゆ~す | 隈府 469-10 |
| 11 | 訪問介護ステーションきくち | 隈府 888-2 |
| 12 | 放課後等デイサービス事業所 輝なっせ | 隈府 497-2 |
| 13 | family pockets | 隈府 624-4 |
| 14 | こども療育研究室 Lulu 菊池 | 隈府 498-6 |
| 15 | サポートセンターわらび | 亘 359-2 |

1) 市役所・支所の立地状況

市役所・支所は、合併前の旧市町村の中心的位置にあり、各地域の拠点としての役割を果たしています。中でも市役所及び泗水支所は、都市機能誘導区域に含まれる本市の重要な拠点施設となっています。

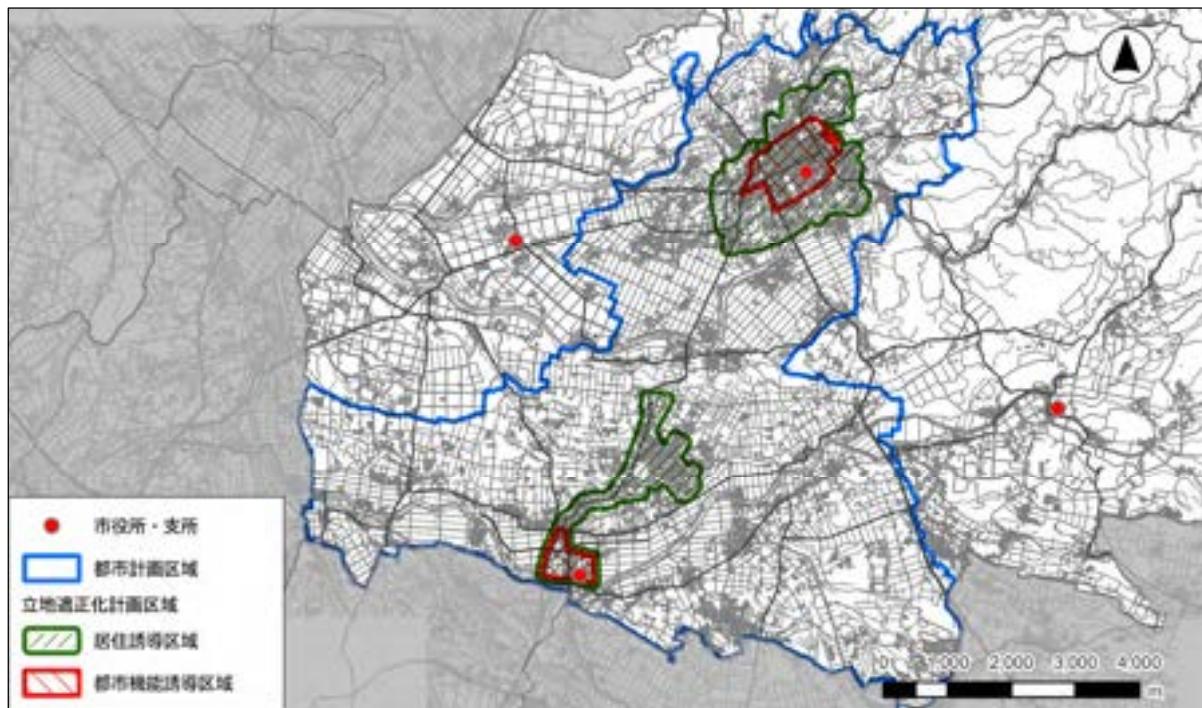


図 5-3 市役所・支所の立地状況

2)文化施設の立地状況

文化施設や公民館は、地域に分散して立地する傾向にあります。一方で、文化会館や泗水ホール、菊池市生涯学習センターKiCROSSなどの中核的な施設は、都市機能誘導区域に立地している傾向にあり、今後の誘導施設とする必要性が高い施設です。

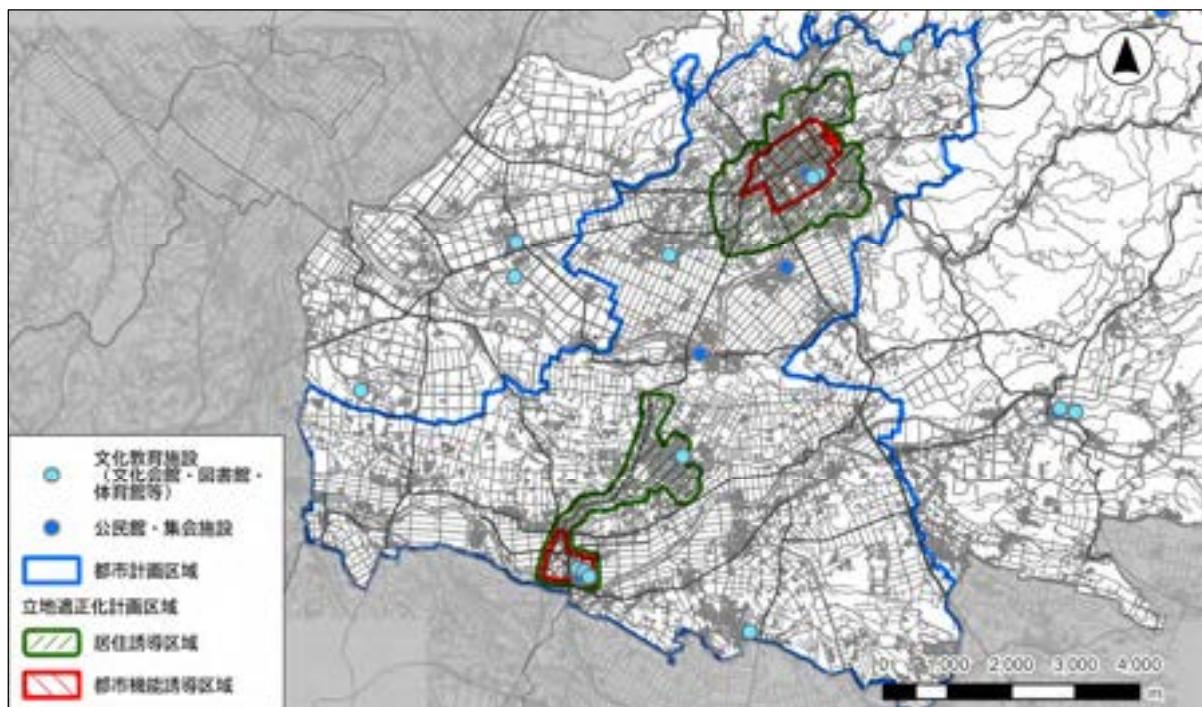


図 5-4 文化的施設の立地状況

3)子育て施設の立地状況

幼稚園や保育所等の施設は、各地域に分散して立地する状況にあります。小学校についても同様に各地域に分散して立地しており、今後もこの傾向は変化しないと考えられます。

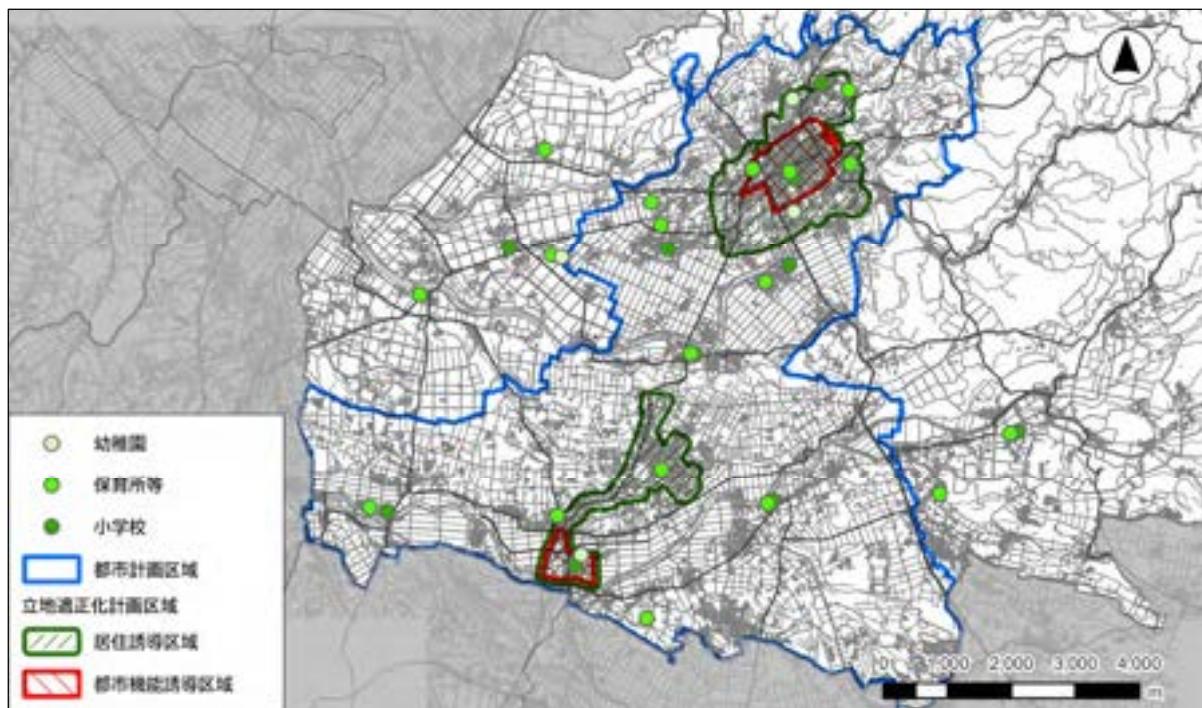


図 5-5 子育て施設の立地状況

4) 医療・福祉施設の立地状況

病院は、中心市街地と泗水支所周辺に立地しています。医院についても同様に中心部と泗水支所周辺に集中して立地する傾向にあります。一方で福祉施設は、中心市街地に多いものの、市街地から離れた場所にも立地しています。

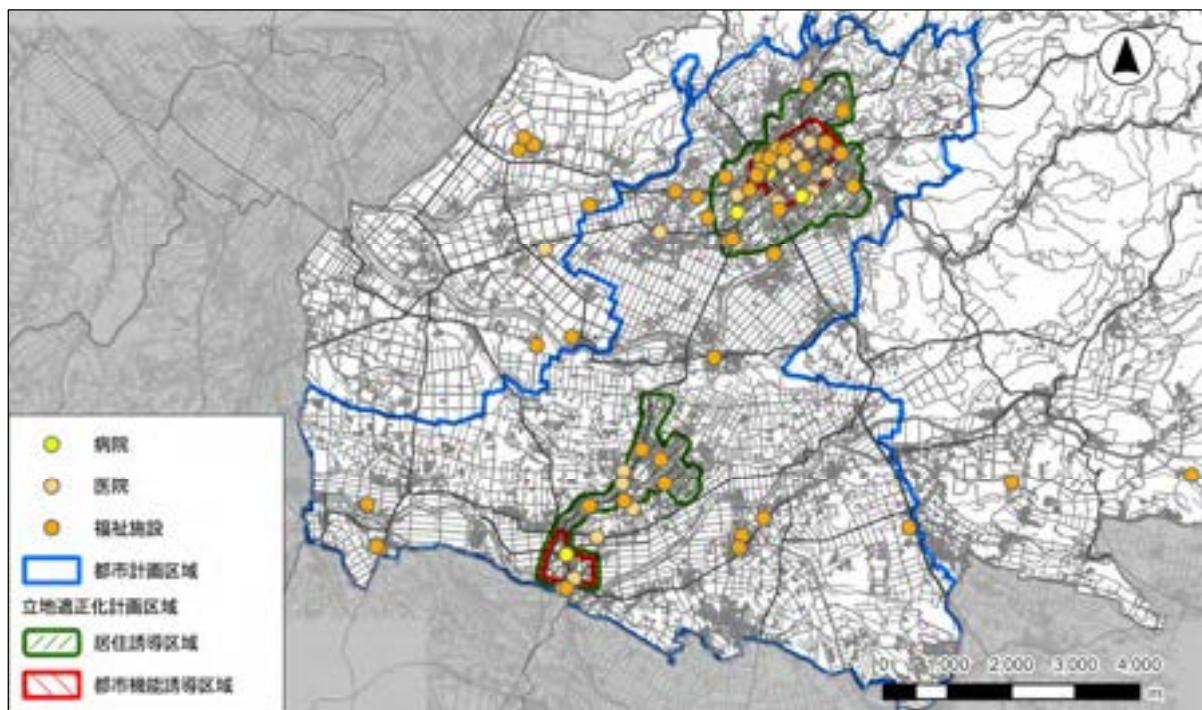


図 5-6 医療・福祉施設の立地状況

5) 商業施設の立地状況

店舗面積 3,000 m²以上の大規模商業施設は、市中心部に多く立地しており、3,000 m²未満のスーパー・マーケット等の商業施設も中心市街地の南側に集積しています。一方、コンビニエンスストアは、市内の幹線道路沿線に分散して立地している状況にあります。

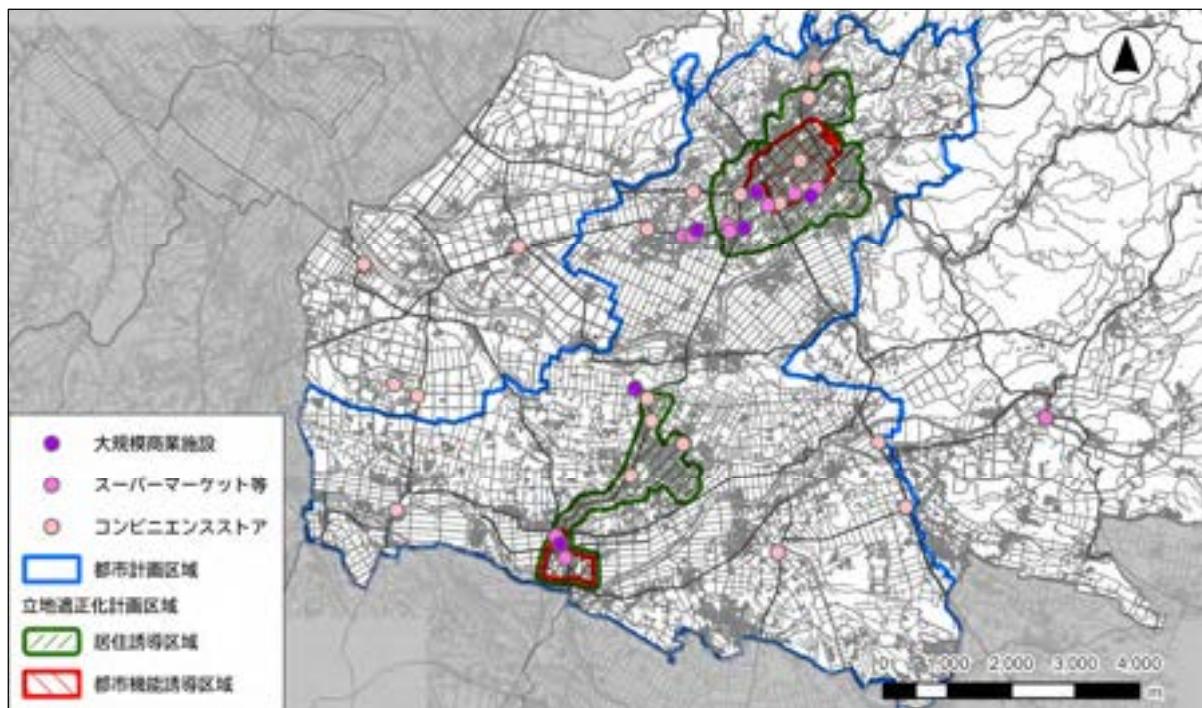


図 5-7 商業施設の立地状況

(2) 誘導施設の設定方針

前項の誘導施設候補の立地状況から、誘導施設の設定方針を整理しました。

誘導施設の候補である施設は、それぞれの分野の中心的施設や大規模施設は都市機能誘導区域及びその周辺に立地する傾向が見られますが、幼稚園・保育所、医院、高齢者福祉施設、コンビニエンスストアなどは、市内の居住地域周辺や国道沿道に分散的に立地し、日常生活に身近な施設として機能している状況にあります。

都市機能誘導区域の範囲は、都市の中心的拠点を想定しており、そこに賑わいの創出や高度な都市的サービスを提供していく地域として位置づけています。したがって、誘導施設については、それぞれの分野での中心的施設を位置づけるものとします。

菊池中心市街地と泗水支所周辺は、数量的な違いはあるものの、それぞれ中心的施設の立地が見られることや、将来の都市構造上、2つの重要な拠点として魅力を高めていく必要性が高いことから、誘導施設は共通のものを設定します。

なお、既に誘導区域内にある施設も将来において維持していく必要がある施設であるため、誘導施設として位置づけます。

誘導施設として想定される施設は、例えば、市役所や病院など、利用者が市全域などの広範囲から来訪するため、中心拠点に集約していることが望ましい施設（拠点立地型施設）と、支所や小学校などの人口分布や地域コミュニティに応じて、地域に分散して存在することが望ましい施設（分散立地型施設）に分類されます。それぞれの施設の考え方は、以下のとおりです。

表 5-5 拠点立地型施設と分散立地型施設の考え方

| 区分 | 拠点立地型施設 | 分散立地型施設 |
|---------|--|--|
| 施設の特性 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通によるアクセスが容易な土地に立地していた方が利用しやすい施設 ・1施設当たりの利用者数が多い ・地域全体から利用者が想定される | <ul style="list-style-type: none"> ・人口分布や地域コミュニティのまとまりに応じて生活圏に立地していた方が利用しやすい施設 ・主な利用者は近隣住民 |
| 誘導施設の対象 | 誘導施設の対象 | 誘導施設としない |

市内の主な拠点立地型施設と分散立地型施設の例を以下のとおり整理しました。

表 5-6 主な拠点立地型施設と分散立地型施設の例

| 機能 | 拠点立地型施設 | 分散立地型施設 |
|---------|-------------------------------------|---|
| 行政機能 | 市役所 | 各支所 |
| 文化機能 | 生涯学習センターKiCROSS、文化会館 | 地区公民館、図書館分館 小中学校、地区体育館 |
| 子育て機能 | こども家庭センターきくぴあ | 地域子育て支援センター 保育所・認定こども園・幼稚園 放課後児童クラブ |
| 医療・福祉機能 | 病院（病床数が20床以上の医療施設） 地域包括支援センター | 医院 通所系・訪問系介護施設 |
| 商業機能 | 大規模商業施設（店舗面積3,000m ² 以上） | ドラッグストア・コンビニ等の中小規模店舗 |

(3) 誘導施設

拠点に立地すべき施設を誘導施設の対象とします。前項までの検討を基に、以下のとおり誘導施設を設定します。

なお、保育所・幼稚園・認定こども園は、各地域に立地しており分散立地型施設に該当しますが、地域の中心部にあることで市民の日常生活に寄与し、他の都市機能の立地の誘導にも資する施設であることから誘導施設として引き続き位置づけます。

表 5-7 誘導施設

| 都市機能 | 誘導施設 | 定義 |
|---------|-----------|--|
| 文化機能 | 図書館 | 図書館法第2条第1項に定める図書館 |
| | 文化施設 | 地域住民の相互交流を目的とし、地域住民が利用できる多目的ホール、集会場機能等を備える施設 |
| | 保健福祉施設 | 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第4項に定める特定民間施設等 |
| 医療機能 | 病院 | 医療法第1条の5第1項に定める病院（病床数20床以上）で特に総合的診療部門を有する病院 |
| 商業機能 | 大規模商業施設 | 大規模小売店舗立地法に基づく届出で店舗面積3,000m ² 以上の店舗 |
| 行政機能 | 市役所 | 地方自治法第4条第1項に規定する事務所に該当する市役所 |
| 子育て支援機能 | こども家庭センター | 児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する施設 |
| | 保育所 | 児童福祉法第39条第1項に規定する施設 |
| | 幼稚園 | 学校教育法第1条に規定する幼稚園 |
| | 認定こども園 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設 |

5-6 公的不動産の活用方針

(1) 都市全体における公的不動産の活用方針

公共施設の老朽化が進んでおり、管理・建替えコストの増大が懸念されます。今後の財政悪化を考慮すると、現在の公共施設の維持更新の継続は困難であるため、菊池市公共施設等総合管理計画と連携を図り、公共施設の集約化・効率化を進めるとともに、公的不動産の再配置を検討します。

(2) 都市機能誘導区域における公的不動産の活用方針

都市機能の誘導にあたっては、民間活力の活用等も視野に入れ、公的不動産の有効活用を図りながら、誘導区域内への施設誘導を図ります。

第6章 地域生活拠点の検討

第6章 地域生活拠点の検討

6-1 地域生活拠点の基本的な考え方

地域生活拠点は、都市計画区域外における地域コミュニティの核となる拠点のことです。本市では、4つの市町村が合併した経緯から、都市計画区域外である七城地域や旭志地域の旧町村の中心部にも地域の生活の拠点が存在しています。

各拠点には、支所をはじめとした行政機能や商業施設、医療施設、保育所などの日常に必要な機能が立地していますが、今後少子高齢化が進行することでそれらのサービスの維持・存続が困難となるなど、日常生活の利便性の低下が懸念されます。特に、地域の将来的な活力につながる子育て環境の整備は重要な課題の一つです。

また、令和4年（2022）年に旭志地域が過疎地域に指定され、近隣の半導体関連産業の進出によって、国道325号沿道を中心開発が進められており、地域の中心部の活性化を目的とした施策展開が難しくなっている現状にあります。

このような状況のなか、令和5年（2023）年に都市再生整備計画関連事業における国の支援措置の対象として、都市計画区域外の「地域生活拠点」が新たに追加されたことにより、地域コミュニティの核となる拠点の活性化に向けた施策の展開が期待されます。

以上を踏まえて、本計画では七城地域及び旭志地域の中心部を「地域生活拠点」として設定し、各種サービスの維持・存続を図り、地域コミュニティにおける重要な拠点として機能の確保に努めることとします。

6-2 地域生活拠点の設定条件

地域生活拠点は、「都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分圏内」である地域の拠点を設定します。地域生活拠点の基本的な考え方から、区域の設定条件を以下のとおり設定しました。

設定条件1：地域住民が生活する上での拠点となる地域

○行政の拠点である七城支所及び旭志支所から概ね500m圏内を地域住民が生活する上での拠点となる区域とします。

設定条件2：都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分圏内である地域

○都市機能誘導区域を設定した菊池中心市街地地区及び泗水支所周辺地区から路線バス等の公共交通で概ね30分圏内である地域を設定します。

設定条件3：都市計画マスタープランにおいて拠点としている地域

○都市計画マスタープランにおいて行政サービス拠点としている七城支所・旭志支所周辺を地域の生活拠点として設定します。

なお、地域生活拠点において居住誘導区域・都市機能誘導区域と同様の考え方に基づき、災害リスクの高い区域は除外し設定します。また、防災指針において災害リスクの高い地域の防災に関する取組について整理を行います。

一方で、七城地域及び旭志地域の双方とも本市有数の農業地域であることから、中心部に農用地が広がっている箇所もあります。そのため、農用地については、極力除外しつつ、区域の一体性を確保した拠点設定を行います。

6-3 地域生活拠点の設定

前項までの検討を踏まえ、七城地域と旭志地域に地域生活拠点を設定しました。それぞれの区域については、以下に示すとおりです。

(1) 七城地域の地域生活拠点

七城地域の地域生活拠点は、七城支所を中心として設定します。七城支所周辺には、七城小学校や七城中学校といった教育施設をはじめとして、七城公民館などの公共施設が集約して立地しています。また、その周辺を住宅地が取り囲んでおり、周辺部を含めた範囲を区域として設定します。

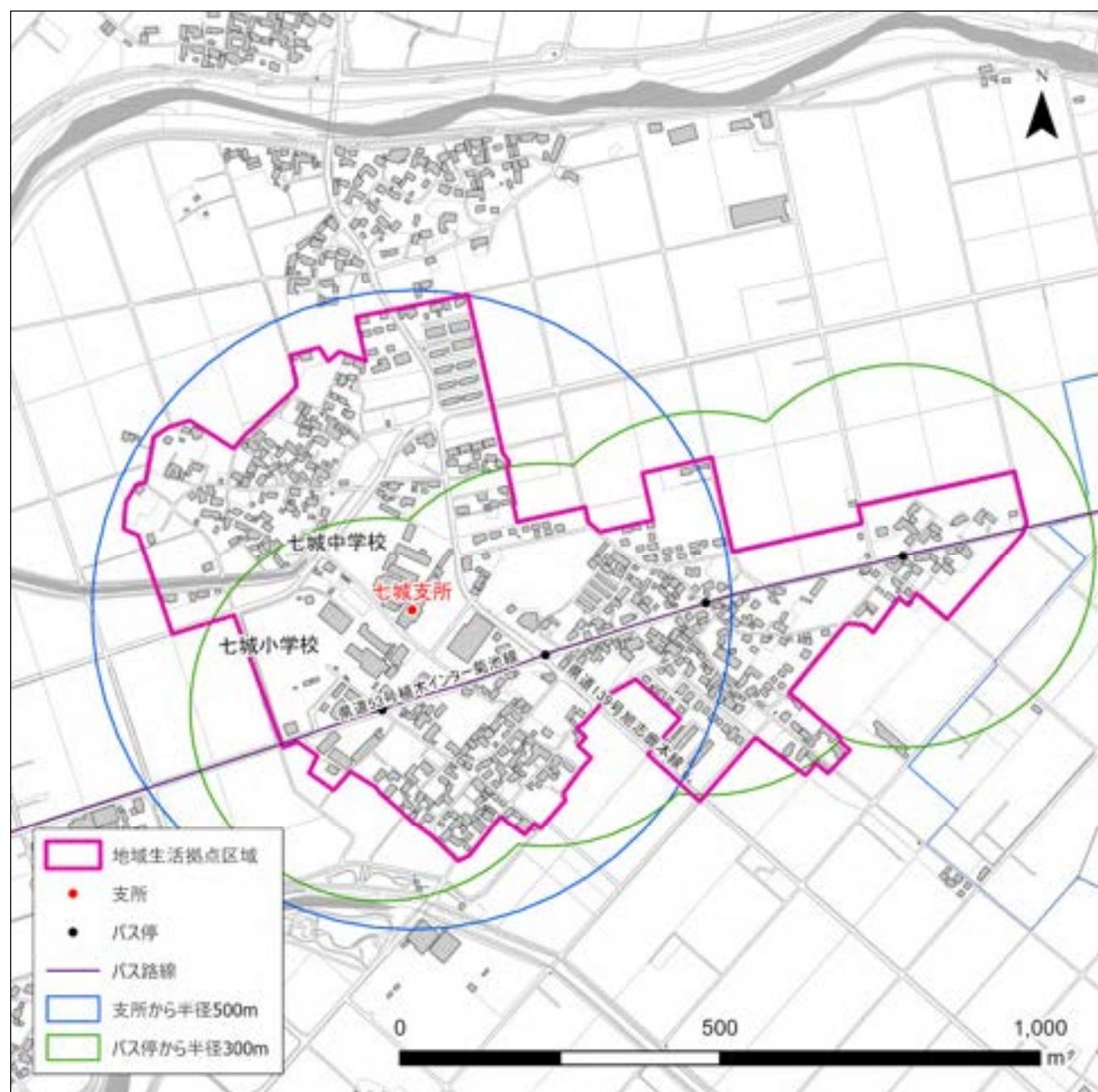


図 6-1 地域生活拠点(七城地区)

(2) 旭志地域の地域生活拠点

旭志地域の地域生活拠点は、旭志支所を中心として設定します。旭志支所周辺には、旭志中学校やスーパー・マーケットが立地しており、地域の拠点を形成しています。また、二鹿来川を越えて旭志小学校や市営住宅が立地しており、新明保育園までを含む範囲を区域として設定します。

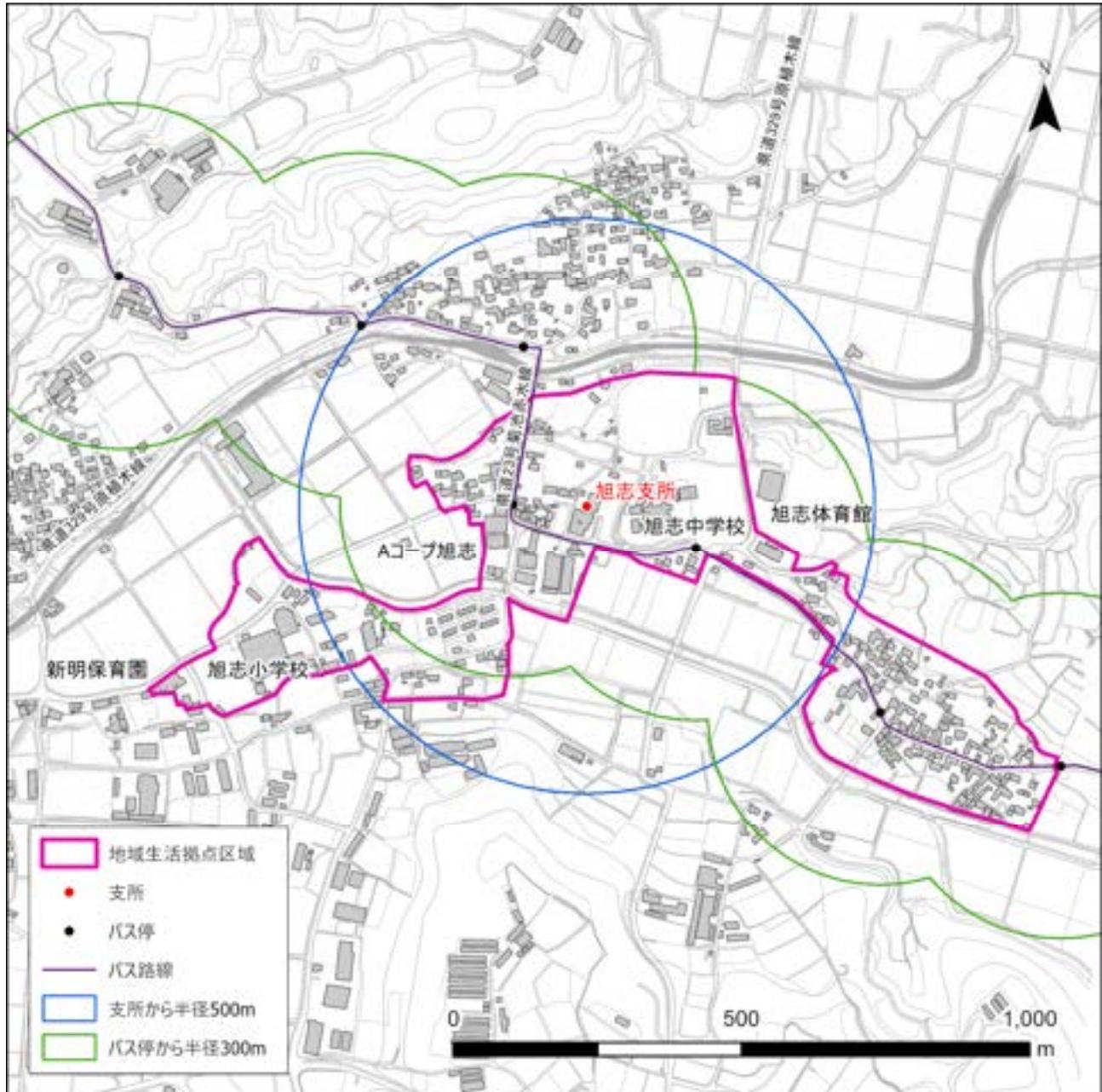


図 6-2 地域生活拠点(旭志地区)

第7章 誘導施策の検討

第7章 誘導施策の検討

7-1 誘導施策の体系

居住及び都市機能の誘導にあたっては、居住誘導区域に居住を誘導し、都市機能誘導区域に都市機能を誘導、地域生活拠点においては、生活利便性を維持するために講じる施策を検討します。

第3章で定めた都市構造の基本方針に基づき、誘導施策の方向性を【居住の誘導】及び【都市機能の誘導】に整理するとともに、菊池市地域公共交通計画と連携した【公共交通ネットワークの確保】を加え、本計画の実現を図ります。

表 7-1 誘導施策の体系

| 誘導方針1：居住の促進によるにぎわいの創出(居住の誘導) | |
|--|--|
| 誘導施策 | <ul style="list-style-type: none">① 居住誘導区域への定住促進② 空き家・空き地の有効活用③ 公園・緑地等の質の向上④ 子育て支援環境の整備⑤ 高齢者等が安心して暮らせる環境⑥ 居住誘導に関する届出制度の活用 |
| 誘導方針2：都市機能の充実による市民生活の向上(都市機能の誘導) | |
| 誘導施策 | <ul style="list-style-type: none">① 都市基盤の整備② 公共施設の集約・再配置③ 魅力ある拠点の形成④ 空き店舗等を活用したにぎわい創出⑤ データに基づいたまちづくりの推進⑥ 誘導施設に関する届出制度の活用 |
| 誘導方針3：利便性の高い公共交通ネットワークの形成(公共交通ネットワークの確保) | |
| 誘導施策 | <ul style="list-style-type: none">① 交通体系の見直しと公共交通の利便性向上 |

7-2 居住・都市機能等を誘導するための施策

(1) 居住の誘導に関する施策

本計画に基づき、人口の集積を促進するとともに、以下の施策に取り組むことにより、居住の誘導を図ります。

| | |
|------------|--|
| 施策 | ① 居住誘導区域への定住促進 |
| 施策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域内の人口集積の維持・拡大を図ります。 ・公営住宅の適切な維持管理を行い、人口動向や財政状況等を見据え、長寿命化に取り組み、既存の民間賃貸住宅の借上げによる住宅供給を検討します。 |
| 関連する取組・事業等 | <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の計画的な改修や統合、建替等の検討（「菊池市公共施設等総合管理計画」より引用） ・既存の民間住宅の借上げによる住宅供給の検討 |

| | |
|------------|--|
| 施策 | ② 空き家・空き地の有効活用 |
| 施策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・菊池市空き家バンクへの登録を進め、空き家の有効活用を推進します。 ・空き家バンクを利用して空き家を購入した場合は、改修・補修費用等の補助を行います。 ・空き家バンクを利用して空き家を購入または、空き地を購入して住居を新築した場合には、奨励金を交付します。 |
| 関連する取組・事業等 | <ul style="list-style-type: none"> ・菊池市空き家バンクの活用 ・「菊池市空き家改修補助金」の活用 ・「菊池市移住定住推進事業奨励金」の活用 |

| | |
|------------|--|
| 施策 | ③ 公園・緑地等の質の向上 |
| 施策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園・広場・緑地などの老朽化対策やバリアフリー化を検討します。 ・公園の計画的な維持保全を行うとともに、防災機能の強化を図ります。 ・子どもや保護者、高齢者など多様な方々が利用できる公園の整備を推進します。 |
| 関連する取組・事業等 | <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した公園施設の計画的な改修 ・園路の幅の確保や段差・勾配の改善等、公園施設のバリアフリー化の検討 ・公園における防災機能の強化 ・「都市構造再編集中支援事業」の活用 |

| | |
|------------|--|
| 施策 | ④ 子育て支援環境の整備 |
| 施策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代に選ばれるまちを目指し、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。 ・子育て世帯の移住・定住を促進するために住居の新築や購入を補助します。 |
| 関連する取組・事業等 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援環境の充実 地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、病児病後児保育事業等 ・「子育て世帯移住支援事業補助金」・「子育て世帯定住支援事業補助金」による補助 |

| | |
|------------|---|
| 施策 | ⑤ 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 |
| 施策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等が安心して歩きたくなる歩道空間の整備を行います。 ・高齢者等が利用しやすい公共施設のバリアフリー化を推進します。 ・買い物弱者や交通弱者に向けた対策を行います。 |
| 関連する取組・事業等 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路空間のバリアフリー整備 ・公共施設のバリアフリー化の検討 ・移動販売区域の拡充の検討や「きくちべんりカー」等の運行ルートの見直し |

| | |
|------------|--|
| 施策 | ⑥ 居住誘導に関する届出制度の活用 |
| 施策の内容 | ・居住誘導区域外で行う一定規模以上の住宅地の開発行為や建築行為等について、立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、土地開発業者等に対して災害リスクに関する情報や本計画の趣旨等を説明します。 |
| 関連する取組・事業等 | ・届出制度の活用 |

(2) 都市機能の誘導に関する施策

本計画に基づき、都市機能の立地を促進し、以下の施策に取組むことで、都市機能の誘導を図ります。

| | |
|------------|---|
| 施策 | ① 都市基盤の整備 |
| 施策の内容 | ・都市機能誘導区域の誘導施設を維持・充実するため、事業者・関係団体等に対し、継続的に立地適正化計画の趣旨等の周知を行い、協力を働きかけます。 ・都市機能誘導区域における歩行環境やインフラ整備などの都市基盤の整備による誘導施設の維持・誘導を行います。 |
| 関連する取組・事業等 | ・老朽化した道路施設の計画的な改修、生活道路の改善等 ・商業、医療、介護福祉等の誘導施設の維持 |

| | |
|------------|---|
| 施策 | ② 公共施設の集約・再配置 |
| 施策の内容 | ・老朽化した公共施設は改修・再整備等を検討し、適切に維持管理します。 ・都市機能誘導区域・地域生活拠点内における公共施設は機能の複合化も考慮しつつ、区域内での整備を基本として検討します。 ・地域コミュニティの核となる学校施設は、老朽化に伴い長寿命化改修等を進めます。 |
| 関連する取組・事業等 | ・公共施設の再配置、維持管理（「菊池市公共施設等総合管理計画」より引用） ・公的不動産の効果的な活用 ・国、県等と連携した公有地等の賃貸、売却等 ・学校施設の長寿命化改修等 |

| | |
|------------|---|
| 施策 | ③ 魅力ある拠点の形成 |
| 施策の内容 | ・本市の中心部である菊池地域は、行政、教育・文化、商業などの誘導施設を集積させ、都市機能の利便を享受できる中心拠点の形成を図ります。また、住民や観光客が歩いて回遊できるまちなかウォーカブルシティ実現に向けた取り組みを推進します。 ・泗水地域は、行政、医療、商業などの日常生活に必要な誘導施設を集積させるとともに、居住環境や公園・道路網など利便性と安全性が確保された市街地の形成を図ります。 ・七城地域は、住民の利便性の向上を図るまちづくりを進め、地域住民の生活と農業の持続的な発展を両立するうるおいあるまちを目指します。 ・旭志地域は、近隣自治体や各地域と連携しながら、計画的なまちづくりを展開するとともに、農業と共生するまちを目指します。 |
| 関連する取組・事業等 | ・既存都市計画の見直し ・菊池市まちなかウォーカブルシティ基本構想の推進 ・「都市構造再編集中支援事業」の活用 ・「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の活用 |

| | |
|------------|--|
| 施策 | ④ 空き店舗等を活用したにぎわい創出 |
| 施策の内容 | ・都市機能誘導区域内の空き店舗や空き家等を活用し、積極的な商業誘致を図ることにより、まちなかのにぎわい創出につなげます。 |
| 関連する取組・事業等 | ・「創業支援事業補助金」の活用 |

| | |
|------------|---|
| 施策 | ⑤ データに基づいたまちづくりの推進 |
| 施策の内容 | ・人口減少社会に対応するため、デジタル化の推進によって、データに基づいた快適で利便性の高い都市を構築します。 ・「菊池市デジタル化推進基本方針」に即して、デジタル技術を取り入れた持続可能なまちづくりを推進します。 |
| 関連する取組・事業等 | ・デジタルツールを活用したデータに基づく実効性の高い政策立案 |

| | |
|------------|--|
| 施策 | ⑥ 誘導施設に関する届出制度の活用 |
| 施策の内容 | ・都市機能誘導区域外における誘導施設の整備動向や、都市機能誘導区域内における誘導施設の休止・廃止の動きの把握など、本計画に基づく届出制度を活用します。 ・事業者等が活用できる支援措置については、事業者等に向けて情報提供を行い、都市機能誘導区域内への立地の促進を図ります。 |
| 関連する取組・事業等 | ・届出制度の活用 |

(3) 公共交通ネットワークの確保に関する施策

本計画及び菊池市地域公共交通計画に基づき、公共交通ネットワークの維持・充実のために、以下の施策に取り組みます。

| | |
|------------|---|
| 施策 | ① 交通体系の見直しと公共交通の利便性向上 |
| 施策の内容 | ・利用実態やニーズ、高齢者等の免許返納などを踏まえ、交通事業者、行政、市民、関連団体等で組織する菊池市公共交通会議で協議を行い、誰もが利用しやすい新たな交通体系を構築し、過ごしやすく訪れやすいまちを目指します。 ・都市機能誘導区域と住宅地をつなげる公共交通ネットワークの維持や利便性の向上を図ります。 ・乗合送迎サービス「きくちあいのりタクシー」の充実を図り、移動手段の確保に努めます。 ・きくちべんりカーや路線バスについて、利用者の利便性向上並びに持続可能な運行を図るため、地域公共交通計画に基づいた運行支援を行います。 ・市民や観光客など誰にとっても分かりやすい公共交通情報の提供に努めます。 ・他自治体と連携し、熊本空港から市内へのバス路線を誘致し、市民や観光客の利便性向上を図ります。 |
| 関連する取組・事業等 | ・「きくちあいのりタクシー」や「きくちべんりカー」の運行支援 ・公共交通網の維持(菊池市地域公共交通計画) ・みんなの福祉車両(菊池市カーシェア)の活用 |

7-3 届出制度の運用

本計画では、居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外において一定規模以上の住宅や誘導施設の開発・建築等を行う場合は、行為に着手する30日前までに市への届出が義務付けられています。

また、都市機能誘導区域内において誘導施設を休廃止する場合は、休廃止しようとする日の30日前までに市への届出が必要となります。

【届出が必要な行為】

- ①居住誘導区域**外**における一定規模以上の住宅の開発・建築等
- ②都市機能誘導区域**外**における誘導施設の開発・建築等
- ③都市機能誘導区域**内**における誘導施設の休廃止

※届出義務に関する規定は宅地建物取引業法(第35条)の重要事項説明の対象となります。

(1) 居住誘導区域外における建築等の届出等

居住誘導区域外における届出制度は、居住誘導区域外における住宅^{※1}開発等の動きを把握するための制度です。居住誘導区域外で行われる一定規模以上の開発行為^{※2}または建築等行為を行おうとする場合、市長への届出が義務付けられています。(都市再生特別措置法第88条第1項)

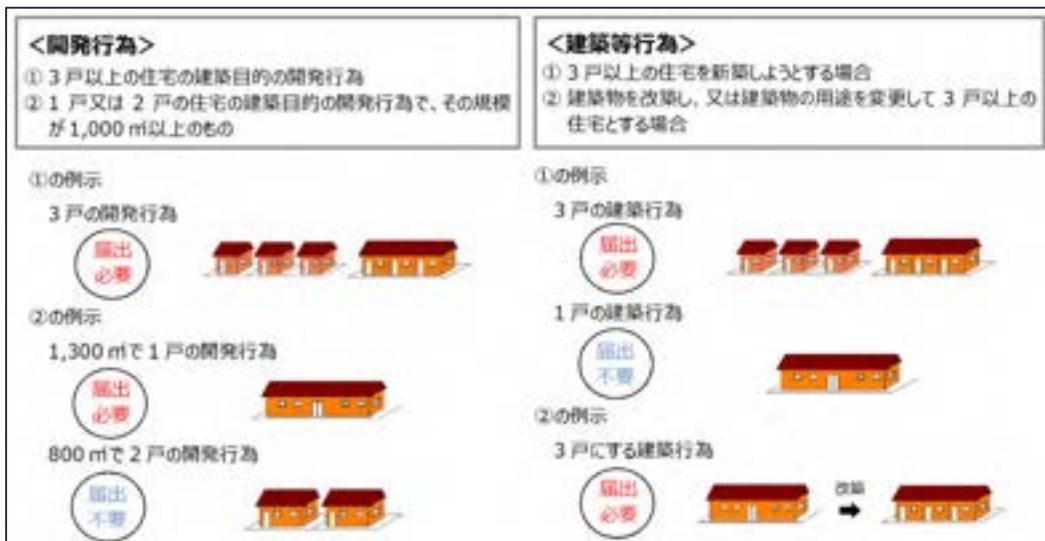


図 7-1 居住誘導区域外において届出の対象となる行為の概要

出典:改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)

市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第88条第3項)

市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けたものに対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。(都市再生特別措置法第88条第4項)

※1 住宅には共同住宅(住戸)を含みます。

※2 開発行為とは、主として、「建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」をいいます。(都市計画法第4条第12項)

(2) 都市機能誘導区域外における建築等の届出等

都市機能誘導区域外で誘導施設として位置付けられた施設を対象に開発行為または建築等行為を行おうとする場合、市長への届出が義務付けられています。(都市再生特別措置法第108条第1項)

【届出が必要な行為】

| | |
|-------|--|
| 開発行為 | ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 |
| 建築等行為 | ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合 |

(例)大規模小売店舗(店舗面積 3,000 m²以上)を新築する場合

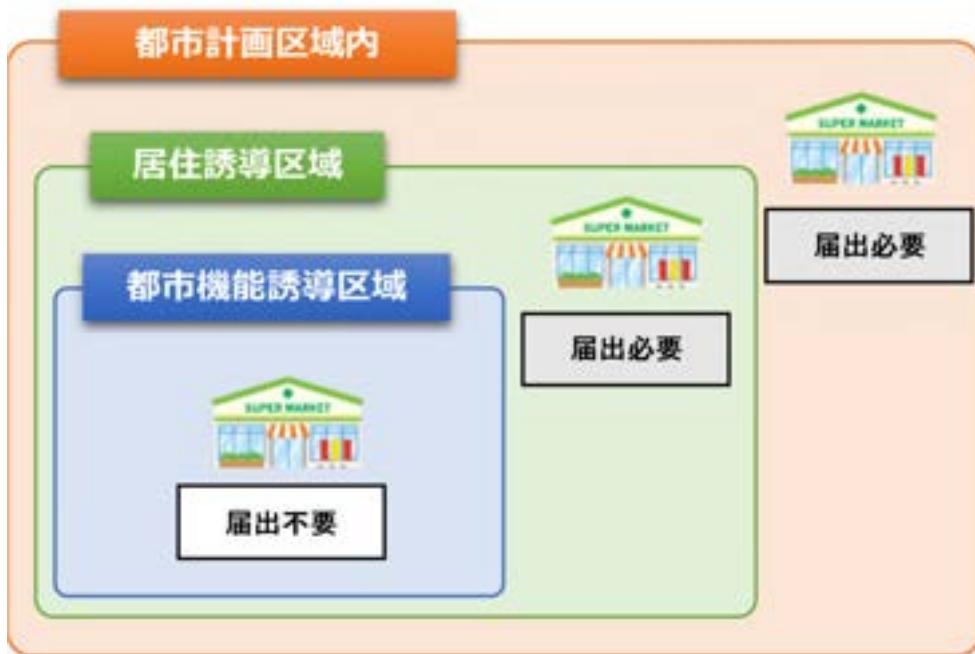


図 7-2 都市機能誘導区域外において届出の対象となる行為の概要

出典:改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)

<敷地が都市機能誘導区域をまたぐ場合の取り扱い>

敷地の一部でも都市機能誘導区域内であれば、都市機能誘導区域として扱います。



市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第108条第3項)

市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。(都市再生特別措置法第108条第4項)

(3) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の事前届出

都市機能誘導区域内で設定されている誘導施設を休止・廃止しようとする場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条の2第1項)

(例)大規模小売店舗(店舗面積 3,000 m²以上)を休廃止する場合

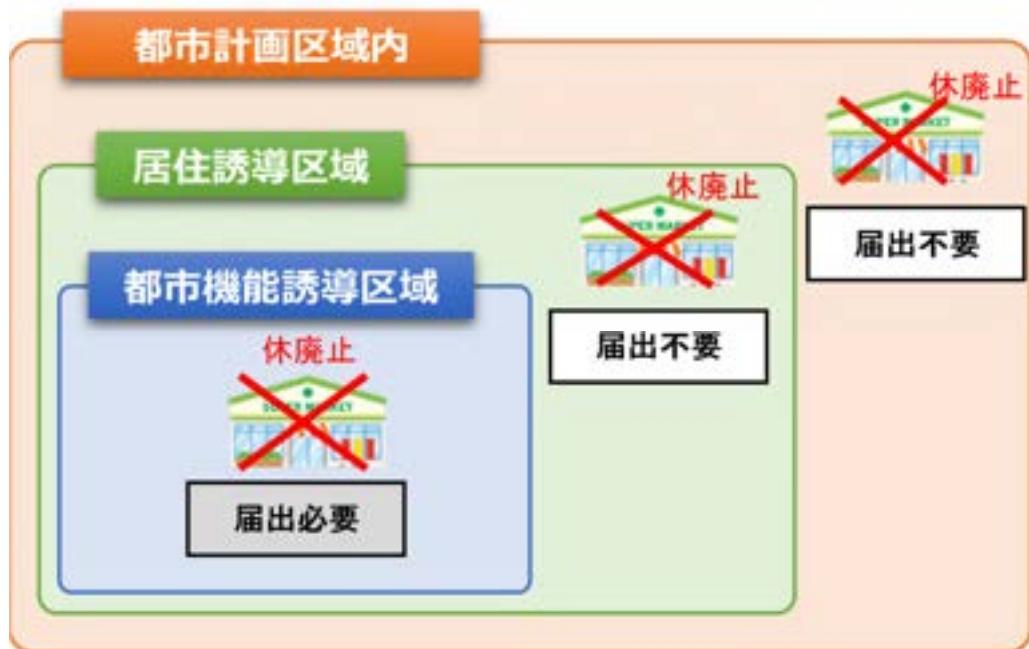


図 7-3 都市機能誘導区域内において届出の対象となる行為の概要

出典:改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)

市長は、届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るために、当該休止し、または廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第108条の2第2項)

第8章 防災指針の検討

第8章 防災指針の検討

8-1 災害リスクの検討・防災まちづくりに向けた課題の抽出

(1) 防災指針とは

近年、全国各地で豪雨による浸水や土砂災害、地震・津波等の大規模災害が発生しています。我が国では、こうした頻発・激甚化する自然災害への総合的対策が喫緊の課題となっていることから、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、令和2年(2020)年6月の都市再生特別措置法改正によって、立地適正化計画の新たな記載事項として居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」が位置づけられました。

そこで、立地適正化計画において、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、居住誘導区域における災害リスクに関して防災の方針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組みを位置づけることとします。

(2) 防災指針検討の流れ

防災指針は、本市におけるハザード情報と都市情報を重ね合わせることで防災上の課題を抽出し、課題に基づいた「防災まちづくり」を設定の上で、具体的な取組み、スケジュール、目標値等を策定するものです。策定にあたっては、関連計画である「菊池市地域防災計画」「菊池市国土強靭化地域計画」などとの整合を図ります。また、地域生活拠点に関しても同様にハザードを確認することで、地域の防災力強化に資する防災指針を検討しました。

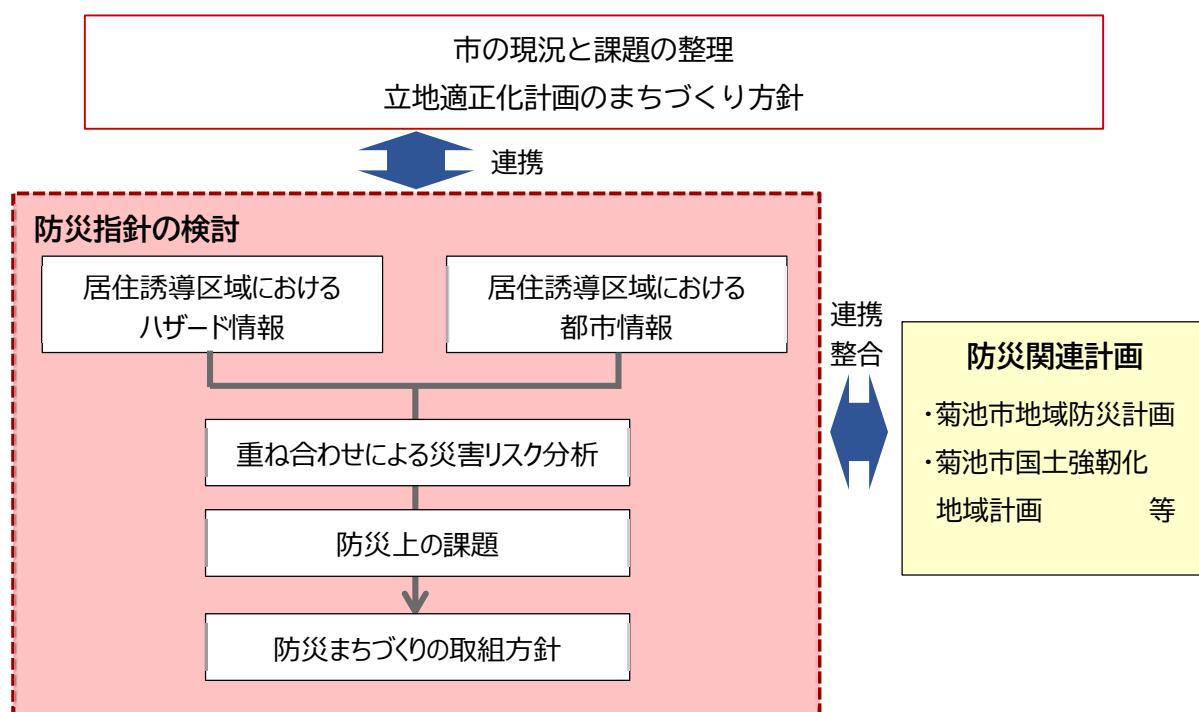


図 8-1 防災指針の検討フロー

(3) 災害ハザード情報の収集・整理

本市の居住誘導区域内における災害リスクは、菊池川の洪水による浸水被害や土砂災害が主なものであり、以下のとおりハザード情報を収集・整理します。

表 8-1 本市の主な災害ハザード情報

| 種類 | 災害ハザード | 出典 |
|----|--|---|
| 洪水 | <ul style="list-style-type: none">・洪水浸水想定区域(想定最大規模)・洪水浸水想定区域(計画規模)・家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) | <p>菊池川(国管理部分):九州地方整備局菊池川河川事務所(平成 29 年(2017)年)</p> <p>菊池川(県管理部分):熊本県土木部河川課 水位周知河川(平成30年(2018)年) 水位周知河川以外の河川(令和4年(2022)年)</p> |
| 土砂 | <ul style="list-style-type: none">・土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域 | 熊本県土木部砂防課(令和 6 年(2024)年) |

なお、洪水に関する災害ハザードは、計画規模降雨や想定最大規模降雨による浸水想定区域、想定最大規模降雨時に建物が被害を受ける家屋倒壊等氾濫想定区域などがあります。それぞれの内容は以下のとおりです。

○洪水浸水想定区域(想定最大規模)

洪水浸水想定区域(想定最大規模)は、想定しうる最大の降雨により浸水が想定される区域を指定するものです。想定最大規模降雨は、その河川に過去に降った雨だけでなく、近隣の河川に降った雨が、同じように発生するという考えに基づき、地域において過去に観測された最大の降雨量により設定されています。

なお、想定最大規模降雨(1/1,000 年確率規模以上)とは、1,000 年毎に1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が 1/1,000(0.1%)以下の降雨です。毎年の発生確率は小さいですが、サイコロを6回振れば、「1」が複数回出る場合があることと同じで、1,000 年の間にその規模を超える降雨が複数回発生することもあります。

○洪水浸水想定区域(計画規模)

洪水浸水想定区域(計画規模)は、計画規模の降雨により浸水が想定される区域を指定するものです。計画規模は、河川整備の目標とする降雨のことと、河川の流域の大きさや災害の発生の状況などを考慮して、定めるものとされています。菊池川水系の場合、年超過確率 1/100～1/10(毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1%から 10%)の降雨に伴う洪水により菊池川(迫間川や合志川を含む)が氾濫した場合の浸水区域を洪水浸水想定区域(計画規模)として河川ごとに設定しており、国・県とともに河川整備などのハザード対策の取組を進めています。

○家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

家屋倒壊等氾濫想定区域は、洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲を示すもので、洪水時における立ち退き避難の目安になるものです。

氾濫流は、現行の建築基準に適合した一般的な構造の木造家屋について、想定最大規模降雨が発生した場合に浸水深と流速から倒壊等をもたらすおそれのあるおおよその範囲を示しています。



図 8-2 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)のイメージ

出典:避難情報等について(内閣府)

○家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

河岸侵食は、木造・非木造の家屋倒壊等をもたらすような洪水時の河岸侵食幅を、河岸高(堤内地盤高と平均河床高の差)や川幅等から想定したものです。河岸侵食についても想定最大規模降雨が発生した場合のおおよその範囲を示しています。



図 8-3 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)のイメージ

出典:避難情報等について(内閣府)

(4) 災害リスクの評価方法

前項の洪水・土砂災害と都市情報を重ね合わせてリスク分析を行います。

表 対象の都市情報・分析の視点

| 都市情報 | 分析の視点 |
|----------------------|----------------|
| ・住宅・建物 | ・避難所が活用できるか |
| ・避難所 | ・浸水による機能停止がないか |
| ・公共公益施設 (医療・福祉施設) | ・家屋倒壊の危険がないか |

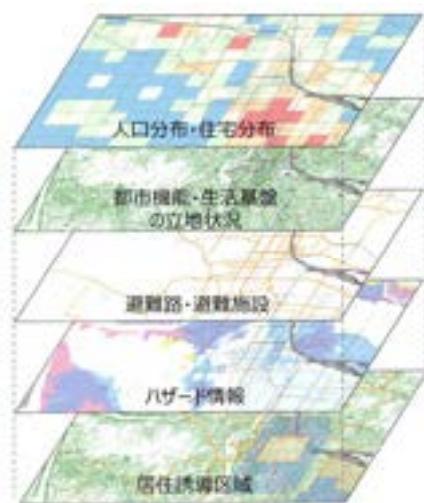


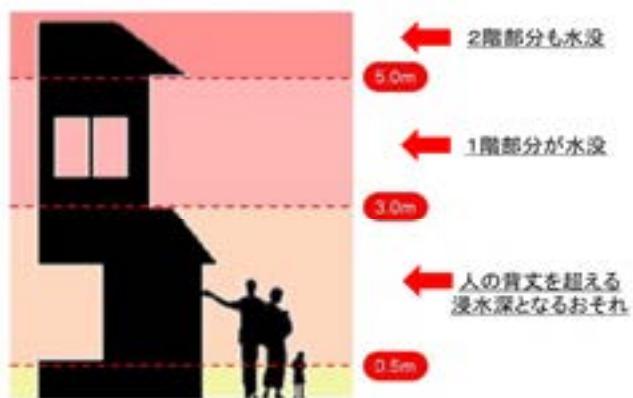
図 8-4 災害ハザードと都市情報の重ね合わせイメージ

出典:立地適正化計画作成の手引き(国交省)

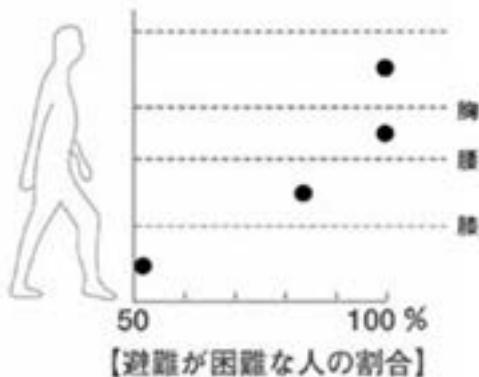
○浸水深に関する災害リスク

一般的な家屋では、浸水深 0.5m 以上で 1 階床上が、浸水深 3m 以上で 2 階床上が水没すると言われています。

また、浸水深 0.5m 以上が想定される地域は、徒歩による避難が困難になる災害リスクがあります。その中でも、浸水深 3m 以上の区域は家屋が水没するおそれがあることから、災害リスクが高い地域であると考えられます。



出典:立地適正化計画策定の手引き 資料編(国土交通省)



出典:洪水ハザードマップ作成の手引き(国土交通省)

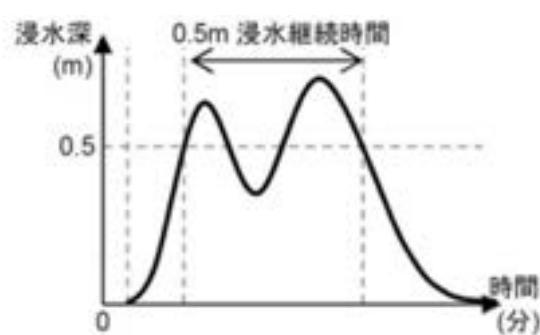
【実験データ】

浸水深が 0.5m (大人の膝) 程度ではん流速が 0.7m/s 程度でも避難は困難となる。



○浸水継続時間に関する災害リスク

浸水継続時間が長い場合は、建物の 2 階以上に垂直避難して命が守られたとしても、停電や上下水道等の機能停止が生じるため、その後の生活に支障が出るおそれがあります。



| 避難行動 | 浸水深 |
|-------------------------------------|-----------------------|
| 避難行動が遅れた場合、高層階へ避難（垂直避難） 事前の避難が必要 | 0.5m～3.0m未満 3.0m以上 |
| ↑ 浸水深・浸水継続時間の 両者より避難行動を判断 | |
| 避難行動 | 浸水継続時間 |
| 事前の避難が必要 | 長期にわたり 浸水が継続 |
| 避難行動が遅れた場合、高層階へ避難（垂直避難） | 浸水が短期間で 解消される |

出典:洪水浸水想定区域作成マニュアル(国土交通省)

(5) 災害リスクからみる防災上の課題への取組方針

①洪水浸水深(想定最大規模)内における建物階数の分布

浸水深 3.0m 以上になると、建物の 1 階部分まで水没するとされています。想定最大規模の浸水深をみると菊池中心市街地は、居住誘導区域内の浸水深 3.0m 以上のエリアが一部みられます。

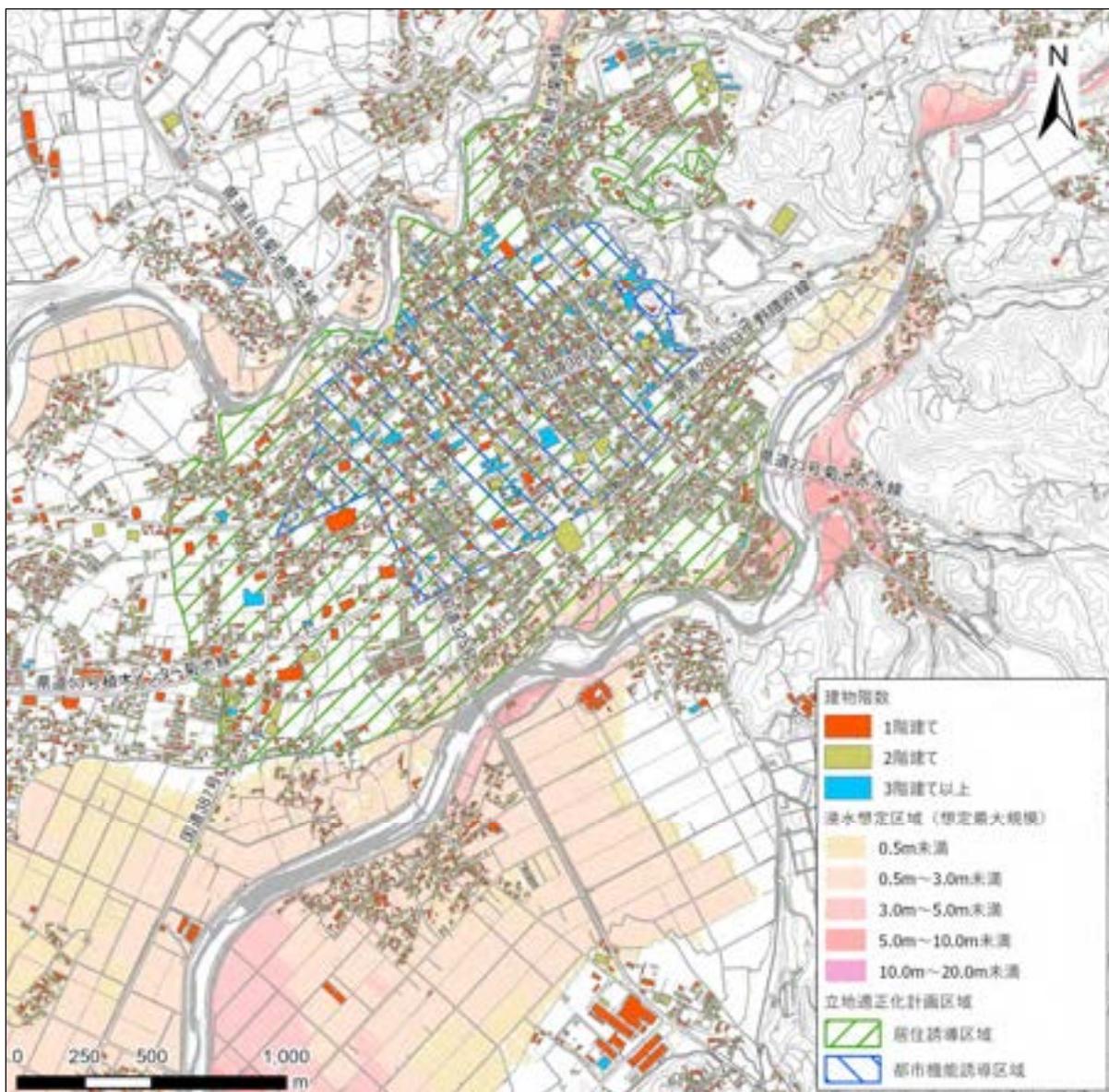


図 8-5 洪水浸水深（想定最大規模）×建物階数【菊池中心市街地】

出典：都市計画基礎調査（R4）

想定最大規模に対しては、様々な主体が連携して防災・減災に取り組み、ハードだけでなくソフト的な対策も含む総合的な防災への取組を行う必要があります。

よって、以下のとおり取組方針を整理しました。

【取組方針】

- ・流域治水による洪水災害リスク対策
- ・浸水に対する建物の強靭化対策
- ・防災情報の提供
- ・地域防災力の強化
- ・避難体制の充実

泗水国道 387 号沿道の居住誘導区域内には、1 階建ての建物が存在し浸水想定区域に含まれていますが、そのほとんどの想定浸水深は 3.0m 未満となっています。

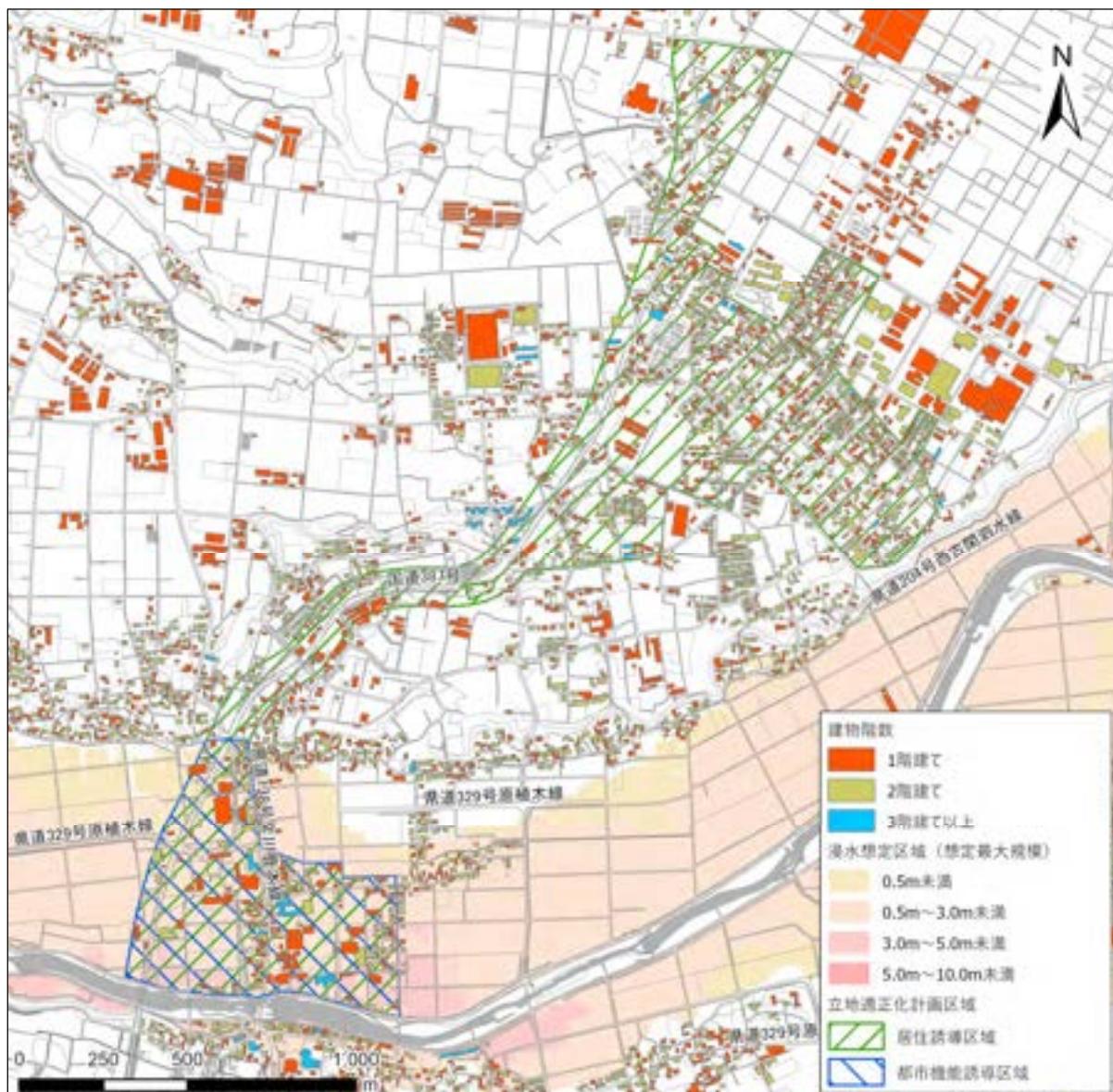


図 8-6 洪水浸水深（想定最大規模）×建物階数【泗水国道 387 号沿道】

出典：都市計画基礎調査（R4）

想定最大規模に対しては、様々な主体が連携して防災・減災に取り組み、ハードだけでなくソフト的な対策も含む総合的な防災への取組を行う必要があります。

よって、以下のとおり取組方針を整理しました。

【取組方針】

- ・流域治水による洪水災害リスク対策
- ・浸水に対する建物の強靭化対策
- ・防災情報の提供
- ・地域防災力の強化
- ・避難体制の充実

②洪水浸水深(想定最大規模)内における避難所等の分布

菊池中心市街地の居住誘導区域内には、最寄りの指定緊急避難場所及び指定避難所まで一定距離があるエリア及び浸水想定区域(想定最大規模)内のエリアが一部みられ、早めの避難が必要なエリアです。

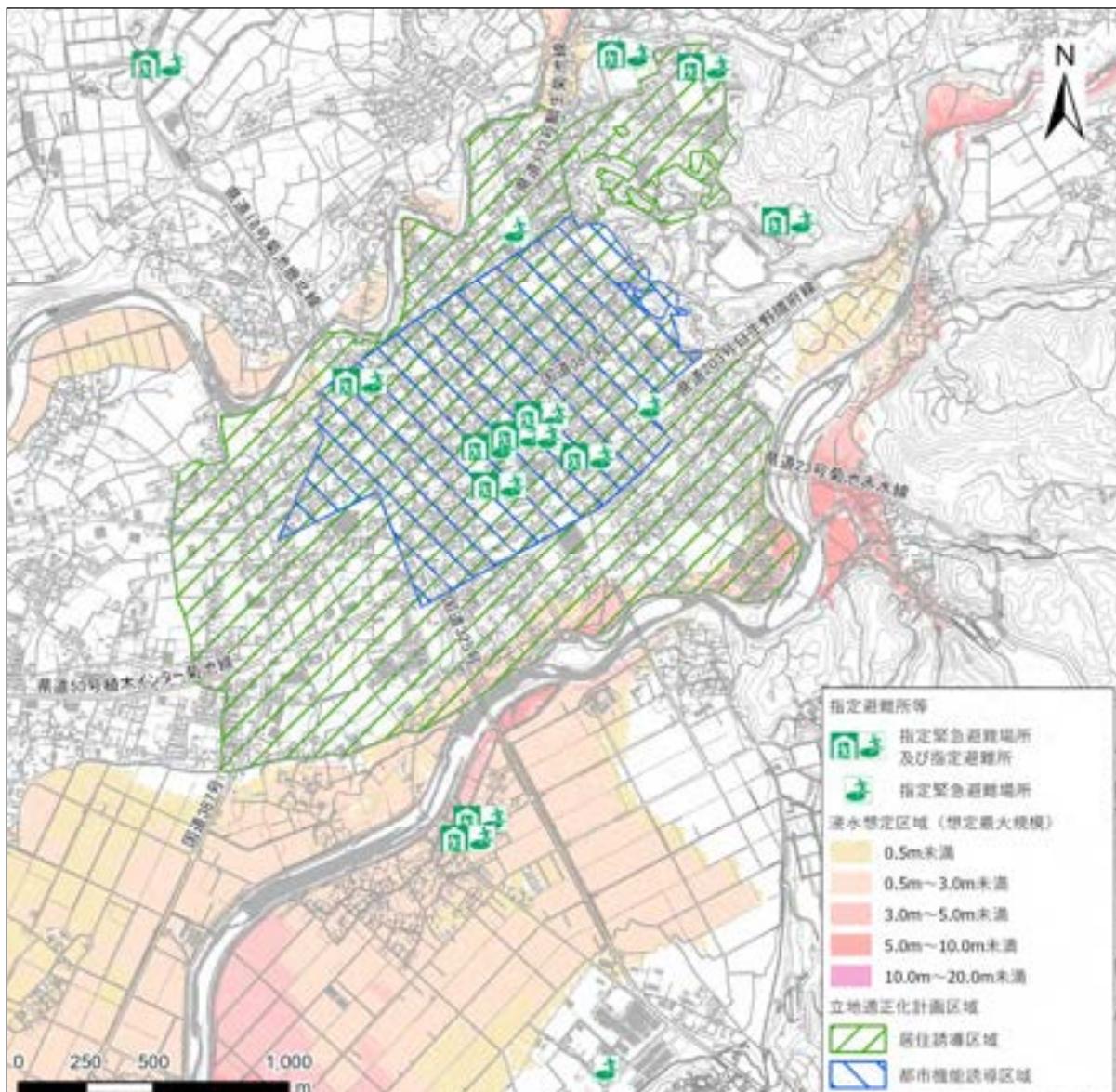


図 8-7 洪水浸水深（想定最大規模）×避難所分布【菊池中心市街地】

※一部の指定緊急避難場所及び指定避難所は、洪水時に利用できないおそれがあります。

市民が早めの避難を行うためには、本市及び公的機関の迅速かつ正確な情報提供が不可欠です。あわせて、市民の自助・共助意識の醸成や平常時からの地域の防災力向上など、避難体制の充実が重要です。

よって、以下のとおり取組方針を整理しました。

【取組方針】

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・防災情報の提供 | ・流域治水による洪水災害リスク対策 |
| ・地域防災力の強化 | ・浸水に対する建物の強靭化対策 |
| ・避難体制の充実 | |

泗水国道 387 号沿道の居住誘導区域内には、最寄りの指定緊急避難場所及び指定避難所まで一定距離があるエリア及び浸水想定区域(想定最大規模)内のエリアが一部みられ、早めの避難が必要なエリアです。また、一部の避難所等は、洪水時に利用できないおそれがあります。

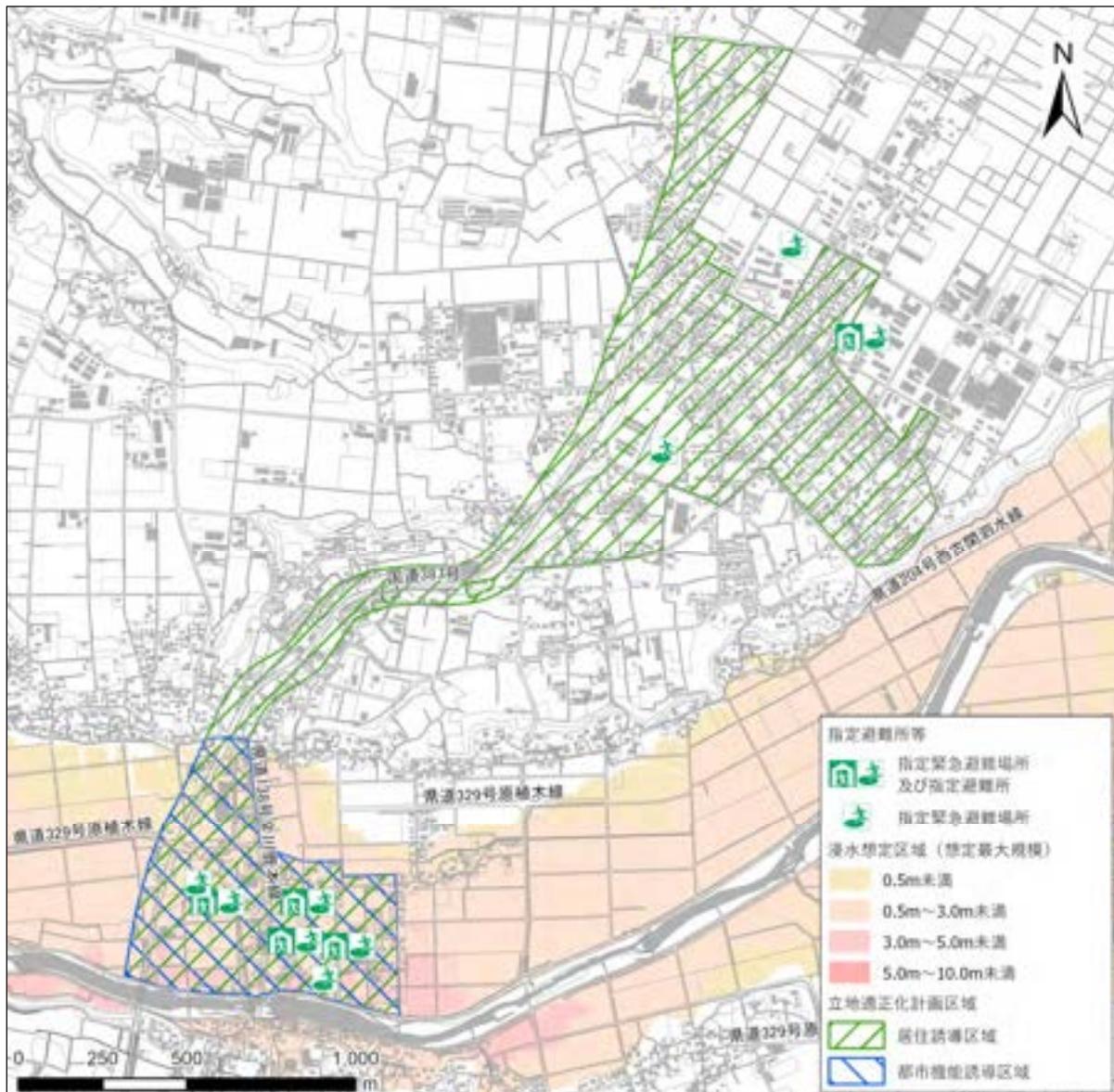


図 8-8 洪水浸水深（想定最大規模）×避難所分布【泗水国道 387 号沿道】

市民が早めの避難を行うためには、本市及び公的機関の迅速かつ正確な情報提供が不可欠です。あわせて、市民の自助・共助意識の醸成や平常時からの地域の防災力向上など、避難体制の充実が重要です。よって、以下のとおり取組方針を整理しました。

【取組方針】

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・防災情報の提供 | ・流域治水による洪水災害リスク対策 |
| ・地域防災力の強化 | ・浸水に対する建物の強靭化対策 |
| ・避難体制の充実 | |

③洪水浸水深(想定最大規模)内における公共公益施設(医療・福祉)の分布

浸水想定区域内に都市機能施設が立地している場合、洪水による施設の機能低下や救急車両の通行への支障等が懸念されます。

菊池中心市街地の居住誘導区域内の浸水深 0.5m 以上の範囲には、診療所等が立地していましたが、本計画の見直し時点では施設は廃止されており、誘導区域内においては、公共公益施設の立地はみられません。

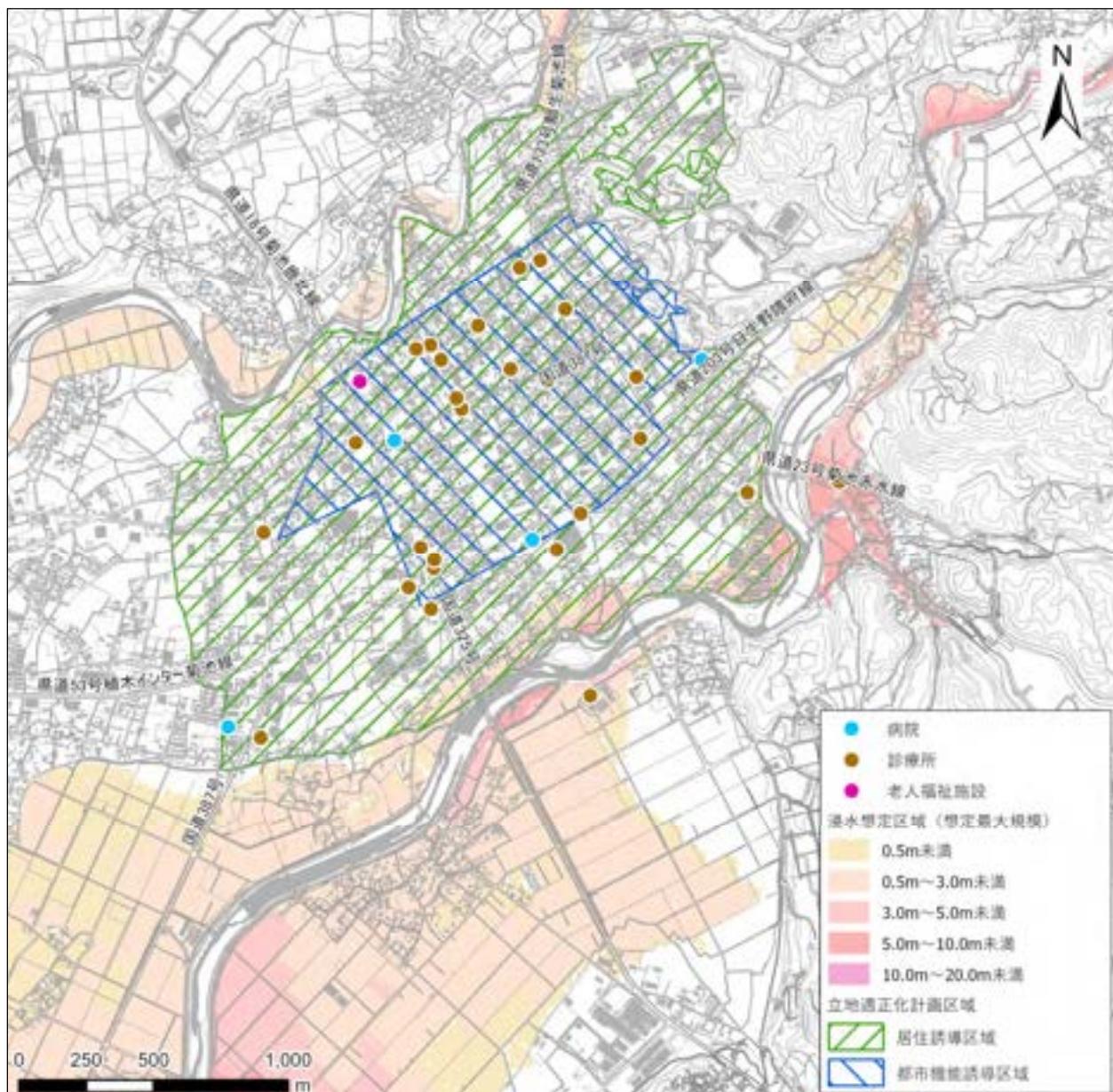


図 8-9 洪水浸水深（想定最大規模）×公共公益施設分布【菊池中心市街地】

出典：都市計画基礎調査（R4）

泗水国道 387 号沿道の居住誘導区域の浸水深 0.5m 以上の範囲には、診療所が立地しています。

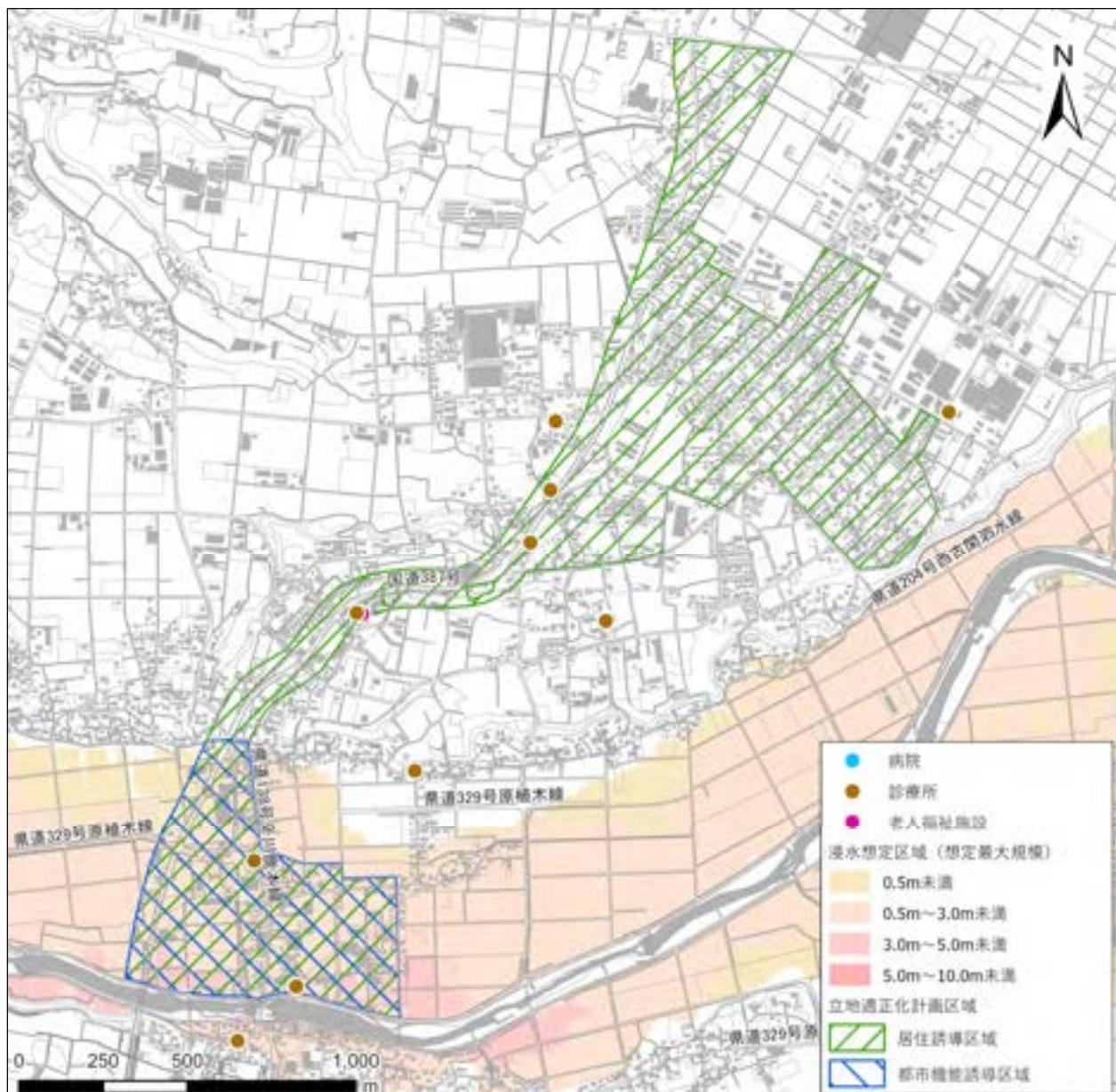


図 8-10 洪水浸水深（想定最大規模）×公共公益施設分布【泗水国道 387 号沿道】

出典：都市計画基礎調査（R4）

各医療・福祉施設では、個別避難計画が策定されており、それに従って避難することとなります。災害時に迅速な情報提供に努めるため、以下のとおり取組方針を整理しました。

【取組方針】

- ・防災情報の提供
- ・地域防災力の強化
- ・避難体制の充実

④洪水浸水深(計画規模)内における建物階数の分布

菊池中心市街地は、居住誘導区域の一部が計画規模の浸水想定区域に含まれていますが、土地利用は田畠であるため住宅等の建物は立地していません。

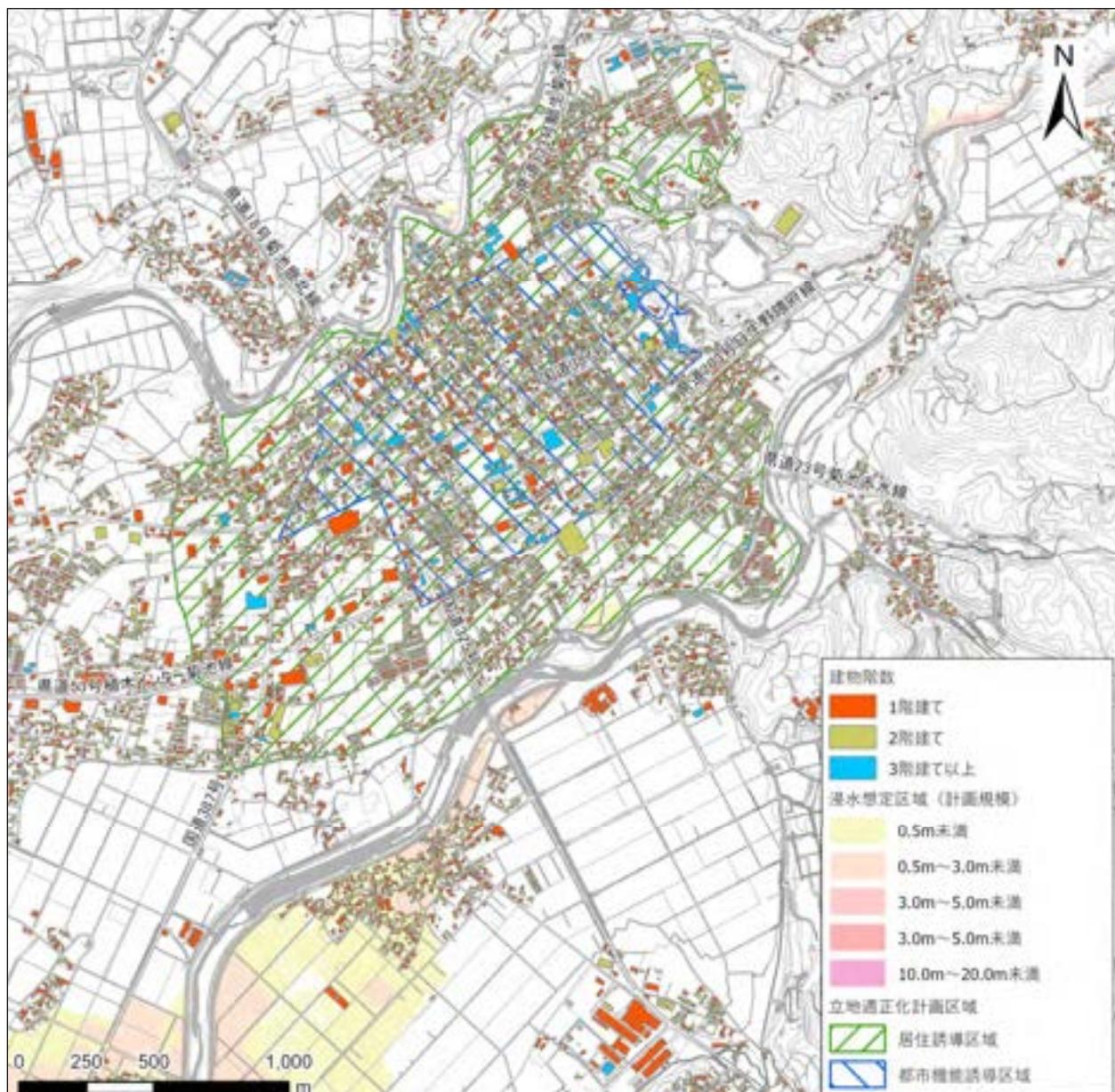


図 8-11 洪水浸水深（計画規模）×建物階数【菊池中心市街地】

出典：都市計画基礎調査（R4）

泗水国道 387 号沿道の浸水想定区域には、住宅が数棟立地しています。

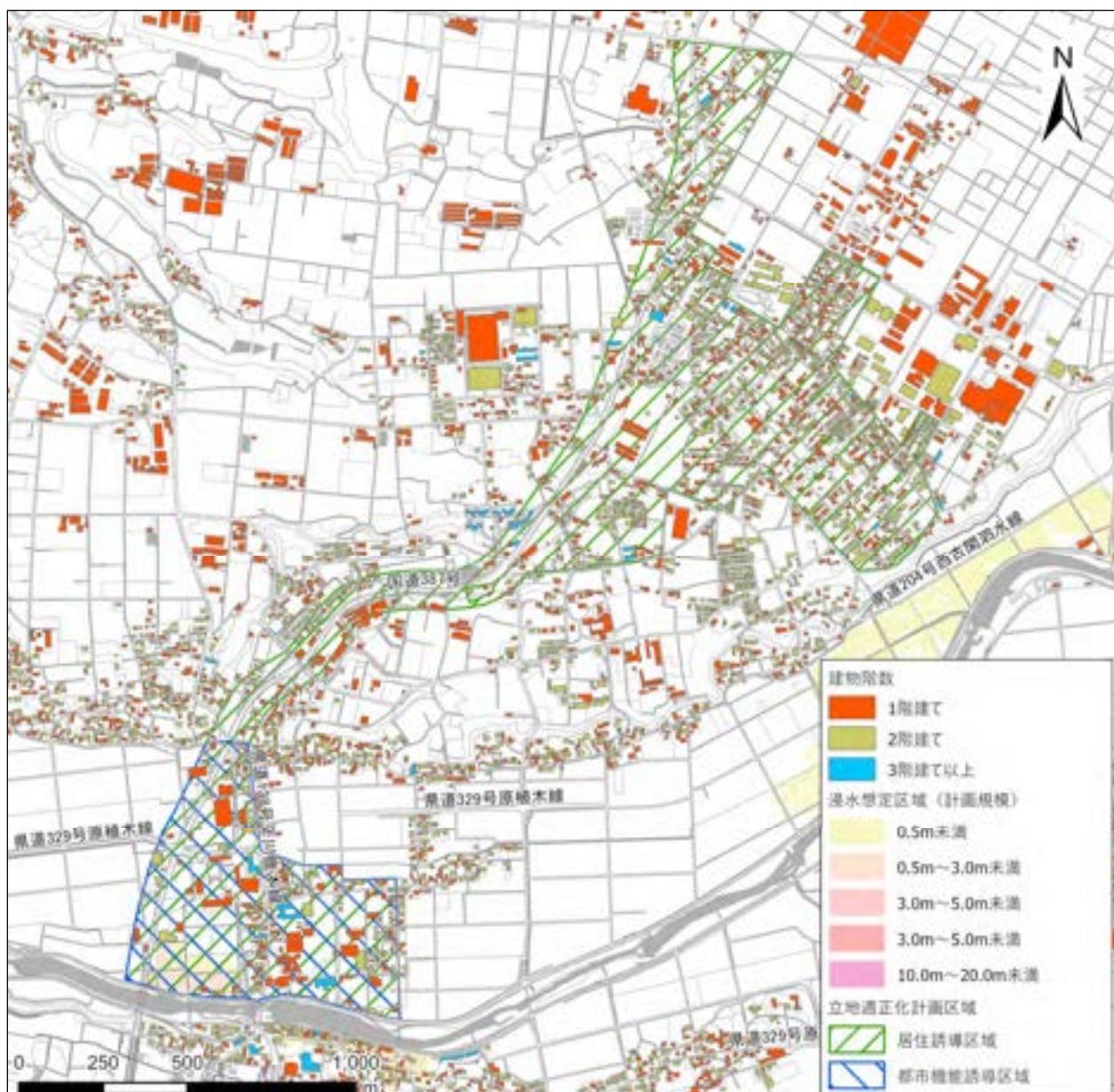


図 8-12 洪水浸水深（計画規模）×建物階数【泗水国道 387 号沿道】

出典：都市計画基礎調査（R4）

計画規模においては、誘導区域内の浸水はほとんどみられませんが、一部浸水想定区域に含まれているため、各関係者が治水対策を進めていく必要があります。よって、取組方針を以下のとおり整理しました。

【取組方針】

- ・流域治水による洪水災害リスク対策
- ・防災情報の提供
- ・地域防災力の強化
- ・避難体制の充実

⑤洪水浸水深(計画規模)内における避難所等の分布

菊池中心市街地の居住誘導区域内には、浸水想定区域(計画規模)と重複するエリアがありますが、指定緊急避難場所及び指定避難所は立地していません。

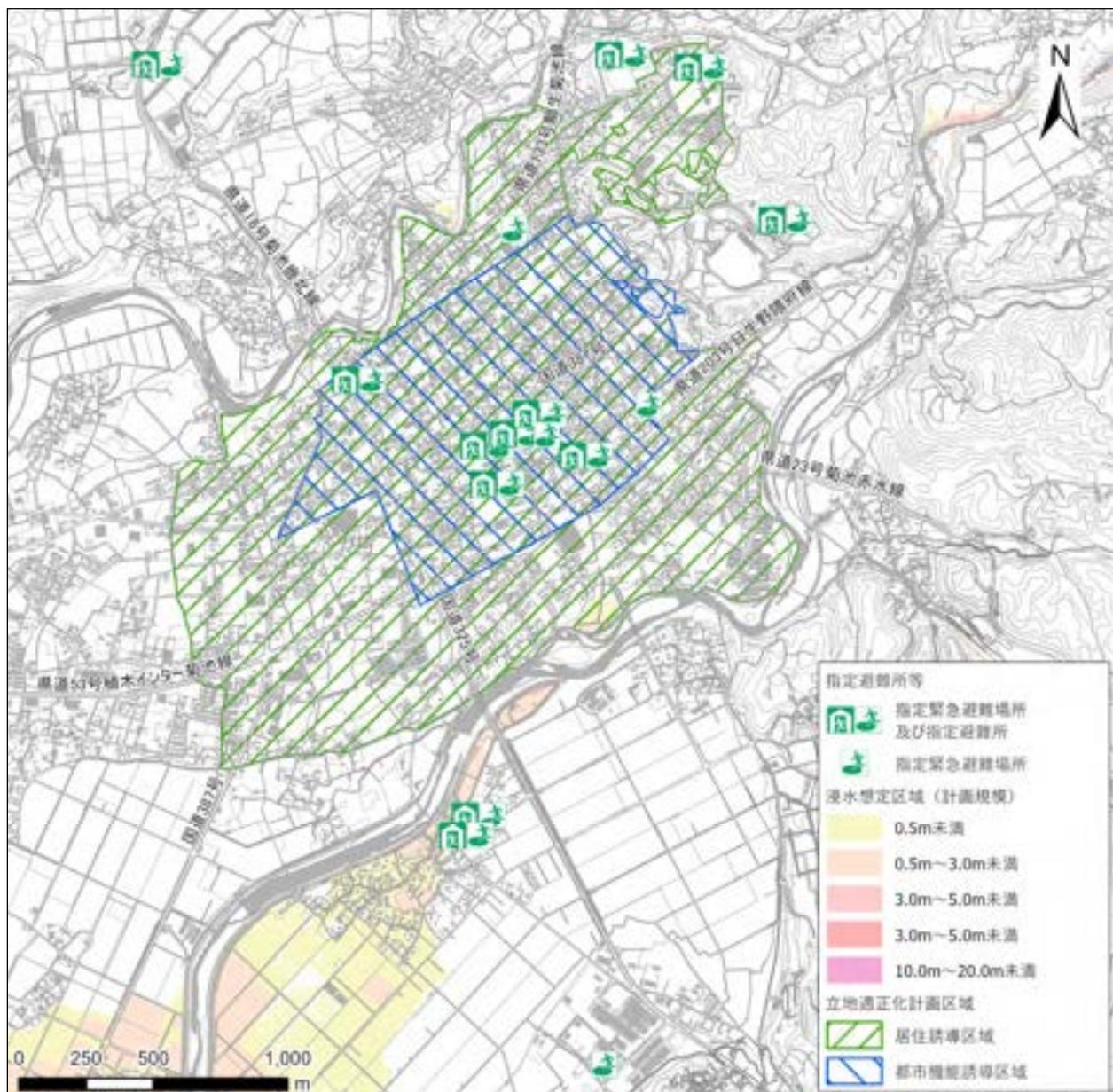


図 8-13 洪水浸水深(計画規模) × 避難所分布【菊池中心市街地】

泗水国道 387 号沿道の居住誘導区域内には、浸水想定区域(計画規模)と重複するエリアがありますが、指定緊急避難場所及び指定避難所は立地していません。

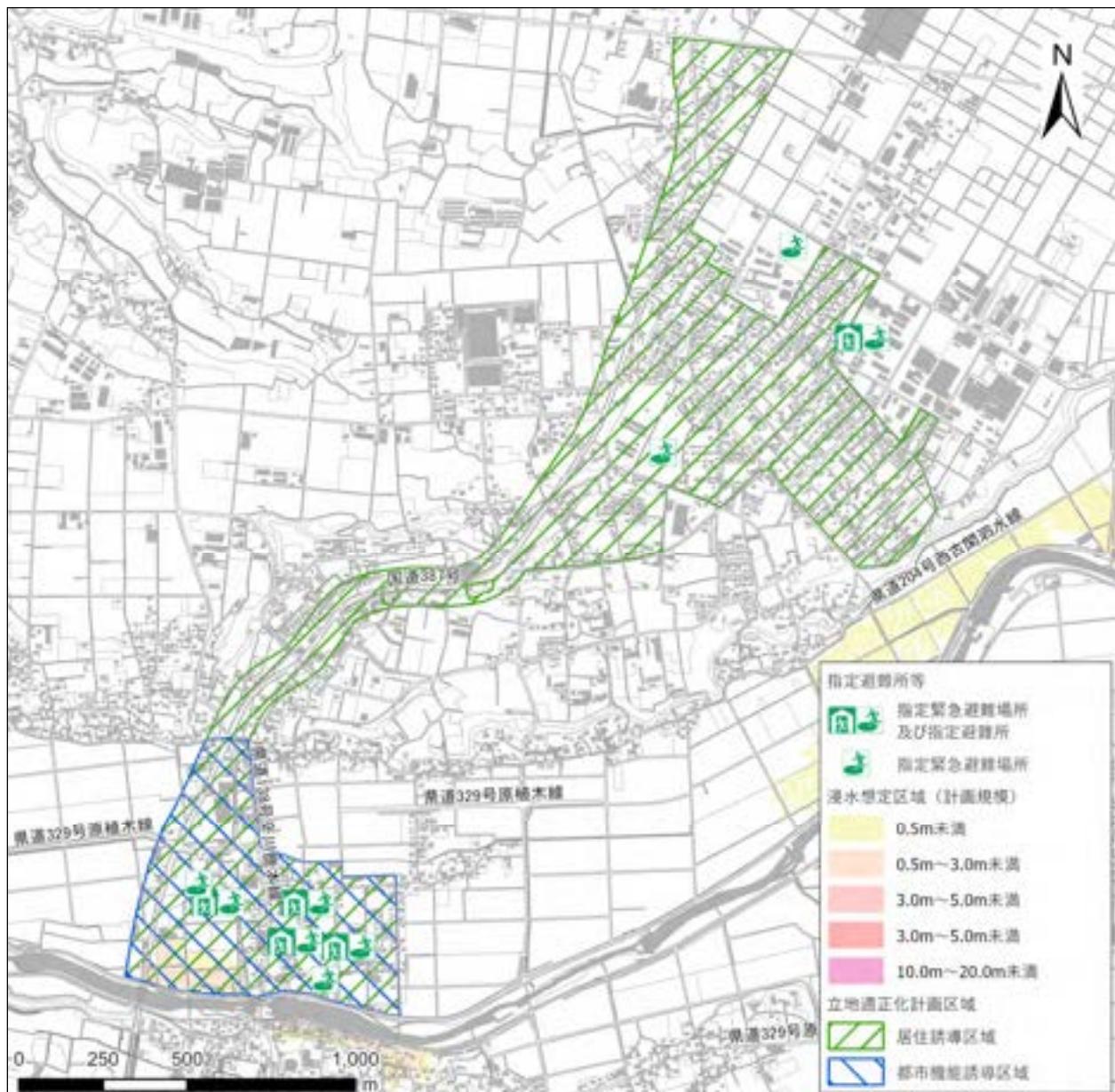


図 8-14 洪水浸水深（計画規模）×避難所分布【泗水国道 387 号沿道】

⑥洪水浸水深(計画規模)内における公共公益施設(医療・福祉)の分布

計画規模の浸水想定区域には、公共公益施設は立地しておらず、国道 325 号をはじめとした幹線道路も浸水はみられません。

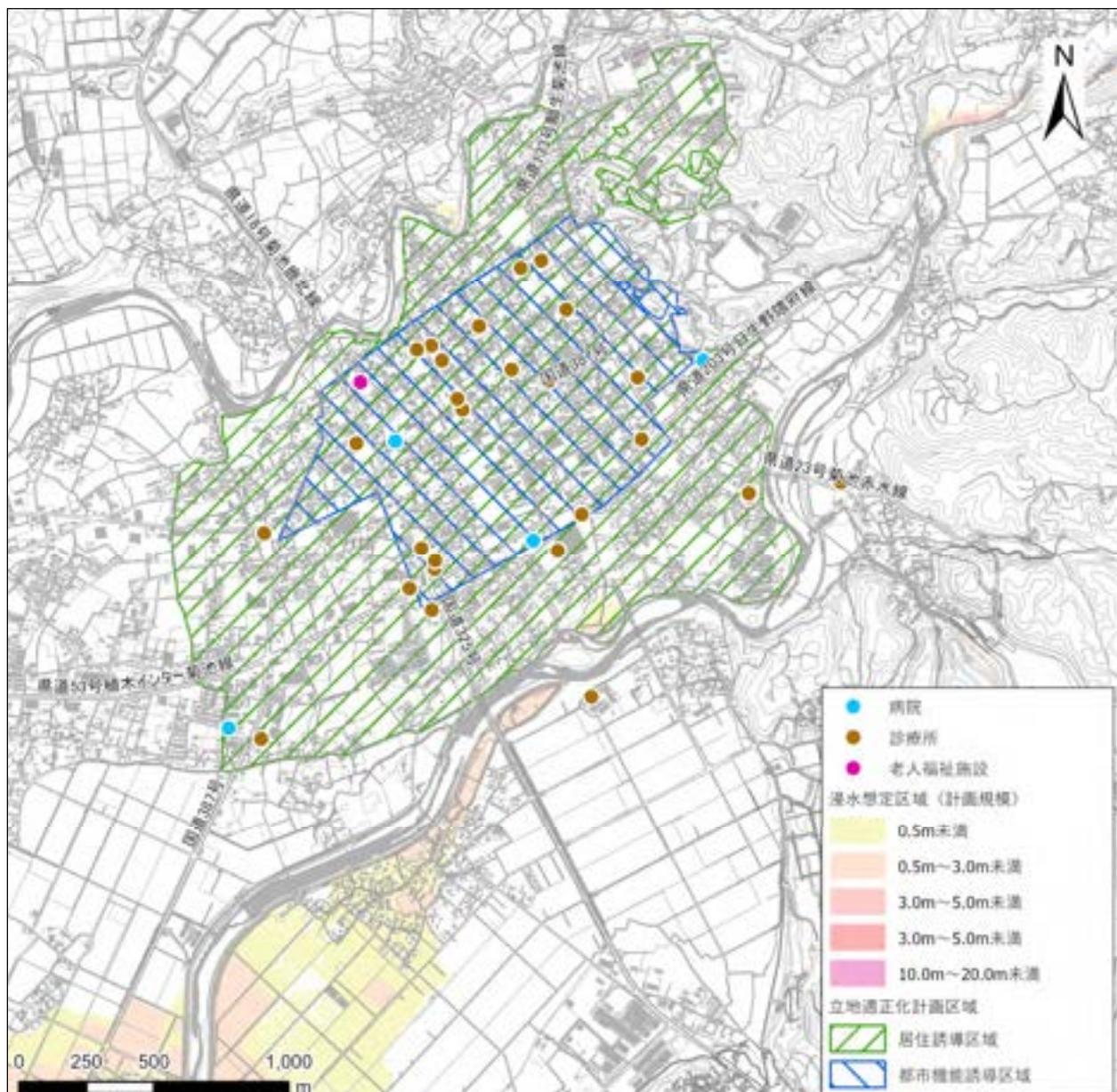


図 8-15 洪水浸水深（計画規模）×公共公益施設分布【菊池中心市街地】

出典：都市計画基礎調査（R4）

泗水国道 387 号沿道の浸水想定区域には、公共公益施設は立地していません。

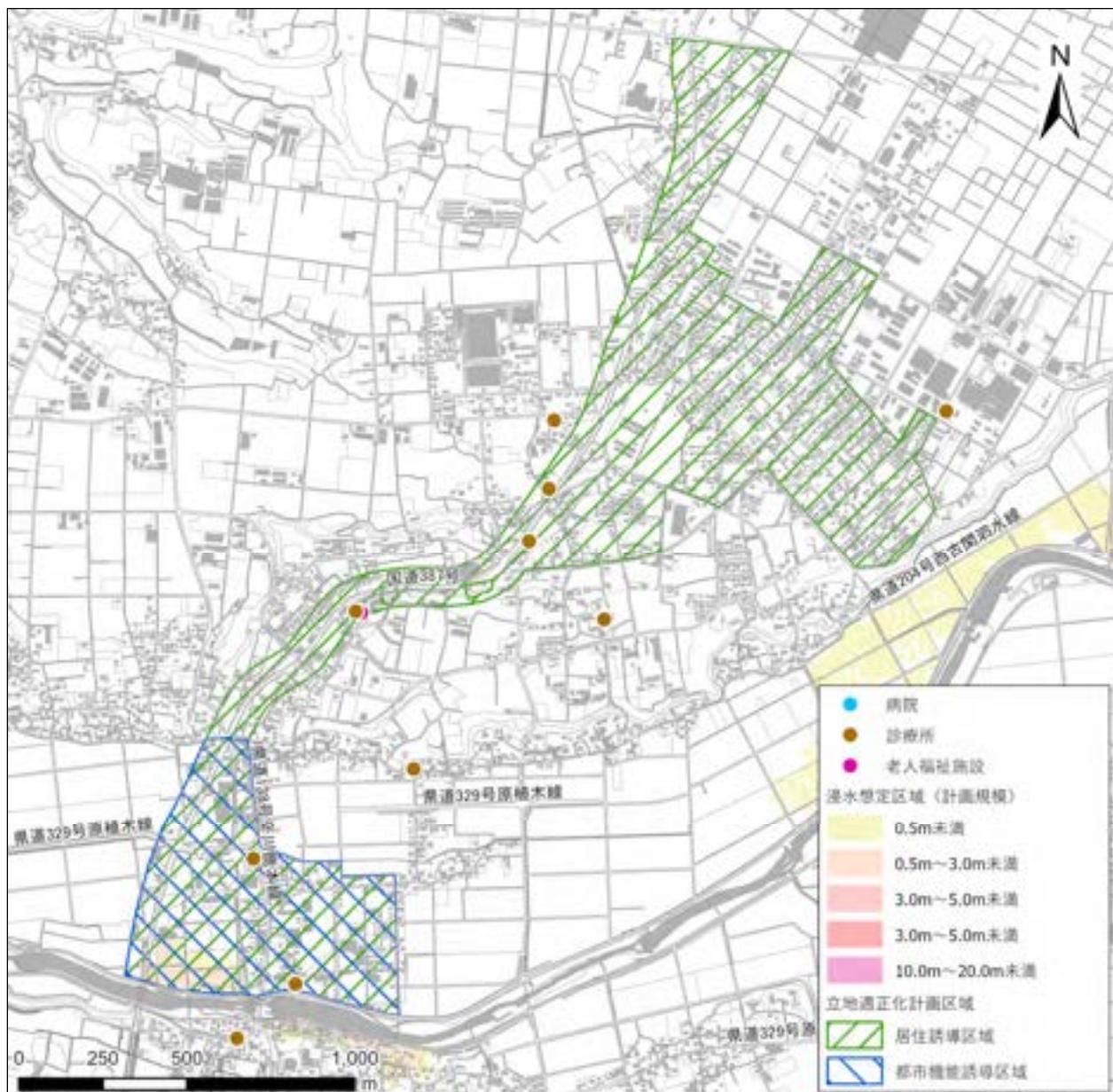


図 8-16 洪水浸水深（計画規模）×公共公益施設分布【泗水国道 387 号沿道】

出典：都市計画基礎調査（R4）

⑦家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)内における木造住宅の分布

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)は、河川堤防の決壊または洪水の氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域です。

菊池中心市街地では、居住誘導区域の一部に氾濫流の区域がみられます。

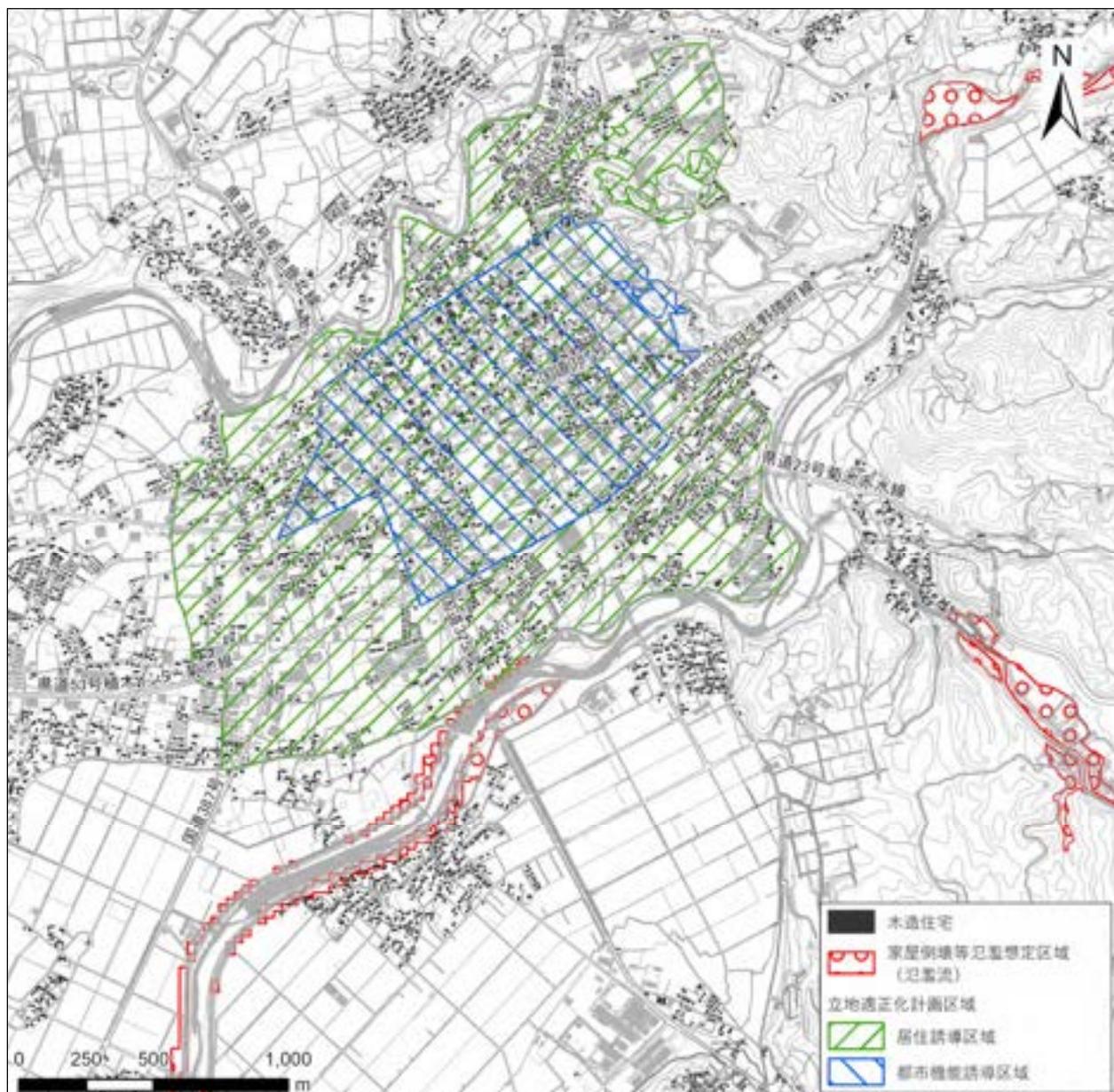


図 8-17 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×木造住宅の分布【菊池中心市街地】

泗水国道 387 号沿道の居住誘導区域内には、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)の指定はありません。

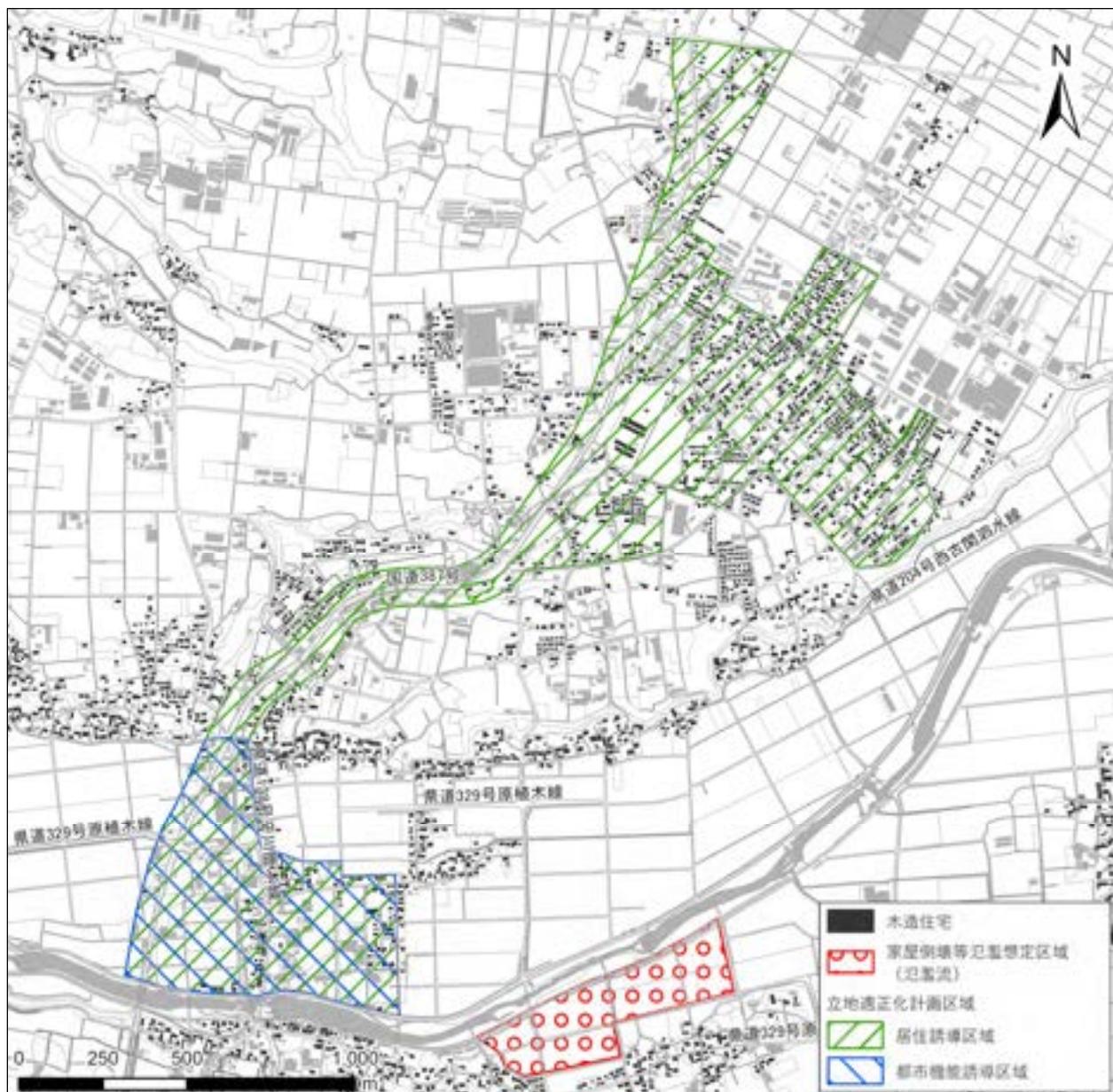


図 8-18 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×木造住宅の分布【泗水国道 387 号沿道】

⑧家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)内における×建物の分布

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)は、洪水時に河岸が侵食され、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域です。

菊池中心市街地では、居住誘導区域北側の迫間川河岸と南側の菊池川河岸に家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に含まれる区域があります。

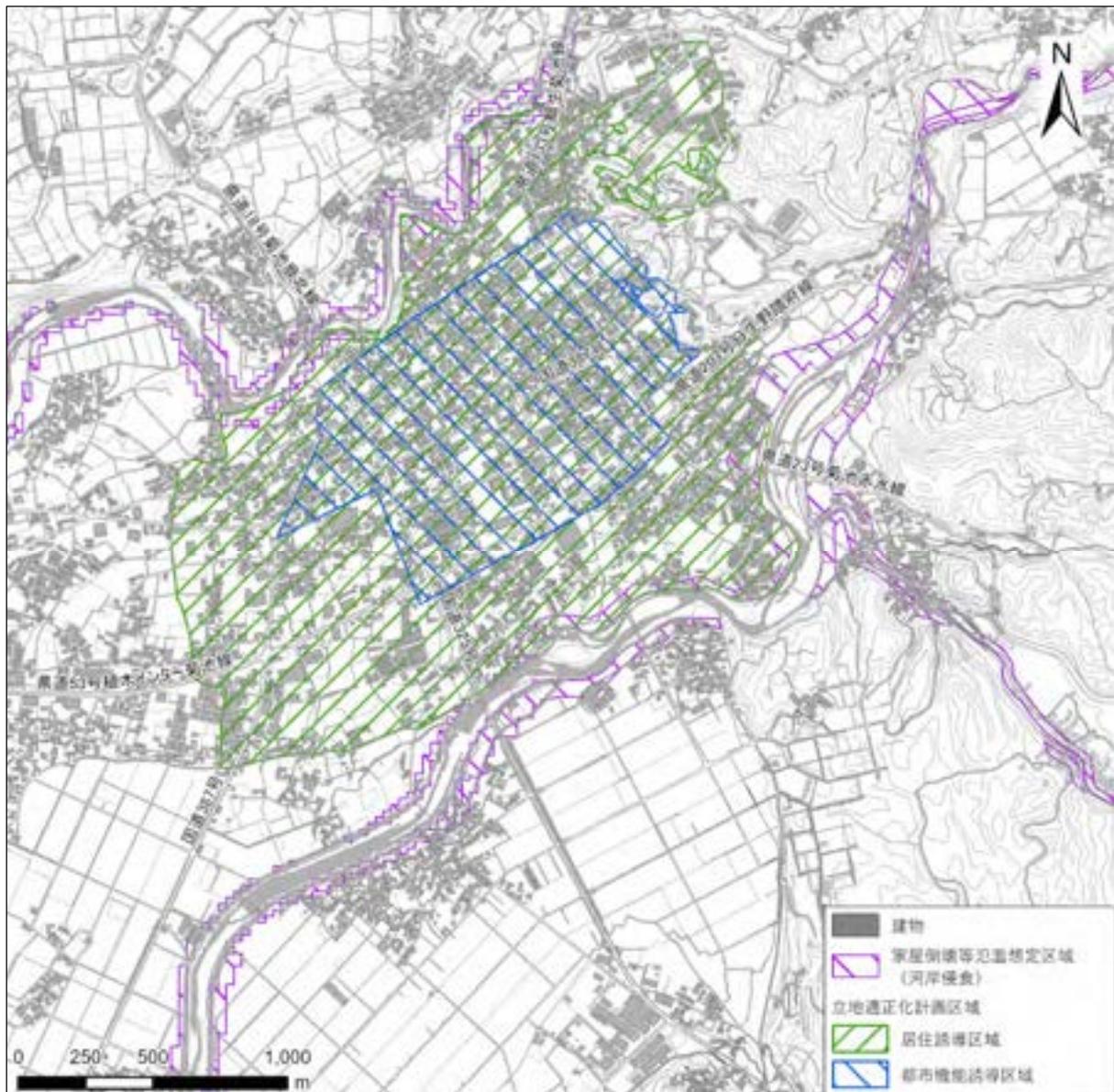


図 8-19 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×建物分布【菊池中心市街地】

これらの区域では、屋内(垂直)避難では安全確保に課題があります。市民が早めの避難を行うためには、本市及び公的機関の迅速かつ正確な情報提供が不可欠です。あわせて、市民の自助・共助意識の醸成や平常時からの地域の防災力向上など、避難体制の充実が重要です。

よって、以下のとおり取組方針を整理しました。

【取組方針】

- 流域治水による洪水災害リスク対策
- 浸水に対する建物の強靭化対策
- 防災情報の提供
- 地域防災力の強化
- 避難体制の充実

泗水国道 387 号沿道では、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の南側の合志川河岸に河岸侵食に含まれる区域があります。

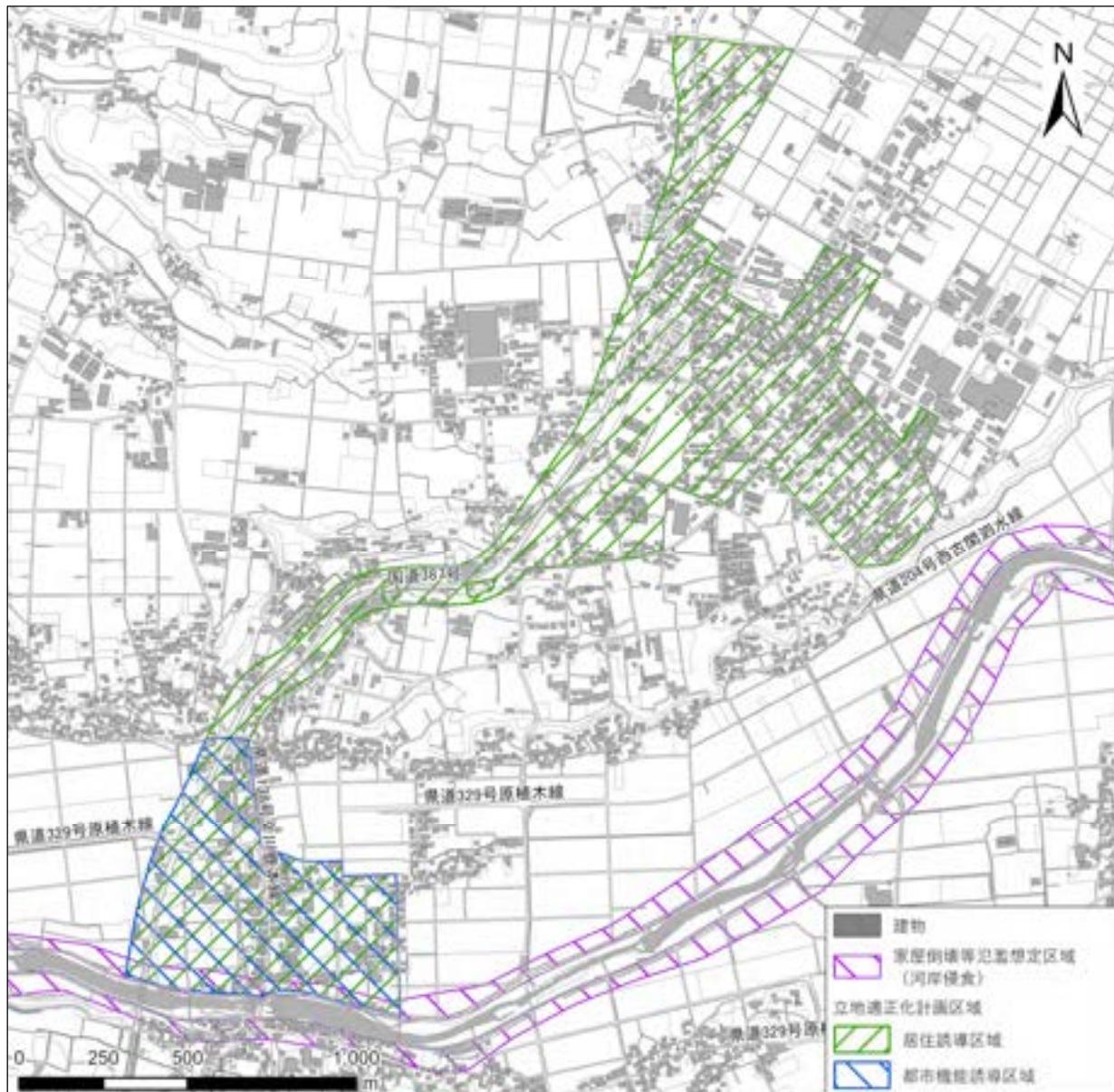


図 8-20 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×建物分布【泗水国道 387 号沿道】

これらの区域では、屋内(垂直)避難では安全確保に課題あります。市民が早めの避難を行うためには、本市及び公的機関の迅速かつ正確な情報提供が不可欠です。あわせて、市民の自助・共助意識の醸成や平常時からの地域の防災力向上など、避難体制の充実が重要です。

よって、以下のとおり取組方針を整理しました。

【取組方針】

- ・流域治水による洪水災害リスク対策
- ・浸水に対する建物の強靭化対策
- ・防災情報の提供
- ・地域防災力の強化
- ・避難体制の充実

⑨土砂災害警戒区域等内における建物分布

菊池中心市街地では、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に隣接して土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域がみられます。

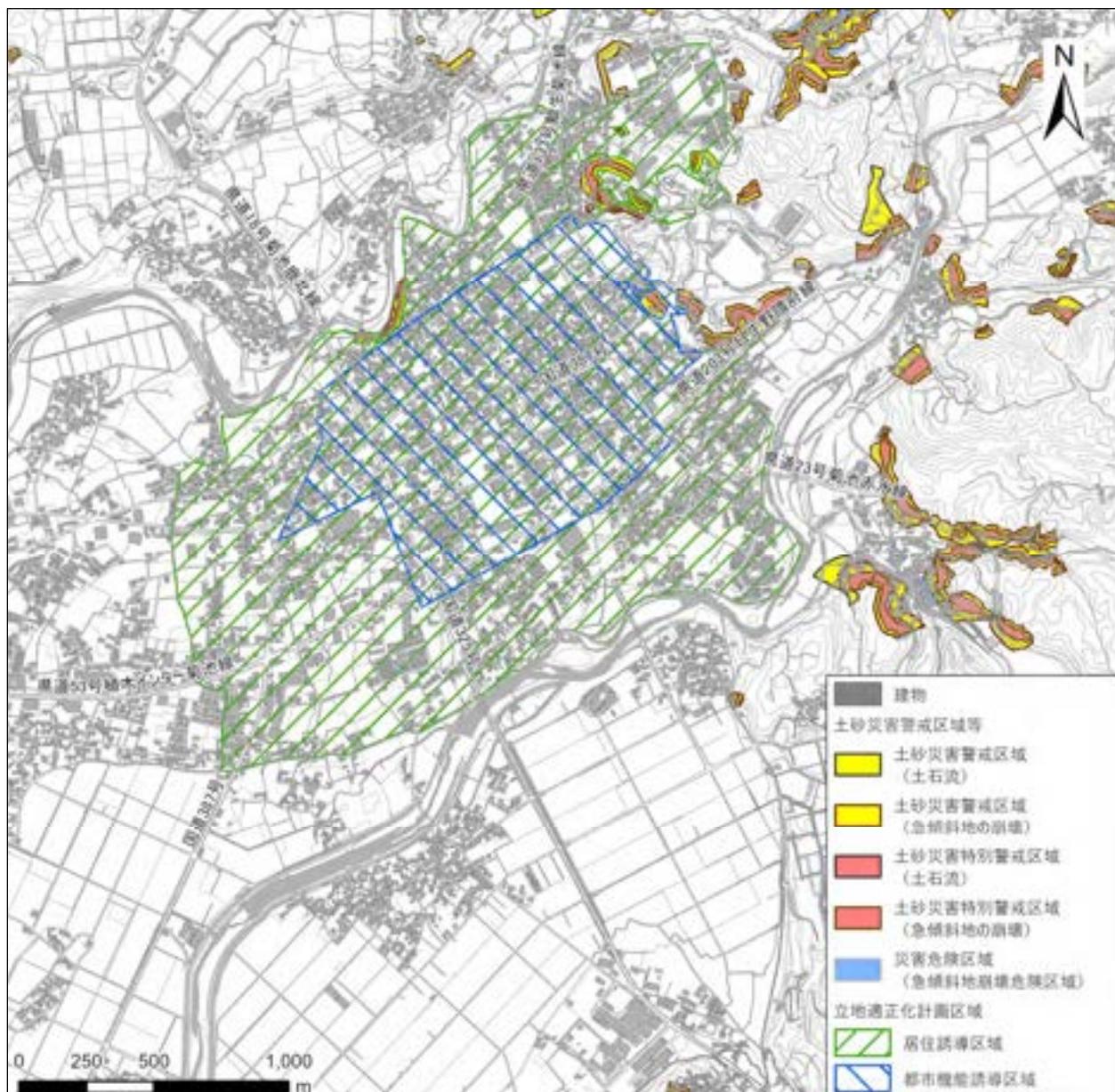


図 8-21 土砂災害警戒区域等×建物分布【菊池中心市街地】

土砂災害は、複合的な要因によって土砂災害警戒区域の外側でも災害が起こる可能性があります。そのため、市民の自助・共助意識の醸成や平常時からの地域の防災力向上など、避難体制の充実が重要です。

よって、以下のとおり取組方針を整理しました。

【取組方針】

- ・住宅・公共施設等の耐震化
- ・防災情報の提供
- ・地域防災力の強化
- ・避難体制の充実
- ・土砂災害リスク対策

泗水国道 387 号沿道では、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に隣接して土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域がみられます。

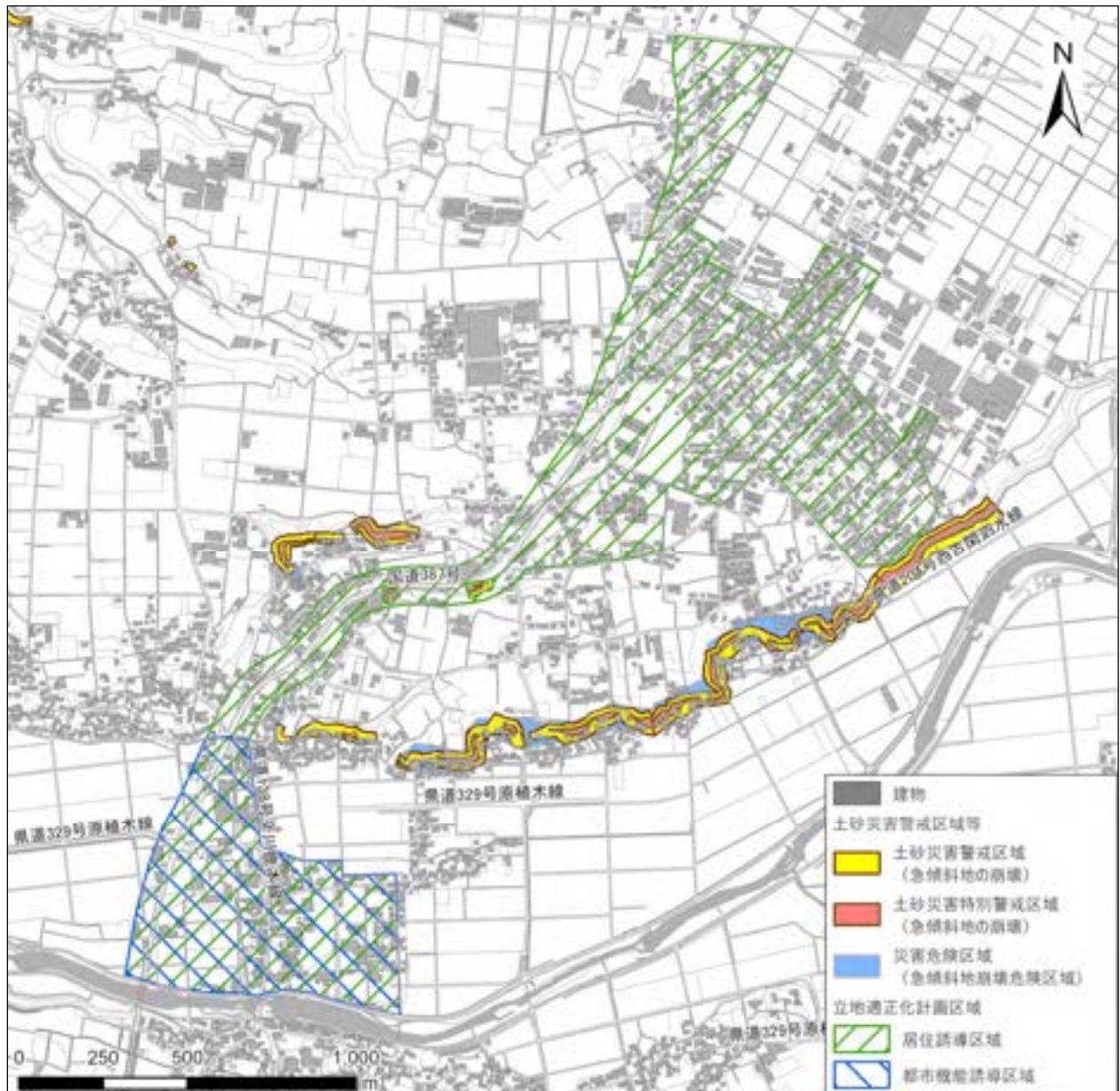


図 8-22 土砂災害警戒区域等×建物分布【泗水国道 387 号沿道】

土砂災害は、複合的な要因によって土砂災害警戒区域の外側でも災害が起こる可能性があります。そのため、市民の自助・共助意識の醸成や平常時からの地域の防災力向上など、避難体制の充実が重要です。よって、以下のとおり取組方針を整理しました。

【取組方針】

- ・住宅・公共施設等の耐震化
- ・防災情報の提供
- ・地域防災力の強化
- ・避難体制の充実
- ・土砂災害リスク対策

⑩地域生活拠点における災害ハザード

七城支所周辺では、洪水浸水深(想定最大規模)のエリアが広がっています。また、最寄りの指定緊急避難場所及び指定避難所まで一定距離があるエリアが一部みられ、早めの避難が必要なエリアです。



図 8-23 災害ハザード【七城支所周辺】

七城支所周辺は、洪水浸水想定区域が広がっており、早めの避難が住民の安全確保に直結することから、市民の自助・共助意識の醸成や平常時からの地域の防災力向上など、避難体制の充実が重要です。

よって、以下のとおり取組方針を整理しました。

【取組方針】

- ・流域治水による洪水災害リスク対策
- ・浸水に対する建物の強靭化対策
- ・防災情報の提供
- ・地域防災力の強化
- ・避難体制の充実

旭志支所周辺は、一部、洪水浸水深(想定最大規模)にかかるエリアがみられます。また、最寄りの指定緊急避難場所及び指定避難所まで一定距離があるエリアが一部みられ、早めの避難が必要なエリアです。

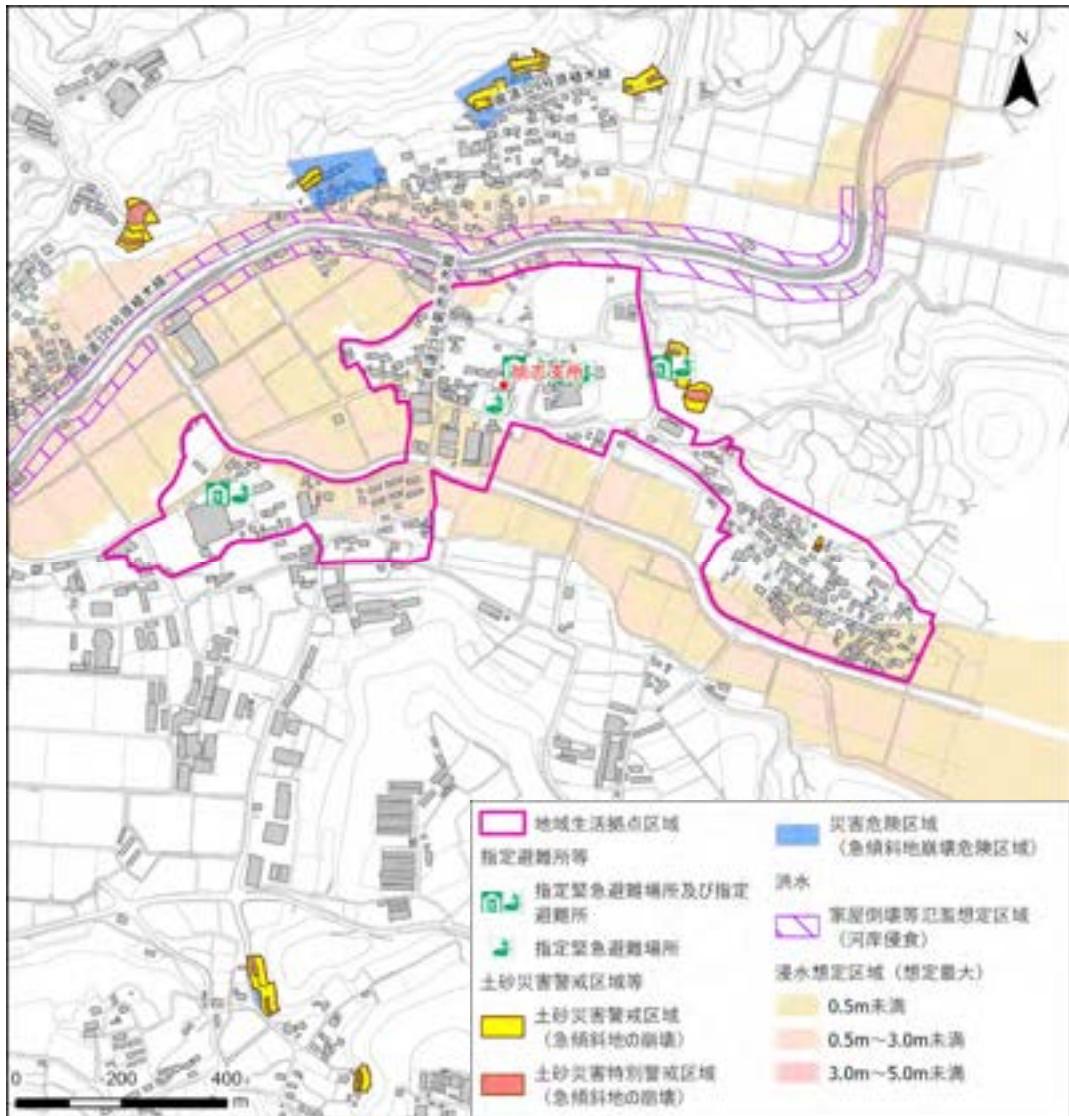


図 8-24 災害ハザード【旭志支所周辺】

旭志支所周辺は、洪水浸水想定区域が広がっており、早めの避難が住民の安全確保に直結することから、市民の自助・共助意識の醸成や平常時からの地域の防災力向上など、避難体制の充実が重要です。よって、以下のとおり取組方針を整理しました。

【取組方針】

- ・防災情報の提供
- ・地域防災力の強化
- ・避難体制の充実

8-2 防災まちづくりの将来像

防災まちづくりを推進するためには、今後もハード・ソフトの両面から総合的に施策を展開し、災害リスクの回避・低減に努めることが重要です。そのためには、市民や事業者と行政が一体となって地域の防災力を高める必要があります。

本市の防災まちづくりの将来像については、「第3次菊池市総合計画」の重点施策である「防災・消防体制の充実」を実現するための取組方針を達成した姿を目標に各種取組を進めていくこととします。

■第3次菊池市総合計画における防災・消防体制の施策

【重点施策】防災・消防体制の充実

【取組】

- 防災・減災体制の強化
- 災害発生時の支援体制整備

出典:第3次菊池市総合計画(R8.3)

【参考】防災に関する基本目標

- ①市民の生命を守ること
- ②地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

出典:菊池市国土強靭化地域計画(R5.3)

【参考】立地適正化計画策定の手引きに示される防災指針での取組方針

災害リスクの回避

- ・災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制
- ・災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアを居住誘導区域、都市機能誘導区域から除外することによる立地誘導

災害リスクの低減

- ・居住誘導区域等における安全を確保するためのハード、ソフトの防災・減災対策

出典:立地適正化計画作成の手引き【基本編】P52(R7.4)

8-3 防災まちづくりの取組方針・取組スケジュール

防災まちづくりの課題と将来像を踏まえ、災害リスク別に取組方針を以下のとおり設定しました。

■洪水災害に関する取組方針

菊池地域の周辺部や泗水地域の中心部に浸水想定区域がみられますが、既成市街地であることから居住誘導区域からの除外は、本市の将来のまちづくりを考えると現実的ではないため、居住誘導区域に含むこととします。

一方で、住民の安全を確保することが最も重要であることから、自主防災組織等による住民の防災活動の促進や災害時の民間事業者との連携などソフト対策を組み合わせることで防災・減災の取組を推進します。

■土砂災害に関する取組方針

居住誘導区域に隣接する箇所をはじめとして市内の一部に土砂災害警戒区域等が指定されていることから、平常時から住民向けの災害リスクの情報の周知・啓発に取り組みます。

上記のリスクに対して、国、県をはじめ、市民や事業者等と連携することでハード及びソフト対策を総合的に展開し、本市の防災力の向上を図ります。ハード対策及びソフト対策の具体的な取組方針を以下のとおり検討します。

(1) ハード対策に関する取組方針

○流域治水による洪水災害リスク対策

- ・堤防の整備や河道掘削等の事前防災を推進し、洪水時の急激な水位上昇を抑制するために、洪水調整施設の整備による貯留機能の確保を図る。
- ・雨水浸透施設(雨水浸透ます、浸透管等)の設置を推進する。
- ・河川堤防等の施設の整備など、浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。
- ・水田やため池は、大雨時に雨を貯めることにより、洪水を防止・軽減する機能を有していることから、それらの機能の維持と向上を図る。

○浸水に対する建物の強靭化対策

- ・居住誘導区域内において、家屋の被害が想定される一定以上の浸水深(床上浸水のおそれのある0.5m以上)の区域では、土地や家屋の嵩上げ、建物のピロティ化、電気施設の高所配置等を促進する。
- ・特に家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する公共施設については、利用者の安全を確保し、災害時の機能を確保するため、改修や更新時には上記の対策を実施する。

○住宅・公共施設等の耐震化

- ・住宅の倒壊などにより人的被害が想定されるため、耐震性がない住宅に対して、耐震改修等に対する補助を実施する。
- ・公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な維持管理を行うとともに、耐震化を含めた改修・建替え等の方針を決定し、公共施設の機能維持と安全確保を推進する。

(2) ソフト対策に関する取組方針

○防災情報の提供

- ・災害が発生した場合、住民等の生命・身体に危険が生じるおそれがあるため、防災行政無線や防災行政ナビ、安心メール、ホームページ等による住民への周知に努める。特に、土砂災害(特別)警戒区域及び浸水想定区域内に居住する住民については、必要に応じ、避難指示を発令する。
- ・円滑な警戒避難体制の構築を図るため、ハザードマップを更新・発行し、浸水想定区域や避難所等の周知啓発を行う。

○地域防災力の強化

- ・地域での防災訓練の実施や自主防災組織の活性化を図る。
- ・地域防災力を強化するため、消防団活動の充実のほか、地区防災計画の作成を支援するとともに、防災士の育成・活用を進める。
- ・自主防災組織による避難行動要支援者の避難体制の充実を図るとともに、災害時避難行動要支援者個別避難計画の作成支援を行う。

○避難体制の充実

- ・災害時に適切な対応ができるよう市総合防災訓練及び防災説明会や出前講座を実施するとともに、近隣市町や民間事業者との応援協力体制の強化を図る。
- ・防災行政無線・防災行政ナビ、安心メール、ホームページ等により防災に関する情報を配信するとともに、ハザードマップの配布などを通じて住民の防災意識向上を図るとともに、災害発生時に必要となる食料や生活必需品の備蓄など、災害に備えた自助・共助の取組を推進する。
- ・浸水リスクの高いエリアに立地している指定避難所等について、大雨・台風・地震等災害の内容ごとで的確に対応できるよう取扱の検討を行う。
- ・最寄りの指定避難所等まで一定距離があるエリアにおいては、早めの避難に対する市民意識の醸成と民間施設の活用を含めた避難施設の確保に努める。

○土砂災害リスク対策

- ・大規模盛土造成地における変動予測調査を実施することで、安全性の把握に努める。

(3) 取組スケジュール

防災まちづくりの将来像の実現に向け、取組方針に基づき、災害リスクを回避・低減させるための取組とスケジュールを以下に示します。スケジュールは目標年次に至るまで短期(概ね5年)、中期(概ね10年)、長期(概ね20年)の達成目標について設定します。

表 8-2 取組スケジュール

| 分類 | 方針 | 具体的な取組 | 実施主体 | 実施時期の目標 | | |
|-----------------------|--|---------------------------------|-------|------------|-------------|-------------|
| | | | | 短期 (5年) | 中期 (10年) | 長期 (20年) |
| ハード対策 | 取組方針① 流域治水による洪水災害リスク対策 | 堤防整備や護岸工事等による河川整備等の推進 | 国・県 | --- | --- | → |
| | | 河川の堆積土砂等の撤去 | 国・県・市 | --- | --- | → |
| | | 水田の適正な管理による貯留機能の向上 | 県・市 | --- | --- | → |
| | | 河川等への流出を抑制する雨水浸透枠や雨水タンク設置に対する補助 | 市 | --- | --- | → |
| 取組方針② 住宅・公共施設等の耐震化 | 戸建て木造住宅耐震化の支援 | 市 | --- | --- | → | |
| | 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の耐震改修や建て替えによる機能維持による安全確保 | 市 | --- | --- | → | |
| 取組方針③ 避難経路の整備 | 災害時の避難経路となりうる主要幹線道路の着実な整備や維持管理 | 県・市 | --- | --- | → | |
| ソフト対策 | 取組方針④ 防災情報の提供 | 防災情報の伝達機能強化 | 市 | --- | --- | → |
| | | ハザードマップの更新・発行 | 市 | --- | --- | → |
| 取組方針⑤ 地域防災力の強化 | 自助共助の担い手育成 (自主防災組織の活性化、防災士の育成・活用、消防団との連携強化) | 市 | --- | --- | → | |
| 取組方針⑥ 避難体制の充実 | 防災行政無線・防災行政ナビ等による災害(水害・地震等)リスクの周知 | 市 | --- | --- | → | |
| | 民間事業者や他自治体との災害時の連携強化・避難施設の確保 | 市 | --- | --- | → | |
| | 年1回の総合防災訓練の実施 | 市 | --- | --- | → | |
| 取組方針⑦ 土砂災害リスク対策 | 大規模盛土造成地における変動予測調査の実施 | 市 | --- | --- | → | |

→ :実施中であり、今後も継続的に取り組むもの。

→ :一部実施中。今後も段階的に取り組むもの。

第9章 目標値の検討

第9章 目標値の検討

9-1 目標値検討の基本的な考え方

本計画において設定したまちづくりの基本方針を実現するために、前章で検討した誘導施策や防災指針における具体的な取組などの様々な施策を総合的に実施します。施策の展開にあたっては、施策の効果や効率性等を定期的に検証し、施策を見直しながら計画を進めていくことが重要です。

上記を踏まえ、計画の適切な進捗管理を実施するため、将来都市構造の方針や誘導方針に基づき、目標値を設定します。

なお、目標値の設定にあたっては、計画策定時点である平成 29 年（2017 年）に設定した目標値の中間評価を実施したうえで、目標値を見直すこととします。

9-2 目標値の中間評価

本計画が策定された平成 29 年（2017 年）に設定した目標値と見直し時点の実績値を比較し、達成状況を評価します。

計画策定時には、コンパクトで公共交通により結ばれた市街地形成を実現する観点から、①居住誘導区域の人口密度と②公共交通の利用者数の目標の 2 つの指標を目標値として設定しました。各指標の実績値を整理すると以下のとおりです。

なお、基準値については、計画策定時点の直近の国勢調査年を基準として算定しました。

◇居住誘導区域の人口密度

| 区域 | 面積 ^{※1} (ha) | 人口密度（人/ha） | | 評価 |
|--------------|--------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--------|
| | | 基準値 ^{※2} 平成 27（2015）年 | 実績値 ^{※3} 令和 2（2020）年 | |
| 菊池中心市街地 | 341.6 | 23.3 | 22.8 | ↓ 減少傾向 |
| 泗水国道 387 号沿道 | 132.2 | 24.1 | 29.0 | ↑ 増加傾向 |
| 合計 | 473.8 | 23.5 | 24.5 | ↑ 增加傾向 |

※1 面積は、土砂災害警戒区域等を除外する見直し前の誘導区域面積

※2 國土交通省國土技術政策総合研究所(以下、「國研」)が公開している将来人口・世帯予測ツール Ver.2 による平成 27 年国勢調査 100m メッシュ人口と誘導区域が重複するメッシュの人口を合計したもの

※3 国研の将来人口・世帯予測ツール Ver.3 による令和 2 年国勢調査 100m メッシュ人口と誘導区域が重複するメッシュの人口を合計したもの

◇公共交通の利用者数

| 公共交通利用者数（人/日） | 基準値 ^{※4} 平成 27（2015）年 | 実績値 ^{※5} 令和 5（2023）年 | 評価 |
|---------------|-----------------------------------|----------------------------------|--------|
| バス交通利用者 | 1,993 | 1,488 | ↓ 減少傾向 |

※4 基準値：国道 387 号を通る主要バス路線として、熊本電気鉄道株式会社の運行系統別輸送実績報告書路線番号 101、109、111 の輸送人員より算出

※5 実績値：国道 387 号を通る主要バス路線として、熊本電気鉄道株式会社の運行系統別輸送実績報告書路線番号 109、111 の年間輸送人員(令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月)より算出(101 は存在せず)

居住誘導区域の人口密度は、菊池中心市街地で減少する反面、宅地開発が進む泗水国道 387 号沿道地区では増加している傾向が見られます。

一方、公共交通利用者数については、バス路線の減便やコロナ禍の影響を受け、減少傾向が続いているいます。

9-3 目標値の設定

本見直しでは、既存の「居住」、「公共交通」に加え、都市機能の誘導による効果を測る目標値として、都市施設の維持管理コスト等に関連する「財政指標」および、災害リスク低減に向けた「防災に関する目標」を新たに設定します。施策の実施が目標値の達成に結びつき、それによって将来にわたり都市機能が維持されるよう、実現性の高い目標値を定めます。

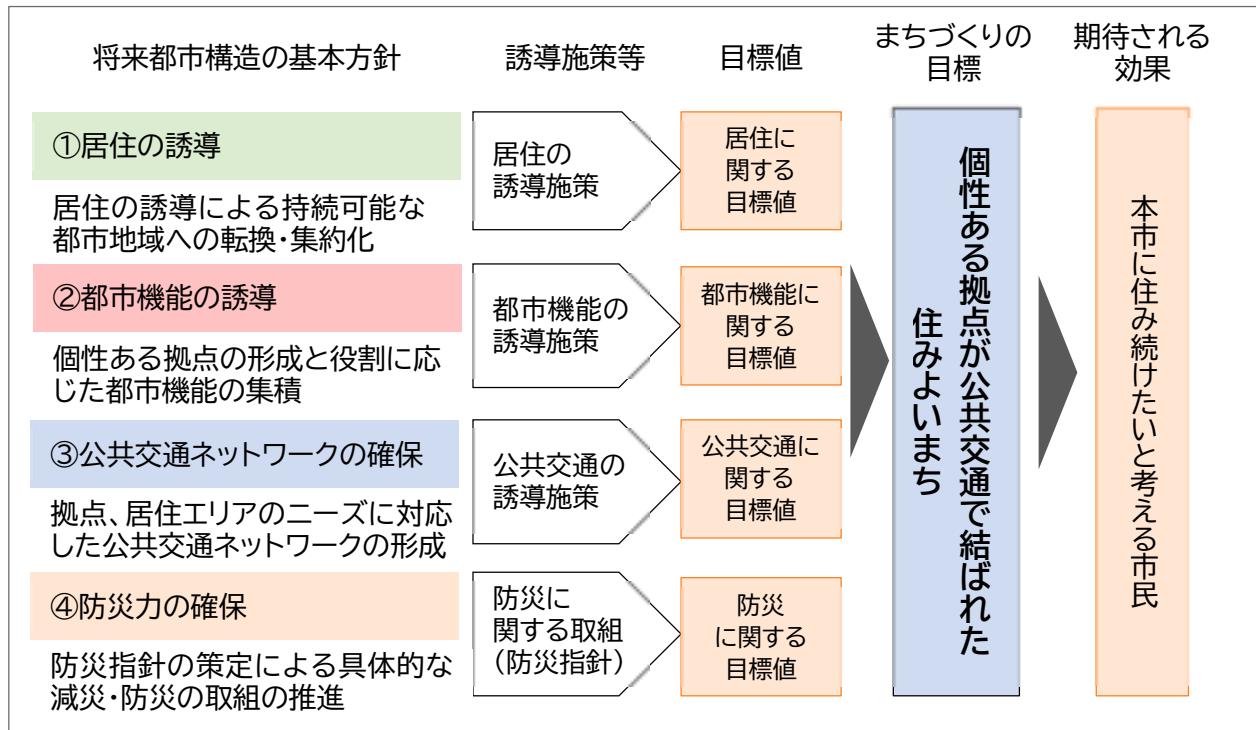


図 9-1 基本方針と施策、目標値の関係性

(1) 居住に関する目標値

居住誘導区域の人口密度は、本市を取り巻く環境の変化や人口減少を踏まえ、実情に即した目標値を設定する必要があります。そこで、本見直しにあたっては、次回以降の検証の継続性と算定根拠の透明性を確保するため、国総研の「将来人口・世帯予測ツール Ver.3」を用いて推計値を算定しました。

菊池市第3次総合計画後期基本計画(令和8年3月)における人口ビジョン将来推計パターンの令和17年(2035年)時点の目標値を基準として、社人研による将来推計よりも本市の人口密度を維持していくことを目指して目標値を設定します。

| 区域 | 面積※1 (ha) | 人口密度(人/ha) | | |
|------------|--------------|-------------------|-------------------------|----------------------|
| | | 実績値 令和2(2020)年 | 社人研推計値※2 令和17(2035)年 | 目標値※3 令和17(2035)年 |
| 菊池中心市街地 | 336.7 | 23.1 | 20.5 | 21.5 |
| 泗水国道387号沿道 | 134.9 | 28.4 | 28.4 | 29.8 |
| 合計 | 468.9 | 24.8 | 22.8 | 23.9 |

※1 面積は、土砂災害警戒区域の除外等の見直し後の誘導区域面積

※2 国総研の将来人口・世帯予測ツール Ver.3 による市町村別 100mメッシュ別の将来人口推計の値を国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市全体の推計値で補正し、誘導区域と重複するメッシュ人口を合計したもの

※3 第3次総合計画後期基本計画における人口ビジョンの2035年時点の目標人口を基にした誘導区域の人口密度

(2) 都市機能に関する目標値

将来にわたり持続可能な行政サービスを提供するためには、都市機能を集約し、財政の効率化を図る必要があります。本市では「菊池市公共施設等総合管理計画」に基づき、令和 38 年度(2046 年度)までに公共施設の延床面積を平成 29 年度(2017 年度)と比較して 52.2% 削減することを目標としています。本計画においても公共施設の集約・再編等の適正化を行う観点から、以下のとおり指標を設定します。

| 評価指標 | 公共施設の延床面積 (m ²) | |
|--------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| | 基準値 令和 6 (2024) 年 ^{*1} | 目標値 令和 17 (2035) 年 ^{*2} |
| 公共施設の延床面積の削減 | 295,969.7 | 234,765 (2017 年比 44.4% 削減) |

*1 菊池市公共施設等総合管理計画 公共施設(建物)保有総量削減の進捗管理より

*2 「菊池市公共施設等総合管理計画」における 2045 年の目標値 200,466.92 m²より設定

(3) 公共交通に関する目標値

公共交通を取り巻く状況は計画策定時点から大きく変化しており、都市機能誘導区域を結ぶ国道 387 号の基幹的な路線バスだけではなく、「きくちべんりカー」などの市が補助を行うバス路線や「きくちあいのりタクシー」など、複合的な交通手段により交通ネットワークの確保が求められています。そのため、以下のとおり指標を設定します。

| 評価指標 | 利用者数 (人/年) | |
|----------------------------|----------------------|-----------------------|
| | 基準値 令和 6 (2024) 年 | 目標値 令和 17 (2035) 年 |
| 基幹的路線バスの利用者数 ^{*3} | 54,020 | 54,020 |
| 路線バス交通利用者 ^{*4} | | |
| きくちべんりカー利用者 | 159,012 | 167,200 |
| きくちあいのりタクシー利用者 | | |

*3 実績値: 国道 387 号を通る路線バスである熊本電気鉄道株式会社の運行系統別輸送実績報告書路線番号 109、111 の年間輸送人員(令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月)より算出

*4 市が補助を行うバス路線の利用者数

(4) 防災に関する目標値

防災指針に示した取組方針、具体的な取組を踏まえ、ハード・ソフト両面における災害リスクの回避・低減のための項目を指標として設定します。

| 評価指標 | 基準値 令和 6 (2024) 年 | 目標値 令和 17 (2035) 年 |
|---------------------------|----------------------|-----------------------|
| 市道改良率 | 89.3% | 92.5% |
| きくち防災・行政ナビアプリダウンロード数 | 12,356 人 | 16,000 人 |
| 自主防災組織 ^{*5} の組織率 | 92.1% | 100% |

*5 自主防災組織は、自治会などで地域住民が協力し、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを目的に、日頃から様々な活動を行う組織を指す

9-4 期待される効果

各目標が達成されたことにより、期待される効果は以下のとおりです。

| 評価指標 | 現状値 令和 6 (2024) 年 | 目標値 令和 17 (2035) 年 |
|-----------------------------|----------------------|-----------------------|
| 全般的な暮らしやすさに関して満足※と回答した市民の割合 | 29.4% | 40.0% |

※ 令和6年度市民アンケートにおける「全般的な暮らしやすさ」に関する回答において「満足」「やや満足」と回答した市民の割合

9-5 計画の見直し

概ね5年ごとに計画に記載された施策及び事業の実施状況の調査・分析・評価を行い、計画の推進状況や妥当性を検証し、必要に応じて適切に本計画や関連する都市計画の見直しを行うものとします。

なお、計画の進行に当たっては、毎年の施策の検証も必要です。令和7年（2025年）から国が提供する「まちづくりの健康診断」を踏まえて、施策の効果検証や近隣自治体や同規模の自治体との比較を行なながら施策を見直し、より実効性の高い施策の展開に努めます。

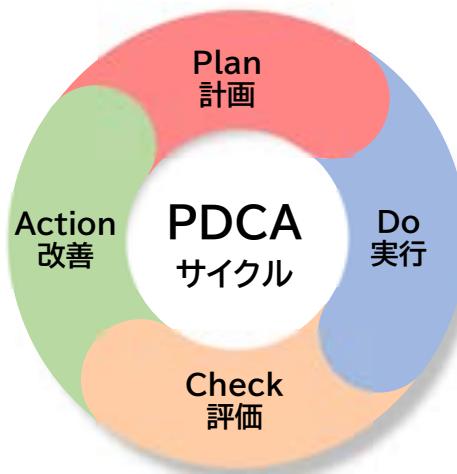


図 9-2 PDCA サイクル

まちづくりの健康診断のイメージ図は、複数の画面構成で構成されています。左側には「市町村」というヘッダーがあり、その下には「評議会用レポートを提出」と「各種資料が添付された」というメッセージがあります。中央部には、複数の入力フォームが並んでおり、「市町村基盤情報」「市町村基盤診断」「市町村基盤診断（アウトカム診断）」などの項目が含まれています。右側には、診断結果や分析結果が表示される欄があり、「市町村基盤診断結果」と「市町村基盤診断分析」の項目が示されています。また、画面右側には「結果診断に基づく政策化計画の策定」と「市町村基盤診断結果に基づく政策化計画の策定」という説明文が記載されています。

図 9-3 まちづくりの健康診断のイメージ